

沖縄県立博物館紀要

第25号

BULLETIN OF

THE OKINAWA PREFECTURAL
MUSEUM

No.25

1999

目 次

前田真之：ドイツにおける宗教活動とイスラム.....	1
神谷厚昭：石材と人間の民俗的・歴史的関わり.....	53
与那城義春：セッカの繁殖.....	69
嵩原建二・姉崎悟・高木昌興・奥戸晴夫・金川雅之：南大東島で最近新たに記録された鳥類について.....	75
嵩原建二・嘉手苅初子・前原一統・松田哲哉・佐久田勇・松田史郎：久米島から最近新たに記録された鳥類.....	95
仲底善章：シムクジ作りと芋料理.....	117
仲底善章：どうして土器は平底の深鉢型なのか	129
伊波悦子：博物館はボランティアに支えられて.....	135
與那嶺一子：紅型における同一模様と紺屋の関わりについて ～「霞松大函梅模様」を例にした～	159
太田健一・津波古聰：<資料紹介>高倉について.....	171
喜久川智子・宮平真由美：博物館文化講座考.....	191

沖 縄 県 立 博 物 館
OKINAWA PREFECTURAL MUSEUM

沖縄県立博物館紀要

第25号

沖 縄 県 立 博 物 館

目 次

CONTENTS

前田真之：ドイツにおける宗教活動とイスラム.....	1
Masayuki MAEDA : Die Religionsaktivität in Deutschland und Islam	
神谷厚昭：石材と人間の民俗的・歴史的関わり.....	53
Koshio KAMIYA : Folkloric and Historical Relations between the Stone Materials and the Human Life	
与那城義春：セッカの繁殖.....	69
Yoshiharu YONASHIRO : Notes on the Breeding <i>Cisticola juncidis</i> at the Base of Mountain of the Untama-mori in Boundary of Nishihara Town and Yonabaru Town, Okinawa Prefecture	
嵩原建二・姉崎悟・高木昌興・奥戸晴夫・金川雅之：南大東島で最近新たに記録された 鳥類について.....	75
K.TAKEHARA, S.ANEZAKI, M.TAKAGI, H.OKUDO, and M.KANAGAWA: New Record of the Birds in Minami Datou-jima Island, the Nansei-Shoto	
嵩原建二・嘉手苅初子・前原一統・松田哲哉・佐久田勇・松田史郎：久米島から 最近新たに記録された鳥類.....	95
K.TAKEHARA, H.KADEKARU, M.MAEHARA, T.MATSUDA, I.SAKUDA, and S.MATSUDA : New Record of the Birds in Kumejima Island, the Ryukyus	
仲底善章：シムクジ作りと芋料理.....	117
Yosiaki NAKASOKO : From Planting Seeds of Sweet Potatoes to Cooking	
仲底善章：どうして土器は平底の深鉢型なのか	129
Yosiaki NAKASOKO : Why are the Potteries Deep Pot Type with Flat Bottom Shape ?	
伊波悦子：博物館はボランティアに支えられて.....	135
Etsuko IHA : Volunteer Support Museum Program	
與那嶺一子：紅型における同一模様と紺屋の関わりについて.....	159
～「霞松大函梅模様」を例にした～	
Ichiko YONAMINE : Study on Technical Relation Between the Same Design of <i>Bingata</i> and the Dye house	
～in Case of Design of Haze, Pine Leaf, <i>Obako</i> and <i>Ume</i> Blossom ~	
太田健一・津波吉聰：〈資料紹介〉高倉について.....	171
Ken-Iti OTA and Satoshi TSUHAKO : 〈Material Note〉 On Takakura of Okinawa Prefectural Museum	
喜久川智子・宮平真由美：博物館文化講座考.....	191
Mayumi MIYAHIRA and Tomoko KIKUKAWA : Evaluation on Audience Reserch of Public Lecture	

ドイツにおける宗教活動とイスラム

前田 真之

(沖縄県立博物館)

Die Religionsaktivität in Deutschland und Islam

Masayuki MAEDA

(Okinawa Präfekturmuseum)

1. 問題の所在

世界史的に見た場合、宗教活動を保障するシステムは、大別すると① 政教分離 (Separation between Church and State)、② 宗教的寛容 (Religious Tolerance)、③ コンコルダート (Konkordat) の三つに分けることができる。政教分離が国家と宗教の分離をとおして信教の自由^(注1)を保障しようとするものであるのに対して、宗教的寛容は国教会制度を前提としつつも保障の対象を他宗教にまで広げ信教の自由を保障しようとするものであり、コンコルダートは国と教会とが条約を締結し、教会の取扱う事項については國家の介入を認めない方法で信教の自由を保障しようとするものである。

この三つのシステムのうち我が国が政教分離を採用していることについては、広く知られているところである。それは戦前の国家神道が果たした役割を踏まえ、国と宗教との結合により信仰の主体者の人権が損なわれることがないようにとのねらいから、神道指令を踏まえて日本国憲法に内実化されている。しかし政教分離は宗教活動を保障する唯一のシステムではないだけに、その意義を検討する場合には、他のシステムによる宗教活動の保障の状況を考察する中で相対化のプロセスを通してのみ客観化されうことになる。

このような視点から宗教的寛容を採用しているイギリスやタイ国、それからコンコルダートを採用するドイツの状況を考察していくと、マイノリティーの人権がどのように保障されているのかがこれから大きなカギを握ってくることが分かってくる。たとえば英アングリカンチャーチを国教とするイギリスのイングランドでは、1960年代以降にインド・パキスタンなどのアジア系移民が増大し、日本の公立学校に相当するカウンティ・スクールでの教育が問題となってきている。というのは学校教育においてはモーニング・アセンブリーと呼ばれる朝礼でキリスト教の祈祷が行われており、イスラムを信仰する子弟にとっては受け入れ難いものとなっているからである。そのためイングランドのブラッドフォードのようにムスリムの集中する地域では、父兄の間から補助学校あるいは独立学校を要求する動きが現れてきている^(注2)。それから仏教を国教とするタイ国においては、ムスリムの多い

タイ南部の4県（パタニ、ナラティワット、ヤラ、サトゥン）やバンコクのムスリム居住区では、公立学校における祈祷朗読、公立学校への仏像導入、官庁における仏教儀式の執行、イスラムの私的教育機関ポンドックの私立学校への移管などの問題がこれまでに起きてきている。そのほかにも仏教僧をタイの辺境の地に派遣する教育省宗教局のプラタマトウッタ プログラムや内務省のプラタマチャリク プログラムは、ムスリムやキリスト教徒との軋轢を生じている^(注3)。

コンコルダートを採用するドイツにおいても、1992年度の連邦統計序資料で185万余を越える^(注4)と言われるトルコ系移住者の子弟の扱い方が学校では問題となっている。

本稿ではドイツにおける宗教活動について、とりわけトルコ系ムスリムに関して起きていたりいる宗教問題に焦点をあて、ドイツ連邦共和国基本法（以下基本法と省略）との関わりでマイノリティーの扱いがどのようにになっているのかについて考察を進めていくことにする。さらに理解を深める一助とするため、クラウス・ディーター・バイヤーの「宗教の自由・良心の自由の基本的権利～とりわけ少数者保護の見地から」（1997年）の中から第2部第4章第2節「イスラムと基本法の宗教の自由」を翻訳資料として紹介しておくことにする。

2. 基本法における宗教の自由の保障

ナチズムの洗礼を受けたドイツは、民主主義国家としての戦後の再出発に際してその決意を基本法の中に具体化させている。たとえばナチズムの復興を阻止するために、基本権の享有については、基本法18条で「・・・自由で民主的な基本秩序に敵対するために濫用する者は、これらの基本権を喪失する。」^(注5)と規定したり、かたや政治的に迫害された過去の人々への反省をもとに基本法16a条で「政治的に庇護された者は、庇護権を有する」と規定している。

しかしその一方宗教の自由に関する領域では戦後処理の問題が徹底した形で行われていない。その内容は、第3条(3)の「信仰、宗教的ないし政治的見解による差別的取扱いの禁止」、第4条の「信仰・良心の自由の保障」、第7条(3)の「正規の授業科目としての宗教教育の承認」、第123条の「旧法および旧条約の効力の存続」、第140条の「国家と宗教に関するヴァイマル憲法の規定の承認」で構成されているが、これらの条項で規定されている実態をもう少し詳しく見ていくと基本法における宗教の自由の保障構造が明らかになってくる。

第4条では、信仰、良心の自由、ならびに宗教及び世界観告白の自由が保障され、宗教的行事については何等妨げられることがないと規定している。しかしそれは学校におけるキリスト教を基盤とした宗教教育を否定することではなく、また国家と宗教に関してはヴァイマル憲法の規定（136条「信教の自由の行使、信仰告白による差別的取扱いの禁止」

137条「国教の禁止、宗教団体の結成の自由、宗教団体の課税徵収権の承認」、138条「有償による宗教団体への国の給付の廃止、宗教団体の所有権等の保障」、139条「日曜日・祭日の法的保障」、141条「公の営造物における宗教的行事の承認」)を基本法の構成部分として認め、その中でドイツ福音主義教会・カトリック教会の戦前の課税徵収権なる既得権を承認しているのである。このワイマール憲法の規定が編入された意義についてはスメントの発言をきっかけに論議が交わされ^(注6)、さらにワイマール憲法と基本法とでは国家と宗教の取扱いに関してどう変わったのかが問題となっている。とりわけドイツ福音主義教会・カトリック教会のような大教会に対して教会税徵収の権限を承認するなどの取扱いと他の小さな宗教団体への取扱いに差異があることが問題となり、基本法の憲法解釈としてそれを肯定しうるのか否か見解が分かれている。差異を肯定する積極説は、①これまでに大教会が果たしてきた役割を大前提とし、さらに②137条(3)で「法律の範囲内で、その事務を独立して処理し管理する」権限を付与されていることから独立性に基づく自己決定権の一環として教会税徵収などの特権を肯定している。この積極説は、国の代理徵収業務により経済的基盤を支えられてきた二大教会の現実を肯定している。一方これを否定する消極説は、①大教会の歴史的役割は誇張されるべきではなく、また②その歴史的役割ゆえに特権を与えるとすれば基本法4条の宗教・良心の自由と矛盾することになるし、③国の宗教的中立性という義務づけがワイマール憲法137条の「国教会は存在しない」という規定から根拠づけられると述べている^(注7)。

ここでもう一度整理してみると、ドイツの基本法下においてはいかなる宗教に対しても同じように扱うことは実際には行われておらず、二大教会への特権を大前提とした上で他宗教の自由を保障することが課題となっているということである。したがってそこでは、あくまでもキリスト教を大前提とした基盤の上に議論が成立していることになり、ナチズムの時代に改組を余儀なくされたシナゴーグ・ゲマインデ(=ユダヤ教会)^(注8)のような非キリスト教の側からの論議には、理解が得られにくい状況にあったと言えよう。しかし「法廷における十字架事件」(BverfGE 85,366,Be-schluß v.17·7·1973)のように非キリストの側からの問題提起も行われるようになってきている。さらに戦後のドイツにおいて見過ごすことのできないものとしては、これから取り上げるトルコ系ムスリムの存在のほかに、世界各地で起きている新宗教運動とりわけドイツにおいては、「ハレ・クリシュナ」や「ラジニーシ運動」のような東洋系セクトなどに代表される「若者宗教(Jugend Religion)」の存在を挙げることができる^(注9)。ここでは、ドイツのトルコ系ムスリムに焦点を当てて見ていくことにする。

3. ドイツにおけるトルコ人増加の歴史的背景

ドイツにおけるトルコ人の増加は、ドイツ政府の労働者対策と大きな関わりを持っている。戦後の高度成長期を迎えたドイツは、不足する労働者を補うため1955年以降外国人労働者の募集を始めている。その方法は二国間協定という形を取り、イタリア（1955年）に始まりギリシア（1960年）、スペイン（1960年）、トルコ（1961年）、ポルトガル（1964年）、モロッコ（1963年）、ユーゴスラビア（1968年）などへその対象を拡大している^(注10)。この募集はドイツにおける不況到来により1973年には中止となるが、広渡清吾氏によると、その当時「外国人労働者は260万人を数えるにいたった。」^(注11)と指摘している。その後1980年代に入り、2次オイルショックによる不況期に入ると極右やネオナチの活動は外国人に向かってくる。しかしそれが一気に爆発するようになるのはドイツ再統一により百万人以上の東ドイツの住民が失業するようになってからである。またその頃ドイツ系東ヨーロッパ人の難民としての流入も起こり、外国人問題に加え難民問題も社会問題化してくる。ドイツ連邦統計庁の1992年度の統計をもとに山本知佳子氏が整理した「ドイツ在住の外国人」^(注12)によると、イタリア（55.8万人）、スペイン（13.4万人）、トルコ（185.5万人）、ポルトガル（9.9万人）、モロッコ（8万人）、ユーゴスラヴィア（91.6万人）という内訳になっており、その中でトルコ人が最も多くなっている。ドイツ政府は、募集を中止した後外国人労働者は自国に戻ると思っていたが、実際はその逆の結果となっている。多くの労働者は、その後もドイツに残り家族を呼び寄せ、ドイツで生れ育った子供たちが増えている。このような状況をふまえ、ドイツ政府は1990年に外国人法の改正を行っている。これまで外国人の滞在については、EU諸国内からの人々を対象にした滞在法、EU以外の国からの人々を対象にした外国人法、難民や庇護希望者を対象にした庇護手続き法で取り扱われたが、就労目的の滞在については1990年に改正された外国人法10条で規制することになった。法令によるきびしい基準のもとで滞在認可を得た場合でも、雇用促進法に基づき、一般労働許可あるいは特別労働許可も必要となる^(注13)。いづれにせよ、このような措置の中で外国人労働者がドイツに流入することは困難な状態になったが、これを支える論理として「募集によって受け入れた外国人労働者とその家族の『移民化』について責任を取るが、それは、この『移民化』が、『一回限りかつ最終的』であることを大前提」^(注14)としている。この移民化受入れについては、さらに帰化問題や帰化受入れに際しての外国籍放棄の問題が生じ、滞在はしても帰化手続きを取る者が極めて少ないことが指摘されている^(注15)。このような指摘に対して、コール首相は、国籍取得の簡易化及び二重国籍容認の発言を行うようになっている。

4. ドイツ再統一後のトルコ系ムスリム

ドイツに暮らすトルコ人の間に様々な問題が起きてくるのは、ドイツ再統一後の90年代である。ドイツ再統一はドイツ政府の側からするならば、①失業問題であり、②外国人問題であり、③難民問題である。しかしこの問題への解決については後手に回り、重要な問題については憲法裁判所の判決を待つという状況が国民の中に苛立ちをもたらした。このような状況の中で、ドイツ民族同盟、国家民主党、共和党などの極右政党やネオナチ集団が力を増してきている。仲井斌氏が紹介した憲法擁護局資料によると^(注16)、1992年の極右による暴力行為は2584件あり、そのうち難民、外国人に向けられた暴力行為が88%を占めていることが指摘されている。1991年旧東ドイツのホイヤスヴェルダ市で起きた外国人ハイム・難民ハイム襲撃事件の場合、それは東ドイツの特殊事情が影響した事件であるとの見方をしていたドイツ市民も、やがてそれが西ドイツ地域に急速な広がりを見せる中でその深刻な状態に気が付いてきている。

トルコ人に関しては、1992年にシュレースヴィヒ・ホルスタイン州メルン市でネオナチによる放火襲撃が起り、3人の女性が焼死している。その翌年ノルトライン・ヴェストファーレン州のゾーリンゲンでも放火襲撃が起り、5人が亡くなっている。この事件には前兆があり、市内にあるイスラムのモスク（寺院）がこれまでに放火を受けていたことが明らかになっている^(注17)

5. トルコ系ムスリムの宗教的課題

90年代に起きた襲撃事件の中でトルコ系ムスリムの人たちが、どのように暮らしているのか、証言をもとに見ていくことにする。1969年に主人の呼び寄せによりドイツベルリンにやってきたテスリメ・ドルムシュさんは宗教生活について次のように述べている。

「イスラムの教えは忠実に守っている。ドイツ人は私たちの宗教に一切干渉しない。工場の隅には礼拝用の場所があって、時間がくれば仕事を中断して礼拝をさしてくれ、終わるまでちゃんと待ってくれる。トルコでだったらこれほどまめに宗教上の勤めを守れないよ。二人の子供もモスクのコーラン講座に通った。今は学校があるけどできないけど、前は家族そろって六時前に起きて、早朝の礼拝をしていたよ。

でも、もし子供がドイツ人と結婚するなんていいだしたらぜったいに許さない。那些たちはキリスト教徒じゃないか！もしイスラム教に改宗するなら、マホメットを信じ、女だったら頭を覆い、礼拝の勤めをきちんと果たすなら、ひょっとしたらありうるかもしれないけれどね。……………

ここにいるいちばんの心のよりどころは宗教だもの、もしドイツが私たちのモスクを開鎖したり、礼拝を禁止したりしたら、抗議のデモを起こすよ！何をするんだ、私たちの

宗教に干渉できないよ、ってね。・・・」^(注18)

ドルムシュさん一人の証言をトルコ系ムスリム一般に普遍化することはできないが、しかしこの証言をとおして暮らしの中の宗教生活について知ることができる。すなわちドルムシュさんは、礼拝に関しては、仕事中は職場で、勤務外については住宅近くのモスクに通い、子供たちもモスクでコーランを学んできたということである。その意味で職場を除くと、モスクがドイツに於いてもかなり大きな役割を果たしていることが分かる。

しかしこの証言の中に含まれていない課題としては、次のようなものが挙げられる。すなわち学校に関するものとしては、①宗教教育、②公立学校における祈祷、③体育の共同授業、宗教活動の主体である組織については、④公法上の団体としての承認問題、⑤イスラムの宗教儀式上の屠殺と動物愛護法との競合問題などがある。

①宗教教育：ドイツに於いては、基本法7条3項により宗教教育が正規の授業科目として認められ、宗教団体の教義にそって行われることになっている。そしてこの宗教教育については、信仰強制を防ぐ目的から子供に参加させるか否かについては基本法7条2項により教育権者が決定権を行使することになっている。

しかし子や教育権者の主観的権利がどこまで保障されるのかについては、ドイツの公立学校の形式すなわち宗派学校及び共同学校の具体的な状況との関わりで見ていかなければならない。西原博史によると、（特定の宗派の精神に基づいて授業・教育が行われる）「宗派学校通学の自発性は、60年代まで保障されず、生徒数の少ない農村部の宗派混合地域ではむしろ、宗教的少数派の子どもが多数派の宗派学校に通うのが普通であった」^(注19)と指摘している。このような状況に対して、「60年代の憲法学の新たな通説は、信仰の異なる者への宗派学校強制を子どもと親の良心の自由侵害と認め」^(注20)、やがてこれは宗派学校の廃止を促す方向へとつながっていく。宗派学校に変わって今度は共同学校が作られるようになるが、宗教教育の授業以外では特定宗派にもとづく教育を行うことができない共同学校の教育活動の在り方が議論されてくる。共同学校に於いて積極的信仰の自由を根拠にキリスト教共同学校を目指す方向と基本法の倫理的基準を指向する世俗的共同学校の方向とが争われ、1975年の連邦憲法裁判所の判決（BverfGE 41,29;41,65;41,88）に持ち込まれる。「学校のキリスト教的性格は、キリスト教の『文化的・教義的要素』が配慮される限りでのみ認められる。」という前提のもとに、『キリスト教諸宗派の共通の原則による授業・教育』が行われる共同学校の存在を容認している」^(注21)。共同学校におけるこのような形で行われている宗教教育に対し、イスラムの宗教教育を子供の親の側から実現することが可能であるかということが、次の問題となってくる。バイヤーは「基本法7条3項により保障される宗教教育が、キリスト教のみならず、（むしろ今なお検討するにふさわしい前提条件の提示にも関連するのだが）イスラムのような非キリスト的団体にも関係することは

明らかである。」と肯定している^(注22)。しかしイスラムによる宗教教育の実現を阻んでいるものとして、①イスラム内部における組織性と②宗教教育の基本原則の問題があると指摘している。すなわち「キリスト教の大教会の構成員のように組織化と基本原則に関する起草の必要性を全く認識していないこと」^(注23)が大きな障壁になっているようである。したがって基本法140条により基本法の構成部分に編入されたワイマール憲法137条の規定する「公法上の宗教団体」としてイスラムの組織が認められるのかについては「たとえばドイツ連邦共和国イスラム協議会のような傘になる連盟は、法人に加入することができるが、宗教団体の地位は承認されてこなかった」^(注24)ことが指摘されている。さらにコーランの内容が基本法的価値秩序と両立しうるかの問題も指摘されている^(注25)。これに対してバイヤーは「実際の学校に権利を主張するパートナーに宗教教育が委任されるとするならば、実際の父母を代表する宗教グループは、個々の事例においてこのような宗教教育を正視し、おそらくそれを実現しうるであろう」^(注26)とその実現可能性について述べている。

②公立学校における祈祷：公立学校における祈祷問題は、イスラムの側から提起されたものではない。しかし公立学校における祈祷が宗教的少数者への参加強制の可能性を秘めている点からするならば、イスラムにとっても共通する重要な課題と言えるであろう。

公立学校における祈祷問題については、二つのケースが起きている。一つはアイヒエンドルフ学校の児童の親から行われた祈祷中止要請を受け、所管の学務局が学校に中止命令を出したことに対し、別の親から憲法異議の申し立てがあったケースである^(注27)。二つめは、福音主義国民学校（その後、二つの共同学校へと分割）に就学することになった娘の父親から、学校で行われている授業開始時および終了時に行われる祈祷を中止させる目的で州の行政裁判所に訴えを起こしたケースである^(注28)。この二つのケースは、州の裁判所を経て、1970年（1 BvR 647/70）と1974年（1 Bvr 7/74）に連邦憲法裁判所に憲法異議の申し立てが行われたが、連邦憲法裁判所は二つの事件を同時に審理して1979年10月16日に判決を下している^(注29)。連邦憲法裁判所は、「就学義務に対する基本権の優位を承認し、学校祈祷への参加強制があり得ないことを出発点とした上で、参加強制がなければ学校祈祷も基本法上許される」^(注30)とした連邦行政裁判所の判決を補強する形で行われている。西原氏は、「学校祈祷の問題は、<国家的宗教行事>対<信仰の自由>の構図でなく、<祈りたい生徒の積極的信仰の自由>対<反対する生徒の消極的信仰の自由>という土俵に位置づけ・・・その調整を参加の自発性の確保に求める」^(注31)というトリックに疑問を呈している。判決では「教室外への退出や教室での沈黙といった可能性を考察し、祈祷を回避することで生徒が仲間外れになり、クラスで差別されるような回避可能性は期待不可能とする。しかし、連邦行政裁判所が指摘した長さ・頻度に関する限界と親への通知という条件を加味し、さらに教師が信条の相互的尊重と寛容という観点で生徒に働きかけるべき

ことを指摘して、差別的な仲間外れの地位が通常は恐れるに足りないと認定している」^(注32)。ここでは学校で実際に起きている現実から出発するのではなく、るべき対応を行えば差別的な仲間外れは起こり得るはずがないという願望を前提にして、学校祈祷の正当化を行っている。したがってこれに対して、祈祷拒否により不利益が生じていないのか、立証責任を国が負うべきであるとの意見も出ている^(注33)。

③体育の共同授業：ここでは、トルコ系ムスリムに起きた体育の授業拒否事件を紹介しておく。「トルコ国籍をもつ当時12歳の少女の父親が、その信仰を理由として、男子との共同授業の形式になるスポーツの授業の免除を求めた。しかし学校当局は、この訴えをまったく個人的な問題として拒否した。行政裁判所は、この女性の水泳授業の免除だけを認めただにすぎなかったために、事件は上級行政裁判所に控訴され、ここですべての共学形式による体育授業からの解放が命ぜられた。連邦行政裁判所は基本的に控訴審判決を支持し、原告の思想・良心の自由、宗教および世界観告白の自由から『性によって区別されていないスポーツの授業から免除される』とした。」^(注34) ここでは12歳の少女に対する強制の要素が論点となり、イスラム信仰に基づく独自の文化が承認されたかたちとなっている。

④公法上の団体としての承認問題：ドイツにおける宗教組織が活動を行うとき、それを支えるのは基本法140条により基本法の構成部分として認められたワイマール憲法137条5項・6項の規定である。そこでは「宗教団体は、従来公法上の団体であった限りにおいて、今後も公法上の団体である。その他の宗教団体は、その組織およびその構成員数からして存続する見込みが確実である場合には、その団体の申請に基づいて、[公法上の団体と]同等の権利が与えられるものとする。・・・・・・・・

公法上の団体たる宗教団体は、市民的租税台帳に基づき、ラントの法の規定の基準に従い、課税する権利を有する。」とある^(注35)。この規定に基づき、二大教会をはじめ、「セヴァンスデー・アドヴェンチスト」「クリスチャン・サイエンス」「救世軍」「モルモン教」などが公法上の団体として認定され活動を続けているが、一方「エホバの証人」は、「民法の所定手続きによって権利能力を持つ私法上の宗教法人として活動している」^(注36)。同じく公法上の団体として認定された場合でも、二大教会に課税する権利が与えられている一方、他にはそのような権利は与えられていない。さて問題は、イスラムの宗教組織をこのような公法上の団体として承認し、その権利行使を認めることができるのかが問題である。これについては大石氏も、「イスラム教の場合、その集まりの宗教団体としての性格は、疑う余地がない。ただ公法上の団体として承認するかどうかだけが問題となる。」と同様のことを指摘している。バイヤーは、この承認については、①「“継続保障”の事実的な特徴が実現していると見なすことができるのか」ということと、②「“組織構成”あるいは宗教団体の“構成員の数”」の状態が鍵を握っていると指摘している^(注37)。さらにバイヤー

は、文献上の有力な見解として「相当する権限を有する強固な組織構造が存在しないので、ドイツに生きるムスリムには（今まで）必要な体制が欠けていると。しかし法人の権利と結び付くような国家との共同のために、さらにそれに伴って現れる制度的な保障要求のために、強固な組織が必要である」との見解を紹介している^(注38)。

⑤イスラムの宗教儀式上の屠殺と動物愛護法：イスラムの宗教儀式の上での屠殺が、基本法4条2項の宗教実践に含まれ、とりわけ「連邦憲法裁判所で“宗教生活の別の形の表明”と称されているもの」に含まれうるのか (BverfGE, 24, 236, 246)、またドイツの動物愛護法 (Tierschutz Gesetz) にある屠殺禁止規定およびその例外規定との兼ね合いでどのように理解されるのが問題となってくる。

まずイスラムの宗教儀式上の屠殺であるが、バイヤーによると基本はコーランとハディスに基づき、実際の屠殺の方法は大血管のある喉の軟部を長くて鋭いメスで切断し、可能な限り全く血の氣のないものにするとある^(注39)。このような方法で行われる屠殺に対し、一方動物愛護法4a条1項では、屠殺は基本的に容認できないとある。しかし4a条の2項は、次の条件に該当する場合には屠殺を許可できるものとしている。すなわち宗教団体が屠殺に関する規定を設けていること、あるいは屠殺によらない方法で殺された動物の肉を食しないことの条件である。この規定の範囲内であれば、宗教的生活（儀式）の表現としての屠殺は可能となっているが、行使の主体はあくまでも組織であり、個人による場合は実施不可能となっている。しかし基本法上の基本権が、下位規範である動物愛護法により制約しうるのかについては、その論拠を含め様々な議論が交わされている^(注40)。

6.まとめ

ドイツにおけるトルコ系ムスリムの状況を考察してきたが、宗教活動の側面から見た場合、ドイツのコンコルダートによる保障は、厳格な政教分離を採用するアメリカや日本に比べると、課題が多いと言えるのではなかろうか。とりわけ少数者保護の問題に対しては、少数者保護を強調するあまり、多数者の積極的信仰の自由をないがしろにしているのではないかという論調が以前として根強い。また積極的信仰の自由と消極的信仰の自由との対立を実践的な整合により解決するとの見方もあるが、その基準の主觀性と曖昧さは否定できず、問題は依然として残っている。むしろこの少数者保護の視点こそ、宗教の自由を内実化していく上でこれからも大きな役割を持ってくるものと思われる。本稿で説明が足りなかった部分については、バイヤーの翻訳資料を参照にしていただきたい。

[脚注]

- 注1 日本国憲法では信教の自由という表現になっているが、ドイツ連邦共和国基本法では宗教の自由という表現になっている。
- 注2. 佐久間孝正「イギリスの多文化・他民族教育～アジア系外国人労働者の生活・文化・宗教」国土社、1994年、67頁以下。Kevin Boyle and Juliet Sheen ed., Freedom of Religion and Belief, Routledge, at 318p (1997) :1998年の教育改革法の問題点を指摘
- 注3. 前田真之、沖縄県人材育成財団への研究報告書「国教制度とタイの信仰保障」17頁～21頁
- 注4 山本知佳子「外国人襲撃と統一ドイツ」岩波ブックレット324号、45頁
- 注5 高田敏・初宿正典編訳「ドイツ憲法集」信山社、1997年、217頁
基本権喪失の憲法制度は、「戦う民主主義」とも称されている。詳しくは山岸喜久治「ドイツの憲法忠誠—戦後から統一まで」信山社、1998年、75頁以下参照
- 注6 清水望「国家と宗教」早稲田大学出版部、236頁以下
- 注7 清水望 前掲書268頁～286頁
- 注8 Werner Weber, Staat und Kirche in der Gegenwart, 1978, S.231
- 注9 大石真「憲法と宗教制度」有斐閣、156頁以下
- 注10 広渡清吾「西ドイツの外国人制作対立の構図」、『総合特集シリーズ外国人労働者と人権』日本評論社、1988年106頁～
- 注11 広渡清吾「統一ドイツの法変動」有信堂、1996年、192頁
- 注12 山本知佳子 前掲書45頁
- 注13 広渡清吾 前掲書202頁。外国人法については、野川忍「外国人労働者法」信山社、1993年、230頁以下で抄訳が紹介されている。
- 注14 広渡清吾「外国人と外国人政策の論理」、東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 6 問題の諸相』東京大学出版会、1992年、399頁
- 注15 広渡清吾「西ドイツの外国人政策対立の構図」、『総合特集シリーズ外国人労働者と人権』日本評論社、1988年、116頁。最近の状況については、Deutschland, Societäts-Verlag, 1998年, N o. 6, S. 9 以下を参照のこと
- 注16 伸井斌「現代ドイツの試練—政治社会の深層を読む」岩波書店、1994年、220頁
- 注17 山本知佳子 前掲書、18頁
- 注18 野中恵子「ドイツの中のトルコー移民社会の証言」木石植書房、1993年、60頁～61頁
- 注19 西原博史「良心の自由」成文堂、1995年、206頁

- 注20 西原博史 前掲書, 1995年, 212頁
- 注21 西原博史, 前掲書, 219頁
- 注22 Klaus Dieter Bayer, Das Grundrecht der Religions-und Gewissensfreiheit, Nomos Verlag, 1997, S.180.
- 注23 Klaus Dieter Bayer, a.a.O., S.181.
- 注24 Klaus Dieter Bayer, a.a.O., S.181.
- 注25 Klaus Dieter Bayer, a.a.O., S.187.
- 注26 Klaus Dieter Bayer, a.a.O., S.182.
- 注27 清水望「信仰告白に自由と国家の宗教的中立性—学校祈祷事件ー」、ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例』信山社, 1996年、109頁
- 注28 清水望 前掲論文, 110頁
- 注29 BverfGE 52, 223。この詳細については、笹川紀勝「政教分離原則と制度的保障—西ドイツ学校祈祷事件連邦憲法裁判所判決ー」、『北星論集』第19号, 239頁以下で紹介されている。
- 注30 西原博史, 前掲書, 224頁以下
- 注31 西原博史, 前掲書, 226頁
- 注32 西原博史, 前掲書, 226頁～227頁, BverfGE, 52, S.248ff.,
- 注33 Ernst-Wolfgang Böckenförde, Zum Ende Schulgebetsstreits, DöV 1980, S.326.
- 注34 BVerwGE, 94, 25・8・1983, その内容については以下を参照のこと。石村修「第5章多文化主義と宗教的少数者—イスラムとドイツの判例を中心として」、比較憲法史研究会編『憲法の歴史と比較』日本評論社、1998年、198頁以下
- 注35 高田敏・初宿正典編訳、前掲書、140頁以下
- 注36 大石真、前掲書、156頁
- 注37 Klaus Dieter Bayer, a.a.O., S.188ff.,
- 注38 Klaus Dieter Bayer, a.a.O., S.188.
- 注39 Klaus Dieter Bayer, a.a.O., S.194, 欄外注294
- 注40 Klaus Dieter Bayer, a.a.O., S.199ff.,

資料① 文 獻 解 題

クラウス・ディーター・バイヤー

「宗教の自由・良心の自由の基本的権利～とりわけ少数者保護の見地から」

(ノモス出版, 1997年発行)

ここに紹介するクラウス・ディーター・バイヤー（1961年生れ）の「宗教の自由・良心の自由の基本的権利～とりわけ少数者保護の見地から」は、コンスタンツ大学に博士学位論文として提出され、1997年に出版されている。本書の意義は、下記に述べているように戦後ドイツの状況やドイツの抱えている課題を念頭に置いたとき、その理解が可能となってくる。

戦後のドイツに於いては、これまで宗教史の分野に於いてドイツ福音主義教会やローマカトリック教会の変遷について、それからナチズムの台頭期における二大教会の対応等について多くの論稿が出ている。さらに憲法の領域に於いても、敗戦に至るまで国家の庇護を受けてきた二大教会がドイツ連邦共和国基本法の下でどのような扱いを受けているのか、また厳格な政教分離を採用していないドイツに於いて、二大教会と国家との良好な関係を保持しつつ、他宗派の宗教の自由をどのように保障していくのかが論議され、信仰の主体である人々の主観的権利なるものの視点から自由の問題が検討されてきた。しかしそでの論議はあくまでもキリスト教を大前提とし、その上にたってユダヤ教等の人々の扱いをどうするのかという観点からのものであった。「法廷における十字架事件」(BVerfGE 35, 366, Beschlüsse v. 17.7.1973)、「学校祈祷事件」(BVerfGE 52, 223, Beschlüsse v. 16.10.1979)などにも、その影響を見ることができる。

しかしこのような観点に対して、一石を投ずるようなことが近年ドイツで起きている。ドイツにおける戦後の宗教変動は二大教会を大きく塗りえるまでには至っていないが、3K従事者としてのトルコ人労働者の受け入れ政策は185万余のトルコからの移住者を生み出し、マイノリティーとしてのムスリムの問題を醸成せしめている。

本書は宗教の自由を議論する場合にムスリムの問題をも射程範囲に入れている。このこととドイツの「若者宗教」(Jugend Religion) すなわち新しい宗教セクト運動をも念頭に入れて考察を進めていくならば、今日のドイツの宗教問題がトータルな視点からクローズアップされ、理解が深められるはずである。ここでは、その一助として、クラウス・ディーター・バイヤーの著書の中から“ムスリム”に関する部分を翻訳し、紹介することにする。訳者の力量不足のため、内容について十分に理解できない箇所がある場合には、原文と対照しながら読み進めていくことをお勧めする。

資料②（翻訳） Klaus Dieter Bayer

Das Grundrecht der Religions- und Gewissensfreiheit

（宗教の自由・良心の自由の基本的権利）

Unter besonderer Berücksichtigung des Minderheitenschutzes

（とりわけ少数者保護の見地から）

第1部 ドイツ連邦共和国基本法における宗教の自由及び良心の自由

第1章 ドイツ連邦共和国基本法4条の構造と内容及び憲法におけるそのコンテキスト

第1節 信仰の自由

1. 信仰の概念について
2. 保障範囲
3. 否定的な要素

第2節 良心の自由

1. 良心の概念に関する定義
2. 不可侵性の概念
3. 信仰と良心との関係
4. 良心の自由の保障範囲
5. 良心の形成と否定的な要素
6. 集団的な権利としての良心の自由
7. 思想の自由との境界
8. まとめ

第3節 宗教・世界観告白の自由

1. 宗教・世界観告白の自由の内容あるいは保障範囲
2. 宗教概念の重要性
3. 世界概念の重要性／宗教との境界
4. 集団的権利としての信教の自由？
5. 集会の自由と結社の自由とのつながり
6. 思想の自由との関わり
7. 職業従事の自由との関わり
8. まとめ

第4節 侵害されない宗教的実践

1. 宗教的実践の概念
2. 宗教的実践の活動範囲
3. 侵害されない宗教的実践
4. 永続的な保障範囲 a. 裁判 b. 文献
5. 否定的な構成要素
6. 集会の自由とのつながり

第5節 宗教の自由

1. 宗教の自由の内容
2. 不文律（明示されてない原則）
3. まとめ

第2章 ワイマール憲法の宗教条項と関連してドイツ連邦共和国基本法140条について

第1節 基本法におけるワイマール宗教条項の根本的立場

1. 本来の憲法規定との関係
2. 国教会法の概念について
3. 基本法4条との関係

第2節 ワイマール憲法の宗教条項の内容と個々の事例における基本法4条の保障範囲との関係

1. 国民の権利（ワイマール憲法136条1項）
 - a) 個々の事実の特徴
 - b) ドイツ連邦共和国基本法4条1項との関係—とりわけ制限機能について
2. 公職への道（ワイマール憲法136条2項）
3. 宗教的沈黙の権利（ワイマール憲法136条3項）
4. 消極的な崇拜の自由（ワイマール憲法136条4項）
5. 国教会の不存在（ワイマール憲法137条1項）
6. 宗教団体結成の自由（ワイマール憲法137条2項）
 - a) 連邦共和国基本法4条との関係
 - b) 宗教団体の概念について
7. 個々の事例（ワイマール憲法137条3項）
 - a) 規範の原則的な意味

b) 個々の構成要素

a a) 自立的な秩序及び管理

b b) その事例

c c) 現行法に対する制約

c) 連邦共和国基本法4条との

8. 権利能力の取得

a) 一般

b) 登録資格の問題

9. 宗教団体の法人としての地位（ワイマール憲法137条5項）

a) 法人の意義

b) 繼続の保障

c) まとめ

10. 課税権（ワイマール憲法137条6項）

11. 世界観的共同体の同格化（ワイマール憲法137条7項）

12. ラントの立法（ワイマール憲法137条8項）

13. 宗教的領域における国家行為（ワイマール憲法138条1項）

14. 世俗化の禁止（ワイマール憲法138条2項）

a) 意義

b) 連邦共和国基本法14条との関係

c) 連邦共和国基本法4条との関係

15. 日曜日及び祝日の範囲

16. 公の営造物における牧会（ワイマール憲法141条）

a) 原則的な意味

b) 規則の内容

c) 連邦共和国基本法4条との関係

第3節 宗教の自由及びワイマール宗教条項一評価

1. ワイマール憲法136条

2. ワイマール憲法137条

3. ワイマール憲法138条

4. ワイマール憲法139条

5. ワイマール憲法141条

6. 結論

第3章 基本法で定める宗教の自由に関するその他の規定

第1節 不利益禁止（基本法3条3項）

1. 保障する権利の内容
2. 基本法4条との関係

第2節 宗教教育（基本法3条3項）

1. 保護者の決定権
 - a) 宗教教育の概念について
 - b) 決定権の行使
 - c) 決定権の制約
 - d) 自己決定権に関する基本権の範囲
 - e) 基本法7条2項と4条との関係
2. 正規の科目としての宗教教育
3. 宗教団体の質的な決定権
 - a) 宗教団体と国家の権利に関する境界
 - b) 基本法4条との関係
4. 教師の基本的決定権
 - a) 保障範囲
 - b) 基本法4条との関係

第3節 私立学校（基本法7条5項）

1. 私立学校の概念
2. 私立学校の例外的特徴
3. 保護者の必要条件
4. 共同体的な学校
5. 告白学校
 - a) 裁判／文献
 - b) 評価
6. 世界観学校
7. 公立学校の優位性
8. 基本法4条との関係

第4節 宗教的信仰告白からの主觀的公的権利の独立（基本法33条3項）

1. 個々の事実の特徴
2. その他の基本権的事実との関係

第2部 宗教の自由・良心の自由の保障範囲及び制約に関する個々の問題

第4章 宗教の自由の保障範囲

第1節 新興宗教／世界観

1. 普遍性、特色
2. 保障領域の権利主張の前提としての宗教的世界観の共同体
 - a) 宗教的信仰告白の提示／世界観
 - b) 経済的活動
 - a a) 裁判／文献
 - b b) 評価
 - c) 憲法遵守／質的な面
 - a a) 裁判／文献
 - b b) 評価
3. 宗教団体（共同体）の活動への制約
 - a) ワイマール憲法137条3項3号の一般性及び制約理論
 - b) さらなる制約理論
 - a a) 制約の根拠としての憲法
 - b b) 内在的制約としての一般的法秩序の留保
 - c c) 制約の根拠としての基本法2条1項の3つの留保
 - d d) 制約の根拠としてのライヒの客観的広さ
 - e e) 制約の根拠としての基本権の濫用
 - f f) 制約の根拠としての憲法の構造原理
 - g g) 制約の根拠としての競合規範
 - h h) 制約の根拠としての特権との関わり
 - i i) 制約の根拠としての国家構成法
 - c) まとめ及び補説
 - d) 個々の事例：信仰の宣伝または公道での宣教
4. 保障範囲への侵害
 - a) 問題提示

- b) 警告による介入の質
- c) 警告及び介入正当化のための権限の基本
 - a a) 裁判
 - b b) 文献
 - c c) 評価

第2節 イスラムと基本法の宗教の自由

1. 宗教教育

a) 問題提示

b) 文献における見解の立場

c) 評価

2. イスラム宗教団体（共同体）の法人の地位？

a) 憲法

a a) 文献

b b) 評価

b) 構成員の数

c) 法律遵守の不文のメルクマール／国家秩序の承認

a a) 文献

b b) 評価

d) まとめ

3. 屠殺の問題

a) 普遍性

b) 屠殺と妨げられることのない宗教実践の保障範囲

a a) 問題提示

b b) 裁判

c c) 文献

d d) 評価

c) 宗教実践の制約としての動物愛護

a a) 問題提示

b b) 裁判／文献

c c) 評価

d) 憲法上の制約としての動物愛護法の許容性

第3節 消極的な宗教の自由と少数者保護

1. 公的な空間における十字架と十字架像

- a) 問題提示
- b) 保障範囲への侵害
 - a a) 裁判
 - b b) 文献
 - c c) 評価
- c) 消極的宗教の自由への制約
 - a a) 裁判
 - b b) 文献
 - c c) 評価

2. 宗派の祈り

- a) 問題提示
- b) 保障範囲への侵害
- c) 消極的宗教の自由への制約
 - a a) 裁判／文献
 - b b) 評価

第5章 良心の自由の保障範囲と制約

第1節 市民的不服従

1. 定義

- 2. 良心の自由の保障範囲
 - a) 良心の活動のための場所占拠？－問題提示
 - b) 良心の活動に際しての直接性の基準は？
 - c) 民主的原理の空間においてのみ成立する良心の活動？
 - d) 不作為としてのみの良心の活動？
 - e) 良心に基づく決定に際しての要求
 - f) 暴力（Gewalt）の理解をめぐる問題
 - g) 結論

3. 良心の自由の制約

- a) 第三者の権利
- b) 公共団体による侵害
 - a a) 全市民の法的義務

- b b) 平等な取扱い規定
- c c) 市民の平和義務
- d d) 民主的法治国家の原理
- c) まとめ

第2節 教会の避難所

- 1. 概念及び憲法上の論点整理
- 2. 良心の自由の制約
 - a) 第三者の基本権
 - b) 共同社会的価値の保護
 - a a) 法秩序の機能
 - b b) 平等的な取扱い規定
 - c c) 法治国家に関する規定
 - d d) 民主的根本秩序
 - c) まとめ

第2部第4章宗教の自由・良心の自由の保障領域および制約に関する個々の問題

第2節 イスラムと基本法の宗教の自由

“宗教教育”、“法人の地位付与”、“屠殺（Schächten）”の問題範囲に基づきながら、ドイツにおけるイスラム⁽²²⁰⁾と関連した宗教の自由の保障と制約について詳しく述べる。

1. 宗教教育

a) 問題提示

基本法7条3項により保障される宗教教育が、キリスト教のみならず、（むしろ今なお検討するにふさわしい前提条件の提示にも関連するのだが）イスラムのような非キリスト教的団体の構成員にも関係することは明らかである。

文献においては、一部に於いてすでに宗教団体の提示と関連して、すなわちドイツに居住するムスリムやその宗教団体に関連して、基本法の意味に疑問が投げ掛けられている。イスラムの宗教グループの多くが統一を希望するパートナー化の失敗と関連し、さらにそれに伴って宗教教育の根本となる信仰の統一的基本原則の欠陥が生じたことにより、問題化している⁽²²⁴⁾。というのは宗教教育は、“宗教団体の基本原則”に関する提示を欠くべからざるものとして前提としているからである。したがってそのような状況下では、宗教教育の要求（Anspruch）は成立しえないのみならず、宗教団体がそのような状況に有る限り、ふさわしい基本原則は公式化されない。

以下のことについては、異論がない。ここドイツに居住するイスラム信仰の構成員が組織化と基本原則に関する起草（Verfassung）を行っていないこと、あるいはキリスト教の大教会の構成員のように組織化と起草の必要性を全く認識していないことである⁽²²⁵⁾。個々のセンターや信徒の団体（Gemeinde）は、それゆえ独立しており、上層の機関の監督下にあるということもない⁽²²⁶⁾。さらに次のことが受け入れられている。すなわちイスラムは職務上の権威により信仰の事に口をさしはさむような決定機関を定めないこと⁽²²⁷⁾。

＜注＞

220 アラビア語のイスラムは、アラーの神への黙従、帰依を意味する。それによりモハメッドによって創設された宗教が示され、同時にムスリムの宗教的義務が採り入れられたのである。アラビア語の動詞サリマ（黙従する）の分詞である。この不定詞あるいは名詞の形については、ペリンガー「偉大なる宗教指導者クナウルス」の244pを参照のこと。

- 221 1994年の統計年報68頁によると、この国には少数派170万人のムスリムが住んでいる。1994年に示されたドイツ連邦共和国イスラム協議会の資料によれば、ドイツにはすでに230万いも人が住んでいるとある。それによれば、イスラムはドイツでは第三の宗教勢力ということになる。ミュッケルの指摘は、DÖV, 1995年311頁～、311頁
- 222 フッセル、ナゲル, EuGRZ, 1985年497頁～、498頁
- 223 ミュッケル, DÖV, 1995年311頁～、312頁
フッセル、ナゲル, EuGRZ, 1985年497頁～、498頁
- 224 フッセル、ナゲル, EuGRZ, 1985年497頁～、498頁
ミュッケル, DÖV, 1995年311頁～、312頁
ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号, 149頁～150頁。
- 225 フッセル、ナゲル, EuGRZ, 1985年497頁～、498頁
ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号, 1980年、149頁～150頁。
V. カンペンハウゼン、「福音教会法誌」25巻, 1980年、135頁～、142頁。「・・・イスラムは中央組織を知らないだけでなく、地域的な組織も知らない。」
- 226 V. カンペンハウゼン、「福音教会法誌」25巻, 1980年、135頁～、142頁。
- 227 ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号, 1986年、149頁～150頁。
ヴァン・エス、「キリスト教と世界宗教」、1984年、44頁～、79頁。カリア「イスラムと現代」、1984年、440頁～、457頁。

b) 文献における見解の立場

宗教団体の承認に必要な自然人からなる統合の基準と関連して、次のことが議論されている。たとえばドイツ連邦共和国イスラム協議会のような傘になる連盟 (Dachverband) は法人に加入することができるが、宗教団体の地位は承認されてこなかったこと⁽²²⁸⁾。それゆえ“統合”的提示は、文献の分野においては疑問のままとされている。というのはイスラムは、特定の組織の下にある構成員、それから特定の組織化にともなって現れてくる例えは洗礼をとおしてのキリスト教会のような特定の組織構造を知らないからである⁽²²⁹⁾。不可欠な宗教コンセンサス（及び宗教団体の提示）は、もしも集団が圧倒的に政治的な目標に、すなわち体制の政治的変革を信奉してきた運動⁽²³⁰⁾に関係する場合には、宗教に不可欠なコンセンサス（及び宗教団体の提示）は否定されるであろう。これに関しては国家行動党 (Nationale Aktionspartei) 及び国家救済党 (Nationale Heilspartei)、それからこれらの政党の活発な分派組織である“国家的見解の組織” (Organisation der Nationalen Sicht) が数えられる。

これらのことから次のことが議論されている⁽²³¹⁾。議論の多数は集団に集中しているが、

そこでは様々な理論をとおして集団が区別され、それに応じてイスラムの宗教教育の構想に関し統一の必要性に応えるような国家のパートナーは現在まだ存在しない⁽²³²⁾。国家と宗教団体の共通の業務としての宗教教育の基本法的形成と関連し、さらに次のことが要求されている。すなわち明白かつ確かな組織構造⁽²³³⁾が、それから最小限度一般的な組織と代表者が規定されなければならないこと⁽²³⁴⁾、またワイマール憲法137条5項2号（継続保障）の実体的な基準が規定されなければならなかったこと⁽²³⁵⁾。これらの要求は、以下のことに基づいている。すなわちこの団体の業務（Gemeinschaftsangelegenheit）に関する内容決定が宗教団体にふさわしいものであること。もしもこれらの課題が、実質的な責任に基づいてなされた申し立てにより、国家に執り行なわせることができた場合は、任務が全うされることになる⁽²³⁶⁾。宗教団体は、団体の名において決して個々の勢力や宗派あるいはエリートのためだけではなく、信仰の事に関してのみ語る状態になければならない。宗教教育の“基本原則”との一致が与えられるような宗教教育の保障が確保されない場合には、イスラムのような信仰グループには、ふさわしい“職業的”あるいは代表的な構造が欠けていることになる⁽²³⁷⁾。上級の代表機関に対する要求は、文献においてはもちろん次のような形で提示されている。実際の学校に権利を主張するパートナー（Anspruchpartner）に、宗教教育が委任されるべきであるとするならば、実際の父母及び代表する宗教グループは、個々の事例においてこのような宗教教育を正視し、おそらくそれを実現しうるであろう⁽²³⁸⁾。察するところドイツに居住するムスリムの支配的な数がトルコ系であることに関して、可能なパートナーがトルコ人の職務を宗教的な業務とみなす場合には、代表を通して選ばれたイスラムが適任であるということが保障される⁽²³⁹⁾。

さらにコーランの多彩な内容が基本法の価値秩序に反するので、ドイツの学校におけるイスラムの教育には、基本法的憲法的観点から疑問が示されている⁽²⁴⁰⁾。

イスラムの宗教教育の（目下の）導入に対しては、結論として現実的あるいは教育的な配慮が述べられている⁽²⁴¹⁾。養成された教師、カリキュラム、教科書が存在しないような様々な信仰勢力の構成員が、（無意識的にせよ）まとめられることについては問題が存する。民族的な賽振り及び言語問題が、そのほかの障害を惹起させてきた⁽²⁴²⁾。またイスラムの宗教教育を組織するために、国家の基本的義務から出発する場合には、たとえば管轄権のある官庁が教師を訓練したり、カリキュラムを構想したり、教育施設を整備したり、監督したりする場合には、もしも信仰領域に由来する組織的な援助と内容的な特典について一歩間違えると、問題は留保されたままとなる。それぞれの場合に現在の基本的義務に従うために、有資格教員にとって必要な専門的教育的な資格を放棄するならば、カリキュラム化しえない基準の喪失にほとんどつながるであろう⁽²⁴³⁾。

<注>

- 228 ミュッケル, DÖV, 1995年, 312頁～
ミュッケルは、“イスラム文化中央協議会”を批判的にみており、またこのことが信仰者(Glaubig)の人格的地位をはっきりと識別させている(315頁～)。
- 229 ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号, 1986年, 149頁～150頁。
- 230 ミュッケル, DÖV, 1995年, 311頁～、312頁。キルヒホフ, 連邦共和国国法ハンドブック1章22節651頁～、667頁を参照のこと。リストウル, 同ハンドブック1章、439頁～、464頁～を参照のこと。バドゥーラ「基本法による宗教及び世界観の保障」1989年、54頁～
- 231 ヨハンセン, Essener Gespräche, 20号, 1986年, 12頁～51頁。世俗国家の法をイスラム法に替え、それによって宗教と国家の統一を再び樹立することに関わる運動には問題がある。
- 232 以下参照のこと。フッセル、ナゲル, EuGRZ, 1985年497頁～、498頁。ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号, 1986年, 150頁。アイゼルトゥ, DÖV, 1981年、205頁～、206頁。ホラーバッハ, 連邦共和国国法ハンドブック6章、140節、617頁、ミュッケル, DÖV, 1995年, 311頁～、315頁。問題解決は、大きな連盟の組織にあり、それをとおしてムスリムの大多数の利害にふさわしい計画が引き受けられることである。
- 233 アイゼルトゥ, DÖV, 1981年、205頁～、205頁を参照のこと。
- 234 ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号, 1986年, 149頁～171頁。
- 235 リンク, 連邦共和国国法ハンドブック2巻(第1版)32章、512頁～。ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号, 1986年, 149頁～171頁。
- 236 ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号, 1986年, 149頁～171頁。アイゼルトゥ, DÖV, 1981年、205頁。
- 237 ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号, 1986年, 149頁～171頁。
- 238 H. ヴェーバー(ディスカッションでの提起), Essener Gespräche, 20号, 1986年、193頁～。これに対してロッシェルダーは、同書の201頁～で、両親のグループ化について述べている。
- 239 ディルガー(ディズカッションでの提起), Essener Gespräche, 20号, 1986年、195頁～。これに対してロッシェルダーは、同書の201頁以下で、論議について次のように述べている。基本法の適用範囲における宗教団体の構成員の存在に関し、外国の事例はあてはまらない。
- 240 フッセル、ナゲル, EuGRZ, 1985年497頁～、498頁。

- 241 カンペンハウゼン、ZevKR, 25巻、1980年、135頁～、147頁。アイゼルトゥ, DÖ V, 1981年、206頁～209頁。
- 242 ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号, 1986年、169頁～。カンペンハウゼン、ZevKR, 25巻、1980年、135頁～、147頁。
- 243 ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号, 1986年、170頁～。ディグラー(ディズカッションでの提起), Essener Gespräche, 20号, 1986年、195頁～。

C) 評 價

統一的パートナー(Anspruchpartner)の問題が、ドイツの学校におけるイスラムの宗教教育の採用に関し、国家にとって確実に大きな障害となっていることを示している。しかしこの障害は乗り越えられそうにもない状況である。すでに確認されているところであるが、とりわけ人的統合の基準及び特定の宗教的認識と関連するコンセンサスが、宗教団体の提示に関する基準となる⁽²⁴⁴⁾。自然人の統合に関し、どのような組織の度合いが根底に据えられるのかの問題が、まず第一に存在する。自然人の統合に関し、相当する宗教グループへのその時々の自己理解は、それぞれの場合に適切な配慮を見つけなければならないだろう。純粹に形式的な構成員については、二大キリスト教会の意味における何物かのように取り除くことはできない。しかしムスリムを代表する協会や連盟から出発するならば、確かな意味でこれらは十分可能である。出発点は、まず第一にイスラムの特定勢力に属することの問題でなければならない。その問題に於いては、所属に関し個々の信仰者の形式的な所属のことは取り除かれる。ここには、はっきりと区別された傾向が存し、それゆえ統一的な宗教コンセンサスを語ることができないので、“イスラム”が“キリスト教”的な宗教団体の様相を示すことは少ない。しかしもしも確かな内的関係すなわち信徒の団体(Gemeinde)や団体の組織構造(Vereinstruktur)を通して何かが存在するならば⁽²⁴⁵⁾、深い意味に於いて宗教団体として特徴づけられる特別な傾向が確認され、定義づけられうる⁽²⁴⁶⁾。

イスラムは、三つの主要な勢力に分けることができる。スンナ派(Sunniten)⁽²⁴⁷⁾、シア派(Schiiten)⁽²⁴⁸⁾、それから分離派(Schizmatiker)⁽²⁴⁹⁾。これらの勢力は、確固たる力点を異にすることにより、多くのグループにその都度細分化される⁽²⁵⁰⁾。もしもイマム(Imamen)⁽²⁵¹⁾やカーティブ(Kathiben)⁽²⁵²⁾の出席を通して、確実に結合したあるいは教区的な構造に優先権があるとするならば、少なくともこのグループの“細分化”は、その都度宗教団体として特徴づけられるであろう。特定の確定された信仰原則や宗教義務が存在する⁽²⁵³⁾ので、先述したグループ化は宗教的コンセンサスから出発していることになる。ドイツには相当するムスリムの信徒団体の構造(Gemeindestrukutur)が存在する

ことについては、まったく争う余地がない。問題は、宗教団体としてほとんど扱わないことあるいは適切な“原則”を優先しないことにあるのではない。統一的なパートナーの問題は、しばしば持ち出されるのだが、多数のイスラム宗教団体にとって、場合によっては今なお毒性を含んでいる。しかしこの問題の尺度も、もしドイツにおける現実の状況を考察したならば、著しく相対化される。ドイツに居住するイスラムの大多数は、トルコ系あるいはトルコ国籍である。トルコ系住民は、他方ではまたハナフィー派 (hanafitischen-Glaubensrichtung) に属している⁽²⁵⁴⁾。それゆえ多数の異なる宗教教育が整序されなければならないとか、あるいは恐怖により認容できない方法で多数の宗教グループを統合するとか、それからこのことに関し必要とあれば特定の少数の立場のみを除外してしまうとかいうことは考えられない。もちろんドイツのイスラムを何かある形式の中で代表させ、その時々に於いて宗教団体が考査されうるような連盟や協会は確かにある。ここでは、さらに必要があれば、それぞれの州により、それから所轄の国家機関により既存の協会と対話をしたり、少なくとも与えられるイスラムの宗教教育に関するコンセンサスの可能性を究明したりすることが試みられなければならない。但し適切な宗教教育を組織するという希望を持って、それらの組織と歩み寄っていく限りにおいて。もしも適切なイニシアというものが存在し、資格を与えられたパートナーのイスラムが適切な信仰理論上のバックグラウンドを形成するならば、場合によっては局地的な面において宗教教育を構想する文献上の提案は、この関わりに於いて問題を含むものとして映ずるであろう⁽²⁵⁵⁾。というのは適切なイニシアの下に資格のあるイスラムが信仰理論上のバックグラウンドを形成することが正式の教科としての宗教教育のコンセプトになるからであり、またそのことによって義務付けられた原則的かつ州統一的なプランが発展することになるのである。そこで手本との関わりでコンセプトを実現する前に、可能な正式のコンセプトが記載されなければならない。何か国家的な地位は、結論的には、(ドイツとトルコの) 両者の上に存立するからであり、国家とその時々の宗教団体に関する共通項としての宗教教育に関する事項の意味ではないからである。しかしコーランの統一的な内容と基本法の価値領域との間に不十分な分離が存することにより、イスラムの宗教教育が確実に失敗するということはない⁽²⁵⁶⁾。何はともあれコーランが、政治的な取扱い及び姿勢に対する多くの要求を含んでいることは、かつて確認されている。しかしコーランには、神・予言者・弁護人 (Sachwalter)⁽²⁵⁷⁾ に対する一般的な服従義務を除くと国家や国家形態に関する詳論はない。古代イスラムにおいては国家の価値的な機能は、イスラムの宗教やムスリムの団体を保障し、それらにこの世に於ける優位を確保することにあるというのが結論である。もしもイスラム法がイスラム統治を貫き通し、規則の上でイスラム統治が可能であるならば、確固とした戒律としてのコーランやスンナ (Sunna) から発展してきたイスラム法は、ハナフィー派

の考えに基づき、真っ先に義務づけられることになる。イスラムはまた、イスラムの国家⁽²⁵⁸⁾ なしにも生存し、イスラム法の適用なしでもやってきた。それはドイツにおけるディアスpora・イスラム (Diaspora Islam) にとっても重要である⁽²⁵⁹⁾。イスラムの宗教は同時に政治革命的な何ものかを含まないこと—自由で民主的な法治国家と関連して—、また國家がイスラムの宗教教育に関する委任をとおして、今なお仇情 (Bärendienst) を示していることも明らかになったので、このことは重要な認識である。

ドイツ連邦共和国内の大多数のムスリムは、極右 (Rechtsradikal) 政党に、それから目標のために国家に、社会のイスラム化を促進したりあるいはイスラム古典期の法学 (Scholatische Recht) をドイツの法秩序の地位にまで打ち立てようとする運動に耳を貸したりすることはなかった。憲法それから宗教に関し連邦共和国裁判所が行ってきた世俗化された秩序、これはまた現に示されているが、彼等はその多くにおいて世俗化された秩序に反した宣伝は行っていない⁽²⁶⁰⁾。

それにも関わらずコーランにある特定のお言葉 (bestimmte Aussagen) が基本法的法秩序と両立しない限り、これはイスラムの宗教教育に対する議論とはなりえない。というのは、このような関係に於いては次のようなことが強調されなければならないからである。すなわち宗教的共同体 (Religionsgemeinschaft) の内的関係 (Innenverhältnis) に関する限り、介入権 (Eingriffsrecht) が存在しないこと、そのことは例えば法律上の第三者のために国家の保障機能を伴うような基礎的な法益 (Rechtsgüter) に国家は基づかないということである⁽²⁶¹⁾。

イスラムの宗教教育に関する導入部分として語ることができた実際の異論 (Praktischen Einwände) は、今なお存する。正式の指導領域 (Lehrfach) としての宗教教育がまた確かな質的水準 (Qualitätsniveau) を持たなければならないということについては、異論を唱えることはできない⁽²⁶²⁾。大多数のムスリムはトルコ系の人々なので、民族的あるいは信仰的に中庸な賽ぶりがかなりの大問題を示すことはない⁽²⁶³⁾。そのほかにここに現れたムスリムは、通常はドイツ人であるので言葉の問題は實際にはない。

したがって全ての関係者、とりわけ国家の側の関係者の善意に関し、イスラムの宗教教育の導入がドイツの学校に於いては可能であり、そして提供しうるものであるという確認がまとめとして明らかになっている⁽²⁶⁴⁾。

<注>

244 本書第2章節6号を参照のこと

245 カンペンハウゼン, ZevKR, 25巻、134頁～、142頁を参照のこと。

246 ヴェーバー, ZevKR, 34巻、1989年、337頁～、371頁。

アイゼルトゥ, DÖV, 1981年、205頁～、206頁。これによると傘になる連盟 (Dachverband) で十分である。

247 ソンナ (アラビア語で習慣、伝統、規定) を堅く守っているムスリムは、ソンナ派として特徴づけられる。ソンナは、予言者モハメドの伝記 (言説、行為、生活) を内容として含んでいる。伝記はハディス (アラビア語で言い伝え) の中に集められ、コーラン (ソンナ派の見地からすると、コーランの啓示は啓示解釈に関する生活のプロセス抜きには理解できない。) と関連しながら行動の基準を定めている。ソンナ派に関しては、5つの基本義務シャダーダ (信仰認識) ・ザラート (礼拝) ・ザカート (喜捨) ・ザウム (ラマダンの月の断食) ・ハッジ (メッカへの巡礼) が、“正しい信仰”にとって有効である。これに関しては個別的に次のものを参照のこと。Van Essの「キリスト教と世界宗教」86頁～。ソンナ派は、全ムスリムの83%以上を数える。ペリンガー「偉大なる宗教指導者クナウルス」237頁以下を参照のこと。ヨハンセン「Essener Gespräche」20巻、1986年、14頁～。シュタインバッハ「教会と政治」1989年、109頁～、109頁。5つの基本義務と並んで“信仰”と“正行 (Recht-tun)”をイスラムの特徴とみなしている。

248 シーア派は、シーア (アラビア語でアリーを支持する党派) の信奉者と称されている。それは、多様な傾向を有するものに対する包括的な名称である。包括的な名称は、次のことについては一致している。すなわちアリ、モハメドの従兄弟及び婿、予言者の娘 (Prophetentochter) ファーティマ (Fatima) との婚姻による肉親縁者 (leiblich Nachkommen) のみが、イスラム共同体の予言者及び指導者としての継承者とみなされること。

ソンナ派との根本的な対立点は、以下のことに存する。

5つの宗教的な柱に対して、イママート (Imamat) を6つめの宗教的柱として付け加える。シーア派に関しては、イマムが予言者の肉親縁者の生れである限り、神から啓示されイスラム共同体の真実の指導者であるイマムには無謬の権威が当然となる。ペリンガー「宗教指導者」238頁以下、240頁を参照のこと。

249 分派 (Schismatiker, 7世紀以降、ウリスラムから分離した信仰勢力) は、全ムスリムのおよそ1.2%を代表している。「偉大なる指導者クナウルス」237頁を参照のこと。

250 ソンナ派の内部には、ハナフィー学派 (Hanafiten)、マーリク学派 (Malikten)、シャーフィー学派 (Schafiiten)、ハンバル学派 (Hanbaliten) の4つの法学派が存在する。それらは詳細な部分に関連して分離し、平等の権利を持つものとして並存している (ペリンガー「偉大なる宗教指導者クナウルス」237頁以下参照)。またシーア派

の内部には、多様な傾向（イマーム派、イスマイル派、ザイード派、アラウイー派）が存する。どのような、そしてどこまでの継承者が正当であるのかという問題に関しては、個々の方針は分かれてくる。そのほかにイスマイル派に関しては、6つの柱や基本義務のほかに、ジハード（聖戦）が追加される（ベリンガー前掲書、237頁以下、238頁、240頁）。分派に関しては、アマディヤ（Ahmadiya）、カリジテン（Khari-djiten）、ドルーゼン（Drusen）、ヤジデン（Yajiden）が主要なグループのほかに挙げられる。カリジテンに関しては、イスマイル派の場合と同様、聖戦の基本義務が存する。他方アマディヤ運動によって後者（聖戦の基本義務）は拒否されている。（ベリンガー前掲書、237頁～、242頁、248頁を参照のこと）

- 251 イマーム（アラビア語で模範、手本、指導者）は、日常の儀式における祈り（Ritualgebet）をつかさどる神につかえる長としてモスクで働く。理論的には、どのムスリムでもこの役目を果たすことが可能である。しかしその大多数に於いてはイマームは、イスラム共同体の集団に於いて指導力と声望のあるものとなっており、モスクを持つ共同体から有償で任用されている。ベリンガー「偉大なる指導者クナウルス」を参照のこと。
- 252 カーティブ（アラビア語で代表）は、大きなモスクに於いて金曜日や祝日に神につかえる（Festgottesdienst）場合に、先詠したり説教を行ったりするものをいう。カーティブはしばしばイマームと同一視される。ベリンガー「偉大なる指導者クナウルス」252頁～。
- 253 とくにコーランやスンナに基づく。
- 254 ベリンガー「偉大なる指導者クナウルス」257頁～。
- 255 H・ヴェーバー（ディスカッションでの提起），Essener Gespräche，20号、1986年、193頁～。
- 256 ロッシェルダー、Essener Gespräche，20号、1986年、149頁。
- 257 ヨハンセン、Essener Gespräche，20号、1986年、12頁～、14頁。
- 258 1924年以後イスラム法をヨーロッパ的なものに取替え、世俗国家を樹立したトルコがこの事例に該当するであろう。
ヨハンセン、Essener Gespräche，20号、1986年、33頁～。シュタインバッハ「教会と政治」109頁、115頁。宗教・政治・利害集団が融合する革命イランを対抗事例と称している。
- 259 ヨハンセン、Essener Gespräche，20号、1986年、18頁～。
- 260 ヨハンセン、Essener Gespräche，20号、1986年、53頁～。イスラム化、とりわけ國家のイスラム化の要求すなわち現存する国家法を廃止し、それをイスラム法（いわ

ゆるシャリア）に替える要求が、もちろん存する。国家をイスラム利害集団の確立のために変えていくことが、現存するグループ再編の目標である。ヨハンセン、前掲書、39頁～、43頁。47頁～。しかし国家はグループ再編に協力する必要はない。

- 261 本書、第2章2節7号を参照のこと。
- 262 ザックス・スレーチェラー、基本法7条、欄外注59を参照のこと。“学校に沿った適切な教育水準”
- 263 アルブレヒト、Essener Gespräche, 20号、1986年、82頁～、90頁。それによるとドイツに住むムスリムのおよそ95%は、スンナ派のイスラムである。
- 264 H・ヴェーバー、N J W, 1983年、2541頁～、253頁。宗教教育においてイスラム指導者をお願いする権利要求については、“十分な人数”がいると見ている。

2. イスラムの宗教団体（共同体）の法人の地位？

公権としての法人の地位が宗教団体からは喪失されうるのか否かについては、基本法140条、ワイマールライヒ憲法137条5項2号による⁽²⁶⁵⁾。したがって問題の核心は、“継続保障”の事実的な特徴が実現していると見なすことができるかにかかっている。このことは他方ではまたその時の“組織構成”あるいは宗教団体の“構成員の数”に依存することになる。

〈注〉

- 265 これに関しては、本書第2章2節9号を参照のこと

a) 組織構成

a a) 文献

文献における組織構成の概念は、純粹に形式的な形では、すなわち組織構成上の機関の意味においてだけでは理解されない。おそらく団体の状態は、とりわけ宗教団体の構成員と信仰との結合の度合いや強固な団体組織の形成の度合い、それから特定の存立時期が理解される場合にのみ⁽²⁶⁶⁾、問題となる。とりわけ組織の度合いに関する必要条件については異論がある。文献においては、これに関し以下の見解が有力である。すなわち相当する権限を有する強固な組織構造が存在しないので⁽²⁶⁷⁾、ドイツに生きるムスリムには（今まで）必要な体制が欠けていると。しかし法人の権利と結び付くような国家との共同のために、さらにそれに伴って現れる制度的な保障要求のために、強固な組織が必要であると。指導や規則に関して、義務として報告したり、法的行為を行ったりする長期にわたって組織された機関の機能を、とりわけ宗教団体は実施できなければならない⁽²⁶⁸⁾。ドイツに生

きるスンナ派のムスリムは、たびたび相互に競合しあう協会 (Verein) や連盟 (Verband) を基礎とするので、今日までそのような強固な組織機関を欠いている⁽²⁶⁹⁾。文献の部分に於いては、次のような異論が出されている。すなわちワイマール憲法137条5項の自由で実践的な内容と相反する矛盾が存在したので、宗教団体の必要な体制に関し、いわゆる“公的な組織構造 (amtliche Strukturen)” が形成しえなかつたということ。そのほかにも憲法のメルクマールから、法律上の組織について最小限度を越える追加的な要求を導き出すことはできない⁽²⁷⁰⁾。“継続保障” の事実的な特徴に関しては、察するところ M と称するものによれば、少なくとも第一世代となる問題の団体に法人の地位を付与することは、充足されない存立期間のため失敗に終わっているということである⁽²⁷¹⁾。“継続的な保障” の事実的な特徴に関しては、以下の見解が代弁しているであろう。法人の権利付与のために所轄庁が望むことは、同じ信仰を持ってその分野に於いて活動している多くの団体が、大統一のために一つにまとまるということである⁽²⁷²⁾。ともかく同じ信仰を持つ団体に関しては、他のグループによって一つのグループが吸収される可能性が常に存在するので、それゆえ“継続保障” はただ一つのグループだけに保障されるということではない⁽²⁷³⁾。また問題となるパートナーへの見通しが、パートナー間の協力を必要としている。しかしながら適切な組織形態を形成しうるということが、ディアスポラ・イスラム (Diaspora Islam) の順応力にちなみ可能であると評価されている⁽²⁷⁴⁾。その上ムスリムがすでに“教会化 (Verkirchlichung)” のプロセスに踏み込んでいることについては確認されている⁽²⁷⁵⁾。しかし必要な程度の組織に至るまでには、いまなお長いプロセスを必要としている。

<注>

- 266 ミカート, GReIV 1, 11頁以下, 157頁。ミュッケル, DÖV, 1995年、311頁以下、312頁。パゲルス, JUS, 1996年、790頁以下、791頁。キルヒホフ, HdbStRIV, § 22 V 4, 685頁。団体の状態に関しては、十分な財政資金や公共生活におけるその確かな意義を要求している。これに対するものとしてミュラー, ZevKR, 2巻 (1952年～1953年)、139頁以下、159頁。ミュラーフォルペール, JZ, 1981年、41頁以下、47頁。
- 267 V. カンペンハウゼン, ZevKR, 25巻、1980年、135頁以下、142頁。アルブレヒト, Essener Gespräche, 20号, 1986年、82頁以下、96頁。シュタインバッハ、教会と政治、1989年、109頁以下、114頁。それによると現在のイスラムには、教義を確定して告知するような如何なる権威も存在しない。
- 268 ロッシェルダー, Essener Gespräche, 20号。1986年、150頁以下、150頁。ミュッ

- ケル, DÖV, 1995年、311頁以下、314頁を参照。これと異なる見解としては、H. ヴェーバー, ZevKR,, 34巻、1989年、333頁以下、373頁。
- 269 アイマンス, ArchkathKR, 1990年、150号、32頁以下、138頁。ホラーバッハ, H dbStR, § 138, 545頁以下。アルブレヒト, Essener Gespräche, 20号, 82頁以下、97頁。
- 270 H. ヴェーバー, ZevKR, 34巻、1989年、337頁以下、371頁。
- 271 H. ヴェーバー, ZevKR, 34巻、1989年、337頁以下、351頁。パゲルス, JuS, 1996年、791頁。長期にわたる回顧的考察を基にすると、最小の継続的存立期間として人間の年齢で75歳を要求している。
- 272 ミュッケル, DÖV, 1995年、314頁以下。カンペンハウゼン、ZevKR, 25巻、1980年、135頁以下、143頁。またミュラー／フォルペール, JZ, 1981年、41頁以下、47頁を参照のこと。それによるとワイマール憲法187条5項の関係で、宗教あるいは世界観的団体は、ラントあるいは連邦共和国の内部に於いて、上級の連盟を創設するのであって、細分化された組織あるいは単一の団体を創設するのではない（団体統一の要求は、容認できない。）。H. ヴェーバー, ZevKR, 34巻、1989年、337頁以下、371頁。
- 273 VGミュンヘン, ZevKR, 29巻、1984年、628頁以下、631頁。
- 274 ペータース、「今日のイスラム」, 91頁、109頁、114頁。ヨハンセン, Essener Gespräche, 20号、1986年、12頁以下、47頁、53頁。
- 275 ミュッケル, DÖV, 1995年、311頁以下、314頁を参照のこと。

b b) 評価

国家の共同パートナーとしてムスリムの強力な組織性あるいはより大きな統合を要求することに、Mと称するものは文献上賛成である。というのは法人の地位と結合した権利は非常に広範囲に及ぶので、権利の行使に関して適切な前提条件がそこには存在しなければならないからである。ムスリムの団体内部に於いて国家をとおして不平等な取扱いが起こらないようにすべきことについては、さらに詳細に検討されるべきである。ともかく国家が単一のムスリムの団体をあるいは事情によっては単一の団体を代表していなところをひいきにしているという非難が起り得るので、法人の地位を単一のムスリム団体に付与することは、多くの別のグループからの継続的な要求をゆがめることになってしまう。したがって適切な基準となる事例により、大組織のための統合要求を行うことは、首尾一貫し論理的であるように思われる。宗教団体の自律権 (Selbstbestimmungsrecht) をめぐる闘争は、ここでは起きていない⁽²⁷⁶⁾。というのは法人の地位は、宗教の自由に必要な構成要

素ではないからであり⁽²⁷⁷⁾、他方では宗教の自由と結合した権利あるいは国家との特別な関係⁽²⁷⁸⁾が、尊敬さるべき最低限度の前提条件と初めから結び付いているからである。それゆえ法人の地位を付与するためにより高いハードルが設定される場合には、（宗教団体の必要条件とは対照的に）宗教団体の提示に関し自律権に基づいた高次元の有機的な要求までは設定され得ないであろう。

＜注＞

276 しかしながらDÖV, 1995年, 311頁以下、314頁に於いて、ミュッケルは、以下のことを前提としている。すなわちワイマール・ライヒ憲法137条3項による自律権の制限は、必然的に法人の地位と結合していること。

277 本書、第2章節を参照のこと

278 以下を参照のこと。ミュッケル, DÖV, 1995年、311頁以下、314頁。キルヒホフ, HdbStKR,, § 22, 651頁以下, 635頁以下。ホラーバッハ, HdbStr,, 138, Rdnr. 125

b) 構成員の数

ムスリムの宗教団体に、その構成員の数によって継続の保障を申し出るかどうかの問題は重要ではない。すでにこれまでに述べたことではあるが、宗教団体（共同体）の構成要素に関しては、書面による入会宣言の必要性といった形式的な構成概念から出発するのではなく、普遍的な信仰や宗教実践（Religionsausübung）により形成された連帯性、すなわち団体への帰属に関し何らかの形で外部に宣言されたもので十分である。しかし“構成員の数”は、宗教団体（共同体）の“構成（Verfassung）”と一致している。すなわち宗教団体（共同体）は、所属認識の意味においてのみ取り扱われているのではなく、むしろ具体的な組織形態における構成員の数と関係づけられているのである。ここでは宗教団体と構成員の数との循環が閉じている。というのは統合に関する限り、宗教団体と構成員の数との循環は避けられないからである。そこで統合は、ある一定の代表者に基づく統合の重要性の見地から、さらにはムスリムの宗教団体の内部に於いては統合の重要性の意義を代表者に基づくところと結びついている。このような関係に於いて促進された“公共生活に於ける確かな意義”⁽²⁷⁹⁾は、とりわけムスリムの利益集団生活の場においてのみ関係づけられるのであるが、ドイツあるいは個々のラントに存在した宗教団体（共同体）の多数のために無条件で与えられているのではない。したがって異なる多くのムスリム集団の“構成員の数”が十分ではないということは、このような見解の下に於いて考察されたのである。

法人の地位と結合した権利—また構成員に対する権利—のために、法律の文献に於いては、構成員とその時々の団体との結合に関する明確な規定が要求されている。そうでない場合には、公権上の法人としての宗教団体が非構成員に対する高権を行使する危険性が存在することになるのである⁽²⁸⁰⁾。

＜注＞

279 これに関しては、公的な法人の権利を1954年から宗教団体および世界観団体に付与するようにとの文部大臣諮問会議 (Kulutusministerkonferenz) の勧告を参照のこと。

H. Weder, ZevKR 34巻, 337頁以下, 354頁。これに否定的なのは、Muller-Vo behr, JZ, 1981年, 41頁以下, 47頁。

280 ミュッケル, DÖV, 1995年、311頁以下, 315頁以下参考のこと「いわゆるモスク信徒 (Moscheeengemeinden) は、はっきりした構成員を知らないが、他方“イスラム文化センターの連盟 (Verband der islamische Kuluturzentren) はムスリム信仰の非構成員を助けたり、支援したりすることを当然のこととして要求している。」不十分な結合の問題に関しては、アルブレヒトのEssener Gespräche 20号, 1986年, 82頁以下、95頁～96頁参考のこと。

C) 法律遵守の不文のメルクマール／国家秩序の承認

a a) 裁判／文献

裁判や文献においては、以下のことに関しては一致している。すなわち法律遵守のメルクマールに関しては、告訴する宗教団体（共同体）に法秩序に対する限りなき尊重を認識させなければならないこと⁽²⁸¹⁾、それからイスラムの宗教グループの圧倒的多数に関しては、宗教と国家の識別を努めておこなわせるような問題はなかったであろうということ。

議論があるのは、国家秩序の基本に対する一つの趨勢的肯定的基本態度が、当該宗教団体（共同体）によって望まれうるかどうかということである⁽²⁸²⁾。判決に於いては、このような態度の要求は、宗教の自由の基本権に反するとの解釈がなされている⁽²⁸³⁾。これに対し文献に於いては、以下のことが示されている。すなわち法人の地位付与と結合した公法上の権限が、ある変遷を示しているということ。それは基本権の担い手に自由権を付与するということから、高権行使 (Hoheitsausübung) によって基本権を実現するための自由の義務づけへの変遷ということである。法人の地位に関する国教会法 (staatkirchenrechtlich) 上の規定 (Verfahheit) は、次の内容を含んでいる。すなわち中立性、世俗性、公平性、寛容の原理が、告訴人によって認識されなければならないということ⁽²⁸⁴⁾。

これらの原則は、とりわけイスラムの手本（Vorbild）あるいはイスラム法の導入によって国家を実現しようとする場合に問題とされる⁽²⁸⁵⁾。そのほかにも基本法140条により宗教団体（共同体）と国家との間に相互協力のシステムが存在することが示されている。このような関係は、ある問題に関し相反するような組織間に於いては成立しえない⁽²⁸⁶⁾。

<注>

- 281 M/K-v. カンペンハウゼン, 基本法140条／ワイマールライヒ憲法137条, 欄外注150, ヴェーバー, ZevKR34巻, 1989年, 37頁以下, 356頁, ミュラー・フォルベル, JZ, 1981年, 41頁 以下, 47頁。VG Berlin, NVwZ, 1994年, 609頁以下, 611頁, BVerwGE61巻, 152頁, 162頁
- 282 ベヤハントゥ ミュッケル, DÖV, 1995年, 316頁, パゲルス, JuS, 1996年, 790頁以下, 792頁～793頁。否定的な見解としては, VG Berlin, NVwZ, 1996年, 478頁以下、480頁。
- 283 VG Berlin, NVwZ, 1994年, 609頁以下, 611頁～612頁。
- 284 キルヒホフ, HdbStKR 1,651頁以下, 683頁～684頁, 同様な見解としては、ホラー・バッハ, HdbStR, § 138, Rdnr. 136, 国家は宗教団体（共同体）の公的なる重要性を認識しえず、さらに同時に宗教団体から離れようとしているとの見解が付け加えられている。
- 285 ミュッケル, DÖV, 1995年, 311頁以下, 316頁。
- 286 ミュッケル, DÖV, 1995年, 311頁以下, 316頁, パゲルス, JuS, 1996年, 790頁以下, 792頁。

b b) 評価

この論争に関し該当する“国家秩序の基本”が、宗教団体（共同体）の内的関係にも言及しているのか、それとも外部との関係にのみ言及しているのかについて、追ってもう一度区分しなければならない。当該宗教団体（共同体）の内的事務に関しては、無条件で保障される宗教の自由のために原則として制約が禁じられ、それによって憲法遵守に関連する審査もまた禁じられる⁽²⁸⁷⁾。ここでは法人の地位を付与することに関するそのほかのことは重要ではない。というのは宗教の自由の保障に関連して法人の地位付与がマイナスになることは有り得ないからである。先述した国教会法の原則は、それゆえ対外的な関係に於いてのみ他の宗教団体（共同体）に対する何がしかの一定の役割を果たすことができるものである。それに対して構成員に対する寛容は、重要ではない。というのは個人は、その時々の信仰団体の自発的な特定原理に服しているからである。宗教団体に対する国の限界は、

国家の保障機能がどこで始まるかにかかっている。

(イエーダーマン／フォルメールによると) 対外的な関係に関し、宗教団体(共同体)にはすでに原則としてワイマールライヒ憲法137条3項に基づく制限規定がある⁽²⁸⁸⁾。とりわけこの制限規定は、他方ではまた実際のコンコルダート原理の下での限界をも示している。すなわち闘争の場面に於いては、基本権の重要性(Grundrechtsrelevanz)が、該当する他の法益があるいは重要な共同体利益に付与されなければならない⁽²⁸⁹⁾。“国家秩序の基本に対する肯定的基本的態度”を要求する付加的相対的一般的な制限は、かなり著しいようと思われる。先述した国教会法上の原則は、国家により方向付けられなければならぬが、宗教団体に対しては自ら適用することはできない。というのはこの団体は、法人の地位付与により国家機関の一部になるわけではないからである⁽²⁹⁰⁾。しかるに次のことは考慮しなければならない。すなわち国家秩序の基本に対抗して敵対的な関係でもって協定を締結しようとする利益集団全体に法人の地位を付与することには、この団体の公的な意義を一べつするシグナルの作用(これはすでに上述した)が働く。さらに次のことが、はつきりと付け加えられる。すなわち一度に確認されたことだが一法人の地位付与は、宗教の自由の構成要素と見なされているのではなく、むしろ“おまけ(Dreingabe)”の規定のように思われる。したがって“(対外的な関係における)制限は、まさに宗教の自由に対する違反を意味することはできない。宗教の自由と関連して付加的で必ずしも必要とは言えない権利を付与することにより、国家はある忠誠を期待することができる”のである⁽²⁹¹⁾。したがって当該官庁が法人への地位付与を法律遵守あるいは国家秩序の承認に依存する場合に、それは許容範囲にあると思われる。その時々の宗教団体(共同体)が外部に対してある態度を示したとき、これはとりわけ信仰告白に関する実質的な評価の意味に於いて“質的にあるものをコントロールする”ものへと導くのではなく⁽²⁹²⁾、質的にあるものをコントロールするものを厳密に限定するのである。

<注>

287 OVG Berlin, NVwZ, 1996年, 478頁以下, 481頁。

288 この点については、A. VG Berlin, NVwZ, 1994年, 609頁以下, 611頁, 宗教の自由の保障に関しては基本法4条1項と関連してくる。

289 これに関しては、第2章, , b) の c c) における詳論を参照のこと

290 VG Berlin, NVwZ, 1994年, 609頁以下, 612頁。以下参考のこと「宗教団体(共同体)は、その行動をとおして他人の個人的な権利を損ねたりしない限り、信仰の勧誘(Glaubenswerbung)に関する何物かについて寛容を義務づけられない。」

OGV Berlin, NVwZ, 1996年, 478頁以下, 481頁。

BK—チペリウス, 基本法 4 条, 欄外注79, BverfGE 12巻, 1 頁, 4 頁

291 第 2 章, , 9 の b), c) を参照のこと

292 パゲルス, JuS, 1996年, 790頁以下, 793頁

293 H. ヴェーバー, ZevKR, 34巻, 1989年, 337頁以下, 357頁, OVG Berlin, NVw-Z, 1996年, 481頁

d) まとめ

ドイツムスリム共同体の“継続保障”の構成要件に関し、法人の地位付与は原則的に可能と思われる。もちろんムスリムの宗教グループ内部に於いて、個々の信者の個人的な帰属を宣言した上位の組織機関には、法人の地位付与が成されなければならないだろう。これに関しては、次のことが十分に保障されなければならない。すなわち、もしも国家サイドが見通せるだけの数の話し合いパートナーがそこにいて、彼らがその正当性をはっきりと述べることができる場合、何らかの任務を引き受ける相当する（宗教）連盟及びその機関は、当該宗教団体（共同体）を正式に代表するということ。さらに当該の宗教団体（共同体）は、対外的な関係に於いては原則として国家秩序の基本を認識するかあるいは憲法の基礎の上に立脚するのかのいずれかを悟らされることになる。

3. 屠殺の問題

宗教実践の自由の基本権に関して、保障の範囲と制約の問題が、屠殺の儀式（294）に基づいて提示されることになる。ここでは、次のことが問題となる。すなわち屠殺が宗教の自由の基本権を突き崩すものになるのか、あるいは突き崩すとすれば、どの程度であるのか、それから他の法益ここでは動物愛護という法益が宗教実践に際しての制限機能を果たすことができるのか否か。さらに動物愛護には、憲法レベルの保障がふさわしいのか、また整合性の問題（Konkordanzproblem）は、可能性としてはどの程度であるのかといふことも検討課題である。ムスリム信仰の信奉者にふさわしい儀式の規則について検討してみると、これらの問題はドイツに於いても重要である⁽²⁹⁵⁾。

屠殺に関する法規は、動物愛護法に見ることができる。動物愛護法 4 a 条の 1 項によれば、屠殺は基本的には容認できない。もしも血抜きを始める前に感覚を失わされたのであれば、おそらく温血動物は屠殺されてもよいであろう。さらに動物愛護法 4 a 条の 2 項は、屠殺のための例外的な承諾（Ausnahmegenehmigung）を当局が与えることを次の条件で許可している。すなわちこの法律の適用範囲に於いて、特定の宗教団体（共同体）の所属先の必要性と合致すること、さらにその宗教団体の強行法規が屠殺について規定している（選択 1）こと、あるいは屠殺されていない動物の肉を食べることを禁ずること（選択

2)⁽²⁹⁶⁾。(この許可は)立法者が宗教儀式規則やイスラムの計画を支持する限りに於いてである。論議の余地があるのは、動物愛護法 4 a 条の 2 項の例外規定に基づき、ムスリムの信仰団体の所属員が任命されるのか、あるいは選択 1 の意味における“強行法規”が全く存しないのかについてである。

＜注＞

- 294 儀式規則に基づき、気絶させない方法で動物を屠殺すること、基本は法と慣習、すなわちコーランとハディスである。動物は、準備のあと大血管のある喉の軟部を長くて鋭いメスで切斷される。したがって肉は、可能な限り全く血の氣のないものになる。以下参照のこと、ロールズ, TierSchG-Komm, 4 a 条の Rdnr 8, ロールズ, NuR, 1992年, 401頁以下, 405頁
- 295 これに関する判決は、AG Balingen, NJW, 1982年, 1006頁以下, VG Sigmaringen, NuR, 1992年, 496頁～497頁, OLG Hamm, NVw 2, 1994年, 623頁以下, OVG Hamburg, NVwZ, 1994年, 592頁以下
- 296 いわゆる解除条件による禁止。マウラー, Allgemeines VerwaltungsR, 1995年, 9 条欄外注55を参照のこと

b) 屠殺及び妨げられることのない宗教実践の保障範囲

a a) 問題提示

すでに述べたように⁽²⁹⁷⁾、宗教実践は外的な論戦との関わりを持っているが、それは広く解釈することができる。裁判や文献上論議の対象になるのは、原則としては宗教実践に含まれ、連邦憲法裁判所⁽²⁹⁸⁾で“宗教生活の別の形の表明”と称されているものに、屠殺が含まれるか否かということである。

b b) 裁判

裁判の一部に於いては、屠殺はイスラムの宗教団体（共同体）の所属員にとって、原則として基本法 4 条 2 項の保障範囲に基づいている⁽²⁹⁹⁾、と理由づけている。屠殺は基本的にはコーランの中の相当する規則⁽³⁰⁰⁾に根拠づけられ、さらに肉食（Fleisgemüβ）の前提条件として屠殺が規則により定められているとのムスリムの解釈にも根拠づけられる。

屠殺に関しては、イスラム宗教団体（共同体）の個々の信仰上の信念（Glaubensüberzeugung）が大切である⁽³⁰¹⁾ということで、十分となっている。というのは宗教団体（共同体）のその時々の自己理解は、適切な配慮を見出だすからである⁽³⁰²⁾。これに対して、とりわけコーランの考察に関して、気絶させない方法による屠殺は規定されておらず、む

しろ肉食のためのそれ相当の提供が前述した屠殺動物の失神 (Betaubung)⁽³⁰⁴⁾ を実行せしめているとの解釈が多数判決⁽³⁰³⁾により主張されている。この解釈は、なかんずく以下のことを根拠にしている。コーランのそれ相当の諸規則からは屠殺禁止は導き出すことはできないし、さらにこの解釈は一部に於いてはムスリムサイドによってもまた追認されている⁽³⁰⁵⁾。最も新しい一そしてかなりの支持を得た一判決⁽³⁰⁶⁾では、次のとおりである。すなわち動物愛護法 4 a 条の 2 項にいう選択 2 (“屠殺されなかった動物の肉を食べることを禁ずる”) は、宗教の自由の保障範囲をいささかも狭めるものではないと。というのは、それに関しては自らの宗教上の理解に基づいた異論のない（しかし半ばあきらめがちな）食糧獲得の条件だけが問題なのであり、その限りに於いて一般的な生活態度の困難さだけが目前にあるだけであり、基本法 4 条 2 項の下では（屠殺されなかった動物の肉食は）保障されていないのである。肉食の断念は、何がしかの宗教的義務への違反を意味しないし、またその宗教的信念に反して屠殺されてない動物の肉を食べるようになると強制されることも存在しないので、宗教活動の行為は存在しない。それに加えて動物保護と関連して（基本法 2 条 1 項の）人格の自由な発展の可能性を歴史的な観点から見ると、侵害は生じえない⁽³⁰⁷⁾。肉は人間の栄養にどうしても必要な要素というわけではなく、その栄養は植物性の食物あるいは魚の消費をとおしても必要な蛋白源を補うことができる⁽³⁰⁸⁾。

この動物愛護法の規則は一すくなくとも上級裁判所 (Obergericht) の判決⁽³⁰⁹⁾によれば一不合理ではないと論ぜられ、それゆえ釣り合いのとれた原則の表現であることが自明のこととされている。やはりドイツ連邦共和国に於いては、住民の全ての範囲（発展するイスラム住民の部分がその範囲から単純に除外されている）に於いて、通常の食べ物はというと肉ということになる。動物愛護法 4 a 条の 2 項、選択 2 に定められた規程をとおして、立法者はバランスの原則に十分に期待しているのである⁽³¹⁰⁾。動物愛護法 4 a 条の 2 項に含まれる選択 1 (“屠殺を規定する”) は、イスラムの宗教団体（所属員）にとっては、初めから適切なものとはみなされていない。というのは、定められた儀式の範囲には生けにえの動物を屠殺したり肉を多量に食するための、あるいはまたどんなものが屠殺した動物に由来するのかについて定めるための規則がないからである⁽³¹¹⁾。

＜注＞

297 本書第 1 章、IV の 1 節を見よ。

298 判決 24 卷、236 頁、246 頁

299 以下を参照のこと。AG Balingen, NJW, 1982 年、1006 頁以下、1007 頁, VG Berlin, Urt. V. 1997 年 3 月 19 日, VG 15 A 224. 77, 農業法 (Agrarrecht) のまとめ、1980 年、115 頁、クール／ウンルーによる立証については、DÖV, 1991 年、94 頁

- 以下、96頁、未決の事項についてはOLG Hamm, NVwZ, 1994年、623頁以下。
- 300 これに関しては、コーランのスーラ (Sure) の章の4、フェルス (Vers) の章の4を見ること。「禁止は、家畜を殺すこと、血を流すこと、豚肉を食べること、さらに(屠殺に関して) アラーではなく他の名前が呼ばれたりすること、絞殺すること、撲殺すること、転落あるいは突き落としにより死に至らしめること、引き裂いた動物を食べること、このほかにも動物を洗うこと」
- 301 AG Balingen, NJW, 1982年, 1006頁以下, 1007頁
- 302 VG Berlin, Urt. v. 1979年3月19日—VG15A224. 77
- 303 以下参照のこと。VG Koblenz, NVwZ, 1994年、615頁以下、616頁、OVG Hamburg, NVwZ, 1994年、529頁以下、593頁。以下のことにより(多数判決の解釈が)確認されている。BV erwG, NVwZ, 1996年、61頁以下、62頁~63頁、VG Sigmaringen, NuR, 1992年、496頁~497頁。「少なくとも、その時々の申し立て人によつて次のことが立証されなければならない。すなわち動物を屠殺するためには、信仰団体に関し強制的に規則化が行われていること、それからこの宗教上の要求が非イスラム国家に於いては有効ではないということ。」
- 304 とりわけ電気による(短時間の)屠殺処理が引き合いに出されている。以下参照のこと。VG Koblenz, NVwZ, 1994年、615頁以下、616頁、VG Sigmaringen, NuR, 1992年、496頁~497頁
- 305 VG Koblenz, NVwZ, 1994年、615頁以下、616頁は、ハンブルグのイスラム共同体指導者の鑑定意見に基づいて示している。
OVG Hamburg, NVwZ, 1994年、592頁以下、595頁はイスラム法学者の鑑定意見、それから動物性食糧に関するイスラムの要求に関し1985年にイエダ (Jeddan) で行われた会議記録に基づいて示している。(その記録によると)「もしも動物に付加的な苦痛を与えない場合には、前述の屠殺はイスラムの信仰と調和するものとして容認される」, BVerwG NVwZ, 1996年、61頁以下、63頁を参照のこと
- 306 OVG Hamburg, NVwZ, 1994年、592頁以下、593頁, BVerwG NVwZ, 61頁以下、62頁~63頁
- 307 BVerwG NVwZ, 1996年、61頁以下、63頁、創世記 (Entstehungsgeschichte)に基づく指摘に於いてもまた(侵害は生じ得ない)
- 308 BVerwG NVwZ, 1996年、61頁以下、63頁、以下も参照のこと。OVG Hamburg, NVwZ, 1994年、592頁以下、593頁
- 309 以下参照のこと。OVG Hamburg, NVwZ, 1994年、592頁以下、594頁、これに反対するものとして、BVerwZ (NVwZ 1996年) は、動物愛護法 § 4 a の2項、選択

2（屠殺されていない肉食の禁止）が適用される場合には、有罪であるとの解釈をとっている。

310 OVG Hamburg, NVwZ, 1994年, 592頁以下, 594頁

311 OVG Hamburg, NVwZ, 1994年, 593頁, 未決の事項についてはBVerwG NVwZ, 1996年, 61頁。(未決の事項は)原告側の陳述がどこで行われるのか、またイスラムの生けにえ祭に関し、屠殺が何に基づいて規定されるのかということである。

c c) 文献

文献に於いてもまた不統一な考えが支配的である。連邦憲法裁判所によって示されたお決まりの文句に対する保障範囲の問題は、他との関わりを背景にして論じられている。それによると基本法4条2項の保障範囲には、確実に一致する道徳的根本思想の枠内で、今日の国民の下で発展してきたかのような宗教的活動のみが含まれるのである⁽³¹²⁾。このことに関しては、とりわけヨーロッパに於いて道徳的コンセンサスと屠殺とが対立するような取扱いの場合には、動物の虐殺は前述の失神による場合にのみ許容され、したがって初めから宗教実践の自由は損なわれないことが議論された。しかるに十分なコンセンサスに基づく要求を満たすことのできない今日の支配的な価値多様化を目のあたりにして、このような評価は、有力な権利をはねつけることになるであろう⁽³¹⁴⁾。それに加えて、次のことでも議論されている。屠殺のような人間の特定の活動を、基本権上の法律要件からあわてて除去することが危険性を隠蔽してしまうこと、慎重な検討が法律要件の収縮を根拠づけたり、検討不能にしたり、あるいは非合理的なレベルに導いてしまうこと、さらにはその時々の解釈の主観的な任意性に任せたりすること。

さらに文献に於いては、また部分的には裁判における見解に於いても、次のことが認められている。すなわち屠殺に関する例外的な許可の取り消し(Ausnahmegenehmigung)が、妨げられることのない宗教実践という基本権の侵害を意味しないということ⁽³¹⁶⁾。これに対して文献上の有力な見解によると、屠殺は宗教実践の自由という基本権の一部である⁽³¹⁷⁾。

<注>

312 以下参照のこと。BverfGE 12巻1, 4, 24, 236, 246, グット, JR, 1974年, 15頁以下, 17頁, クリーレ, JA, 1984年, 629頁以下, 636頁, 反対意見としては, クール/ウンルー, DOV, 1991年, 94頁以下, 142頁, ロルツ, TierSchG-Komm, 4a条のRdnr. 18, 屠殺禁止との関連で“一致する道徳的根本思想”的提示に反対している。

- 313 同じくグット, JR, 1974年, 15頁以下, 16頁~17頁, それによると当該動物に関し, 屠殺を苦痛と結びつけています。さらに屠殺は、連邦憲法裁判所 (E24, 230, 245) の言う宗教儀式上の取扱いには属さないと議論されている。
- これに反対するものとしては、AG Balingen, NJW, 1982年, 1006頁以下, 1007頁。それによると動物愛護は、繁栄する共同生活において欠くことのできない道徳規範の最低限度必要なものに属するわけで はない。
- 314 クール／ウンルー, DÖV, 1991年, 94頁以下, 99頁。以下を参照のこと、フェーラウ, JuS, 1993年, 441頁以下, 443頁, フェーラウは、国家の宗教的中立に関する文化的に妥当なフレーズについて疑問に思っている。
- 315 クルーゲ, ZRP, 1992年, 141頁以下, 142頁
- 316 ブランドフーバー, NVwZ, 1994年, 561頁, 564頁, はつきりしないのはクルーゲ, ZRP, 1992年, 141頁, 146頁、「とりわけムスリムにとって、丈夫な動物を屠殺することが問題となる場合、それは電気による失神の方法により保障されるのだが、立法者が動物愛護法 4 a 条の項の例外規定を削除することは、とにかく可能であると評価している。」
- 317 以下参照のこと。ロルツ, TierSchG-Komm. 4 a 条の欄外注18, シピー, Deutsche Tierschutzgesetz 1 (コンメンタール付き), 4 a 条の TierSchG, クール／ウンルー, DÖV, 1991年, 644頁以下, 645頁, これによると基本権の担い手による申し出が重要である。

d d) 評価

動物愛護法 4 a 条の 2 項 2 号に関し、そこに規定されている二つの選択を識別しなければならないことについては、裁判は真っ先に同意している。イスラム信仰の所属員にとって、第一の選択はほとんど適切なものとはいえない難い。というのは当該事件において、屠殺の義務は何か生きにえのようなものとしては説明されないし、また立証されたりもしないからである。ところが第二の選択を考慮して述べられた解釈は、判決の中では尊かれていならぬ。これに関しては、ただ食料獲得に関する規則だけが問題なのである。その規則は、たゞ単にバランスのとれた根拠にのみ基づき、しかし基本法 2 条 2 項からは切り離されない、ということで許可されたのである。このような解釈は、法律の内容に関しては明白な矛盾に陥っている。これらは、まず第一に“特定の宗教団体（共同体）の所属員からの要求”を引き合いに出し、それによって宗教の自由との関連性を明らかにしているのである。さらに引き続いて“自らの宗教団体（共同体）の強制的な規則”に基づくことを目標としているのである。両選択規定に関するこの構成要件のメルクマールが価値を有することに

については、一般的に承認されている。ここでは宗教的な意味と根拠を有し、しかも特定の生の表現 (Lebensau β erung)すなわち屠殺された肉のみの享受、を明示する⁽³¹⁸⁾規定の遵守の重要性が、明らかになっている。またこの明示は、宗教的生活（儀式）の表現であり、儀式による宗教実践である⁽³¹⁹⁾。その限りにおいて、食糧獲得に関する特定条項に単に立ち戻ることは、見当ちがいである。結局個々の宗教団体のその時々の自己理解が考慮されなければならない⁽³²⁰⁾。すでに上に於いて詳しく述べたところであるが、イスラムは同質の物を示しておらず、したがって屠殺に関する解釈もまたかなり異なり、それに応じて考慮されなければならない⁽³²¹⁾。もしも当該宗教団体が、イスラム内部の宗教団体にふさわしい規則に拠り所を求める場合には⁽³²²⁾、動物愛護法 4 a 条の 2 項 2 号の適用範囲で十分である。その他のことに関しては、正当化のためにバランスの原則を間接的に引き合いに出すことは、見当違いのように思われる。というのは憲法裁判所の具体的な保障から引き離され、不確実性の中に導かれてしまうからである。そのほかにもバランスの原則は、憲法裁判所に於いては保障規範としてよりも、“制約一制約” 規範として容易に組み入れられうるものとなっている。ともあれ屠殺は、結果としては基本法 4 条 2 項の保障範囲に含まれるものとみなすことができる⁽³²³⁾。

<注>

318 以下参照のこと。クール／ウンルー, DÖV, 1994年, 644頁以下, 646頁

319 他の意見としては、BVerwG NVwZ, 1996年, 61頁以下, 63頁, これによると一般的な生活態度の形成に関しては、宗教的確信から流れ出る特別な規定の要望のみが、重要なのである。この関係に於いて連邦行政裁判所は、基本法 3 条 3 項違反を否定している。

320 以下参照のこと。クール／ウンルー, DÖV, 1994年, 644頁以下, 648頁, BVerwG NVwZ, 1996年61頁以下、62頁、この関係で当該宗教団体の明確な規範の存在を要求している。

321 以下参照のこと、DÖV, 1991年, 94頁以下, 101頁

322 クール／ウンルー, DÖV, 1991年, 94頁以下, 102頁, 以下参照のこと, ロルツ, Komm. zum TierSchG 4 a 条の欄外注11, 次のような適切な示唆がある。すなわち、ばらばらに生じる信仰上の確信が保障される場合、特定の信仰勢力の数の力は、役割を果たし得ないということ。

323 同じくエルブス／コールハース＝ロルツ, Strafrechtliche Nebengesetz Bd. III , Komm. 動物愛護法 4 a 条の欄外注 5.

c) 宗教実践の制約としての動物愛護

a a) 問題提示

これに関しては、無条件的に保障された宗教実践が主として動物愛護により制約されうるのかどうかという問題がある。無条件的に保障された基本権に対する制約は、原則として憲法それ自身から引き出される。したがって競合する第三者の基本権やあるいは憲法上のランクにより与えられたその他の法益のみが、例外的な場合に無条件的な法益を制限することができるるのである⁽³²⁴⁾。その限りでは憲法上のランクが動物愛護法それ自身に与えられるのかあるいは与えられなければならないのか、またそれにより宗教実践の効力ある制限を成しうるのか、あるいはここではどの程度に制限の構築が考えられうるのかという問題が存する。このような関係の下で、動物愛護法 4 a 条の 2 項の憲法上のバランスの問題も存する。

b b) 裁判／文献

動物愛護法に憲法上のランクがふさわしいか否かという問題が裁判⁽³²⁵⁾ の内部においても、また文献の中に於いてもかなり争われている。肯定的な解釈は、圧倒的に基本法 2 条 2 項に含まれている道徳律 (Sittengesetz)⁽³²⁶⁾ に関して議論している。この道徳律には、立法者にとって憲法上の強制的な特典を意味する動物倫理上の要求⁽³²⁷⁾ がまた内在している。道徳律には、無条件的に保障された基本権に対する制約機能がまたふさわしい⁽³²⁸⁾。道徳律には、とりわけ次のことから異論が唱えられている。なるほど動物愛護は疑いもなく道徳上の規則であるが、動物愛護の憲法上のランクに関する陳述は道徳上の規則から導き出されうるものではない。道徳の規則をとおして基本権上保障された自由を一面的に限定することは、全く支持できるものではない⁽³³⁰⁾。

それとならんで動物愛護の憲法上のランクを“基本法の人間像” (Menschenbild) から導くことも試されることになる。そこでの人間像は、また人間についての弁明や動物をも創作のために内容として含んでおり、そこから再び相当する基本権の制約が生じるのである⁽³³¹⁾。これに対してとりわけ次のことから異論が唱えられている。すなわちこれらの概念は曖昧であり、そこから権利原則や独立した憲法価値を導き出すことは問題のように思われること。これに関して憲法は、政治的イデオロギー的な評価のために開かれてしまっている⁽³³²⁾。

さらに動物愛護をつなぎとめておこうとすることが、(基本法 1 条 1 項の) 人間の尊厳の中に見られる⁽³³³⁾。動物への責任及び動物保護は、人間の尊厳の根柢となる価値である。したがって (たとえば動物に苦痛を与えることなどをとおして) これらの諸価値に背く場合には、人間の尊厳に自ら影響を与えることになる。動物愛護の立法⁽³³⁴⁾をとおしての何

がしかのように、諸価値を保障する責任が国家にはある。国家は、その保障機能に関して、次の権利と義務を有する。すなわち個々の処分権 (Verfugungsmacht) の向こうにある法益と関係する明白な侵犯が道徳律と結合する場合には、すくなくとも人間の尊厳を喪失するようなことには反対するということ。動物に苦痛を与える人間は、あたかも“非人間”のようになり、かくして動物に対しても人間に値しないものとなり、さらに道徳律⁽³³⁵⁾に対しても同時に反するということになる。これに対しては、人間の尊厳は人格としての自発的自律的な人間の能力から生ずるものであると、異論が唱えられている。このことに起因する動きは、それを理由として人間の尊厳が現に存在することに影響を及ぼすわけではない。自己を卑下する (Selbstniederigung) 自由もまた、その中にであることになる⁽³³⁶⁾。そのうえ特定の人間的な内容を人間の尊厳として決め付けることは問題のように思われる。というのは、このようななかたちで人間の尊厳の保障を扱おうとする措置は、決して広範囲にゆきわたっているわけではないからである⁽³³⁷⁾。人間の尊厳の名宛人の範囲について考察すると、次のことが指摘される。すなわち動物は人間の尊厳を有しないこと、さらにそのことから憲法上の尊厳保障の享受に関しては、動物は直接的に享受の対象にはなりえないということである⁽³³⁸⁾。人間の尊厳に関連した原則的な価値開放性 (Wertoffenheit) と防禦権が、基本法11条の機能から導き出される⁽³³⁹⁾。

動物愛護法を憲法の中につなぎとめておくことは、基本法74条の20号の競合的規範の中に見出すことができる。基本法74条の20号は、競合的立法に動物愛護を指定している⁽³⁴⁰⁾。ところが、このことに対しては次のことから異論が唱えられている。すなわち競合的規範は、取り扱われている物の範囲に於いて、法規の許容性以上のものは導き出し得ないということ⁽³⁴¹⁾。

結局次のことが議論されている。すなわち、動物愛護もまた憲法上のランクにある法的価値を有するということ、というのは動物愛護に関する一般社会のコンセンサスすなわち価値的道徳的根拠に基づく動物愛護は必要なものであるということ、が存在するからである⁽³⁴²⁾。(動物愛護法17条の) 動物に苦痛を与えることへの刑法上の強制的な禁止は、価値的内在的な制約を憲法上のランクで内容として含んでおり、さらにこの倫理的内在的制約は、社会的共同生活のために放棄できるものではないということである⁽³⁴³⁾。

動物愛護法の憲法上の質はまた、行き過ぎの禁止 (Übermaßverbots) や恣意性の禁止 (Willkürverbots) の刻印を帯びた法治国家の原理から導かれる⁽³⁴⁴⁾。これに対して自由を保障するような行き過ぎの禁止（の運用）は、国家による干渉を増大化する (Eingriffssma-ximierung) ために濫用されることはない⁽³⁴⁵⁾。しかし行き過ぎの禁止が制約機能と見なされ、さらに衝突する憲法ランクの二つの法益が調停に持ち込まれた場合、それは真っ先に法益の整合という形で適用されるであろう。その限りに於いて、動物愛護それ自

身は、憲法上のランクを実現したことになるに違いない。

c c) 評価

無条件的な基本権が憲法上のランクを有する他の法益をとおしてのみ制約される⁽³⁴⁶⁾という認識は、憲法ランクの構築に関しては動物愛護に価値を置く全ての解釈の基礎となっている。そこからの結論は、動物愛護が、もしそれ自身憲法上のランクを有する場合には、宗教の自由のみを制約することができるということである。無条件的な基本権を動物愛護により制約する機能が必要であることについては、以下に見ることができる。すなわち“無条件的”な基本権の担い手に対して、動物は如何なる保障も有せず、さらにそのことによりたぶん苦痛や悲しみが放置されていることである⁽³⁴⁷⁾。しかるに動物愛護を憲法上のランクにまで押し上げる憲法（理論）上の構築は、とりわけ動物愛護法に関する解決のために有効である。道徳律は、憲法中の上級の道徳規範を意味しないし、むしろそれは一般的な行動の自由（Handlungsfreiheit）との関わりにおいてのみ見ることができ、そこではあきらかに制約するものとして指定されている（参照：基本法2条1項）⁽³⁴⁸⁾。しかるにこのような基本権は、特殊な自由権、すなわち宗教の自由のような場合には、適用されないのである。基本法2条1項に関する“制約理論”的問題性については、すでに上において詳細に論議し、この取扱いは拒否しうるという結論となっている⁽³⁴⁹⁾。他方、法律の構成要件である“他人の権利”と関連した基本法2条1項は、動物のためには請求されない。というのは憲法は、原則的には人間中心に施行されているかあるいは基本法2条1項は、人間の福利のために奉仕するかのどちらかであるから⁽³⁵⁰⁾。人間の尊厳のために適用されるので、（動物のためにという）評価は損なわれている。なるほど動物愛護法は、生命の保障や動物の繁栄（Wohlbefinden）に奉仕するもので、この法律によって人間に対する権利が動物に生じるわけではない。しかし動物と関連した義務が、人間には課せられているのである⁽³⁵¹⁾。その限りにおいて、動物愛護法に基づく個々の憲法上の要求は存在しない⁽³⁵²⁾。

基本法に於いて新しく付加された20a条⁽³⁵³⁾からは、倫理的動物愛護の憲法上のランクは導きだすことはできない。20a条で規定されている“自然的生活基盤（natürlichen Lebensgrundlagen）”の概念は、自由に生きる動物たちの生活空間（Lebensräume）のみを保障しているのであり、動物を家畜⁽³⁵⁴⁾のようなものとして扱うことを意味しているのではない。ここでは動物愛護についての部分的な局面についてのみ（そのベールが）取り払われたのである。それに関しては主觀的権利は明らかにされておらず、むしろ（国家を）拘束する憲法上の目標設定が、環境保護に関連して要請されている⁽³⁵⁵⁾。また規範が人間中心的な評価に基づくことが示されているため、動物愛護は環境保護という国家目

標からは、引き離されない⁽³⁵⁶⁾。その他の点では、これまで倫理的動物愛護の憲法ランクからは出発しえない国家目標の決定が、議論の範囲内にある⁽³⁵⁷⁾。

結論として、もしも動物愛護—重要な共同体利益として認知されているもの（倫理的動物的根拠から動物愛護の必要性について社会的コンセンサスが得られているもの）が、宗教の自由に対する制約としてよりも、“形式的な”根拠に基づいて機能し、それによっておそらく基本権行使の範囲内に於いて、動物に苦痛を与えることを自由に行わせる場合、それはかなり不十分なものになるであろう。“基本法の人間像”を議論することは、このような観点の下では正当なように思われる。そこでの人間像は、被造物に対する責任を内容として含み⁽³⁵⁸⁾、さらにその限りで動物愛護に—また記載されていない場合に—憲法上の基礎を与えることを可能にするものである⁽³⁵⁹⁾。

d) 憲法上の制約としての動物愛護法の許容性

もしも憲法をとおして内容を肯定するような正当化が、動物愛護のような国家的な使命には必要とされないのであれば⁽³⁶⁰⁾、その点に関して動物愛護の立法は一般の屠殺禁止をとおして宗教の自由に介入するような問題を引き起こすことになる。とにかく（一般の屠殺禁止という）制約は、動物愛護法 4 a 条の 2 項 2 号の例外規定により、継続して取り消されてきている。そこに規定されている（屠殺禁止の）免除条件は、許容されるものと見なされている。というのは、相当する官庁の取締という許可をとおしてのみ保障される⁽³⁶¹⁾屠殺が、熟知しないあるいは熟達しない手によって行われることを禁ずることが重要なのであるから。とにかく屠殺は、（宗教団体の拘束から自由な）⁽³⁶²⁾ 個々人が信仰上の確信から要求する場合には、完全に締め出される。したがってここに於いては許容できない制約の問題が生じることになる⁽³⁶³⁾。厳密にいえば、この問題は実際に於いてほとんど役割を果たすことはないが、説明における体系的な根拠ということで必要とされている。この解決策は、（他の法規と同様）⁽³⁶⁴⁾動物愛護が無条件的な基本権の制限を可能にしていくことの中にこそ存在しているのである。この関係で、動物愛護の目標とする方向については気をつけなければならない。すなわちその目標とする方向は、宗教の自由を制限したり、あるいは動物自身のために動物を守ることにあるわけではなく、同じく共同体の重要な利益でもある生を受けたもの（Mitgeschöph）への人間の責任を考慮してのものなのである。（基本原則的な屠殺禁止のように）直接宗教実践の自由に干渉する規則が含まれている場合、例外的な構成要件はたとえば動物愛護法 4 a 条の 2 項 2 号に続くようなものが用意されなければならない。（基本原則として屠殺を禁止するようなことが）規則に含まれている場合、それは直接宗教実践の自由に干渉することになるが、例外的な構成要件は、たとえば動物愛護法 4 a 条の 2 項 2 号のような形で成立しなければならない。（宗教

団体の規則に拘束されない) 個々人による屠殺が許可されることは、素人による屠殺が動物虐待の危険性を有していることから正当化される。動物愛護を共同体の重要な利益とみなす慎重な検討は、ここでは次のような結論を導き出す。すなわち一方では濫用の危険性、他方では実践的な重要性の見地から、個人的な意味での屠殺禁止は正当化されうるということ。そのほかにも個々に関することが軽微な場合には、目標に基づく宗教団体のみが屠殺を実行することができる。したがって動物愛護法4a条の2項の規定には、個々人の宗教実践の自由との関わりで、不当な制約構造なるものは、見ることができない。

<注>

- 324 BVerfGE 28巻, 243頁, 260頁, 賛成の見解は、OVG Hamburg NVwZ, 1994年、594頁
- 325 否定的な見解は、AG Balingen, NJW, 1982年, 1006頁 以下、1007頁
- 326 エアベル, DVB I. 1986年, 1235頁以下, 1249頁～1250頁, プラントフーバー, NJW, 1991年, 725頁以下, 728頁, 同じくNVwZ, 1994年, 561頁以下、564頁～565頁、ロエバー, ZRP, 1991年, 224頁以下、226頁、クルーゲ, ZRP, 1992年, 141頁以下, 145頁～146頁, クルーゲによると動物愛護それ自身が憲法上のランクを有するのか否かは重要ではなく、憲法の中に於いて道徳律と称されるものに関して、倫理的動物愛護が無条件的に保障される基本権の目的を達成できることが大切である。
- 327 エアベル, DVB I. 1986年, 1235頁以下, 1250頁, エアベルは(1)国家的動物愛護の強制的な規則を動物の保護と称する。というのは動物は、人間よりも先にそれ自身で保障されるわけではないから。(2)倫理的に正当化を行う根拠もなしに動物を殺したり、このような基本的な損傷あるいは苦痛を動物に与えることは禁止される。(3)動物の殺害あるいは損傷を倫理的に正当化する場合には、回避しうる損傷や苦痛、害を動物に与えないように必要かつ期待できる全てのことを行うべきである。
- 328 以下参照のこと。プラントフーバー, NJW, 1991年, 725頁以下, 725頁～726頁, パピアー, NuR, 1991年, 162頁以下, 164頁, ところがプラントフーバーによれば、動物愛護法それ自身に憲法上のランクは認められず、むしろ次の態度を取っている。すなわち道徳律は無条件的に保障された基本権を一般的に制約し、適切な動物愛護の倫理的根本的イメージは、その基本権に帰属するものであると。同様なことが、すでにグットによっても述べられている。グット, JR, 1974年, 15頁以下, 17頁。
ロエバー, ZRP, 1991年, 224頁以下, 226頁, ロエバーは、次のように論じている。前憲法的文化的伝統は道徳律を具体的に述べている動物愛護法と結び付いており、また形式的には制約されることのない憲法の制約を可能にしていると。同様な見解と

しては、ハイデブラント及びラサ／グルーバー, ZRP, 1986年, 115頁以下, 118頁, クルーゲ, ZRP, 1992年, 141頁以下, 145頁, 結論は次のとおりである。特定の法律には、無条件的に保障された基本権を制約する道徳的基準が含まれていると。その限りに於いて道徳的基準は、非常に有益な共生にとって欠かすことのできないものと見なされている。しかしそれは直接憲法から導き出されるものではない。

- 329 以下を参照のこと。クール／ウンルー, DÖV, 1991年, 94頁以下, 100頁, クレーファー, JZ, 1986年, 205頁以下, 209頁, 動物虐待禁止には認知された文化的価値を見ることができる、という見解に反対している。
- 330 クレーファー, JZ, 1986年, 205頁以下, 210頁
- 331 ブラントフーバー, NJW, 1991年, 725頁以下, 728頁, ロエバー, ZRP, 1991年, 224頁以下, 226頁
- 332 クール／ウンルー, DOV, 1991年, 94頁以下, 101頁, 批判的な見解としては、ザックスココット, GG, Art4, 欄外注93がある。
- 333 ハイデブラント及びラサ／グルーバー, ZRP, 1986年, 115頁以下, 118頁, ブラントフーバー, NJW, 1991年, 725頁以下, 728頁, OVG Hamburg, NVwZ, 1994年, 592頁以下, 594頁～595頁, フォゲル, DVB 1. 1994年, 497頁以下, 500頁, 動物愛護の憲法上のランクづけのためには、相当する国家目標の判定が必要であるとの制約がつく。
- 334 ハイデブラント及びラサ／グルーバー, ZRP, 1986年, 115頁以下, 118頁を参照のこと。
- 335 エアベル, DVB 1. 1986年, 1235頁以下, 1251頁
- 336 クール／ウンルー, DÖV, 1991年, 94頁以下, 100頁, DÖV, 1994年, 1994年, 644頁以下, 648頁, 同様な見解としてはクールマン, JZ, 1990年, 162頁以下, 166頁
- 337 クルーゲ, ZRP, 1992年, 141頁以下, 143頁～144頁, クルーゲは、特定の内容を人間の尊厳とすることに関連して、“論議中の支え”に対しては人間の尊厳を堕落させるものと見なしている。結論としては、上述したクレーファーと同じ見解である。クレーファー, JZ, 1986年, 205頁ika, 209頁, ミュンヒ, クーニッヒ, GG-Komm. Art. 1, Rdnr. 16, ミュンヒ, クーニッヒの見解は以下のとおりである。すなわち国家目標の規定としての基本法1条は、動物愛護のための理想像（動物に対する人間の責任）を付与し、その限りに於いて他の基本権を制約するものとして適用される。
- 338 M/K, シュターアク, GG Komm., Art 1, 欄外注15, 同じくクレーファー, JZ,

1986年, 205頁以下, 209頁, クレーファーによると憲法は一般的に動物の基本権なるものを知らない。

- 339 クールマン, JZ, 1990年, 162頁以下, 166頁, ザックスココット, GG-Komm., Art. 4, 欄外注93
- 340 連邦憲法裁判所判決 69巻, 1頁, 21頁に於いて、憲法的価値の決定は競合する秩序から導かれるとしている。v. ハイデプラント及びラサ／グルーバーZRP, 1986年, 15頁以下, 118頁, ロエパー／ライヤー, ZRP, 1984年, 205頁以下, 211頁, 動物愛護の憲法上のランクは、競合するカタログ上にただ単にリストアップされているところから生ずるのではなく、倫理的動物愛護の意味における動物愛護立法との関わりから生じている、という制約が存する。
- 341 クール／ウンルー, DÖV, 1991年, 94頁以下, 100頁, 同じくDÖV, 1994年, 644頁以下, 642頁, これによると、連邦国家は連邦とラント間の立法上の取扱い範囲を定義づけることを追及していると。同じくエアベル, DVB I. 1986年, 1235頁以下, 1249頁, 本書第4章第1節, 3のbのggを参照のこと。否定的な見解を取るのは、ドライヤー, DVBI. 1980年, 471頁以下, 473頁
- 342 ハイデプラント及びラサ／グルーバー, ZRP, 1986年, 115頁以下, 118頁
- 343 ロエパー／ライヤー, ZRP, 1984年, 205頁以下, 211頁, 同じくロエパー, ZRP, 1991年, 224頁以下, 226頁
- 344 以下を参照のこと。ロエパー／ライヤー, ZRP, 1984年, 205頁以下, 211頁, ドライヤー, DVB I. 1980年, 471頁以下, 473頁, 関連するものとしてバランスの原則(Verhältnismäßigkeitsprinzip)がある。
- 345 クレーファー, JZ, 1981年, 1981年, 205頁, 211頁
- 346 以下参照のこと。エアベル, DVB I. 1986年, 1235頁以下, 1249頁, 連邦憲法裁判所の判決について言及。
- 347 動物の苦痛及び恐怖の状態は、屠殺のせいだとされている。以下参照のこと。プラントフーバー, NVwZ, 1994年, 561頁以下, 563頁, 自然認識を引き合いに出している。これに反対するものとしては、AG Balingen, NJW, 1982年, 1006頁以下、1007頁, これによると先述した麻酔による屠殺よりも、(専門的な) 麻酔なしの方法による動物の屠殺が苦痛をもたらすものであるということについては、信頼できるものとして検証されているわけではない。
- 348 以下参照のこと。AK-ポトゥレック, GG. Art. 2, Abs. 1, 欄外注64, A. シュミット／ブライプトロイ／クライン, GG-Komm., Art. 2, 欄外注13.
- 349 同じくクール／ウンルー, DÖV, 1991年, 94頁以下, 100頁, 以下参照のこと。ミュ

- ンヒークーニッヒ, GG-Komm., Art. 2, 欄外注19, ドライヤー, DVB 1. 1980年, 471頁以下, 473頁
- 350 以下参照のこと。クールマン, JZ, 1990年, 162頁以下, 162頁, ミュンヒークーニッヒ, GG-Komm. Art. 2, 欄外注21
- 351 以下参照のこと。エルブス／コールハースーロルツ, 刑法付属法律卷, Komm. 動物愛護法に関しては、前文の欄外注12, 15
- 352 以下参照のこと。クレーファー, JZ, 1986年, 205頁以下, 209頁
- 353 立法を通して、それから法律や権利に準拠しながら行政権や判決を通して、バランスのとれた秩序の枠内で将来の世代に対する責任として、自然的生活基盤を国家は保障している。
- 354 以下参照のこと。憲法共同委員会 (der Gemeinsamen Verfassungskommision) 報告書, 1993年5月11日, BT-Drucks, 12/6000, 70頁, ヤラス／ピエロートウ, GG-Komm., Art. 20 a, 欄外注28, 31
- 355 以下参照のこと。ヤラス／ピエロートウ, GG-Komm., Art. 20 a, 欄外注1
- 356 以下参照のこと。シュミットープライトウロイ／クライン, GG-Komm., Art. 20 a, 欄外注23
- 357 国家目標の受入れは、憲法に於いては避けられている。というのは総体的なバランスは、これまで専属的に人間に關係づけられた基本法の価値秩序の範囲内で変えうるものであり、国家目標の規定により求められた願い事を越えて衝突の事態が作られうるからである。以下参照のこと。BT-Drucks, 12/6000, 71頁, 賛成の見解としては、ブローム, JZ, 1994年, 213頁以下, 219頁, 憲法上のランクを付与された倫理的動物愛護を通して、人間・人間の生命・人間の健康・人間の尊厳と同じだけの重要性というランク を動物及びその愛護に付与し、平衡化させることは正当である。これに反対するものとしては、ブローム, Vogel, DVB 1. 1994年, 497頁以下, 500頁, 彼は必要な平衡化の中で、この問題が明らかになっているとは見なしていない。
- 358 これに関しては、神と人類に対する我々の責任について自覚を促す基本法の前文に基づき支持されている。以下参照のこと。
- ザックスーココット, GG-Komm., Art4, 欄外注94
- 359 他の見解として明らかにしているのは、ザックスーヘルフィング, GG-K o -mm., Art. 1, 欄外注94
- 360 クールマン, JZ, 1990年, 162頁以下, 164頁
- 361 以下参照のこと。エルブス／コールハースーロルツ, 刑法付属法律卷, K o m m.

動物愛護法, 4 a 条, 欄外注5

- 362 他の見解としては、クール／ウンルー, DÖV, 1994年, 645頁, この一般化の原則は、個々人に保障された信仰実践に由来する。しかし明らかに動物愛護法における法律上の制約を見落としている。
- 363 この意味については、クルーゲ, ZRP, 1992年, 141頁以下, 143頁、これに批判的なのはザックスココット, GG-Komm., Art. 4, 欄外注38
- 364 仮に信者が自らの理解に基づいて（無条件的）宗教の自由に影響を及ぼすべきであったとしても、事例としては信仰者に適用される組織規則のみである。

石材と人間の民俗的・歴史的関わり

神 谷 厚 昭

(沖縄県立博物館)

Folkloric and Historical Relations between
the Stone Materials and the Human Life

Koshio KAMIYA

(Okinawa Prefectural Museum)

はじめに

沖縄県内の石造物に目を向けてみると、琉球石灰岩の利用頻度が極端に高いのに気づく。また、沖縄県立博物館の展示品や、博物館周辺に目を向けると、琉球王国の首都であった首里の町には、歴史的な文化財がいたるところにあって、やはり石製の文化財が多い。それは、身近に接する機会の多い石敢當からはじまって、遠く中国から輸入された岩石を利用した石製文化財であったりする。今回、琉球石灰岩を含めた石造物・石製文化財の材質について、博物館ボランティア講座や文化講座等の資料を得るために調べた。その結果を報告し、あわせて岩石から見た博物館収蔵品および文化財についていかか考察を試みてみたい。

I. 琉球石灰岩と人間との関わり

琉球石灰岩は、沖縄県の島じまに広く分布し、全陸地面積の約3分の1を占めている。地質時代でいえば新生代第四紀更新世に形成された新しい石灰岩で、沖縄県の代表的な岩石である。この琉球石灰岩と私たち沖縄の人々とはいろいろな面で関わり合いが深い。それは遠く旧石器時代に遡ることができる。ここでは、琉球石灰岩と沖縄の人々との関わりを幾つかの特徴から見てみたい。

1. 琉球石灰岩と遺跡の分布

図1は沖縄島の琉球石灰岩の分布と、旧石器時代～縄文時代の遺跡との関係を図示したものである。これから明らかのように、琉球石灰岩の分布する地域と遺跡の分布地域はかなりの割合で重なることを示している。これは、琉球石灰岩地域が貝塚人たちの住む地域であったか、または、遺跡の状態が琉球石灰岩地域において保存されやすかったかのいずれかであることを示している。前者は仲泊貝塚の住居跡遺跡や住居跡と考えられる山下洞

穴などが琉球石灰岩に形成された岩陰や鍾乳洞であることから確認できるし、後者は港川フィッシャー遺跡の例のように、人骨をはじめ多くの動物遺骸が良好な状態で保存されて産出することから推定できる。人骨や動物遺骸の保存されやすい理由は、石灰岩風化土壌が中性～弱アルカリ性であることと、遺物が石灰化をしばしば受けていることによる。

このように、昔から、人間と琉球石灰岩は切り離せない関係にあったわけである。

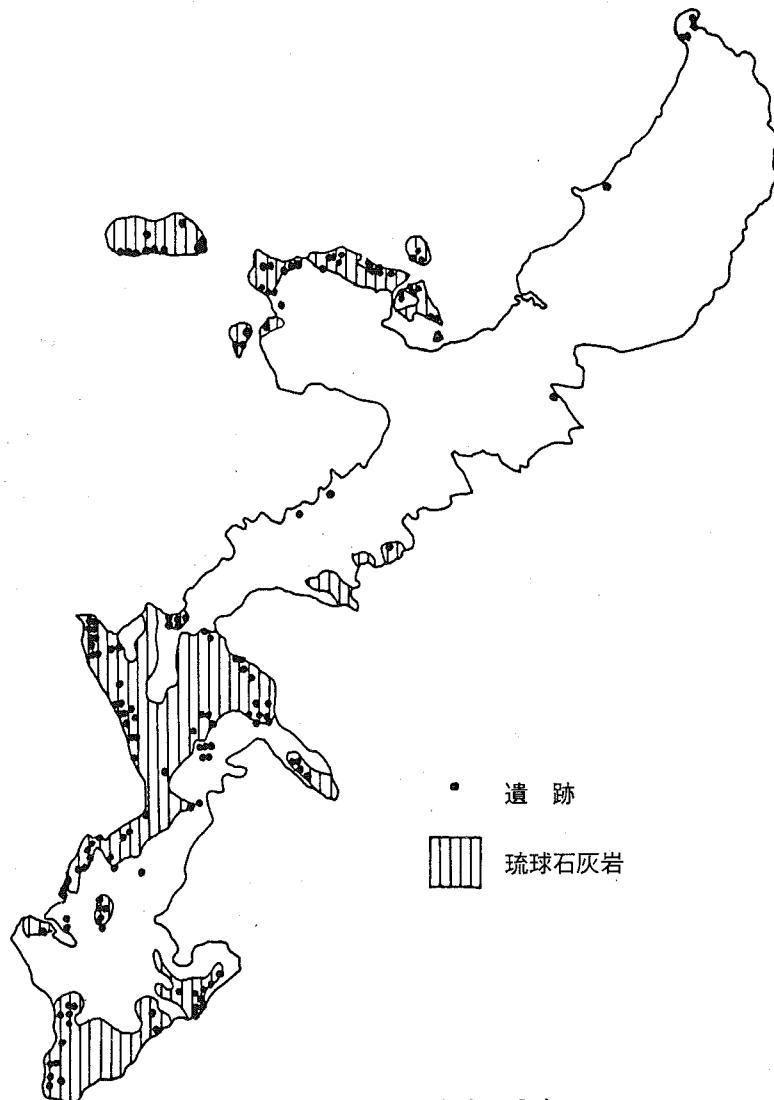


図1. 琉球石灰岩と遺跡の分布

2. 石材としての琉球石灰岩

グスク時代以降になると、多くの城が形成される。城の石垣に利用されている岩石のほとんどは琉球石灰岩である（例外的に北山城跡のように古い時代の石灰岩が使用される場

合もある）。また、それに伴つてできた道路や町並みの石垣等も多くは石灰岩である。琉球石灰岩が分布しない地域や離島、たとえば伊平屋島、伊是名島などでは、テーブルサンゴ（琉球石灰岩の主な構成物の1つでもある）がしばしば利用されている。

このような石材としての琉球石灰岩の利用は現在も盛んに行われており、各種ビルの敷石、壁などの表装、また首里城の復元等に関わる工事で大量に利用されている。また、石材として利用できないような軟質の琉球石灰岩は、道路の路盤材としても多く使われてきた。石材としていかに昔から利用されたかは、石材名の「港川石」、「平敷屋のトラバーチン」等の名称に残っている。

3. 琉球石灰岩と鍾乳洞

前述したように、沖縄県の島じまには琉球石灰岩が広く分布するため、当然ながら鍾乳洞が多い。その実数は押さえることができないくらいで、わかっているだけで1000以上あるといわれている。なかでも、玉泉洞のように長さで日本第2位といった鍾乳洞も存在する。これらの鍾乳洞の幾つかは、玉泉洞に代表されるように、観光洞として開発され、観光立県を目指す沖縄県に貴重な観光資源を提供している。また、多くの鍾乳洞は、第二次世界大戦時に、自然の防空壕としての役割も果たし、沖縄県民の多くの命を戦火から守ってきたという意味においても、私たちの生活に大きな役割を担ってきたのである。

4. 琉球石灰岩と地下水

琉球石灰岩は、新しい岩石であることと、鍾乳洞やフィッシャー（割れ目）が多いことから、岩石中に空隙が多く、代表的な透水層である。従って、石灰岩の下に不透水層があると、典型的な帶水層を形成する。つまり、その境目からは地下水が湧き出て泉を形成し、昔からヒーヤーとして人々に豊富な飲料水を提供してきた。琉球石灰岩分布地域の集落はこのような地に発達していった。また、琉球石灰岩は急崖を形成するが多く、その上は見晴らしがよく、近づきがたい地形を作っている。そのためにグスクがつくられていることが多い。だから、グスク時代の遺跡も琉球石灰岩分布地域に多いわけである。

宮古島のように、島全体が琉球石灰岩でできている島では、川がない。従って、島の水は全てが地下水に頼ることになる。最近では、その地下水を地下でせき止めて地下ダムをつくり灌漑用水などに有効利用している。

5. サンゴ礁（琉球石灰岩）と赤瓦

琉球石灰岩は昔のサンゴ礁がもとになってできた岩石である。現在も、沖縄島の周囲にはサンゴ礁が発達し、エメラルドグリーンの美しい海の景観を作っている。また、青空に

映える赤瓦の屋根も美しい。その赤瓦の屋根が沖縄の青い空に引き立つのは、瓦をつなぎ止める白い漆喰の線があるためであろう。その漆喰であるが、以前はサンゴを焼いて作った消石灰が利用されていた。このように、琉球石灰岩のもとになるサンゴ礁の段階から我々の生活と密接な関係を持っているわけである。

また、島の沖に発達するサンゴ礁は、防波堤の役割も受け持っている。たとえば、1771年（明和8）に石垣島の南方の海底で発生した明和の大津波で、石垣島は海拔20mの高さまで津波が上がり大きな被害を受けたが、最高地点が20.5mしかない低平な竹富島ではほとんど被害を受けていない。この違いは、竹富島の沖合にサンゴ礁が発達しているのに、石垣島の南海岸にはサンゴ礁の発達が悪いために起ったことである。

以上見てきたように、琉球石灰岩（サンゴ礁）は、旧石器時代の昔から現在までいろいろな面で沖縄の人々の生活と大きな関わりを持ってきたわけである。

II. 沖縄県立博物館展示品の石質

1. 歴史展示室の展示品

尚巴志時代の1427年に建立された安国山樹花木記碑と、石質と大きさから玉陵のものと推定される石製扉が展示されている。いずれも中国福建省恵安県一帯産の輝緑岩（青石）製である。他に歴史的収蔵品として、島尻層下部豊見城層の上部に当たる小碌砂岩層の石灰質細粒砂岩ノジュール（いわゆるニービの骨）製の世持橋勾欄羽目（1662年の尚質王時代に慈恩寺から龍潭池に移築されたもの）などが収蔵されている。輝緑岩と石灰質細粒砂岩ノジュールはしばしば石材として使用されるので、以後の説明ではそれぞれ青石とニービの骨（小碌砂岩）を使用する。

また、考古資料として、数多くの石器類が展示されているが、石斧は主に緑色片岩・変輝緑岩類で、その多くは沖縄島北部や慶良間諸島に広く分布する名護層の緑色片岩類である。中でも、緑色片岩類の特徴が慶良間島産の緑色片岩に類似しているものが多いのは注目すべきことである。つまり、石器（特に石斧）の原料となる岩石が慶良間諸島から沖縄島に供給されたことを予想させるのである。当時、陸路を使って重い岩石を北部地域から運ぶより、舟を利用して海路を慶良間から運んだ方が楽だったのではないかと推定できる。想像をたくましくすれば、慶良間諸島に石器工場が存在したといえないだろうか？。

2. 民族展示室の展示品

民俗室に展示された石製品としては、漁労用具と葬儀用具に関するものが多く、他に農事用具や穀物調整用具等に関するものがある。漁労用具としては、追い込み漁の用具であるスルチカヤー石、釣り針が海底の岩にかかったときに岩を砕くのに使うヤナワヤ、釣り

竿の錘に使うタカヤーマ、それにイカリなどがある。ほとんどの用具が琉球石灰岩製であるが、イカリの1つにビーチロック製のものが見られた。

琉球石灰岩は、前述したように、県内の各地に広く分布する沖縄県の代表的な岩石である。その上、沖縄島や各離島の海岸地域ではどこでも見かけるような岩石である。また、この岩石は、沖縄島の北部地域に広く分布する他の岩石類（変成岩、砂岩、頁岩等）に比べて軟質である。つまり、琉球石灰岩は、漁民にとって簡単に手に入れることができたと同時に、加工も簡単な岩石であったことが広く利用されたことの理由であることは容易に想像できる。

イカリに利用されているビーチロックは他県にはほとんど分布しない南方系の岩石で、これも沖縄県を特徴づける岩石である。しかし、その分布は非常に限られている。けれども、その分布が海岸線に決まっており、また、琉球石灰岩より軟質であるため加工がさらに容易であり、むしろそれが手にはいるところでは、琉球石灰岩よりも利用価値が高いといえよう。

農業用具としてはムジシリイシ（麦摺石）が展示されている。これはサンゴ製である。サンゴの模様が洗濯板状に襞があるのをうまく「摺り石」として利用しているようだ。

葬儀用具の代表的なものは厨子である。厨子は大きく陶製と石製にわけられる。石製厨子の多くはサンゴ製である。民俗室に展示された厨子もサンゴ製である。サンゴは琉球石灰岩にも化石としてしばしば含まれるが、石厨子の材料となっているサンゴは現在のサンゴ礁から切り出したもので、目の非常に細かい種類のサンゴ（ハマサンゴの仲間？）、いわゆる方言でキークエーイシ（毛食石）と呼ばれるサンゴが多い。また、祭祀用具として御嶽などに使われている香炉がある。これは凝灰岩製おそらく南九州産の岩石が薩摩を通して入って来たものであろう。また、収蔵された石厨子の中にも凝灰岩製のものがあり、これも香炉の石材と同様に、南九州（鹿児島）産のものであることが推定される。

穀物調整用具としては大豆をすりつぶすための挽き石臼と、薬草をつぶすための石臼が展示されている。前者は硫黄鳥島産の暗灰色～灰色の輝石安山岩で、後者は臼がニービの骨（小禄砂岩）、摺り棒が青石である。輝石安山岩は、硫黄鳥島の中央部の南側に位置するグスク山を構成する岩石で、昔から石臼として利用され、その石切場跡は現在でも残っている。硫黄鳥島は徳之島の西方約65kmにあり、現在久米島の具志川村に属する島である。かつて琉球王国時代に重要な貢物であった硫黄を産出する島で、火山の大爆発の恐れがあるとして1959年（昭和34年）以降無人島になっている。ニービの骨（小禄砂岩）は石灰質で比較的軟質な岩石であることを利用し、トーニと同様に深く彫り込み、臼として利用したことになる。摺り棒は青石製の製品の欠片を利用して作製したものと考えられる。

3. ピロティーの展示品

ピロティーには、首里城正殿に使用されていた龍柱（1712年、謝敷宗達作）が展示されている。ニービの骨（小禄砂岩）製である。軟質であると同時に均質な岩石であることを利用し、精巧な彫刻が施されている。ピロティーの角の自然室の前にはニービの骨（小禄砂岩）製の琉球政府立博物館の碑が展示されている。このように、ニービの骨（小禄砂岩）は、琉球王国時代から現在まで、広く沖縄の代表的な石材として利用された岩石である。

4. 博物館構内の石製収蔵品

構内には、石灯籠、礎石、石敢當、トーニ（イシタライ、トゥージ）、サーター車等数多くの石製収蔵品が展示配置されている。中でも礎石類が数10個ともっとも多く、続いてトーニ類が12個と多い。他にサーター車4個、石灯籠3個、石敢當が2個で、残りは自然石である。

まず礎石類であるが、青石製と沖縄島南部産のニービの骨（小禄砂岩）製がある。前者は円覚寺山門の礎石で高倉北側の博物館軒下に積まれている。後者はプレハブ製収蔵庫の西側に20数個、南西側コーナーに1個、博物館入り口南東側に5個、また復元された円覚寺鐘楼の礎石として4個が利用されている。

次にトーニ類であるが、高倉周辺に配置されている。非石灰岩質の砂岩製6個、琉球石灰岩製5個、それにニービの骨（小禄砂岩）製が1個の3種類が確認できる。非石灰岩質砂岩製のイシタライとトーニは、いずれも八重山層群の砂岩に酷似しており、与那国島において作製されたことが推定できる（イシタライは与那国産であることが確認済み）。トーニを造る琉球石灰岩は碎屑性石灰岩と石灰藻球石灰岩であり、いずれも沖縄で一般的に見られる琉球石灰岩である。ニービの骨（小禄砂岩）製のものは、他のトーニに比べて扁平であり、ノジユールの一般的形態を保持している。

サーター車は全部で4個、高倉の北側軒下に置かれている。そのうち3個は非石灰岩質砂岩製、1個は石灰岩質砂岩である。表面が汚れているため、石質の同定は難しいが、前者が沖縄島北部の嘉陽層の砂岩に類似し、後者はニービの骨（小禄砂岩）製であろう。サーター車には硬質の岩石が適していることを考えれば嘉陽層の砂岩はそれに適合しているといえる。しかし、ニービの骨（小禄砂岩）は石灰質で比較的軟質な岩石であることから嘉陽層砂岩より少々品質が落ちる。

石灯籠は博物館玄関に向かって右側庭に配置されている。太平洋戦争（第二次世界大戦）前に中城御殿（現在の博物館敷地にあった）の庭に配置されていた石灯籠で、3個のいずれも石英安山岩質溶結凝灰岩製である。石灯籠の岩質は、南九州（鹿児島）産の岩石に酷似する。

石敢當は2個、高倉の東側に配置されている。北側のものが琉球石灰岩のサンゴ石灰岩製、南側のものがニービの骨（小祿砂岩）製である。ニービの骨（小祿砂岩）製のものは儀間真常または玉城朝薰作といわれるが確かではない。

III. 博物館周辺の石製文化財

沖縄県立博物館は首里城のすぐ近くにあり、昔の王都としての面影を色濃く残した町に位置する。従って、周辺には数多くの文化財が分布している。なかでも、尚真王時代を中心とする石造建造物の多いのが特徴である。首里城そのものがほとんど石製建造物であり、そこから尚家の識名園へつながる道路、また南部への主要道路であった金城町の石畳とその周辺の石垣、それに城周辺に数多く分布するカー（井戸）の石積みなど、数え上げればきりがない。これらはいずれも沖縄に広く分布する琉球石灰岩の切石である。これらの琉球石灰岩については前述したので、ここでは個別的な石製文化遺産についてのみ記述したい。説明の都合上3地域に区分して説明する。

1. 円覚寺およびその周辺

① 円覚寺

円覚寺山門の礎石については博物館の項で述べたので、ここでは放生橋について述べる。放生橋は、総門から山門に通ずる参道に架けられた橋である。1498年尚真王の時代に建造された。高欄の石材は総門や山門の礎石と同じ福建省産の青石である。橋台の上に架け渡した2枚の板石は琉球石灰岩製である。高欄の青石に刻まれた彫刻は、沖縄の石材彫刻の最高傑作と言われている。

② 弁財天堂

弁財天堂は円鑑池の中央に位置し、それに渡る橋が天女橋、龍潭池との間に架かる橋が龍淵橋である。天女橋は尚真王時代の1502年に建造されたもので、高欄がニービの骨（小祿砂岩）製、橋台と敷石は琉球石灰岩である。龍淵橋は、かつて高欄があり羽目板には精巧な彫刻が施されていた。その一部は県立博物館に収蔵されているが、ニービの骨（小祿砂岩）製である。現在見られる橋は琉球石灰岩の切石が利用された部分だけである。天女橋を渡り、弁財天堂の前に出ると、手水鉢と石灯籠が配置されている。これらはいずれも溶結凝灰岩製であり、博物館構内の石灯籠と同様に南九州（鹿児島）産の岩石である。同質の岩石で造られたものには他に旧天界寺の仁王像がある。

③ 県立芸術大学構内の石造物

県立芸術大学は旧沖縄県師範学校跡に建てられている。芸術大学構内の弁財天堂よ

りのコーナーに、沖縄師範学校跡の石碑が建立されているが、その傍らの門柱は溶結凝灰岩製である。沖縄県立師範学校が現在の場所に移転したのは1886年（明治19）である。その他、大学構内には沖縄県立芸術大学の碑、沖縄師範学校附属小学校跡の碑および沖縄県師範学校跡の碑がある。前2基は久米島産の変質安山岩（グリーンタフ）、後者は沖縄島北部産の嘉陽層砂岩である。

④ 園比屋武御嶽

尚真王時代の1519年に建てられた御嶽。本体は琉球石灰岩の切石で、屋根の棟石・懸魚・火焔宝珠がニービの骨（小碌砂岩）製。香炉に砂岩と赤色の安山岩が利用されているが産地は明らかでない。博物館近くの安谷川御嶽にも赤色の安山岩製香炉が設置されている。また、凝灰岩製の宝珠も設置されている。安山岩や凝灰岩はいずれも第四紀の新しい岩石の様相を示しており、県内では産出しない岩石である。従って、これらの石材は鹿児島県あたりから持ち込まれたものと推定される。

⑤ 天山陵の石棺台座

県立博物館近くの池端町在の北谷氏敷地内に天山陵跡があり、青石製の石棺の台座が現存する。この天山陵は、第一尚氏の墓と言われている。もしそれが正しければ、安国山樹華木記碑とならび最も古い青石製の遺物の1つということになるのだが？。

2. 首里城

① 首里城正殿

1508年、尚真王時代に首里城が拡張されたとき、正殿の建つ基壇の縁にある高欄には大量の青石が利用された。また、石段の登り口左右には、やはり青石製の龍柱が建てられている。しかし、度重なる破壊にあい、現存するのは1712年に造られたニービの骨（小碌砂岩）製のもので、龍頭の部分だけが県立博物館に収蔵されている。

② 龍樋

1523年、沢祇盛里が中国から持ち帰った吐水石龍頭が青石製である。龍樋の周辺には、吐水石龍頭から湧く清水を称える碑が、1719年～1866年にかけて7基建立された（現在のものは復元されたもの）。それらはいずれもニービの骨（小碌砂岩）製である。

③ 歓會門前の石獅子、その他

歡會門の前に一対の石獅子が設置されている。これは首里城復元時に設置されたもので、久米島産安山岩が使用されている。また、木挽き門前には、史跡「首里城跡」の碑と琉球大学跡の碑が建立されている。前者は内地から輸入された花崗岩、後者は久米島産の安山岩が使用されている。

3. 守礼門

1527年、尚真王時代に建立された守礼門には青石、ニービの骨（小祿砂岩）、安山岩が使用されている。まず、礎石8個のうち6個は青石、2個は1959年に復元されたときに補充された久米島産の変質安山岩（グリーンタフ）である。礎石下敷石はニービの骨（小祿砂岩）製であるが創建時のものは2個で、他の6個は同質の岩石で復元したものである。また、石製の控柱と柱の挟石はいずれも久米島産安山岩である（図2）。

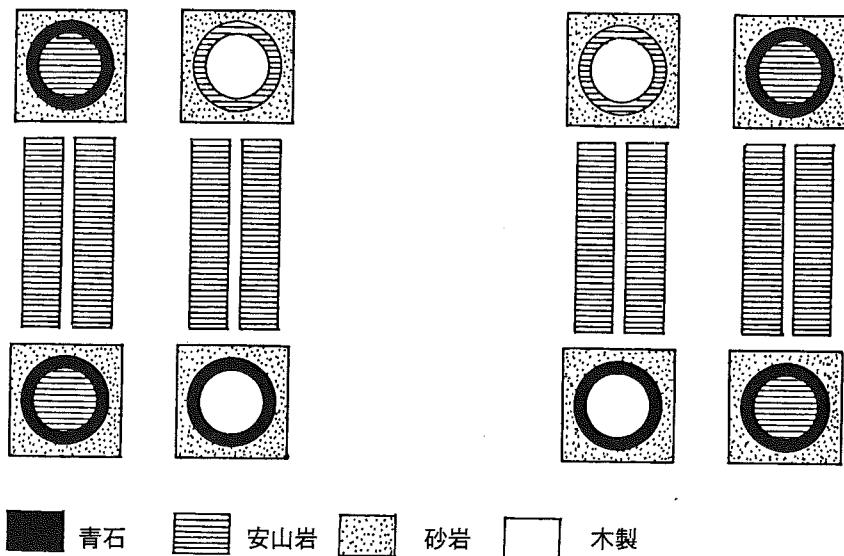


図2. 守礼門の石材

4. 玉陵

玉陵は1501年、尚真王代に造営されたもので、石獅子・碑文・中室扉・西室扉・門扉軸摺石等に青石、高欄にはニービの骨（小祿砂岩）が使用されている。

IV. 文化財の石材についての一考察

沖縄県立博物館の石製収蔵品および博物館周辺の石造文化財のいくつかについて、その石材の岩質を見てきた。その結果、使用されている岩石はそれほど種類は多くなく、中国福建省産の青石、沖縄産のニービの骨（小祿砂岩）・琉球石灰岩・砂岩（嘉陽層、八重山層）・サンゴ、それに鹿児島産の溶結凝灰岩・安山岩等が見られるだけである。これらの石材について、沖縄への輸入の時期等も含めて考察してみたい（表1）。

中国福建省産の青石製文化財の岩質については加藤（1985）の岩石学的な詳しい研究が

表1. 時代別に見た石材の利用

	1372年以前 (察度以前)	1372~1609年 (察度~第一尚氏~尚寧王)	1609年~明治 (尚寧王~)
青 石 (中 国)		安国山樹花木記碑(1427) 円覚寺礎石(1493) 小祿墓石厨子(1494) 国王頌徳碑(1498) 円覚寺放生橋高欄(1499) 天山陵石棺台座(?) ようどれ石棺(?) 玉陵石厨子・石獅子・碑文・中 室扉・西室扉・門扉軸摺石(1501) 首里城正殿基壇の石高欄・龍柱(1509) 国王頌徳碑*** (1522) 龍樋(吐水石竜頭)(1523) 守礼門礎石(1527) 添繼御門碑文*** (1546)	
溶結凝灰岩 (鹿児島)			天界寺仁王像 (1644年頃) 弁財天堂の手水・石灯 籠(1859頃) 中城御殿の石灯籠 (1870頃) 沖縄県師範学校門柱 (1886)
閃緑岩 (渡名喜)			ようどれの碑文* (1620年)
ニービの骨 (沖 縄)		世持橋勾欄羽目(1475)** 玉陵欄干(1501) 天女橋高欄(1502) 龍淵橋高欄(1502) 園比屋武御嶽棟石(1519) 守礼門敷石(1527) 崇元寺下馬碑(1527)	「中山第一」(1719) 「雲根石髓」(1756) 「湯谷靈源」(1800) 「活澆澆地」(1808) 「源遠流長」(1838) 「飛泉漱玉」(1838) 「靈脈流芬」(1866)
琉球石灰岩 (沖 縄)	数多くのグ スクの石垣	円覚寺放生橋板石(1499) 天女橋板石・龍淵橋本体(1502) 園比屋武御嶽(1519) 金城町石畳(1522) 崇元寺第一門(1527)	数多くの石棺

* ようどれ造営(1261) ** 慈恩寺橋(1475)より移築 *** 現存しないので推定による

ある。それによると、1427年の安国山樹華木記碑以降1525年の沢祇親方の墓の銘までの約100年に渡って、大部分は1477年～1526年間の尚真王時代に、歴史的な石碑・石厨子等として数多く利用されていることがわかっている。この青石は、岩石学的にはドレライトが緑色片岩相の最低温度部分、またはそれよりやや低い部分に相当する低変成度の広域変成作用を受けて生じた輝緑岩である。

青石は、琉球王国を確立した尚真王が多用していること、その製品に王の業績を記した石碑が多いこと、また遠く第二尚氏初代の王、尚真の出身地である伊是名島の玉陵の石棺にも使用していることなど、首里王府が自らの権威を示すために、わざわざ遠い中国から輸入したものであることを示している。

浦添ようどれの英祖王と尚寧王の墓にも青石製の石棺がある。これまでこの石棺の時代については、①英祖時代、②尚真王時代、③尚寧王時代の3説がある。①の説は察度がはじめて明に入貢したのが1372年で、英祖時代に青石を中国から輸入するほどの交易と財力があったとは考えにくい。③の説について言えば、尚寧王時代によどれが修復されたことが碑文に明記されている（1622年）。では、青石製の石棺もこの時代に作られたのか。しかし、尚寧王の1609年、島津の琉球侵略をきっかけに1612年以降は中国への入貢が激減し10年一貢になっている。従って、青石の輸入もこれまでのように自由にできなかつたであろう。そのことは、青石製の石厨子が尚寧王時代（1622年）に作られたと考えることも難しい点がある。一方、②の尚真王時代であるが、英祖王の石棺の彫刻が、尚真王時代に造られた放生橋高欄の羽目、玉陵石棺等の彫刻と類似性を持つこと、尚真王時代が琉球王国時代に最も栄えた時代であり、他にも多くの石造物が建造されたことなどを考慮すれば、いまの段階では外間正幸氏が唱えるように尚真王時代（尚清王時代までまたがる可能性もあるが）の作と考えるのが妥当のようである（沖縄タイムス、1961年10月14日から16回にわたる記事）。同様な理由で、第一尚氏の墓陵といわれる天山陵石棺台座、伊是名玉陵石棺、小禄大やくもい石棺等も尚真王時代との外間正幸氏の考えを指示したい。

1609年以降、実質的に薩摩の支配下に入った琉球には、中国産の青石に代わり、鹿児島県産の石材が輸入されるようになる。中城御殿の石灯籠、弁財天堂の手水鉢・石灯籠、天界寺の仁王像などに使用された溶結凝灰岩がそれである。特に、弁財天堂は尚真王時代の1502年に建立されたにも関わらず鹿児島産の溶結凝灰岩の手水鉢・石灯籠が設置されているのは、1609年の薩摩の侵略時に弁財天堂が全焼したため、その後に鹿児島から輸入した溶結凝灰岩製の手水鉢等が設置されたものと推定できる。そのことは、手水鉢にかすかに読みとれる「咸豐酉九年九月吉日」（1859年？）の文字からも明らかである。同様に、天界寺の仁王像は再建時の1644年、中城御殿の石灯籠は現在地に移転した1870年頃の輸入と推定される。また、沖縄師範学校の門柱にも同じように溶結凝灰岩が使われている。これ

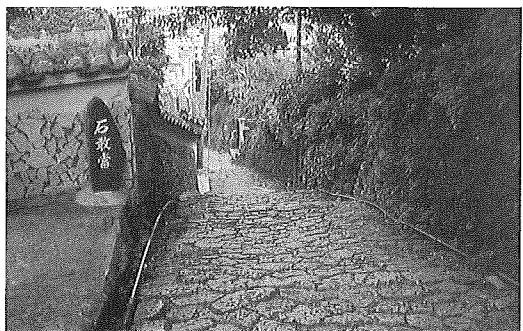
は1886年（明治19）に現在地に沖縄師範学校が移転したときに設置されたものであることがわかる。園比屋武御嶽や安谷川御嶽の香炉なども、その岩石の類似性から、ほぼ同じ時期に入って来たものと思われる（ちなみに安谷川御嶽が修復された時期が1814年である）。このように、溶結凝灰岩の使用は1800年代に集中しており、その使われ方も日本文化の特徴を示すものが多いようである。

沖縄県産の石材であるニービの骨（小碌砂岩）は、彫刻がしやすい岩質（均質、軟質）であるため、1609年以前には玉陵欄干、天女橋高欄、守礼門敷石等、彫刻を施した石材としての利用が多い。しかし、1609年以降は、龍樋の碑に代表されるように、石碑として利用されているものが多い傾向がある。つまり、青石が手に入らなくなった時代に、青石に代わる石材の役目を負うようになったのであろう。一方、琉球石灰岩は軟質な岩石で容易に加工でき、大量に得ることができるため古い時代から築城、道路、石造建築物に広く利用されてきたことは前にも触れたとおりである。また、ニービの骨（小碌砂岩）と琉球石灰岩（サンゴも含む）は、広く庶民の間でも利用されており、屋敷の石垣、石敢當、農事用具、漁労用具などに盛んに利用してきた。

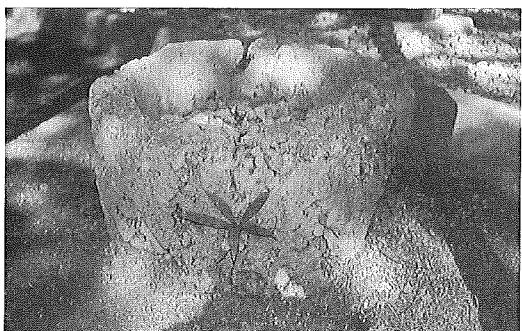
〈参考文献〉

- 外間正幸（1961）：ようどれ石棺の話1-16. 沖縄タイムス記事.
- 池原貞雄・加藤祐三編著（1997）：沖縄の自然を知る. 築地書館, 269p.
- 加藤祐三（1985）：沖縄県首里城周辺の産地不明石材の岩石学的研究. 琉球大学理学部紀要, 第39号, p.63-81.
- 木崎甲子郎・目崎茂和編著（1984）：琉球の風水土. 築地書館, 249p.
- 木崎甲子郎（1981）：沖縄の自然. 平凡社, 245p.
- 沖縄県教育委員会（1994）：沖縄の文化財. 沖縄県立博物館友の会, 173p.
- 沖縄県教育委員会（1995）：沖縄の文化財. 沖縄県立博物館友の会, 173p.
- 高良倉吉・田名真之編（1993）：図説琉球王国. 河出書房新社. 127p.
- 玉陵復原修理委員会（1977）：重要文化財玉陵復原修理工事報告書. 沖縄県, 121p.
- 琉球政府文化財保護委員会（1959）：首里城守礼門復元工事報告書.
- 琉球大学公開講座委員会（1986）：沖縄のサンゴ礁. 琉球大学公開講座4, 196p.

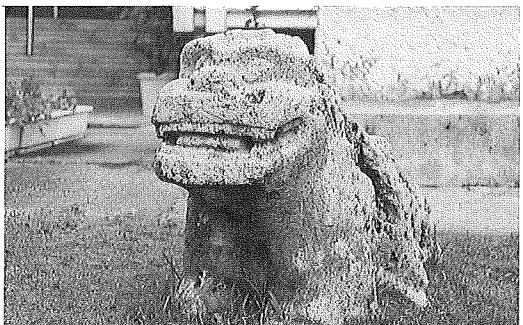
PLATE 1



1. 金城町石疊



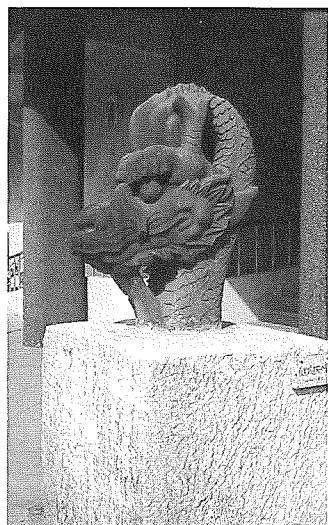
2. トーニ



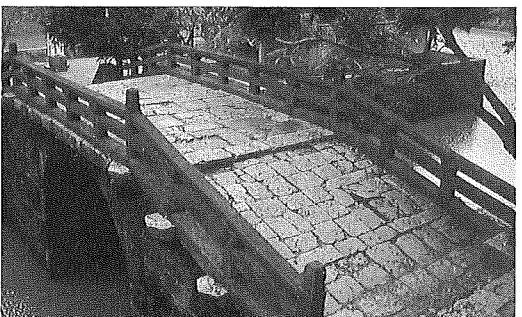
3. 石獅子



4. 石厨子



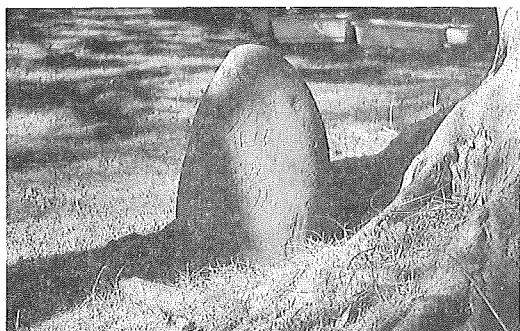
5. 首里城龍柱



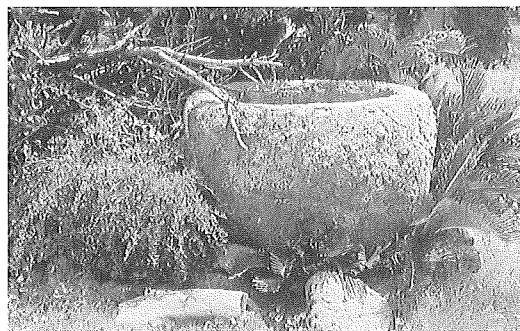
6. 天女橋

(1 - 3 . 琉球石灰岩製 4 . サンゴ製 5 - 7 . ニービの骨製)

PLATE 2



7. 石敢當



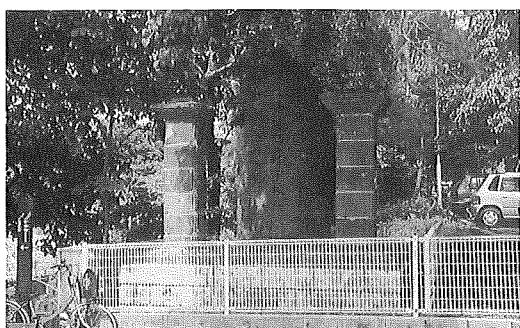
8. トウージ



9. 中城御殿の石灯籠



10. 弁財天堂の手水鉢と石灯籠

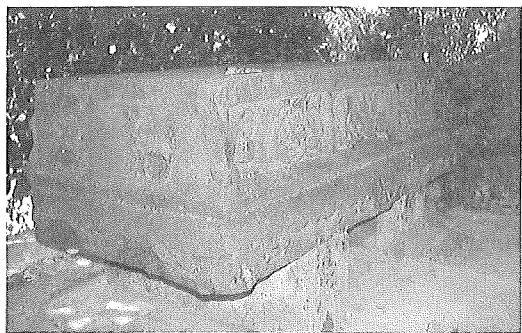


11. 沖縄師範学校の門柱



12. 円覚寺の放生橋

(8. 凝灰角礫岩製 9-11. 溶結凝灰岩製)



13. 天山陵石棺台座



14. 円覚寺山門礎石



15. 守礼門礎石



16. 玉陵の碑

(12-16. 福建省産青石製)

セッカの繁殖

与那城 義 春

(沖縄県立博物館)

Notes on the Breeding of *Cisticola juncidis*

at the Base of Mountain of the Untama-mori in Boundary of
Nishihara Town and Yonabaru Town, the Okinawa Prefecture

Yoshiharu YONASHIRO

(Okinawa Prefectural Museum)

はじめに

セッカ *Cisticola juncidis* はヨーロッパ南部、アフリカ、インド、インドシナ半島、中国南部、フィリピン、日本、オーストラリア北部を含む広範囲に分布している。

日本のセッカは本州以南の平地、低山地の草原地域で繁殖している。冬期になると、北方地域の本種は温暖な地方に移動するようである。

日本国内では、セッカの生活史に関する研究が母袋（1976）によって報告されている。

沖縄県のセッカは大東諸島を除く多数の島々で殆ど留鳥として生息し、繁殖している。本種の生息場所は平地や丘陵地、山麓の草原および各地の甘蔗畑、水田地域等であり、繁殖場所は生息地の草原、水田地域で殆どチガヤ群落中に造巣している。また、時には甘蔗畑で5～6月頃にサトウキビが地上高1m前後の時、成長期の葉を利用して造巣し、繁殖することもある。

これまでに本県内では、セッカの繁殖に関する調査・研究は殆ど実施されてないようである。筆者はセッカの繁殖生態（1996）を調査したので、その繁殖状況を報告する。なお、今回の調査は筆者の実弟・与那城義則によって発見されたセッカの巣で実施したため、ここに付記して謝意を表する。

1. 調査地の概況

セッカの繁殖調査は沖縄本島中部地区の西原町と南部地区与那原町の境界に位置する運玉森（標高158.1m）の北部山麓で実施した（図1）。

本種の営巣場所は運玉森北部の裾野に在るチガヤ・ススキ草原であり、所々には墓地や常緑樹も散在する。その草原周辺は殆ど農耕地（甘蔗畑、野菜畑等）やゴルフ場によって占められている地域である。セッカの巣（産座底部）は地上高25cm程の位置にあり、その周

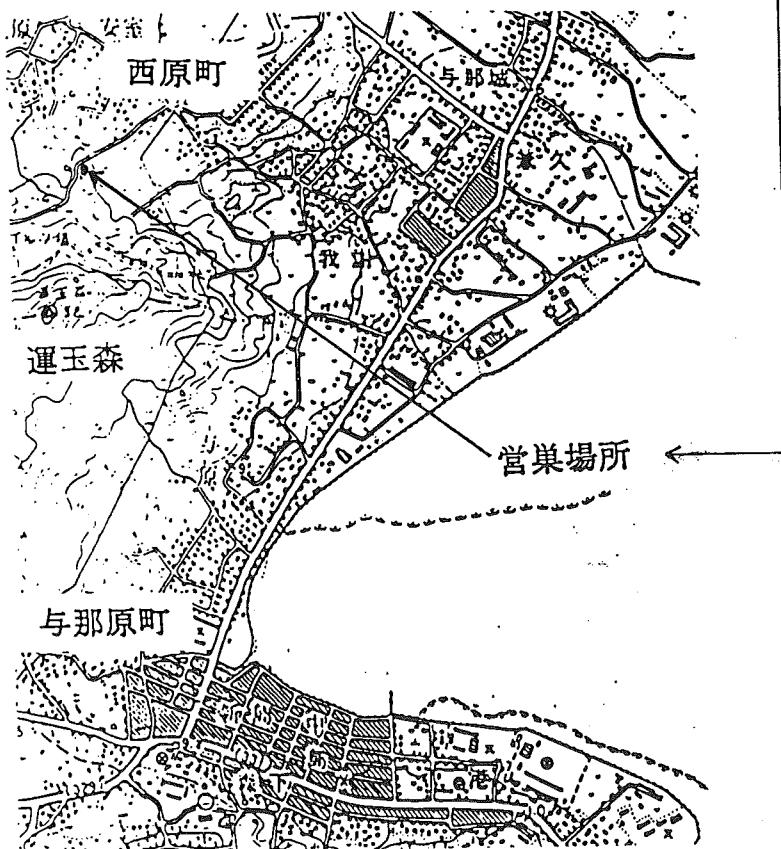
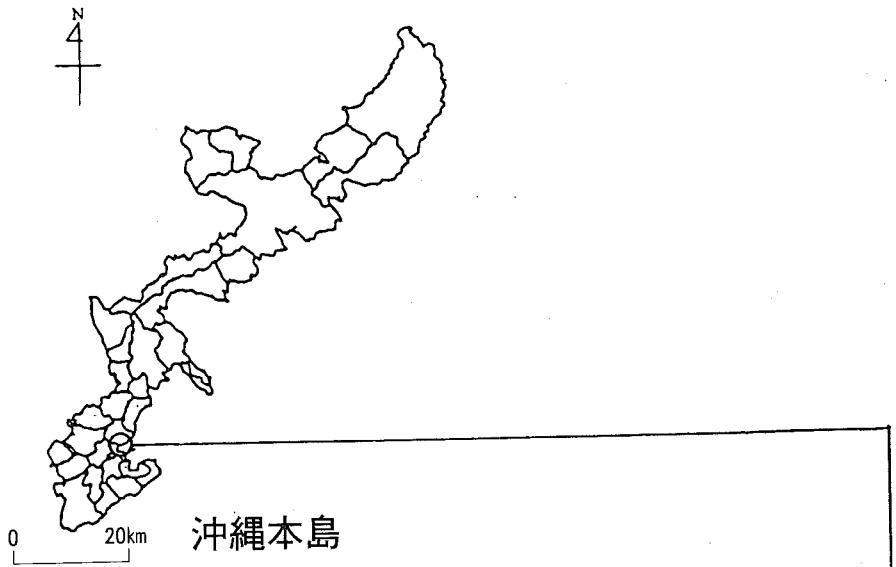


図1. 運玉森と調査場所の位地図

辺には殆どチガヤが密生しているが、ススキ群落も散在している地域であった。

2. 調査方法

セッカの繁殖調査は自然状態で巣を中心に造巣期の後半（内巣部）から産卵期、抱卵期、育雛・巣立ち前の実態を観察した。だが、特定の位置から楕円形である巣の内部観察は困難であったため、親鳥（雌）が巣から飛去した後に接近して巣口から直接観察によって産卵数、孵化の状況、雛の成育状態等を確認した。

3. 調査結果

(1) 造巣期

1996年5月26日午後5時40分頃、営巣場所付近（写真①）の上空で飛翔中に上昇、下降を繰り返しながら、ヒツ ヒツ ヒツ、チャツ チャツ チャツ、と囀っている雄のセッカを確認した。そして、チガヤ群落の中にあるセッカの巣を観察すると、充分に成育しているチガヤの葉14~15枚をクモ類の糸で綴り合わせ、円筒形の外巣部は完成されていた（写真②）。その後、セッカの雄は営巣場所周辺で観察されず、囀り声も全く聞かれなくなった。



（写真①）セッカの営巣場所

5月29日午後6時頃、営巣場所から飛去するセッカを確認した後、接近して外巣の内部を観察すると、上方の巣口から側壁部分にはススキの穂が丁寧に詰められていた。また、底部の産座にはススキの穂とチガヤの穂が巧妙に使用されており、内巣部分も造巣を開始していた。

母袋（1976）によると、セッカの雄は外巣部を造巣し、番い形成後に雌が内巣部を造巣する。造巣中に雌は産卵も開始し、内巣部は2～3日間で完成させる、ということである。

(2) 産卵・抱卵期

6月1日午前10時、営巣場所付近にあるススキ群落の中からセッカの巣を観察した。約10分後、セッカは巣口から頭部を出すと同時に飛去した。早速、巣の内部を観察すると、白色地に褐色小斑の点在する卵2個が産座で確認された。しかし、俄雨でその日の観察は中断されてしまった。

6月8日午前9時、本日は先週の卵2個確認（6月1日）から1週間経過しているので恐らく抱卵に専念しているだろうと思考しつつ、ススキ群落の中でセッカの巣を観察していた。

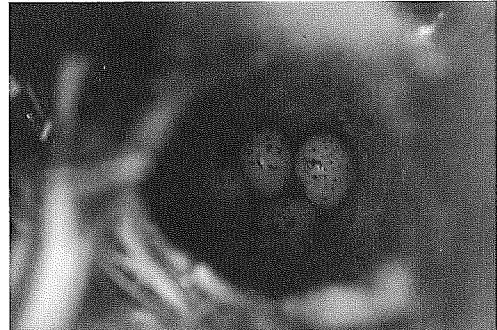
午前9時55分、セッカの雌が巣から農耕地に飛去した。その後に巣の内部を観察し、産座に4個の卵が確認された。

セッカの卵は橢円形であり、白色地に褐色の小斑が散在していた（写真③）。

6月11日午後5時35分、セッカの雌親が巣から飛去した後に巣の内部を観察した。産座の卵数は6月8日に確認された産卵数と同数の4個であったが、親鳥（雌）の抱卵によって卵殻表面の光沢が強くなっているように思われた。

母袋（1976）によると、セッカの雌は内巣部を造成しながら早朝に1日1個を産卵する、ということである。

本調査でセッカの産卵数は6月1日に2卵確認、その後に2卵の追加で6月8日に合計4卵が確認された。多分、産卵は5月31日の早朝に開始され、4個目の最終卵は6月3日の早朝に産出されたと推測される。また、雌親は初卵産出後から抱卵するようであるが、概ね午前9時30分以降から抱卵を中止して採餌のために長時間放置しているようである。



写真③ セッカの巣と卵

(3) 孵化・育雛期

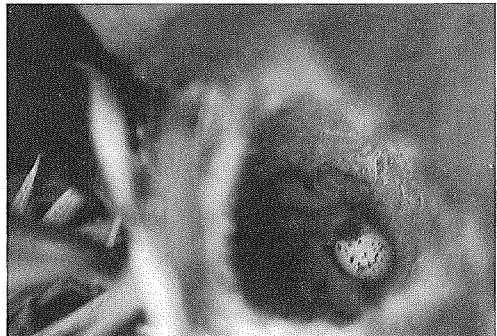
6月15日午前10時25分頃、セッカの雌親が巣から付近の農耕地に飛去した。その直後に巣の内部を観察すると、産座に孵化した雛3羽が確認されたほか、1個の未孵化卵もあった（写真④）。雛の身体は淡紅色を呈しているが、羽毛は雛3羽とも未だ生えてなかつた。円形の突起状である目の部分だけは青黒色であった。3羽の雛は産座で身体を寄り添うようにして就眠していた。約2分後、雛2羽が頭部をゆっくりと上方に動かしながら同時に嘴を開けたのである。2羽の雛は空腹のために食餌を要求しているように思われた。また、別の雛1羽は昏睡状態を継続していた。雛3羽のうち、2羽は孵化日から1日を経過しているようであり、他の1羽は孵化直後であろう。

6月23日午前11時50分頃、営巣場所から東側の農耕地に飛去したセッカの雌親を付近のススキ群落中から確認した。その直後、巣に接近して雛の成育状態を観察した。雛4羽のうち、1羽だけの羽毛は概ね全身に密生しているが、他の3羽の羽毛は頭頂部、背面の一部、肩の部分に生え始めていた。4羽の雛は孵化後から順調に成育しているようである。

6月27日午後6時20分頃、セッカの雌親が営巣場所から付近の甘蔗畑に飛去した後、接近して巣口から内部の雛の成育状態を観察した。4羽の雛は薄暗い産座で立ち上がった体勢になっており、頸部を上方に伸ばしながら嘴を大きく開けて食餌を要求していた。雌親の不在時に巣立ちの近づいている雛4羽は頻繁に立ち上がり、帰巣して給餌する親鳥を待機しているようであった。孵化後、これらの雛は約13日を経過しているので、間もなく巣立つ時期であり、そのためには巣の内部で食餌の要求行動も活発化するのであろう。

(4) 巣立ち

6月29日午前8時頃、念のためにセッカの営巣場所を付近のススキ群落中から観察開始した。しかし、約1時間30分後も雌親と雛の動向は観察できなかつたので、接近して巣の内部を確認すると雛4羽とも既に巣立ちした後であった。直ちにセッカの雛が雌親と共に行動をする家族期を確認するため、営巣場所周辺に散在するススキ群落や付近の甘蔗畑を観察した。しかし、広大な農耕地やススキ群落でセッカの雌親と雛の家族は容易に確認されなかつた。多分、雌親は天敵から雛を守るためにチガヤ・ススキ草原や甘蔗畑の中に潜入し、行動しているのであろう。その時、雛は生存するために必要である多様な体験を習



写真④ 巣中の雛と未孵化卵

得するようである。

多分、4羽の雛は昨日（6月28日）の中間に巣立ちしたものと思われる。今回の雛の巣立ちは孵化日から14～15日目であった。

要 約

1. 草原の留鳥であるセッカ *Cisticola juncidis* の繁殖生態調査を1996年に沖縄本島の中部地区西原町と南部地区与那原町の境界に位置する運玉森（標高 158.1m）の北部にある裾野で実施した。楕円形であるセッカの巣の内部観察は雌親の飛去した後、接近して巣口から直接観察によって繁殖各期の状態を確認した。
2. 今回、セッカの造巣期で先に雄の分担する外巣部は概ね完成されており、外巣部の造成に要する日数は確認できなかった。外巣部は充分に成育しているチガヤの緑葉14～15枚をクモの糸で綴り合わせていた。
繁殖期のセッカは一夫多妻（一雄多雌）の習性を有しているようであり、外巣部分を造成した雄は他の場所に移動して外巣部分を造成し、新しい番いを形成するといわれている。だが、本調査は自然状態で実施しているため、上述の実態は確認されなかった。雌の分担する内巣部はススキの穂を丁寧に敷き詰め、底部の産座にはススキの穂とチガヤの穂が巧妙に使用されていた。雌の造成する内巣部は3日で完成させていた。
3. 今回、セッカの産卵数は4個であった。これまでに沖縄本島内では、1巣の産卵数は普通3～4個であるが、時には5～6個を産卵することもある。
4. 本調査では、セッカの抱卵日数は約14日であった。抱卵期の雌親は昼間の抱卵を中止して飛去すると、容易に帰巣しなかった。多分、空腹感や疲労感によって雌親は今後の繁殖活動に備えて採餌に長時間を要しているのであろう。
5. 雛の巣立ちは孵化日から14～15日目であった。巣立ち後、行動と共にする家族期のセッカの雌親と雛は営巣場所周辺のススキ群落や農耕地でも確認されなかった。

文 献

日本鳥学会編、1974. 日本鳥類目録. P.85. 学習研究社. 東京.

羽田健三監修、1976. 続・野鳥の生活 P.66～72. セッカ（母袋卓也 執筆）

筑地書館 東京

清棲 幸保、1978. 日本鳥類大図鑑 P.201～203. 講談社. 東京.

高野 伸二、1981. 日本産鳥類図鑑 P.357. 東海大出版会. 東京

南大東島で最近新たに記録された鳥類について

嵩 原 建 二⁽¹⁾・姉 崎 悟⁽²⁾・高 木 昌 興⁽³⁾
奥 土 晴 夫⁽⁴⁾・金 川 雅 之⁽⁵⁾

New Records of the Birds in Minami Daito-jima Island, the Nansei-Shoto

Kenji Takehara, Satoru Anezaki,
Masaoki Takagi, Haruo Okudo and Masayuki Knagawa

1. はじめに

大東諸島は沖縄島の東、約400kmの洋上に位置し（図1）、北大東島と南大東島及びさらに南にある沖大東島の3島からなる。その中で南大東島は島面積が30.57km²と大東諸島最大の島であり、地質的には島全体が琉球石灰岩で覆われている。南大東島は中央部がへこんだようなすり鉢状の地形をなし、その中央部には池が40以上も散在して、島面積の5.4% (1,656,579m²) はこうした池沼や湿地が占めている。また、島面積の約60%は農耕地で、そのほとんどがサトウキビの耕作地である。

南大東島で記録された鳥類については、これまで古くはKuroda (1925) による標本に基づく鳥類記録や、黒田 (1935)、池原 (1973)、日本野鳥の会 (1975) などの報告が見られる。また、琉球新報社編 (1983)、McWhirter et al (1996)、嵩原ら (1996) などに断片的な分布記録が散見でき、さらに南大東村誌 (1988) の中に91種の鳥類目録が作成されている。最近では大沢・大沢 (1990)、大沢・大沢 (1995) により、これまでの鳥類記録がまとめられ、南大東島における鳥類の記録を123種としている。なお、1995年には、南大東島の大池を中心とする湿地の鳥類調査が実施され、67種の鳥類が記録されている（沖縄県自然保護課 1996）。また、大沢・大沢 (1997) は別に鳥類目録を作成し、137種の鳥類を記録している。

筆者らは1995年春季から数回にわたり南大東島で鳥類調査を行い、鳥類に関する若干の知見を得ることができ、新たな目撃記録を追加して鳥類目録作成を試みた。

本報告を行うに当たり、現地調査に協力していただき、かつ貴重な有益な情報を与えていただいた県立伊良部高校の久貝勝盛氏、県立開邦高校の瀬名波任氏、さらに南大東島在

(1) 沖縄県立博物館 (2) 愛知県春日井市在住 (3) 大阪市立大学理学部 (4) 南大東中学校

(5) 南大東村教育委員会

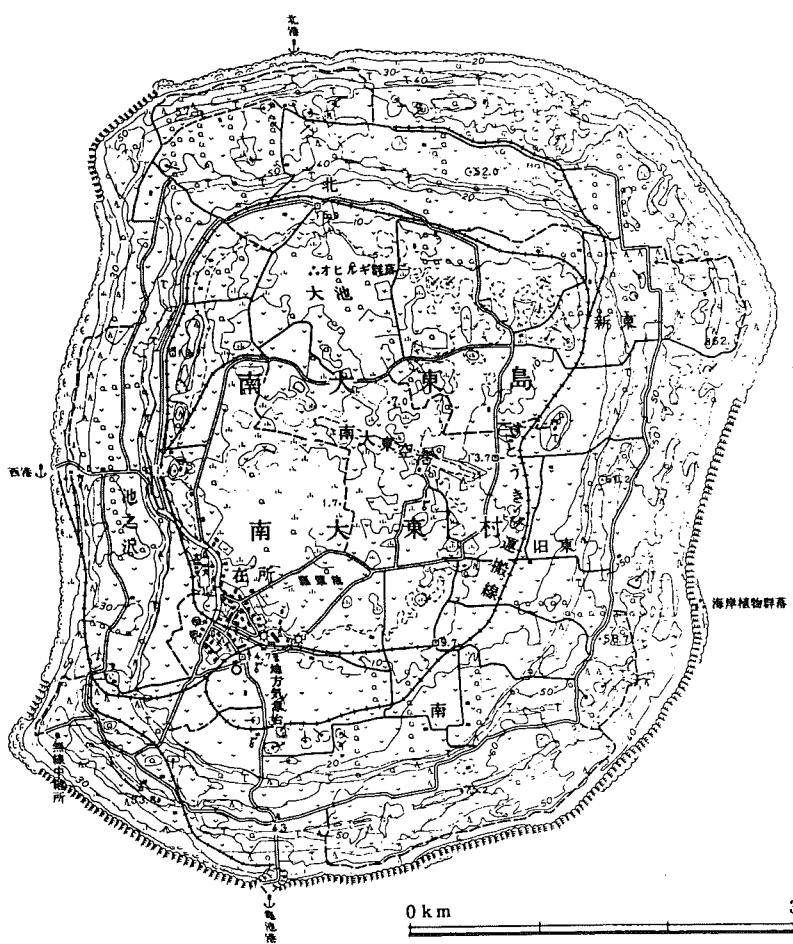
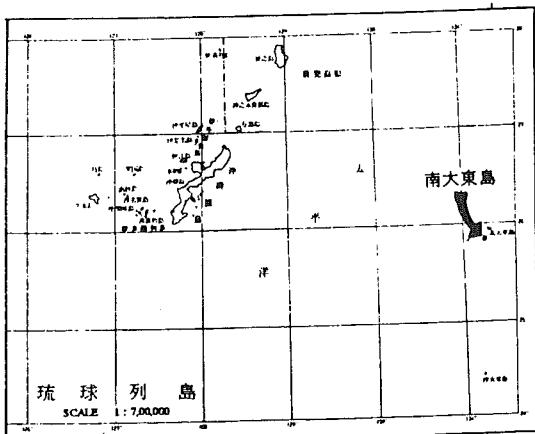


図1. 南大東島の位置

住で沖縄県文化財保護指導委員の西浜良修氏に厚くお礼申し上げます。

2. 調査概要と調査方法

調査は表1に示したように、1995年年3月から1998年9月までの期間に現地調査を9回(度)にわたって実施した。調査は島全体をその調査範囲とし、調査時間や時期を定めずには不定期に実施した。また、特に調査ルートも定めず、車両を使って島の様々な場所を走りまわり、目撃される野鳥を記録した。特に島中央部に散在する池や湿地、森林地域などは重点的に調査し、大東神社、大池、瓢箪池、南大東空港、新東の山下家近くの農業用ダム、磯崎家近くの農業用ダム、南の牧場周辺などは頻繁に調査を行った。確認の際には、10倍の双眼鏡と20倍の望遠鏡も活用した。なお南大東島に居住する筆者らは、常時鳥類調査を実施した。

また、これまでに記録のない鳥類については、調査期間外の記録であっても活用した。

表1. 南大東島における鳥類調査概要

調査期日	調査期間(日)	調査者
1995/3/12-3/17	6	姉崎悟
1995/12/16-12/19	4	嵩原建二・久貝勝盛・瀬名波任
1996/12/7-12/9	3	嵩原建二・金川雅之
1997/2/1-2/2	3	嵩原建二・金川雅之
1997/4/19-4/22	4	姉崎悟
1998/3/6-3/9	3	嵩原建二・奥土晴夫・金川雅之・西浜良修
1998/1/28-2/7	11	高木昌興
1998/4/23-5/6	14	高木昌興
1998/9/12-9/14	3	嵩原建二・奥土晴夫・金川雅之・西浜良修

3. 調査の結果と考察

(1) 南大東島で記録された鳥類

調査期間中にこれまでに報告されていないハジロカツツブリ *Podiceps nigricollis nigricollis*、コクガン *Branta bernicla orientalis*、クロツラヘラサギ *Platalea minor*、アカガシラサギ *Ardeola bacchus*、ムジセッカ *Phylloscopus fuscatus fuscatus*など希な飛来種を含む21種の鳥類の生息が確認された。したがって、これまでの鳥類記録に追加すると、巻末の「南大東島の鳥類目録」に示したように、14目43科166種(亜種含む)の鳥類が、南大東島で記録されていることになるものと思われる。

その内訳を便宜的に生息状況から区分して示すと、カツツブリ *Podiceps ruficollis*

Kunikyonis、カワセミ *Alcedo atthis bengalensis*、マガモ *Anas platyrhynchos platyrhynchos*、ダイトウコノハズク *Otus elegans interpositus*などの留鳥は、合計22種であった。しかしながら、その内リュウキュウカラスバト *Columba jouyi*、ダイトウヤマガラ *Parus varius orii*、ダイトウウグイス *Cettia diphone restrictus*、ダイトウミソサザイ *Troglodytes troglodytes orii*、ハシブトガラス *Corvus macrorhynchos japonensis*の5種は現在では絶滅とされる。また、ダイトウノスリ *Buteo buteo oshiroi*の生息状況についても、最近の繁殖例が見られず現状は不明である。さらにこれまでリュウキュウウグイス *Cettia diphone riukiensis*は、沖縄島から移入されたとされている（池原 1973）が、沖縄県内には冬季に飛来するウグイスの存在と在来のウグイスの一種が生息することが、最近の研究で指摘されているので留鳥であるかどうかは不明である。

一方、夏鳥としては、これまでセグロアジサシ *Sterna fuscata nubilosa* とオオアジサシ *Thalasseus bergii cristatus* の記録が見られたが、1998年9月にアカショウビン *Halcyon coromanda major* の飛来が確認され、夏鳥として渡来する種は3種と思われる。

さらに旅鳥や冬鳥としては、カンムリカツブリ *Podiceps cristatus cristatus*、オオバン *Fulica atra atra*、オカヨシガモ *Anas strepera strepera*など119種が確認された。また、希な渡り鳥（迷鳥）としては、コクガン *Branta bernicla orientalis*、クロツラヘラサギ *Platalea minor*など21種が確認された。したがって、記録された鳥類の大部分は、夏季や冬季に飛来する渡り鳥が主体であり、南大東島は沖縄島から約400kmも離れている海洋島でありながら、渡り鳥が多く渡来することが理解され、鳥の渡るコースとして重要な位置を占めていることが伺える。しかしながら、その個々の鳥類に関する具体的な渡りのルート解明は不十分で、今後標識調査（バッティング）や衛星を利用した渡り鳥の飛来ルートの解明が望まれる。

以下に保護すべき種や重要な確認記録として特筆に値すると思われる鳥類を取りあげ、その生息状況等について述べる。

(2) 保護すべき種や特筆すべき鳥類の確認記録

1) リュウキュウカツブリ *Tachybaptus ruficollis Kunikyonis*

1997年3月における調査では、滞在期間中毎日観察し、いずれの期間も雛を確認した。白色型は1995年3月16日に3羽、1997年4月20日に4羽を確認しており、1997年の1羽には、灰色みを帯びた雛が1羽ついていた。

本種は沖縄県自然保護課編（1996）によって示された「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物」（沖縄版レッドデータブック）の中で希少種に指定されている種である

が、南大東島では白色型が長期に渡って複数個体生息しており、本種の遺伝的な変異を考える上で興味深いものがある。

2) ハジロカツブリ *Podiceps nigricollis nigricollis* (写真1)

1998年11月24日に在所近くの農業用ダム（磯崎家近く）で1個体を確認した。おそらくこの記録が大東諸島初記録であろう。

3) クロツラヘラサギ *Platalea minor* (写真2)

1998年2月2日に潮水池の岸辺で1個体を初確認し、本個体は1998年4月25日まで確認できた。その後5月6日まで調査したが姿を見つけることはできなかった。本個体は1997年12月8日頃から目撃されているので、およそ4ヶ月以上にわたり南大東島で越冬していたものと思われる。本種はまれな冬鳥として県内各地に飛来するが、大東諸島ではこの記録が初確認である。

4) コクガン *Branta bernicla orientalis* (写真3)

1998年3月6日に大池で5個体を確認したが、本個体は1998年3月3日頃から飛来が確認されている。本種は国の天然記念物にも指定されている貴重種であるが、大東諸島での記録はこれが最初であろう。

5) トビ *Milvus migrans lineatus*

1995年3月12日から15日に集落や農耕地上空を飛ぶ2羽を観察した。島民の話によると、本種は鶲の雛をよく襲うことがあるという。本種は数少ない冬鳥としての渡来と思われる。

6) ノスリ *Buteo buteo*

1997年4月22日に淡水池付近で2羽を観察した。はじめ1羽が東から西に向かって比較的低空を直飛していたが、大池付近でもう1羽が現れると、近距離でそれぞれ帆翔をはじめ、少しづつ西に流れていき、やがて見失った。ノスリらしき鳥影は4月20日から21日にも各1羽見ており、いずれも低空を直飛していた。

なお、1998年1月25日に2個体、2月2日に3個体を空港付近でも同時確認している。

大東諸島には亜種ダイトウノスリ *Buteo buteo oshiroi* が生息しているとされている。一方、沖縄県内各地には冬鳥として、ふつうにノスリ *Buteo buteo japonicus* が飛来してくるが、ダイトウノスリとノスリの飛翔中の区別は明瞭ではない。したがって、今回目撃された個体がダイトウノスリかどうかの確認は困難と思われるが、目撃された個体はノスリとした。ダイトウノスリは近年における繁殖確認がなく、生息現状は不明なように思える。

7) ハヤブサ *Falco peregrinus*

1997年4月20日に字南（地名）で、南西方向に向かって飛翔する1羽を観察した。

また、1998年1月29日に日の丸山展望台付近で1個体が確認された。

本種は大東諸島ではまれな冬鳥と思われる。

8) オオソリハシシギ *Limosa lapponica*

1997年4月22日に大池近くの水溜まりで夏羽1羽を観察した。この確認が大東諸島での初めての目撃例と思われ、おそらく旅鳥としての渡来であろう。

9) タゲリ *Vanellus vanellus* (写真4)

1998年3月7日に南の牧草地で9個体を確認した。本種は数少ない冬鳥として、県内各地に飛来するが、南大東島では再認記録である。

10) セイタカシギ *Himantopus himantopus himantopus*

1991年1月28日に新東で1個体確認し、その後、1998年9月12日に月見池南側の農地と新東の農業用ダム（山下家近く）で、合計8個体を確認した。おそらく、南大東島では旅鳥としての飛来であろう。

11) ツバメチドリ *Glareola maldivarum* (写真5)

筆者らは1997年4月21日に新空港で1羽（羽色不明）、旧空港東側の耕地で夏羽3羽を観察した。旧空港で見られた個体は、耕地で身を隠し、車が来なくなると、路上で虫をついばんでいた。おそらく、この観察が大東諸島初記録と思われ、数少ない旅鳥としての渡来と思われる。

12) イワツバメ *Delichon urbica dasypus*

大東諸島では、本種の確認記録はなかったが、1997年4月20日から21日に10羽前後を観察した。主に西港近くのキャンプ場付近の松林上空に見られ、池之沢南部でも1羽単位で観察した。おそらく本種は大東諸島では旅鳥だと考えられる。

13) ダイトウコノハズク *Otus elegans interpositus* (写真6)

1995年3月14日に字南（地名）で、1997年4月19から21日に大東神社で、それぞれ鳴き声を確認した。1997年4月21日には、幼鳥のものと思われる「キシャッ！」という鳴き声を数回聞いたので、繁殖している可能性はきわめて高い。

本種は大東諸島特産の亜種で、大東神社や内幕（うちはぐ）、海岸林などまとまつた形で残る森林地域に生息している。しかしながら、1998年3月7日の調査では、最高で6個体が確認できたが、そう個体数が多いとは思われない。嵩原ら（1996）の指摘のように、生息地の減少や餌動物の農薬汚染等、本種の生息実態には厳しいものがあるようと思われ、何らかの保護策を検討すべきであろう。

(3) 南大東島で確認された貴重種

ここで扱う貴重種とは、天然記念物の指定種、環境庁編（1991）によって示された「日本の絶滅のおそれのある野生生物」（日本版レッドデータブック以下 NRDB と略記）や沖縄県自然保護課編（1996）の「沖縄の絶滅のおそれのある野生生物」（沖縄版レッドデータブック以下 ONRDB と略記）に登載され、保護すべき種である絶滅危惧種、危急種、希少種などをその範疇とした。

その生息状況をまとめると表2に示したように27種の貴重種が確認された。したがって、南大東島はこれら貴重種の生息地や飛来地となっており、その生息地の保全を図ることが重要であろう。

表2. 南大東島で確認された貴重種

種名	国指定 天然記念物	NRDB該当種			ORDB該当種		
		絶滅危惧種	危急種	希少種	絶滅危惧種	危急種	希少種
コクガン	◎			◎			
キンバト	◎	◎			◎		
ダイトウノスリ		◎			◎		
カンムリカツブリ			◎				
サカツラガン			◎				
ミサゴ			◎				
ハヤブサ			◎			◎	
マナヅル			◎			◎	
コアホウドリ				◎			
オオヨシゴイ				◎			
カラシラサギ				◎			
チュウサギ				◎			
ヘラサギ				◎			◎
クロツラヘラサギ				◎			
オシドリ				◎			
ハイタカ				◎			
アカアシシギ				◎			
ホウロクシギ				◎			
オオジシギ				◎			
セイタカシギ				◎			
ツバメチドリ				◎			
リュウキュウヨシゴイ					◎		
カワセミ					◎		
オオバン					◎		
リュウキュウヒクイナ					◎		
シロチドリ					◎		
カツブリ					◎		

備考：南大東島における絶滅種：リュウキュウカラスバト、ダイトウミソサザイ、ダイトウグイス、ダイトウヤマガラ

〔引用文献〕

- Birder 編集部. 1997. 1996年日本に舞い降りた珍鳥たち. Birder 11 (6):44-49.
- D. McWhirter, Hiroshi Ikenaga, Himaru Iozawa, Mamoru Shoyama and Kenji Takehara 1996. A Check-list of the Birds of Okinawa Prefecture with Notes on Recent Status including Hypothetical Records. Bulletin of Okinawa Prefectural Museum 22:33-152.
- 池原貞雄 1973. 大東諸島の陸産脊椎動物. 大東島天然記念物特別調査報告, 52-63. 文化庁.
- 黒田長禮 1935. 大東諸島の鳥類に就いて. 植物及び動物. 3 (7):129-130.
- Kuroda Nagamichi 1925. A contribution to the knowledge of the Avifauna of the Riukiu Islands and the vicinity, Published by the author. 293pp.
- 清樓幸保 1978. 増補改訂版 日本鳥類大図鑑II 講談社. 東京
- 南大東村誌編集委員会編, 1988. 改訂南大東村誌. 南大東村役場. 1230pp.
- Mark A.Brazil 1991. The Birds of Japan. Christopher Helm A&C Black. London.
- 日本野鳥の会 1975. 大東諸島. 環境庁委託調査, 特定鳥類等調査. 270-298. 環境庁.
- 日本鳥学会目録編集委員会編. 1997. 日本産鳥類リスト. 日鳥学誌46(1):54-91.
- 大沢啓子・大沢夕志 1990. 南大東島で観察された鳥類. 山階鳥類研究所報告, 第22巻 (2) 133-137.
- 大沢夕志・大沢啓子 1995. オオコウモリの飛ぶ島, 南の島の生きもの紀行. p133 -137. 山と渓谷社.
- 大沢夕志・大沢啓子 1997. 南大東島自然ガイドブック. ボーダーインク. 64pp.
- 沖縄野鳥研究会編. 1986. 沖縄県の野鳥. 265pp.
- 沖縄県自然保護課編 1997. 特殊鳥類等生息環境調査, 伊平屋島・久米島・南大東島・北大東島湿地編. 沖縄県環境保健部. 168pp.
- 琉球新報社編 1983. 奄美・沖縄産鳥類目録. 写真集沖縄の野鳥. 誠文堂新光社. p54-62.
- 嵩原建二・久貝勝盛・大城亀信 1996. 最近(1995年4月から1996年3月)沖縄県で目撃された興味深い鳥類について(短報). 沖縄県立博物館紀要第22号. 173-178.

図版



1. ハジロカイツブリ
Podiceps nigricollis nigricollis



2. クロツラヘラサギ *Platalea minor*



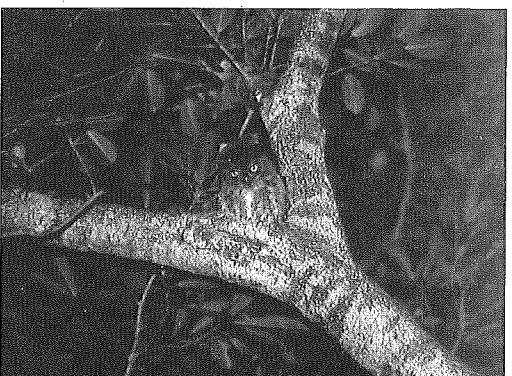
3. コクガン *Branta bernicla orientalis*



4. タゲリ *Vanellus vanellus*



5. ツバメチドリ
Glareola maldivarum



6. ダイトウコノハズク
Otus elegans interpositus

南大東島の鳥類目録

Check list of the species recorded in Mnamidaito-jima Island

R : 留鳥, S : 夏鳥, T : 旅鳥, W : 冬鳥, A : 迷鳥、絶滅 : EX

R:Resident S:Summer T:Trancient W:Winter A:Accident EX:Extinct

種名 species	状況 status
カイツブリ目 PODICIPEDIFORMES	
カイツブリ科 PODICIPITIDAE	
カンムリカイツブリ <i>Podiceps cristatus cristatus</i> (Linnaeus) ※	W
1996年12月7日. 大池. 1.	
リュウキュウカイツブリ <i>Tahyaptus ruficollis Kunikyonis</i> (Kuroda)	R (B)
ハジロカイツブリ <i>Podiceps nigricollis nigricollis</i> Brehm※	W
1998年11月24日. 在所南の農業用ダム (磯崎家近く). 1.	
ミズナギドリ目 PROCELLARIIFORMES	
アホウドリ科 Diomedeidae	
コアホウドリ <i>Diomedea immutabilis</i> Rothschild	A
ミズナギドリ科 Procellariidae	
カワリシロハラミズナギドリ <i>Pterodroma neglecta</i> (Schlegel) (1).(2)	A
アナドリ <i>Bulweria bulwerii</i> (Jardine & Selby)	A
ペリカン目 PELECANIFORMES	
ネッタイチョウ科 <i>Phaethontidae</i>	
アカオネッタイチョウ <i>Phaethon rubricauda rothschildi</i> (Mathews)(3)	A
カツオドリ科 Pelecanidae	
カツオドリ <i>Sula leucogaster plotus</i> (Forster)	A
ウ科 PHALACROCORACIDAE	

カワウ *Phalacrocorax carbo hanedae* (Kuroda) W
 ウミウ *Phalacrocorax capillatus* (Temminck & Schlegel) ※ W
 1996年12月7日. 大池. 4.

グンカンドリ科 Fregatidae
 コグンカンドリ *Fregata ariel ariel* (Gray) A

コウノトリ目 CICONIIFORMES
 サギ科 ARDEIDAE
 ヨシゴイ *Ixobrychus sinensis sinensis* (Gmelin) R ? / W
 オオヨシゴイ *Ixobrychus eurhythmus* (Swinhoe) A
 リュウキュウヨシゴイ *Ixobrychus cinnamomeus* (Gmelin) R
 ゴイサギ *Nycticorax nycticorax mycticorax* (Linnaeus) R ? / W
 ササゴイ *Butorides striatus amurensis* (Schrenck) W
 アカガシラサギ *Ardeola bacchus* (Bonaparte) ※ W
 1998年10月25日. 大東神社. 1.
 アマサギ *Bubulcus ibis coromandus* (Boddaert) T / W
 チョウダイサギ *Egretta alba modesta* (Gray) W
 チュウサギ *Egretta intermedia intermedia* (Wagler) W
 コサギ *Egretta garzetta garzetta* (Linnaeus) W
 カラシラサギ *Egretta eulophotes* (Swinhoe) (6) A
 1996年9月22日. 1.
 クロサギ *Egretta sacra sacra* (Gmelin) R (D)
 アオサギ *Ardea cinerea jouyi* (Clark) W
 ムラサキサギ *Ardea purpurea manilensis* Meyen
 1998年3月7日. 水上ゴルフレンジ近く (ヘイ死体) 1. A (D)

トキ科 Threskiornithidae
 ヘラサギ *Platalea leucorodia major* Temminck & Schlegel A
 1995年12月17日. 新東の池. 1.
 クロツラヘラサギ *Platalea minor* Temminck & Schlegel ※ A
 1998年2月2日. 潮水池. 1.

ガンカモ目 ANSERIFORMES

ガンカモ科 ANATIDAE

コクガン <i>Branta bernicla orientalis</i>	Tugarinov	※	A/W
1998年3月6日. 大池. 5.			
サカツラガン <i>Anser cygnoides</i> (Linnaeus)			A/W
オシドリ <i>Aix galericulata</i> (Linnaeus)			W
1999年2月14日. 潮水池. 1. (♀)			
マガモ <i>Anas platyrhynchos platyrhynchos</i> Linnaeus			R/W (B)
カルガモ <i>Anas poecilorhyncha zonorhyncha</i> Swinhoe			R/W
コガモ <i>Anas crecca crecca</i> Linnaeus			W
オカヨシガモ <i>Anas strepera strepera</i> Linnaeus			W
ヒドリガモ <i>Anas penelope</i> Linnaeus			W
オナガガモ <i>Anas acuta acuta</i> Linnaeus			W
シマアジ <i>Anas crecca crecca</i> Linnaeus			W
ハシビロガモ <i>Anas clypeata</i> Linnaeus			W
ホシハジロ <i>Aythya ferina</i> (Linnaeus)			W
キンクロハジロ <i>Aythya fuligula</i> (Linnaeus)			W
スズカモ <i>Aythya marila mariloides</i> (Vigors) ※			W
1996年12月8日. 在所南の農業用ダム (磯崎家近く) 1.			W

タカ目 FALCONIFORMES

タカ科 ACCIPITRIDAE

ミサゴ <i>Pandion haliaetus haliaetus</i> (Linnaeus)		W
トビ <i>Milvus migrans lineatus</i> (Gray)		W
アカハラダカ <i>Accipiter soloensis</i> (Horsfield)		T
1998年9月下旬~10月中旬島内全域. 50羽以上		
ツミ <i>Accipiter gularis gularis</i> (Temminck & Schlegel)		R ? / W
ハイタカ <i>Accipiter nisus nisosimilis</i> (Tickell)		W
ノスリ <i>Buteo buteo japonicus</i> Temminck & Schlegel		W
ダイトウノスリ <i>Buteo buteo oshiroi</i> Kuroda		R
サシバ <i>Butastur indicus</i> (Gmelin)		W
ハイイロチュウヒ <i>Circus cyaneus cyaneus</i> (Linnaeus) ※		W
1998年1月28日. 大池. 1.		

チュウヒ <i>Circus spilonotus</i>	<i>spilonotus</i>	Kaup	W
ハヤブサ科 FALCONIDAE			
ハヤブサ <i>Falco peregrinus japonicus</i>	Gmelin		W
1997年4月20日. 南. 1.			
チョウゲンボウ <i>Falco tinnunculus interstinctus</i>	Horsfield		W
ツル目 GRUIFORMES			
ツル科 Gruidae			
マナヅル <i>Grus vipio</i>	Palls		A
クイナ科 RALLIDAE			
ヒクイナ <i>Porzana fusca erythro thorax</i>	(Temmink&Schlegel)		W?
リュウキュウヒクイナ <i>Porzana fusca phaeopyga</i>	(Stejneger)		R (B)
バン <i>Gallinula chloropus indica</i>	Blyth		R (B)
ツルクイナ <i>Gallicrex cinerea</i>	Linnaeus		W
オオバン <i>Fulica atra atra</i>	Linnaeus		W
チドリ目 CHARADRIIFORMES			
ミヤコドリ科 Haematopodidae			
ミヤコドリ <i>Haematopus ostralegus osculans</i>	Swinhoe		A
チドリ科 CHARADRLLDAE			
コチドリ <i>Charadrius dubius curonicus</i>	Gmelin		W
シロチドリ <i>Charadrius alexandrinus nihonensis</i>	Linnaeus		W/R?
1995年12月16日. 新東の農業用ダム(山下家近く). 1.			
メダイチドリ <i>Charadrius mongolus stegmanni</i>	Portenko		W
オオメダイチドリ <i>Charadrius leschenaultii</i>	Lesson		T
ムナグロ <i>Pluvialis fulva</i>	(Gmelin)		W/T
タゲリ <i>Vanellus vanellus</i>	(Linnaeus)		W
1998年3月7日. 字南の牧草地. 9.			

シギ科 SCOLOPACIDAE

キヨウジョシギ <i>Arenaria interpres interpres</i> (Linnaeus)	T/W
トウネン <i>Calidris ruficollis</i> (Pallas)	T/W
ヒバリシギ <i>Calidris subminuta</i> (Middendorff)	T/W
オジロトウネン <i>Calidris temminckii</i> (Leisler)	W
アメリカウズラシギ <i>Calidris melanotos</i> (Vieillot) *	W
1998年9月14日. 瓢箪池近く農耕地. 1.	
ウズラシギ <i>Calidris acuminata</i> (Horsfield)	W
ハマシギ <i>Calidris alpina sakhalina</i> (Vieillot)	T
エリマキシギ <i>Philomachus pugnax</i> (Linnaeus) *	T
1998年10月7日. 空港東側草地. 1.	
ツルシギ <i>Tringa erythropus</i> (Pallas) *	W
1998年3月6日. 在所南のため池. 1.	
アカアシシギ <i>Tringa totanus</i> (Linnaeus)	W
コアオアシシギ <i>Tringa stagnatilis</i> (Bechstein)	W
アオアシシギ <i>Tringa nebularia</i> (Gunnerus)	T
クサシギ <i>Tringa ochropus</i> Linnaeus	W
タカブシギ <i>Tringa glareola</i> Linnaeus	T
メリケンキアシシギ <i>Heteroscelus incanus</i> (Gmelin)	T/A
キアシシギ <i>Heteroscelus brevipes</i> (Vieillot)	T
イソシギ <i>Actitis hypoleucos</i> Linnaeus	T/W
ソリハシシギ <i>Xenus cinereus</i> (Guldenstadt) *	T
1998年9月14日. 瓢箪池近く農耕地. 1.	
オオソリハシシギ <i>Limosa lapponica baueri</i> (Naumann) *	W
1997年4月22日. 大池近く. 1.	
ダイシャクシギ <i>Numenius arquata orientalis</i> Brehm	T
ホウロクシギ <i>Numenius madagascariensis</i> (Linnaeus)	T
チュウシャクシギ <i>Numenius phaeopus variegatus</i> (Scopoli)	T
ヤマシギ <i>Scolopax rusticola</i> Linnaeus	W
タシギ <i>Gallinago gallinago gallinago</i> (Linnaeus)	W
ハリオシギ <i>Gallinago stenura</i> (Bonaparte) (4)	W
チュウジシギ <i>Gallinago megala</i> Swinhoe	W
オオジシギ <i>Gallinago hardwickii</i> (Gray)	W

セイタカシギ科 RECURVIROSTRIDAE

セイタカシギ *Himantopus himantopus himantopus* (Linnaeus) T/W
1998年9月14日. 新東の農業用ダム (山下家近く). 6.

ツバメチドリ科 GLAREOLIDAE

ツバメチドリ *Glareola maldivarum* Forster ※ T/W
1997年4月21日. 新空港. 1. 1997年4月21日. 旧空港東側農地. 3

カモメ科 LARIDAE

ユリカモメ *Larus ridibundus* Linnaeus ※ W
1998年10月4日. 北港. 1.
セグロカモメ *Larus argentatus vegae* Palmen W
ウミネコ *Larus crassirostris* (Vieillot) W
ハジロクロハラアジサシ *Chlidonias leucopterus* (Temminck) T
クロハラアジサシ *Chlidonias hybridus javanicus* (Palls) ※ T
オオアジサシ *Thalasseus bergii cristatus* (Lichtenstein) S (B)
セグロアジサシ *Sterna fuscata nubilosa* Sparrman S/A ?

ハト目 COLUMBIFORMES

ハト科 COLUMBIDAE

リュウキュウカラスバト *Columba jouyi* (Stejneger) R (EX) (B)
リュウキュウキジバト *Streptopelia orientalis stimposoni* R (移入?)
(Stejneger)

1995年12月17日. 西水門近く. 1.

キンバト *Chalcophaps indica yamashinai* Hachisuka A/R ?

カッコウ目 CUCULIFORMES

カッコウ科 CUCULIDAE

ジュウイチ *Cuculus fugax hyperythrus* Gould A
カッコウ *Cuculus canorus telephonus* Heine A
ツツドリ *Cuculus saturatus horsfieldi* Moore A

フクロウ目 STRIGIFORMES

フクロウ科 STRIGIDAE

ダイトウコノハズク *Otus elegans interpositus* Kuroda R

チョウセンアオバズク *Ninox scutulata macroptero* Blasius A

アオバズク *Ninox scutulata japonica* (Temminck & Schlegel) R

1998年12月. フロンティアロード (保護). 1.

ヨタカ目 CAPRIMULGIFORMES

ヨタカ科 CAPRIMULGIDAE

ヨタカ *Caprimulgus indicus jotaka* Temminck & Schlegel W

アマツバメ目 APODIFORMES

アマツバメ科 APODIDAE

ハリオアマツバメ *Hirundapus caudacutus caudacutus* (Latham) T

ヒメアマツバメ *Apus affinis subfurcatus* (Blyth) T

アマツバメ *Apus pacificus kurodae* (Domaniewski) (5) T

ブッポウソウ目 CORACIIFORMES

カワセミ科 ALCEDINIDAE

アカショウビン *Halcyon coromanda major* ※ S/T

(Temminck & Schlegel)

1998年9月 日. 保護. 1.

カワセミ *Alcedo atthis bengalensis* (Linnnaeus) R

ヤツガシラ科 UPUPIDAE

ヤツガシラ *Upupa epops saturata* Lonnberg A

1998年9月24日. 空港周辺の草地. 1.

スズメ目 PASSERIFORMES

ツバメ科 HIRUNDINIDAE

ツバメ *Hirundo rustica gutturalis* Linnnaeus W

リュウキュウツバメ *Hirundo tahitica namiyei* (Stejneger) R (D)

イワツバメ *Delichon urbica dasypus* (Linnnaeus) W/T

1997年4月20日. キャンプ場. 10羽以上.

セキレイ科 MOTACILIDAE

イワミセキレイ <i>Dendronanthus indicus</i> (Gmelin)	A
ツメナガセキレイ <i>Motacilla flava taiwana</i> (Swinhoe) ※	T
1998年9月28日. 宇南の草地. 100.	
キセキレイ <i>Motacilla cinerea robusta</i> (Brehm)	W
ハクセキレイ <i>Motacilla alba lugens</i> Gloger	W
ホオジロハクセキレイ <i>Motacilla alba leucopsis</i> Gould ※	W
1991年11月18日. 役場近くの国民運動場. 1.	
マミジロタヒバリ <i>Anthus novaeseelandiae sinensis</i> (Bonaparte)	W
1998年3月7日. 空港西側草地. 3.	
ピンズイ <i>Anthus hodgsoni hodgsoni</i> Hodgson Richmond	W
ムネアカタヒバリ <i>Anthus cervinus</i> Pallas	W

サンショウウクイ科 CAMPEPHAGIDAE

サンショウウクイ <i>Pericrocotus divaricatus divaricatus</i> (Raffles)	W
--	---

ヒヨドリ科 PYCNONTIDAE

ダイトウヒヨドリ <i>Hypsipetes amaurotis borodinonis</i> (Temminck)	R (B)
---	-------

モズ科 LANIIDAE

シマアカモズ <i>Lanius cristatus lucionensis</i> Linnaeus	W
モズ <i>Lanius bucephalus bucephalus</i> Temminck & Schlegel	R (B)

ミソサザイ科 TROGLODYTIDAE

ダイトウミソサザイ <i>Troglodytes troglodytes orii</i> Yamashina	R (EX)
---	--------

ツグミ科 TURDINAE

ノゴマ <i>Luscinia calliope</i> (Pallas)	W
ルリビタキ <i>Tarsiger cyanurus cyanurus</i> (Pallas)	W
ジョウビタキ <i>Phoenicurus auroreus auroreus</i> (Pallas)	W
イソヒヨドリ <i>Monticola solitarius philippensis</i> (Muller)	R
トラツグミ <i>Zoothera dauma aurea</i> (Holandre)	W

1999年2月12日. フロンティアロード. 3.

シロハラ <i>Turdus pallidus</i> Gmelin	W
アカハラ <i>Turdus chrysolaus</i> Temminck ※	W
1998年3月8日. 国標近くの海岸林. 20.	
ツグミ <i>Turdus naumanni eumomus</i> Temminck	W

ウグイス科 SYLVIINAE

ダイトウウグイス <i>Cettia diphone restrictus</i> (Kuroda)	R (EX)
リュウキュウウグイス <i>Cettia diphone riukiuensis</i> (Kuroda)	R?/W?
オオヨシキリ <i>Acrocephalus arundinaceus orientalis</i>	W
(Temminck & Schlegel)	
ムジセッカ <i>Phylloscopus fuscatus fuscatus</i> (Blyth) ※	W
1991年11月18日. 大東神社近く水路. 1.	
キマユムシクイ <i>Phylloscopus inornatus inornatus</i> (Blyth) ※	W
1998年3月6日. 大東神社. 2.	
メボソムシクイ <i>Phylloscopus borealis xanthodryas</i> (Swinhoe)	W
キクイタダキ <i>Regulus regulus japonensis</i> Blakiston	W

ヒタキ科 MUSSICAPINE

キビタキ <i>Ficedula narcissina narcissina</i> (Temminck)	W
オオルリ <i>Cyanoptila cyanomelana cyanomelana</i> (Temminck)	W
サメビタキ <i>Muscicapa sibirica sibirica</i> Gmelin	W
エゾビタキ <i>Muscicapa griseisticta</i> (Swinhoe)	W
1995年12月18日. 新東. 1.	
コサメビタキ <i>Muscicapa dauurica dauurica</i> Pallas	W

シジュウカラ科 PARIDAE

ダイトウヤマガラ <i>Parus varius orii</i> Kuroda	R (EX)
--	--------

メジロ科 ZOSTEROPIDAE

ダイトウメジロ <i>Zosterops japonicus daitoensis</i>	R (B)
---	-------

ホオジロ科 EMBERIZIDAE

アオジ <i>Emberiza spodocaephala personata</i> Temminck	W
--	---

アトリ科 FRINGILLIDAE

アトリ <i>Fringilla nontifringilla</i>	Linnaeus	W
イカル <i>Eophona parsomata parsonata</i>	Temminck & Schlegel	W
シメ <i>Coccothraustes coccothraustes japonicus</i>		W

Temminck & Schlegel

ハタオリドリ科 PLOCEIDAE

スズメ <i>Passer montanus saturatus</i>	Stejneger	R (B)
--------------------------------------	-----------	-------

ムクドリ科 STURNIDAE

コムクドリ <i>Sturnus philippensis</i> (Forster)	W	
ホシムクドリ <i>Sturnus vulgaris poltaratskyi</i> Finsch	W	
1991年11月18日、空港、11.		
ムクドリ <i>Sturnus cineraceus</i> Temminck	W	

カラス科 CORVIDAE

ミヤマガラス <i>Corvus frugilegus pastinatar</i> Gould	W	
ハシブトガラス <i>Corvus macrorhynchos Japonensis</i> (Bonaparte)	R (EX)	

凡例：1、種名の扱いと配列は、日本鳥学会目録編集委員会編（1997）にしたがった。

2、生息状況はR：留鳥、S：夏鳥、T：旅鳥、W：冬鳥、A：迷鳥、絶滅：EX
とし、その種別は概ね琉球新報社編（1983）及び大沢・大沢（1997）などにした
がつた。

3、本目録は大沢・大沢（1995）及び大沢・大沢（1997）の目録を基本にして、そ
の後確認された種を追加して作成した。

4、確認記録の順序は、日付、確認場所、個体数等とした。

5、(1)はMcWhirter et al (1996), (2)はMark (1991), (3)は沖縄県野鳥研究会
(1986), (4)は清棲 (1978)、(5) は大沢・大沢 (1997)、(6) は Birder 編集部
(1997) の記録を引用。

6、※印は、今回の調査で新たに確認された鳥類。

7、(B) は繁殖が確認された種。

8. (D) は漂鳥と思われる種。

久米島から最近新たに記録された鳥類について

嵩 原 建 二⁽¹⁾・嘉手苅 初 子⁽²⁾・前 原 一 統⁽³⁾
松 田 哲 賁⁽⁴⁾・佐久田 勇⁽⁵⁾・松 田 史 郎⁽⁵⁾

New Recoreds of the Birds in Kumejima Island, the Ryukyus.

Kenji Takehara, Hatuko Kadekaru, Kazunori Maehara,
Tetuya Matuda, Isamu Sakuda and Shirou Matuda

はじめに

久米島は沖縄島から西方約90kmに所在する広さ26.34km²の島で（図1）、島の北西側には宇江城岳（309m）や大岳（330m）、だるま山（202m）などが所在し、丘陵部を形成している。また、島南東部の島尻地域にはアーラ岳（287m）を中心とする丘陵部が見られ、丘陵部森林は概ねイタジイの優占する亜熱帯常緑広葉樹林となっている。これらの丘陵部を源流域とする河川の発達もよく、白瀬川や儀間川、銭田川、スハラ川などの河川が見られる。さらに、島の大部分がサトウキビを中心とする畑作で、農業用水確保のため、古来築造された池が改修されダムや新たに設置したダムなど、河川上流部や中流部に上江洲ダムやヤンガーダムなどの農業用ダムも数多い。

久米島における鳥類の記録は、古くはKuroda (1925)による標本に基づいた研究があり、その後岡田ら (1959)、高良・黒田 (1969)、池原 (1974)、比嘉ら (1992)、久貝ら (1995)、嵩原ら (1995)、沖縄県自然保護課編 (1996)などによって、鳥類の調査記録が報告されている。

筆者らは、1996年から久米島における鳥類記録を収集し、新たな久米島産鳥類目録の作成を試みた。本報告が久米島の鳥類相を理解する一助になれば幸いである。

なお、本報告をまとめるにあたり、久米島の鳥類についての貴重な資料提供を賜った沖縄野鳥の会の吉里伸氏、山城正邦氏、仲本興明氏、自然文化センター久米島館開設準備室の山城勇人氏に感謝を申し上げる。

I. 調査地概要および調査方法

調査は、久米島に所在する宇江城岳やアーラ岳などの山地丘陵部の森林地域、儀間川や

(1) 沖縄県立博物館、(2) (株)久米島製糖、(3) 千葉県鴨川第一高校、(4) 具志川村立大岳小学校、

(5) 仲里村教育委員会

銭田川などの河川のほか、久米島に所在する干潟、湿地、ため池、ダム等の環境を中心に、不定期に調査を行った。

調査時期や調査期間については、久米島に在住する著者は、常時調査を行ったが、島外に居住する著者は、1996年9月、1998年3月、1998年9月、1998年12月の4回にわたる現地調査を実施した。なお、現地調査の際には、20倍の望遠鏡と10倍の双眼鏡を併用した。

また、来記録の鳥類については、調査期間外でも採用した。

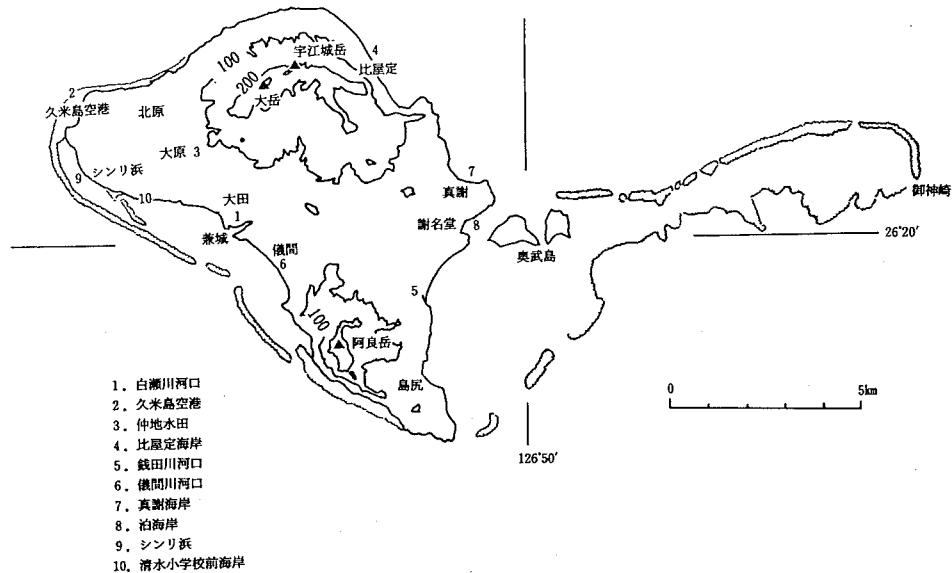


図1. 久米島の位置と主な鳥類調査地
(嵩原ら 1995. を改変)

II. 調査結果と考察

1. 久米島で記録された鳥類

久米島におけるまとめた鳥類記録は、最近では嵩原ら（1995）によってまとめられ、久米島から14目36科115種（亜種含む）の鳥類が報告されている。この報告以降、久米島においては野鳥に関心を持つ者が増え、新たな観察記録が相次いでいる。本報告ではこうした鳥類記録をまとめ直し、巻末に示したように、新たな久米島の鳥類目録作成を試みた。

その中には、今回の調査で生息確認された留鳥のヒクイナ *Porzana fusca erythrорax* やズアカアオバト *Sphenurus formosae permagnus*、シロハラクイナ *Amaurornis phoenicurus chinensis*、そして、数少ない旅鳥のヤマショウビン *Halcyon pileata*、冬鳥のサンカノゴイ *Botaurus stellaris stellaris*、マダラチュウヒ *Circus melanoleucos*、ケリ *Vanellus cinereus*、ギンムクドリ *Sturnus sericeus* のほか、迷鳥と思われるシラコバト *Streptopelia decaocto decaocto* の確認など新たに61種の鳥類記録が加わった。

したがって、これまでの久米島からの記録を総合すると、14目42科177種の鳥類が記録されたことになるものと思われる。

その内訳は、留鳥は3種が新たに追加確認され合計23種、夏鳥が8種、旅鳥及び冬鳥が134種で、迷鳥と考えられる種が11種、帰化種としては、アミハラ*Lonchura punctulata*のみである。なお、繁殖は確認されていないが、アマミヤマシギは、留鳥とみなした。以下に新たに確認された鳥類の中で、特に記録的に興味深いと思われる種について、その生息確認状況について述べる。

1) 留 鳥

(1) リュウキュウヒクイナ *Porzana fusca erythrorax* (写真1)

本種の生息については、嵩原ら(1995)によって生息の可能性が指摘されているが、1998年4月20日に仲里村の銭田川沿いでヒナ連れの個体が初めて確認された。したがって、本種は久米島で留鳥として繁殖分布していることが確認された。

(2) ズアカアオバト *Sphenurus formosae permagnus*

1998年5月1日に具志川村の大岳林道沿いで1個体が確認された。本種は県内各地に広く留鳥として生息するが、久米島においては、キジバトやカラスバトのように普通に見られることはなく、稀に観察されることから、ごく少数が生息しているものと思われる。

2) 旅鳥及び冬鳥

(1) サンカノゴイ *Botaurus stellaris stellaris* (写真2)

1998年4月1日に仲里村識名堂水路で1個体が初めて確認され、その後同一個体と思われる個体が、1998年9月29日と11月28日及び12月25日に仲里村謝名堂の水路で各1個体が確認された。本種は稀な冬鳥として県内各地に飛来するが、久米島では初めての記録である。

(2) ケリ *Vanellus cinereus* (写真3)

1998年4月6日に仲里村銭田川沿いの農地で1個体が確認された。本種は沖縄島や石垣島など県内各地に数少ない冬鳥として飛来するが、久米島ではこの記録が初記録である。

(3) マダラチュウヒ *Circus melanoleucos* (写真4)

1997年4月9日に、仲里村謝名堂水路近くの農耕地で雄の成鳥が1個体観察・写真撮影された。県内ではごく稀に旅鳥や冬鳥として飛来し、石垣島や渡嘉敷島などで観察されている(McWhirter et al 1996)。

(4) コミミズク *Asio flammeus flammeus* (写真 5)

1998年11月13日に具志川村の宇江城岳近くの牧草地で1個体が確認された。本種は県内各地に冬鳥として普通に飛来するが、久米島においては、池原(1974)による記録があるので、約24年ぶりの再確認記録であろう。

(5) ヤマショウビン *Halcyon pileata*

1998年9月7日に具志川村だるま山園地に隣接した西銘ダムで2個体が確認された。本種は県内ではごく稀な旅鳥として飛来し、河川や海岸沿いなどで見られる。

(6) ギンムクドリ *Sturnus sericeus* (写真 7)

1998年11月10日に島尻で2個体が観察され、その後1999年2月7日にも仲里村役場付近で目撃された。

本種は県内各地で稀な冬鳥あるいは旅鳥として飛来するが、この記録が久米島での初記録である。

3) 迷鳥

(1) ツグミの一種 *Turdus* Sp. (写真 6)

1998年11月19日に仲里中学裏手水路で、アカコッコ *Turdus celaenops* あるいはオオアカハラ *T. chrysolaus orii* の雄成鳥と思われる1個体を確認した。いずれの種も県内での確認は初めての確認になるものであるが、写真6に示したように写真が不鮮明のため、両種を区別する決め手に欠けることから、暫定的にツグミの一種とした。

(2) シラコバト *Streptopelia decaocto decaocto*

1998年11月5日に仲里村のB&G財団グラウンドテニスコート近くで採餌する1個体を確認した。本種は中国からインドなどに生息分布を持つ種であるが、国内では江戸時代に狩猟用として東京や千葉などで放鳥された個体が野生化し、現在埼玉県越谷市や関東地方の一部に生息している。おそらく、今回観察された個体は、生息分布の近い中国大陸から迷行してきた可能性がある。この記録が県内初記録と思われる。

(3) オウチュウ *Dicrurus macrocercus*

1988年5月3日に白瀬川上流(吉里私信)と1998年4月28日に具志川村大田の農道脇の電線に止まっている各1個体が目撃された。本種は中国からインドまで広い地域に生息し、国内では数少ない旅鳥としての記録がある。県内では沖縄島や八重山諸島などで観察記録があり、久米島でもおそらく迷鳥としての渡来であるものと思われる。

(4) オジロワシ *Haliaeetus albicilla albicilla* (写真 8)

1999年1月29日の11時頃、仲里村泊港近くのモクマオウ林で1個体が観察された。

本種は、迷鳥として西表島や沖縄島の南部で記録がある(McWhiteret-al 1996)

が、久米島では初記録である。

(5) ハイイロガン *Anser anser rubrirostris* (写真9)

具志川村役場空港課によると、1998年12月中旬頃から久米島空港草地で観察されているという。筆者らは1999年2月13日に2個体を再確認した。

本種は、県内では稀な冬鳥として飛来し、これまでに与那国島、石垣島、宮古島などで記録されている。

2. 久米島で確認された貴重種

ここで扱う貴重種とは、天然記念物の指定種、環境庁編（1991）によって示された「日本の絶滅のおそれのある野生生物」（日本版レッドデータブック以下 NRDB と略記）や沖縄県自然保護課編（1996）の「沖縄の絶滅のおそれのある野生生物」（沖縄版レッドデータブック以下 ONRDB と略記）に登載され、保護すべき種である絶滅危惧種、危急種、希少種などをその範疇とした。

その生息状況をまとめると表2に示したように33種の貴重種が確認された。したがって、久米島はこれら貴重種の生息地や飛来地となっており、その生息地の保全を図ることが重要であろう。

表2. 久米島で確認された貴重種

種名	NRDB該当種			ORDB該当種			
	天然記念物	絶滅危惧種	危急種	希少種	絶滅危惧種	危急種	希少種
コウノトリ	◎	◎			◎		
オオジロワシ	◎						
カラスバト	◎			◎			◎
アカヒゲ	◎			◎			◎
アマミヤマシギ	◎※	◎			◎		
ムラサキサギ					◎		
チュウサギ				◎			◎
ミサゴ			◎			◎	
ハヤブサ		◎				◎	
ヘラシギ		◎				◎	
コシヤクシギ		◎					
シラコバト		◎					
ツバメチドリ			◎				◎
オオアジサシ						◎	◎
ベニアジサシ			◎			◎	◎
エリグロアジサシ			◎			◎	◎
コアジサシ			◎			◎	◎
カイツブリ						◎	◎
オオミズナギドリ						◎	◎
カツオドリ						◎	◎
サンカノゴイ			◎			◎	◎

表2(続き)

種名	NRDB該当種			ORDB該当種			
	天然記念物	絶滅危惧種	危急種	希少種	絶滅危惧種	危急種	希少種
リュウキュウヨシゴイ					○		
ミフウズラ					○		
リュウキュウヒクイナ					○		
ツルクイナ					○		
オオバン					○		
シロチドリ					○		
アカアシシギ					○		
セイタカシギ					○		
ズグロカモメ					○		
ヒメアマツバメ					○		
カワセミ					○		
ヤツガシラ					○		

※沖縄県指定

引用文献

- D. McWhirter, Hiroshi Ikemaga, Hinaru Iozaw, Mamoru Shoyama and Kenji Takehara 1996. A Check-list of the Birds of Okinawa Prefecture with Notes on Recent Status including Hypothetical Records. Bulletin of Okinawa Prefectural Museum 22:33-152.
- 比嘉展寿・前考浩・城間恒宏・江口克之・知念満・喜納幹雄・吉川貴哉・真栄康弘. 1994. 沖縄島周辺における鳥類の島嶼生態学的研究. 沖縄島嶼研究(12)11-24.
- 池原貞雄 1974. 久米島の陸上脊椎動物, 久米島県立自然公園候補地学術調査報告. 89-89. 沖縄県.
- Kuroda Nagamithi 1925. A contribution to the knowledge of the Avifauna of the Riukiu Islands and the vicinity, Published by the author. 293pp.
- 久貝勝盛・嵩原建二・瀬名波任 1995. 久米島のワシタカ類とハヤブサ類. 沖縄県立博物館紀要 (21) : 159-168.
- 環境庁編 1991. 日本の絶滅のおそれのある野生生物「脊椎動物編」. 330pp. 自然環境研究センター
- 沖縄県自然保護課編 1996. 沖縄の絶滅のおそれのある野生生物. 292-326. 沖縄県.
- 沖縄県自然保護課 1997. 特殊鳥類等生息環境調査XI. 伊平屋・久米島・南大東島・北大東島湿地編. 168pp. 沖縄県
- 岡田弥一郎・木場一夫・仲宗根寛 1959. AVES 鳥網, 沖縄産動物目録. 沖縄生物研究会.
- 琉球新報社編 1983. 奄美・沖縄の鳥類目録, 写真集沖縄の野鳥. p54-62. 誠文堂新光社
- 嵩原建二・久貝勝盛・瀬名波任 1995. 久米島の鳥類について. 久米島総合調査報告書. 沖縄県立博物館. 65-95.
- 高良鉄夫・黒田長久 1969. 琉球における未記録種及び稀種, 山階鳥研報 (5) : 547-562

PLATE

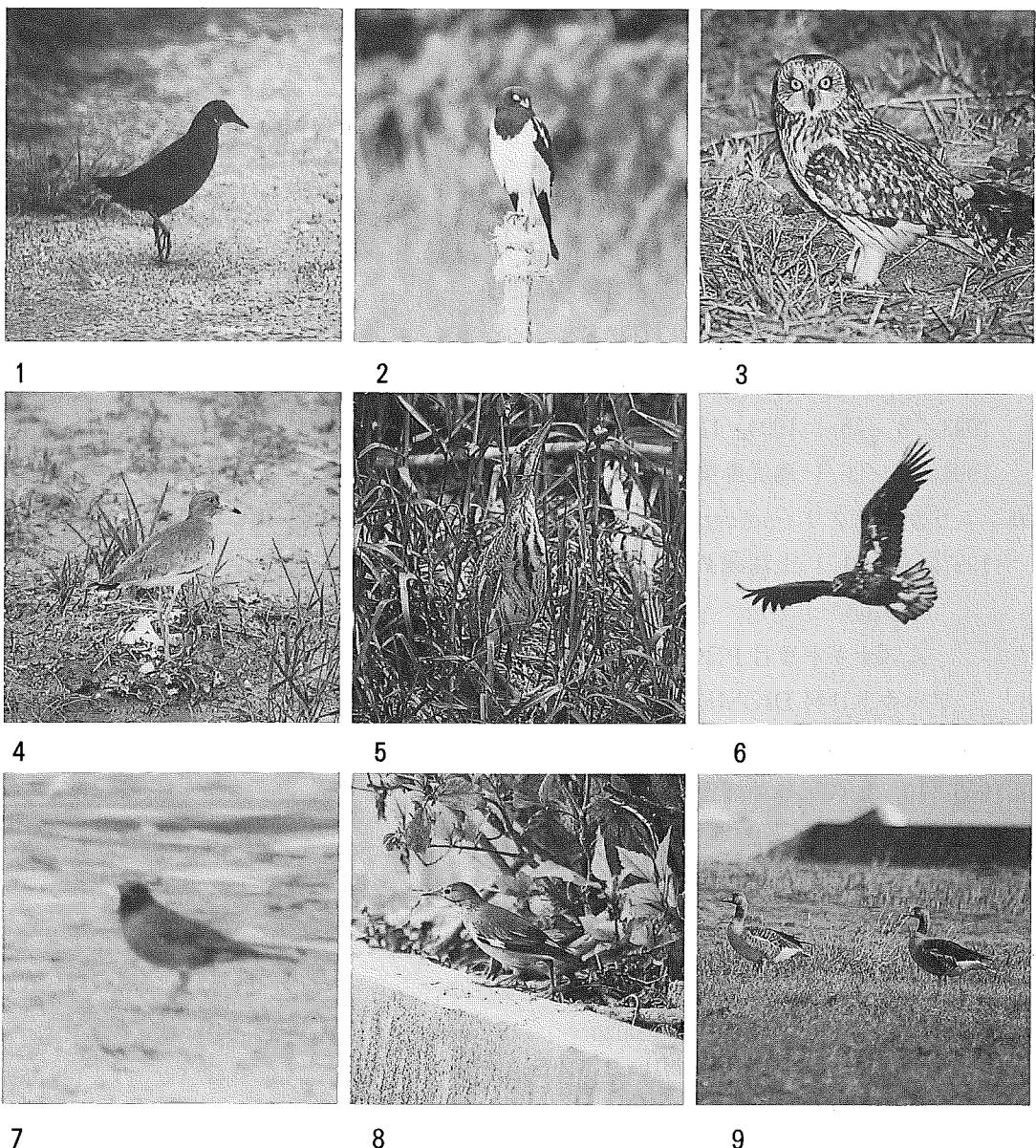


写真1. リュウキュウヒクイナ *Porzana fusca erythrora*x

写真2. サンカノゴイ *Botaurus stellaris stellaris*

写真3. ケリ *Vanellus cinereus*

写真4. マダラチュウヒ *Circus melanoleucos*

写真5. コミミズク *Asio flammeus flammeus*

写真6. ツグミの一一種 *Turdus Sp.*

写真7. ギンムクドリ *Sturnus sericeus*

写真8. オジロワシ *Haliaeetus albicilla albicilla*

写真9. ハイイロガン *Anser anser rubrirostris*

沖縄県立博物館 紀要 第25号 の 正誤表

★ 訂正部分： 101ページ

貴異	正
写真2.サンカノゴイ <i>Buteo buteo stellaris</i>	→ 写真2.マダラチュウヒ <i>Circus melanoleucus</i>
写真3.ケリ <i>Vanellus cinereus</i>	→ 写真3.コミミズク <i>Asio flammeus flammeus</i>
写真4.マダラチュウヒ <i>Circus melanoleucus</i>	→ 写真4.ケリ <i>Vanellus cinereus</i>
写真5.コミミズク <i>Asio flammeus flammeus</i>	→ 写真5.サンカノゴイ <i>Buteo buteo stellaris</i>
写真6.ツグミの一種 <i>Turdus Sp.</i>	→ 写真6.オジロワシ <i>Haliaeetus albicilla albicilla</i>
写真7.ギンムクドリ <i>Sturnus sericeus</i>	→ 写真7.ツグミの一種 <i>Turdus Sp.</i>
写真8.オジロワシ <i>Haliaeetus albicilla albicilla</i>	→ 写真8.ギンムクドリ <i>Sturnus sericeus</i>

久米島の鳥類目録

Check list of birds in Kume-jima Island the Ryukyus

R : 留鳥, S : 夏鳥, T : 旅鳥, W : 冬鳥, A : 迷鳥, I : 帰化(移入)

R:Resident S:Summer T:Trancient W:Winter A:Accident I:Introduce

種名 species	状況 status
カイツブリ目 PODICIPEDIFORMES	
カイツブリ科 PODICIPITIDAE	
カイツブリ <i>Podiceps ruficollis poggei</i> (Reichenow)	R
1993/3/25, 1. 1994/12/26, 1. 銭田川	
1994/12/26, 1. 島尻農業用ダム	
カンムリカイツブリ <i>Podiceps cristatus cristatus</i> (Linnaeus) ※	W
1997/9/21, 1. 上江洲ダム. 1998/2/14, 1. 白瀬川河口	
ミズナギドリ目 PROCELLARIIFORMES	
アホウドリ科 DIOMEDEIDAE	
コアホウドリ <i>Diomedea immutabilis</i> (Rothschild)	T/W?
1965/10, 1. 久米島沖捕獲. (高良他, 1969)	
1992/4, 3. 1. 久米島沖合	
ミズナギドリ科 PROCELLARIIDAE	
オオミズナギドリ <i>Calonectris leucomelas</i> (Temminck)	W
1991/8/29, 1. トランバーラ近く	
ペリカン目 PELECANIFORMES	
カツオドリ科 SULIDAE	
カツオドリ <i>Sula leucogaster plotus</i> (Forster)	S/R?
ウ科 PHALACROCORACIDAE	
カワウ <i>Phalacrocorax carbo hanedae</i> (Kuroda) ※	W
1997/3/1, 8. テイ原ダム	
ウミウ <i>Phalacrocorax filamentosus</i> (Temminck & Schlegel)	W
1993/3/18, 56. 1994/12/26, 42. 清水小学校前海岸	

1993/3/25. 1. 奥武島海岸。 1993/3/25. 1. 比屋定海岸

コウノトリ目 CICONIIFORMES

サギ科 ARDEIDAE

サンカノゴイ <i>Botaurus stellaris stellaris</i> (Linnaeus) ※	W
1998/4/15, 1. 錢田川。 1998/1. 1. 謝名堂水路	
1998/9/29, 1. 謝名堂水路。 1998/11/28, 1. 謝名堂水路。	W
ヨシゴイ <i>Ixobrychus sinensis sinensis</i> (Gmelin) ※	W
1988/5/25, 1. 西奥武島 (山城私信) 1998/12/25. 1. 謝名堂水路	
ゴイサギ <i>Nycticorax nycticorax Mycticorax</i> (Linnaeus)	W/R?
1993/3/25, 2. 錢田川。 1994/12/27, 1. 儀間川 1998/12/27. 1. 錢田	
オオヨシゴイ <i>Ixobrychus eurhythmus</i> (Swinhoe) ※	W
1998/6/6, 1. 錢田川。	
リュウキュウヨシゴイ <i>Ixobrychus cinnamomeus</i> (Gmelin)	R
1991/11/26. 1. 仲地水田 1998/12/12. 1. 比嘉 (ハイ死体)	
ササゴイ <i>Butorides striatus amurensis</i> (Schrenck)	W
1998/4/15, 1. 儀間川 1998/9/25. 1. 真泊	
アカガシラサギ <i>Ardeola bacchus</i> (Bonaparte)	W/T
1988/5/25, 1. 久米製糖工場前儀間川 (山城私信)	
1998/2/28, 1. 久米高校前水路。 1998/12/12, 1. 真我里 1998/10/30. 1. 錢田川	
アマサギ <i>Bubulcus ibis coromandus</i> (Boddaert)	T/W
1993/3/25, 2. 大田	
ダイサギ (チュウダイサギ) <i>Egretta alba modesta</i> (Gray)	W
1993/3/25, 2. 錢田川。 1993/3/17, 2. 真謝海岸	
チュウサギ <i>Egretta intermedia intermedia</i> (Wagler)	W
1991/11/27.(1). 仲地	
コサギ <i>Egretta garzetta garzetta</i> (Linnaeus)	T/W
1993/3/25, 1. 錢田川。 1998/4/1. 1. 奥武島	
クロサギ <i>Egretta sacra sacra</i> (Gmelin)	R
アオサギ <i>Ardea cinerea jouyi</i> (Clark)	W
1993/3/25, 1. 1994/12/26. 1. 錢田川。 1994/12/26. 1. 儀間川	
1994/3/17, 12. 白瀬川河口。	
1994/3/17, 16. 1994/3/18, 31. 清水小前海岸 (一着島周辺)	
ムラサキサギ <i>Ardea purpurea manilensis</i> Meyen	A (漂鳥)

1994/12/26, 1. 錢田川, 1997/11/4, 1. 儀間川 (漂鳥)	
コウノトリ科 CICONIIDAE	
コウノトリ <i>Ciconia ciconia boyciana</i> Swinhoe	A
1993/12, 1994/6, 1. 上阿嘉	
ガンカモ目 ANSERIFORMES	
ガンカモ科 ANATIDAE	
ハイイロガン <i>Anser anser rubrirostris swinhowi</i> *	A
1998/12/15, 2. 久米島空港 1998/2/13, 2. 同左	
コハクチョウ <i>Cygnus columbianus jankowskii</i> Alpheraky (2)	A
1994/12/26, 1. 空港海岸道路近くの池	
マガモ <i>Anas platyrhynchos platyrhynchos</i> Linnaeus	W
1998/11/24, 1. 錢田川	
カルガモ <i>Anas poecilorhyncha zonorhyncha</i> Swinhoe	W
1994/12/26, 1. 儀間川, 1994/12/26, 6. 島尻ダム	
コガモ <i>Anas crecca crecca</i> Linnaeus *	W
1993/3/25, 1. 錢田川, 1994/12/26, 12. 空港海岸道路	
ヒドリガモ <i>Anas penelope</i> Linnaeus	W
1998/3/1 大田ダム 1999/2/13. 8 (♂4, ♀4) 西銘池	
トモエガモ <i>Anas formosa</i> Georgi *	W
1997/12/27. 2. フサキナダム	
オナガガモ <i>Anas acuta acuta</i> Linnaeus *	W
1994/12/27. 4. 伸地水田 (♂-1, ♀-3)	
ハシビロガモ <i>Anas clypeata</i> Linnaeus	W
1998/1/18, 1. 儀間川, 1998/11/21, 1. 錢田川	
キンクロハジロ <i>Aythya fuligula</i> (Linnaeus)	W
1994/12/26, 1. 空港近く海岸道路	
スズカモ <i>Aythya marila mariloides</i> (Vigors)	W
1991/11/27, 1. 錢田川	
ワシタカ目 FALCONIFORMES	
ワシタカ科 ACCIPITRIDAE	
ミサゴ <i>Pandion haliaetus haliaetus</i> (Linnaeus)	W

1991/11/26. 1. 仲地.	1991/11/26. 1. 具志川城跡	
オジロワシ <i>Haliaeetus albicilla albicilla</i> (Linnaeus) ※		A
1999. 2. 12. 1. イーフビーチ		
アカハラダカ <i>Accipiter soloensis</i> (Horsfield)		T
1993/9/7, 20. ダルマ山園地		
ツミ <i>Accipiter gularis gularis</i> (Temminck & Schlegel)		W
1994/12/27. 1. 山里		
ノスリ <i>Buteo buteo japonicus</i> (Temminck & Schlegel) (3)		W
サシバ <i>Butastur indicus</i> (Gmelin)		W/T
1994/12/27. 5. 比屋定海岸.		
マダラチュウヒ <i>Circus melanoleucus</i> (Pennant) ※		W
1997/4/12, 1. 謝名堂水路近く (オス)		

ハヤブサ科 FALCONIDAE

ハヤブサ <i>Falco peregrinus japonicus</i> Gmelin		W
1994/12/27, 1. 仲地	1997/12. 1. イーフビーチ	
チゴハヤブサ <i>Falco subbuteo subbuteo</i> Linnaeus		W
1993/3/18, 1. 清水小学校前海岸		
チョウゲンボウ <i>Falco tinnunculus interstinctus</i> Horsfield		W
1993/3/16, 1. 久米島空港. 1993/3/25, 1. 具志川		

ツル目 GRUIFORMES

ミフウズラ科 TURNICIDAE		
ミフウズラ <i>Turnix suscitator okinavensis</i> Phillips		R
1994/12/27, 3. 比嘉		

クイナ科 RALLIDAE

リュウキュウヒクイナ <i>Porzana fusca erythrорax</i> ※		R
(Temminck & Schlegel)		
1998/4/20, 3. 銭田川 (ヒナ連れ3羽, 繁殖)		
シロハラクイナ <i>Amaurornis phoenicurus chinensis</i> Boddaert ※		R
1998/3/30. 1. 譲名堂水路		
バン <i>Gallinula chloropus indica</i> Blyth		R

1994/12/26, 3. 錢田川		
ツルクイナ <i>Gallicrex cinerea</i> Gmelin ※		W
1998/3/30.1.識名堂水路		
オオバン <i>Fulica atra atra</i> Linnaeus		W
1993/3/25, 1. 1994/3/17, 1. 錢田川	1999/2/12. 8. 大田池	
チドリ目 CHARADRIIFORMES		
チドリ科 CHARADRIIDAE		
コチドリ <i>Charadrius dubius curonicus</i> Gmelin		T/W
1991/8/29, 1. 泊海岸干潟.	1993/3/25, 1. 真謝海岸.	1994/3/17, 1. 仲地
シロチドリ <i>Charadrius alexandrinus nihonensis</i>		R/W
1993/3/25.(1).シンリ浜.	1993/3/25, 1. 1994/3/17, 24. 真謝海岸	
1993/3/25, 1. 比屋定海岸.	1994/12/26, 3. 1992/7/6. 1. 久米島空港草地	
ハシボソシロチドリ <i>Charadrius alexandrinus alexandrinus</i>		A
(Linnaeus) (1)		
メダイチドリ <i>Charadrius mongolus stegmanni</i> Portenko		T/W
1993/3/25, 2. 1994/3/17, 28. 真謝海岸.		
オオメダイチドリ <i>Charadrius leschenaultii</i> Lesson		T/W
1994/3/17, 2. 真謝海岸.	1998/9/24. 2. 奥武島	
オオチドリ <i>Charadrius asiaticus veredus</i> Gould		T/A
1994/3/16, 1. 久米島空港海岸.	1998/9/26, 1. 久米島空港	
ムナグロ <i>Pluvialis dominica fulva</i> (Gmelin)		W
1994/3/16, 52. 久米島空港海岸.		
ダイゼン <i>Pluvialis squatarola</i> (Linnaeus)		W
1993/3/25. 1. シンリ浜		
ケリ <i>Vanellus cinereus</i> (Blyth) ※		W
1998/4/6, 1. 錢田川		
タゲリ <i>Vanellus vanellus</i> (Linnaeus)		W
1994/12/27, 2. 仲里村野球場		
シギ科 SCOLOPACIDAE		
キヨウジョシギ <i>Arenaria interpres interpres</i> (Linnaeus)		T
1991/8/29, 1. 奥武島海岸.	1994/3/17, 17. 真謝海岸.	
ヒバリシギ <i>Calidris minutilla subminuta</i> (Middendorff)		T

1991/11/27, 1. 伸地		
オジロトネン <i>Calidris temminckii</i> (Leisler) (1)		T
トウネン <i>Calidris ruficollis</i> (Pallas)		W/T
1994/12/27, 1. 1993/3/24, 1. 真謝海岸.		
1998/9/26. 1. 謝名堂水路 1998/11/24. 1. 久米高校前水路		
ハマシギ <i>Calidris alpina sakhalina</i> (Vieillot)		T
1994/12/27, 3. 1994/3/17, 3. 真謝海岸.		
ミユビシギ <i>Calidris alba</i> (Pallas) ※		W
1998/3/29. 7. イーフビーチ		
ヘラシギ <i>Eurynorhynchus pygmeus</i> (Linnaeus) ※		W
1998/12/3, 1. 識名堂水路		
エリマキシギ <i>Philomachus pugnax</i> (Linnaeus) ※		T
1998/9/26. 1. 真謝海岸 1998/10/11. 1. B & G 野球場		
ツルシギ <i>Tringa erythropus</i> (Pallas) ※		T
1998/9/26. 1. 伸地水田		
コアオアシシギ <i>Tringa stagnatilis</i> (Bechstein) ※		T
1998/9/26. 1. 謝名堂水路		
アオアシシギ <i>Tringa nebularia</i> (Gunnerus)		T
アカアシシギ <i>Tringa totanus ussuriensis</i> Buturlin ※		T
1998/9/26. 1. 謝名堂水路 1991/8/29, 1. 泊海岸干潟.		
クサシギ <i>Tringa ochropus</i> Linnaeus		W
1994/3/17, 1 伸地水田.		
タカブシギ <i>Tringa glareola</i> Linnaeus		T
1994/3/17, 1 伸地水田. 1993/3/25, 1. 伸地		
キアシシギ <i>Tringa brevipes</i> (Vieillot)		T/w
1991/8/29, 1. 1994/12/27, 10. 泊海岸干潟.		
イソシギ <i>Trigla hypoleucos</i> Linnaeus		T/w
1994/12/27, 1. 泊海岸干潟. 1998/12/25. 6. 錢田川河口		
ソリハシシギ <i>Xenus cinereus</i> (Guldenstadt)		T
1991/8/29, 1. 泊海岸干潟.		
オオソリハシシギ <i>Lomosa lapponica baueri</i> Naumann ※		T
1988/5/25, 1. 謝名堂干潟 (山城私信)		
ダイシャクシギ <i>Numenius arquata orientalis</i> (Linnaeus)		T

1993/3/25.1.泊干潟
 チュウシャクシギ *Numenius phaeopus variegatus* (Scopoli) (2) T/W
 1994/12/26.1.空港近く 1999/2/13.1.イーフビーチ T
 コシャクシギ *Numenius minutus* Gould ※
 1998/4/17,12.具志川村営陸上競技場
 ヤマシギ *Scolopax rusticola* Linnaeus W
 1994/12/26.13.阿良岳. 1998/2/13,23.だるま山周辺
 アマミヤマシギ *Scolopax mira* Hartert R?/W?
 1994/12/26.2.阿良岳. 1998/11/9,1宇江城岳 1999/2/12,1 阿嘉
 タシギ *Gallinago gallinago gallinago* (Linnaeus) W
 1994/3/17,1.具志川村総合グラウンド近く
 1993/3/25,1.仲地
 オオジシギ *Gallinago hardwickii* (Gray) ※ T
 1997/10/13,1. 儀間川

セイタカシギ科 RECURVIROSTRIDAE
 セイタカシギ *Himantopus himantopus himantopus* (Linnaeus) ※ T/W
 1998/3/1, 1. 儀間川 1998/4/2. 1. 同左

ツバメチドリ科 GLAREOLIDAE
 ツバメチドリ *Glareola maldivarum* Forster ※ T/S?
 1998/9/25, 2.久米島空港干潟

カモメ科 LARIDAE
 ウミネコ *Larus crassirostris* Vieillot W
 1994/3/17, 1. 真謝海岸
 セグロカモメ *Larus argentatus vagae* Palmen ※
 1998/2/28, 1.真泊魚港 W
 ズグロカモメ *Larus saundersi* (Swinhoe) ※ W
 1998/11/22, 1.真謝海岸
 クロハラアジサシ *Chlidonias hybridus javanicus* Horsfield ※ T
 1998/9/26, 1. 大田池(ダム)
 ハジロクロハラアジサシ *Chlidonias leucopterus* (Temminck) ※ T

1998/9/25, 1.上江洲ダム		
オニアジサシ <i>Hydroprogne caspia caspia</i> (Pallas) ※	S/T?	
1995/5/3, 1.エビ養殖場 (吉里・仲本・山城私信)		
オオアジサシ <i>Thalasseus bergii cristatus</i> Stephens ※	S/T?	
1988/5/25, 1.サンビーチ (山城私信)		
ベニアジサシ <i>Sterna daugallii bangsi</i> Mathews	S	
1991/8/29, 1.トンバーラ.		
エリグロアジサシ <i>Sterna sumatrana sumatrana</i> Raffles	S	
1991/8/29, 1.阿良浜海岸. 1991/8/29, 1.奥武島海岸		
コアジサシ <i>Sterna albifrons sinensis</i> Gmelin	S	
1991/8/29, 1.泊海岸干潟海岸		

ウミスズメ科 ALCIDAE

マダラウミスズメ *Brachyramphus marmoratus perdix* (Pallas) (1) W

ハト目 COLUMBIFORMES

ハト科 COLUMBIDAE

カラスバト <i>Columba janthina janthina</i> Temminck	R
1991/2/1.白瀬川上流. 1993/3/25, 1. アーラ岳. 比屋定海岸林.	
1992/7/25, 1.宇江城岳. 1992/7/25, 3.阿良岳 1992/9/23, 1.儀間川上流	
リュウキュウキジバト <i>Streptopelia orientalis Stimpsoni</i> (Stejneger) R	
ズアカアオバト <i>Sphenurus formosae permagnus</i> (Stejneger) ※	R
1998/5/1, 1.大岳林道 1998/9/23, 1.儀間川上流	
シラコバト <i>Streptopelia decaocto decaocto</i> (Frivaldszky) ※	A
1998/11/5, 1.B G財団グラウンド (テニスコート)	

カッコウ目 CUCULIFORMES

カッコウ科 CUCULIDAE

ホトトギス <i>Cuculus poliocephalus poliocephalus</i> Latham	T
1992/7/25, 1.宇江城岳.	
ツツドリ <i>Cuculus saturatus horsfieldi</i> Moore ※	T
1996/9/11, 1.だるま山園地. (若鳥)	

ブッポソウ目 CORACIIFORMES

ヤツガシラ科 UPUPIDAE

ヤツガシラ *Upupa epops* Linnnaeus

T

1993/3/25, 2.島尻. 1994/3/17, 4.具志川村総合グラウンド.

1994/3/17, 2.シンリ浜. 1994/3/17, 2.北原農村振興集落センター.

1994/3/17, 2.儀間. 1994/3/17, 1.西銘. 1998/3/29, 1.上阿嘉

フクロウ目 STRIGIFORMES

フクロウ科 STRIGIDAE

コミミズク *Asio flammeus flammeus* (Pontoppidan) W

1998/11/13, 1.宇江城岳周辺牧草地. 1998/12/27, 1.兼城

リュウキュウコノハズク *Otus elegans elegans* (Cassin) R

1991/11/26, 1.アーラ岳林道

リュウキュウアオバズク *Ninox scutulata totogo* (Momiyama) R

1991/11/26, 1. 阿良岳林道

アマツバメ目 APODIFORMES

アマツバメ科 Apodidae

ハリオアマツバメ *Hirundapus caudacutus caudacutus* (Latham) ※ T

1988/5/25、1. 具志川城跡上空 (山城私信)

アマツバメ *Apus pacificus* Latham ※ T

ヒメアマツバメ *Apus affinis subfurcatus* Blyth ※ T

1995/5/3、20.アーラ岳林道 (吉里・中本・山城私信)

ブッポウソウ目 CORACIIFORMES

カワセミ科 ALCEDINIDAE

リュウキュウアカショウビン *Halcyon coromanda bangsi* S

(Oberholser)

1992/7/25, 1.阿良岳. 1992/7/25, 1.宇江城岳

ヤマショウビン *Halcyon pileata* (Boddaert) ※ T

1998/9/7, 2.西銘ダム

カワセミ *Alcedo atthis* (Linnnaeus) R

1993/3/18, 1.錢田川 1998/3/30, 1.識名堂

スズメ目 PASSERIFORMES

ツバメ科 HIRUNDINIDAE

ショウドウツバメ <i>Riparia riparia ijimae</i> Lonnberg	※	T/W
1997/12/27, 1. フサキナダム		
ツバメ <i>Hirundo rustica gutturalis</i> Scopoli		T
1994/3/17, 22. 銀田		
リュウキュウツバメ <i>Hirundo tahitica namiyei</i> (Stejneger)		R
コシアカツバメ <i>Hirundo daurica japonica</i> Temminck & Schlegel	※	T
1988/5/25, 16. 久米アイランド前・具志川城跡 (吉里・仲本・山城私信)		

セキレイ科 MOTACILIDAE

イワミセキレイ <i>Dendronanthus indicus</i> (Gmelin)	※	T
1998/9/25, 1. だるま山園地		
キセキレイ <i>Motacilla cinerea robusta</i> (Brehm)		W
ハクセキレイ <i>Motacilla alba lugens</i> Gloger		W
ホオジロハクセキレイ <i>Motacilla alba leucopsis</i> Gould		W
1994/3/18.50. 具志川村総合グラウンド. 1994/3/18.2. 真謝		
ツメナガセキレイ <i>Motacilla flava taivana</i> (Swinhoe)	※	T
1998/9/25, 5. シンリ浜		
マミジロタヒバリ <i>Anthus nivaseelandiae sinensis</i> (Bonaparte)		W
1993/3/25. 1. 1992/7/56. 1. 久米島空港草地 1998/4/4. 1. 比屋定		
ピンズイ <i>Anthus hodgsoni hodgsoni</i> Richmond		W
1993/3/18. 1. ダルマ山園地 1998/4/4. 2. 奥武島		
ムネアカタヒバリ <i>Anthus cervinus</i> Swinhoe		T
1994/9/13. 1. ダルマ山園地 1998/12/1. B & G. 野球場		
タヒバリ <i>Anthus spinosus japonicus</i> (Temminck & Schlegel)	※	
1998/12/28. 1. B & G グラウンド		

ヒヨドリ科 PYCNONTIDAE

エゾヒヨドリ <i>Hypsipetes amaurotis hensonii</i> Stejneger (1)	A ? / w
リュウキュウヒヨドリ <i>Hypsipetes amaurotis pryeri</i> (Temminck)	R

サンショウクイ科 CAMPEPHAGIDAE

サンショウクイ <i>Pericrocotus divaricatus divaricatus</i> (Raffles)	w
1994/12/27. 1. 仲地水田 1998/11/23, 1. だるま山園地	

モズ科 LANIIDAE

モズ <i>Lanius bucephalus</i> Temminck & Schlegel	W
1994/3/16, 1. 比屋定海岸. 1993/3/25, 1. 奥武島	
アカモズ <i>Lanius cristatus superciliosus</i> Latham	T/W
1998/8/20, 1. 黒石林道 1999/2/12. I.B & G. 野球場	
レンジャク科 BOMBYCILLIDAE	
ヒレンジャク <i>Bombycilla japonica</i> Siebold	W

ミソサザイ科 TROGLODYTIDAE

ミソサザイ <i>Troglodytes troglodytes fumigatus</i> Temminek	※	W
1998/12/30. 1. 奥武島 1999/11/1. 奥武島 (標識放鳥)		

ツグミ亜科 TURDINAE

コマドリ <i>Erithacus akahige</i> (Temminck)	※	T/W
1998/11/11, 1. アーラ岳林道 (弊死体)		
アカヒゲ <i>Erithacus komadiri komadiri</i> (Temminck) (2)		T/W
1994/9/17, 1. ダルマ山園地		
ノゴマ <i>Luscinia calliope</i> (Pallas)	※	T/W
1998/11/11, 1. 大岳小		
ルリビタキ <i>Tarsiger cyanurus syanurus</i> (Pallas)		W
1998/11/12, 1. 島尻青少年旅行村入口 1998/4/1. 1 奥武島.		
1998/12/28. 1. 同左		
ジョウビタキ <i>Phoenicurus auroreus auroreus</i> (Pallas)		W
1994/3/16, 1. 錦田川. 1993/3/25, 4. 比屋定海岸 1998/12/29. 1. 奥武島		
ノビタキ <i>Saxicola torquata stejnegeri</i> (Parrot)	※	
1997/11/8, 1. だるま山.		
イソヒヨドリ <i>Monticola solitarius philippensis</i>		R
アカハラ <i>Turdus Chrysolaus</i> Temminck		W
1994/3/17, 2. 仲村渠		
シロハラ <i>Turdus pallidus</i> Gmelin		W
ツグミの一種 <i>Turdus</i> Sp. ※		A
1998/11/19, 1. 仲里中学裏水路		
ツグミ <i>Turdus naumannii eumomus</i> Temminck		W

1994/3/17,20.シンリ浜

ハチジョウツグミ *Tuydus naumanni naumanni* Temminck W
1994/3/17,1.シンリ浜 1999/2/13.1.イーフビーチ
トラツグミ *Zoothera dauma aurea* (Holandre) ※
1998/11/25.1.大岳小 1999/2/11.1.奥武島 1998/12/27.1.奥武島

ウグイス亜科 SYLVIINAE

ヤブサメ *Urosphena squameiceps* (Swinhoe) ※ W
1998/12/25.1.奥武島
リュウキュウウグイス *Cettia diphone riukiuensis* (Kuroda)⁽¹⁾ R ? / w
ウグイス *Cettia diphone cantans* (Temmink&Schlegel) W
オオヨシキリ *Acrocephalus arundinaceus orientalis* ※ W
(Temminck & Schlegel)
1995/5/3,1.久米島精糖前(吉里・仲本・山城私信)

1998/9/26,1.大田

キマユムシクイ *Phylloscopus inornatus inornatus* (Blyth) ※ T / W
1998/9/26,1.嘉手苅 1999/2/12.1.白瀬川上流
セッカ *Cisticola juncidis brunneiceps* (Temminck & Schlegel) R

ヒタキ亜科 MUSSICAPINE

キビタキ *Ficedula narcissina narcissina* (Temminck) ※
1997/12/2,1.だるま山.
オジロビタキ *Ficedula parva albicila* (Pallas) W
オオルリ *Cyanoptila cyanomelana cyamomelana* ※ W / T
(Temminck)
1998/10/21.1.仲里村環境改善センター
エゾビタキ *Muscicapa griseisticta* (Swinhoe) T
1993/9/10,1.ダルマ山園地 1998/9/23.1.儀間川上流
コサメビタキ *Muscicapa dauurica dauurica* Pallas ※ T
1998/9/21,1.だるま山

カササギヒタキ亜科 MONARCHINAE

リュウキュウサンコウチョウ *Terpsiphone atrocaudata illex* S
(Bangs)

オウチュウ科

オウチュウ *Dicrurus macrocercus* ※ A/T?

1995/5/3, 1.白瀬川上流(久米島初記録。吉里・仲本・山城私信)

1998/4/28, 1.大田農道

メジロ科 ZOSTEROPIDAE

リュウキュウメジロ *Zosterops louchoensis* Tristrom R

シマメジロ *Zosterops jasponica insularis* Ogawa (1) A

ホオジロ科 EMBERIZIDAE

ミヤマホオジロ *Emberiza elegans elegans* Temminck W

1991/11/26. 1. ナゴー池 1998/12/30. 3. アーラ岳

アオジ *Emberiza spodocephala personata* Temminck W

1994/12/27. 2. 宇江城岳。1998/11/24, 1. アーラ岳

カシラダカ *Emberiza rustica latifascia* Portenko W

1994/3/18, 3. 北原

クロジ *Emberiza variabilis* Temminck W

アトリ科 FRINGILLIDAE

アトリ *Fringilla montifringilla* Linnaeus W

1998/4/3, 2. シシリ浜

マヒワ *Carduelis spinus* Linnaeus W

1993/3/25, 10. 奥武島

シメ *Coccothraustes coccothraustes japonicus* W

Temminck & Schlegel

ハタオリドリ科 PLOCEIDAE

スズメ *Passer montanus saturatus* Stejneger R

ムクドリ科 STURNIDAE

ギンムクドリ *Sturnus sericeus* Gmelin ※ T/W

1998/11/10. 2. 島尻。1999/2/7. 4. 仲里村役場

コムクドリ <i>Sturnus philippensis</i> (Forster) ※	W
カラムクドリ <i>Sturmus Simemsis</i> (Gmelin) ※	W
1999/1/6, 10. 仲里村改善センター	
1999/2/20, 2. 同左	
ホシムクドリ <i>Sturnus vulgaris poltaratskyi</i> Finsch	T/W
1994/12/26, 1. 仲里村野球場 1997/10/16, 1. 儀間川(電線)	
1998/12/28, 1. イーフビーチ	
ムクドリ <i>Sturnus cineraceus</i> Temminck	W
1994/3/17, 42. 大原. 1994/12/26, 20. 仲里村野球場	
1998/12/28, I. イーフビーチ. B & G. グラウンド	

カラス科 CORVIDAE

コクマルガラス <i>Corvus dauaricus pastinator</i> Pallas ※	A/W
1997/2/16, 1. 比嘉(塵芥処理場)	
1998/4/1. 1. 奥武島	
リュウキュウハシブトガラス <i>Corvus macrorhynchos connectens</i> (Stresemann)	R

カエデチョウ科 ESTRILDIDAE

アミハラ <i>Lonchura punctulata</i>	I
1993/9/10, 1. ダルマ山園地.	

凡例： 1, 種名の扱いと配列は、日本鳥学会目録編集委員会（1997）にしたがつた。

2, 状況はR:留鳥, S:夏鳥, T:旅鳥, W:冬鳥, A:迷鳥, I:帰化鳥とし、その種別は概ね琉球新報社編（1983）にしたがつた。

3, 本目録は嵩原ら（1996）の目録を基本にして、その後確認された種を追加して作成した。

4. 確認記録は、日付、個体数、確認場所の順とした。

5. (1)は池原（1974），(2)は嵩原ら（1995），(3)は久貝ら（1995）を引用。

6. ※印は今回新たに確認した鳥種。

ンムクジ作りと芋料理 ～子ども体験学習教室「芋とイモ料理づくり」の実践より～

仲 底 善 章

(沖縄県立博物館)

From Planting Seeds of Sweet Potatoes to Cooking

yoshiaki NAKASOKO

(Okinawa Prefectural Museum)

I. はじめに

これまで、当館では「沖縄の食文化」を子どもたちの体験学習の内容として意図的に取り組んできた。95年度は「豆腐づくり」、96年度は「カーサームーチづくり」、97年度は「豆とサトウキビづくり」で豆腐と黒砂糖づくりを行い。98年度は「芋とイモ料理づくり」を行ってみた。今年度の芋を使って料理は、サツマイモの葉から、葉茎・茎・芋までのすべてを使い尽くした先人の知恵の一端を体験するために企画・実施した。

この講座の主な体験内容としては (1)芋の渡来、品種、栽培方法等の学習、(2)芋の栽培体験 (3)芋掘り体験 (4)芋を使った料理づくりの4つの内容から構成され、付随として (1)ヘラづくり (琉球大学教育学部の学生の協力) (2)ンムクジスリーの製作 (3)ンムクジづくりを、博物館ボランティアの協力を得て行なった。

本稿では芋の栽培、ンムクジづくり、芋料理づくりを中心に報告します。本講座の芋栽培に関しては、新垣 明氏 (JAサンライズ西原指導)、ンムクジづくりに関しては新里洋子氏 (主婦:名護市出身) の協力を得て行われた。

II. 芋栽培に関して

食用芋 (甘藷)

(科名: ヒルガオ科、学名: *Ipomoea batatas* poir)

1. 由 来

芋の原産地は中南米のメキシコからペルーにかけての地域で、沖縄への渡来はいろいろな説がある。16世紀以降の2つのルートが有力である。一つはアメリカ大陸やカリブ海諸島などから太平洋に散在する島々を経てフィリピンに伝わり、それが北上して沖縄に入った説、1597年に宮古島に最初に伝わったという説もある (東ルート説)。もう一つはコロンブスによりアフリカ、インドを渡り、中国の福州から沖縄に伝わった説 (西ルート)。

当時の文献や記録などから、琉球芋や紅芋の祖先となる色のついた甘藷は東ルートから

もたらされた可能性が強く、野国総官の持ち帰った芋は西ルート伝来のもので、肉色が白か黄白色の唐芋であったといわれている。県内での普及は、北谷間切野国村出身の野国総官が1604年ごろ中国の福州に渡り、ハンス芋（中国で甘藷のこと）を見つけ、翌年の1805年、福州滞在中に学んだ栽培方法とハンス芋の苗を沖縄に持ち帰り、真和志間切儀間村出身の儀間真常らの協力を得て沖縄全土に広げ、人々を餓死から救ったといわれている。

2. 性状

芋はアメリカ大陸原産のヒルガオ科に属するつる性作物で、葉柄の節の両側に2本の根を出し、その根の1部が大きくなって、芋をつくる。花はロート状で色はうすべに色で、沖縄ではよく開花する。



3. 気象条件

(1) 生育温度

芋は熱帯性の高温作物です。生育に適する温度は15°C~35°Cである。地温10°C以下では枯れてしまう。

開花した芋

(2) 日光

強い太陽の光を好む植物である。日照時間が少ないと芋の出来は大きくならない。

4. 土の条件

どんな土地でも育つことができ、砂質土から粘質土まで広く栽培できる。砂地では成長が早く、芋の形は丸形で粉質となる。水分が多いと細長くなる。粘質土では初めは成長は遅れるが、しだいに良くなり、収量も多くなる。水分が多いと芋の形は細長くなり、粉質になる。気温が乾燥するとしだいに丸形になり、食味もよくなる。土壤としては砂質土が最適である。土の酸度(PH)の適応範囲は広いが、中性からやや酸性を好む。

乾燥には強いが、芋が出来る根がはる時には適当な水分が必要である。水分が多くなると、根はたくさん出るが空気の出入りが悪くなり芋はあまり大きくならない。

5. 作型と品種

(1) 沖縄県での芋の栽培は年中は行うことができる。ただし、10月から2月の植え付けは収穫量が落ちる。作型は春植え、夏植え、秋植えの3つの作型になる。

(2) 品種の特性について

芋の作付けの品種選びについてはその利用目的によって異なり、食用及び飼料用、でん粉用に区別される。沖縄県内での食用品種の条件は、

- ① 品質が良く、細長いこと
- ② 多く収穫でき皮の色が紅、紫、濃紅であること
- ③ 肉色は紫または黄色に紫斑点（ウン）が入ったもの
- ④ 黄色等の甘味の高いことである。

県内ではたくさんの品種の芋が植え付けられており、在来種から自然交配したものなど様々な品種がある。イモゾウムシの駆除がなされていないので生での県外出荷ができない事が生産者の悩みである。県内では全地域で栽培されており、読谷村ではイモ生産部会を通じて様々なイモ商品を開発、売り出している。

(3) 県内で主な食用奨励品種及び栽培品種

- ・ 宮農36号（紅イモ×ハワイ）・・・・今回の講座で植え付けた。

1947年、沖縄県宮古農業試験場で研究、誕生した品種である。イモの収量は沖縄100号の60～80%程度で低く、成長は遅い。でんぶんの歩留まりも同じ位かやや低い。

芋の皮色は赤紫、肉色は紫、肉質は粉質、食味（甘味）は良好である。つるはよく繁り、つる収量は高い。（食用、食品加工用）

- ・ 備瀬（びせ）来歴不明 ・・・・今回の講座で植え付けた。

芋収量はやや低い。でんぶんのぶどまりは普通。皮の色は白、肉の色はこゆい紫色をしている。食味（甘味）は良好である。

- ・ ハワイ種 ・・・・・・・今回の講座で植え付けた。

ハワイよりの移入種。宮農36号の親芋。形は丸形に近く、皮は白色で、果肉が紫色をしており、切り口の輪郭に特徴がある。食味は良い。

- ・ 宮農7号（八重山赤粉×甘日露）

芋の収量は沖縄100号と同じかやや多い。芋の成長は遅くなる性質がある。でんぶんのぶどまりは高い。芋の皮の色は紅色、肉の色は薄い黄色で味は良い。つるはよくしげり、つる当たりの収量は高い。（食用）

- ・ 沖縄100号（七福×潮州）

多く収量ができる。熟度は非常に早い。芋の皮色は淡泊、肉色はうす黄色で形は細長く下の方が大きくなる。味は良好で美味である。（食用）

- ・ オキユタカ（九州58号×平安山7号）

オキユタカは泥灰岩土壤やさんご石灰岩土壤とも収量は高い。でんぶんぶどまり

も高く、単位面積当たりでんぶん量は沖縄100号に対して夏、秋植えとも30%以上の増収である。(食用、飼料用などにも良い。)

- ・ アジマサリ (64-533×コガネセンガン)

芋収量は沖縄100号に対して夏植えでは20~33%の増収が期待できる。秋植えでは大差はない。芋の皮の色は紅褐色であり、肉色は黄色をしている。食味は甘味が高く良好である。(食用)

6. 育 苗

(1) 種芋

種芋は次の点に注意をして選ぶと良い。

- ・ 品種の特性を持った種を選ぶこと。
- ・ 大きさは中くらい (1個当たりの重量200g~250g)
- ・ 病害虫の被害のなく、健全な物を選ぶ。
- ・ 芋が適度の成熟している物を選ぶ (過熟、未熟は除く)
- ・ 収穫時に表皮に傷がない物を選ぶ。

(2) 苗床つくり

※ 沖縄県内ではほとんど行われていない。

苗床(なえどこ)は北風を避け、陽当たりが良く、耕土は深く、水はけが良く、前作が芋作地でない、手入れの便利な所に設ける。うね幅は120cmとする。苗床の長さは短冊形として、床と床の間には30cmの通路を設ける。肥料は完全堆肥1aあたり500kgを整地の際に完全に入れる。秋に設置する苗床はマルチ・トンネルを設置するといい。

(3) 種芋の伏せ込み

※ 沖縄県内ではほとんど行われていない。

伏せ込み量は1aあたり840個(165~210kg)、苗床面積は本畑10aにつき1aを標準とする。伏せ込む方法は条間40cm間かく、深さ10~15cmの植え込み用の穴をほり、株間30cm頭をそろえて植え付ける。伏せ込み時期は春植え10月、夏植え3月、秋植え6月に伏せ込む。

(4) 管 理

水かけは苗床の乾きぐあいをみて行う。追肥は苗の生育状態応じて行う。1回目の追肥は1aあたり、硫安2kg、過石2kg、塩化カリ2kgを標準としてまく。2回目の追肥は1回目の半分を入れる。芽かき及び摘心(てきしん)は芽が15cm程度伸びた時に行ない、4~5本仕立てにして展開葉1枚を付けて摘心を行うことよい。

7. 植え付け準備

(1) 整 地

本畠は深く耕し、土のかたまりは碎いてならす。堆肥（たいひ）は植え付け2週間前までに決められた量を本肥として畠前面にすき込む。

(2) 植え付け準備

うね立ては、うね幅75cm～100cmにし、元肥（もとごえ）はうねの中央になる部分に施し、みぞになるべき両側の土を盛り上げて30cmぐらいの高いうねとする。土の深さによってうねの高さは加減する。

8. 植え付け

(1) 植え付け時期

芋の植え付けは、県内では年中行われているが、植え付け時期によって収量に大きな違いがある。作付け形としては春植えが3～5月、夏植えが6～8月、秋植えが9～10月を基準とする。秋植えは10月の初めには終えるようにする。



植え付け直後の苗

(2) 苗の取り方

苗の善し悪しは収量との関係が非常に大きいので次ぎ点に注意する。品種の特徴を持った物を選ぶ。病害虫の被害を受けていない良く充実した節間の短い物を選ぶ。苗の長さは25～27cmぐらいで、本葉を6～7枚つけて鋭いカマで刈り取ると良い。

(3) 土に植え込む方法

うねと同じ方向にして苗の先端を6cm程度、地上に出し、1列に平底植え=水平植えとする。

(4) 植え付け苗の本数

本数は10a当たり5,000～5,500本とする。

(5) 栽培法

・ 平植え

平植えは、沖縄県内では以前よく行われた植え付け方法で手間がかからない。干ばつの影響は受けにくいが収穫作業には手間がかかる。

・ うね立て植え

うね立て植えは簡単に収穫ができる、芋そろいも大変良い。干ばつの影響は非常に受けやすい。

・ マルチ栽培

マルチ栽培はうね立てをして、その植えに黒いマルチをかぶせて行う栽培方法である。除草効果、保水維持に優れ、芋の皮の色や形が良く、収穫もしやすい。秋植えでは収量が上がる。

9. 栽培管理

(1) 補 植

植え付け後、枯れた苗があれば早めに替わりの苗を植え付けるようにする。

(2) 中耕除草

中耕除草は土を柔らかくし、土の通気性、雨水の浸透性を高める。また芋が出来根の成長を高め、雑草による肥料の吸収を防止する効果は非常に大きい。その為、草取りは管理作業の中では非常に大切な作業である。第1回目は植え付け後20日後、第2回目は植え付け後40日頃に様子を見ながら行うと良い。

10. 病害虫防除

(1) 縮芽病（しゅくが病）

この病気は高温多湿の時期及びしめた場所や日陰などに多く発生する。干ばつの時期など乾燥時には発生が少ない。病原菌は茎や葉などについて、次の年に発病させる。防ぐ方法としては健全な良い苗を選んで植え付け、畠の排水を良くする。



除草前のイモ畠

(2) 帯状粗皮病

この病気はモモアカアブラムシなどによって媒介される。アブラムシは5～7月に多く発生し、夏季は高温と乾燥のために少くなり、秋季には再び多くなる。1番の感染源はつる苗からである。そのため防除の最大のポイントは病気のない健全な苗を選ぶことである。健全な苗つくりの為の苗の育成と植え付けの更新が必要である。

(3) ナカジロシタバ

この病気は春夏期の雨の多い年に発生する傾向が多い。老令幼虫になると薬による防除はむつかしくなるので早期発見につとめ、若令幼虫のうちに防除を行うこと。

(4) イモコガ

この病気は年数回の世代交代を行い、各態のものが年中見られる。成虫は夜、葉脈

にそって1粒ずつ産卵する。幼虫は葉を2つにわざわざつづり合わせてその中に葉に害を及ぼす。4月下旬から6～7月にかけて発生が多い。

(5) サツマイモトリバ

この病気も年中いろいろな形態をしたもののが見られる。特に9～10月にかけて発生し被害を与えることがある。成虫は夕方より活動し、葉の裏側に卵を産みつけ、昼間は葉の間に隠れている。幼虫は十分に開かない新しい葉に害を与える。

(6) サツマイモメイガ

この病気は年数回の世代交代を行い、各態のものが年中見られ、4～5月と9～10月に多く発生する。幼虫は地面ぎわの根本から入り込み、侵入された部分は太くなり、木質化して折れやすくなる。成虫は夕方より活動し、葉の裏側に卵を産みつけ、昼間は葉の間に隠れている。

11. 収 穫

収穫時はイモの種類によって多少のズレはある。夏植えで植え付け後、5～6ヶ月である。今回の体験学習では、宮農36号、備瀬、ハワイ種の3品種を5月13日（水）に植え付け、10月24日（土）に収穫を行った。ハワイ種と備瀬は収穫時であったが、宮農36号は6ヶ月後が収穫時のようなである。

III. ンムクジづくりに関して

ンムクジの作り方はンムクジシリ（芋擂）を使ってイモを擂（す）ったのち水に溶かし、木綿布をかけた桶で水を加えながら澱粉を濾（こ）す。その後、水を満たし一晩寝かし、澱粉を沈殿させる。翌朝、うわ水をこぼし再度、水を入れ沈殿しているンムクジ（でんぶん）をかき混ぜる。その後、又一晩寝かせ、うわ水捨て、沈殿したンムクジーを採り、カラカラになるまで日干をする。保存は水気のない乾燥した場所で行う。

今回は、自作した竹製ンムクジシリ、ブリキ製のンムクジシリとモーターを利用した擂り機でその善し悪しを検証してみた。

自作の竹製芋擂でも充分に澱粉擂りを行うことができ、先人の工夫に遺沢感動した。但し、この場合だと製作するのかなりの労力を要するので、手軽に製作できるブリキが出るとほとんど作らなくなった。ブリキ製のイモ擂でも、プラス（+）形に釘で穴を開けた場合とマイナス（-）形に穴を開けた場合とでは、澱粉擂りに大きな違いができた。マイナス形だと擂った粉が平たい紐状になるのに対し、プラス形はより粉状に擂ることができた。一方、モーターを利用した擂り機は突起が小さく、高速回転で芋を潰していくので、澱粉擂りの状態はより細かく擂ることができ、機械化による効率性を垣間みることができ

た。擂りイモを利用したモチ作りの際には、なるべく細かくイモを擂ったものを使用したほうが良い。

※ ンムカシの利用

ンムクジを取った後のンムカシは小さく俵形ににぎったり、そのままばらばらと大きな竹のスノコに広げ天日に干して乾燥させ、飢饉の時の食べ物やおやつの材料として大事に保存したり、豊作の時には家畜の餌にした。また味噌こうじにして利用することもあったとのこと。

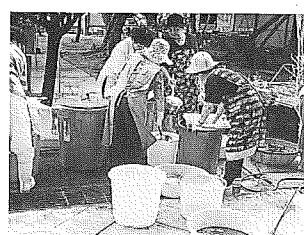
ウムクジ作りの実際



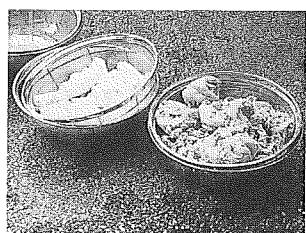
① 洗った芋の皮むき



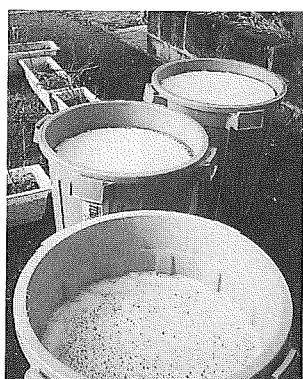
② ンムクジスリー



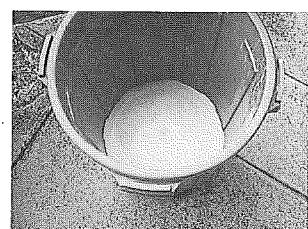
③ 布で澱粉を濾し取る



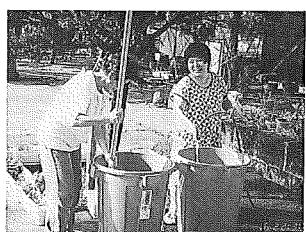
④ 澱粉を取った粕



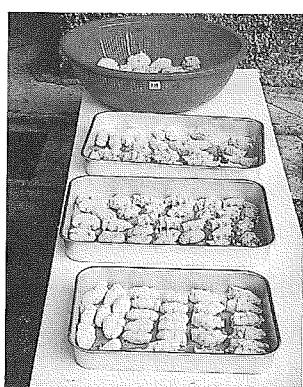
⑤ 一晩寝かせた後



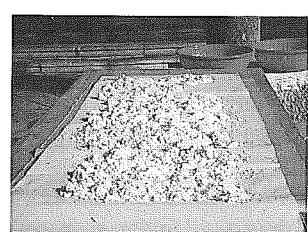
⑥ 底に沈殿した澱粉



⑦ 再び水を入れて攪拌



⑧ 乾燥中のイモ粕



⑨ 乾燥中のンムクジ

このようにして出来たンムクジは着物の糊付けからクズモチ料理など様々な使い方がある。水を溶かして砂糖を混ぜたクズ水は船酔いや健康不良の際の回復剤である。(沖縄の民具：上江州均著より)

IV. イモ料理に関して

沖縄の芋料理はサツマイモ、田イモ、サトイモ、ヤマイモが主で、加工品としてサツマイモのでんぶん（ンムクジ）も広く使われている。サツマイモは戦前までは庶民の主食の座を示していて、手をくわえない素朴な家庭料理が多かった。古くなったモチを利用して、イモといっしょに煮つぶして作るンムニーはその代表例である。外にンムクジアンダーギー やンムクジブットルーなどでんぶんを使った料理も多い。田イモは祝料理には欠かせないもので、田芋田楽、ドルワカシー、カラ揚げなどが多く作られる。ヤマイモは行事料理のなどの煮物として多く使われ、サトイモはジューシーなどによく用いられていた。地域によってさまざまな調理法がある。(沖縄大百科辞典より引用)

1. 芋（ンム）料理の分類（加工の違いによる利用方法）

- (1) 生ンム・・・ 煮いも、ンムメー、ンムユ、ンムイリチャ一、ンム汁（ンムワカシ一）、ンムニー、ンムテンプラ、イモムチ
- (2) ヌムクジ・・・ ヌムクジテンプラ、ヌムクジチャンプルー、ヌムクジブットルー（芋でんぶん） ヌムクジナントウ、クジムチ、ヌムクジヒラヤヤチャ一、ウムクジソーメン
- (3) ヌムカシ・・ヌムカシナントウ、ヌムカシポーポー、ヌムカシターチーメー（芋かす）

2. 今回調理予定のイモ料理

- (1) カンダバージューシー

サツマイモの葉の雑炊のこと、カンダバー（イモの葉）をあらかじめ油で炒めておき、米・豚肉（茹で済み）を混ぜ、だし汁を入れて煮込み、沸騰直前に油で炒めておいたカンダバーを追加して煮込む

- (2) ヌムニー

煮た芋の皮をむき、温かいうちにつぶしてにぎる。そのまま食べたり、味噌などと合わせて食べたりした。焼き



カンダバー（イモの葉）の収穫

魚等と合わせて食べると非常においしい。

(3) シム汁

芋の皮をむき、水と人参、大根など季節の野菜を入れて、とろとろになるまで煮て、味噌汁にする。冬の寒い日などには体が温まり大変おいしく、いもの味がひきたつ。

(4) カンダバーヌフニイリチャー

イモの葉の茎の皮をむいて、その他の野菜や肉類と混ぜ合わせて炒めた料理。材料の比率はイモの葉の茎を多めに使うと良い。

(5) シムテンプラ

生イモの皮を向き、輪切りして、そのまま油で揚げたり、衣をつけて揚げる調理法

(6) シムムーチー

シムクジシリーを使って生芋をすり、それをよくもんでサンニン（月桃）やバショウの葉で包み、蒸し器に載せて、蒸して作る。簡単で手軽にできる芋料理の一つである。甘味がたりない場合は砂糖を加えても良い。この場合のシムクジシリーはさらに細目のものを使用すると良い。

(7) シムクジブツルワー

シムクジで作る味噌味のきいたお好み焼きのようなもの。シムクジをだしと味噌でとき、豚の三枚肉、かまぼこ、ニラなどをませ、多めのラードで炒める。

- ① ポールにシムクジを入れ、だし汁を少しずつ注ぎながらウムクジの粒を手でとき、その他材料を入れて混ぜ合わせる。
- ② ちょっとなめてみて、甘いようであれば塩をつぎ足す。
- ③ 厚手の鍋に油をたっぷり入れ、熱くなってきたらをはしでかきませながら少しづつ入れる。
- ④ 油を十分に吸わせ、残り油は別に移す。
- ⑤ 再び火にかけ、少しとこげ目をつける。材料はウムクジ1に対し
て出し汁1～1.2、味噌おおさじ1の割合に調味料、
- ⑥ シムクジに水を少しずつ加え、シムクジがどろっとする程度に溶かし、それにつぶした芋を混ぜ合わせる。この混合比は1：2の割合が良い。
- ⑦ 混ぜ合わせた後、芋を小判状に



シムクジテンプラを揚げる

形を整える。

⑤ この後、油を熱したなべで揚げる。ンムクジがぷつとふくれて浮き上がってきたら、焼きぐあいを見て取り出す。

(9) ヌムクジムーチー・・・・・・蒸し物の一種。作り方は

- ① 煮た芋の皮をむいてつぶし、水でといたウムクジを混ぜてよくもむ。
- ② 黒砂糖で甘く煮たえんどう豆やはったい粉と黒砂糖を湯でねったあんを作る。
- ③ ②で作ったあんを入れ、丸く形作りをする。
- ④ 湯気の上がったシンメーナベで蒸す。※ あんなしで作ってもよい。
- ⑤ きな粉などをつけて大皿に盛りつけてめしあがると良い。

(10) ヌムクジナントゥ

ヌムクジナントゥは、ヌムクジにジーマーミー（落花生）をヒハチ（ヒハツモドキ）、黒砂糖やもち粉を入れて手でよく混ぜ合わせ、サンニー（月桃）の葉の裏側に広げて、かまぼこ形に形づくりして、白ゴマを散らして30分ほど蒸して作る。

表面が乾いたら出来上がり。



出来上がったイモ料理の品々



料理づくりおつかれさま

V. おわりに

県民のほとんどが、芋を主食とする時代から離れてほぼ40年。芋は庶民の食卓から薄れ、石焼き芋など一部の調理法が見られる今日の状況である。沖縄への導入後ほぼ400年、県民の穀物として重要な役割を果たしてきた芋（甘藷）を見直すべく以上の実践を行った。

芋は現在も自給用として県内で広く栽培され、年寄りのいる家庭では良く利用している。芋料理の豊かさは、台風や旱魃に強い芋を余すことなく広く利用した先人の知恵の結晶ではなかろうか。

今回、実践に関わったほとんどの方がはじめての体験で、手探りの状態で始めた。芋栽培と芋料理づくりについては、私自身、幼少の頃に親の手伝いなどを通して多少の経験は

あったが、ンムクジづくりについては初めての体験でした。感想としては、ンムクジ擂り機を使用したので容易に出来たが、従来のンムクジスリーだけではとても時間を要する作業の連続ではなかろうか。先人の苦労がしのばれる。

今回の子ども体験学習教室では、イモの葉先から、葉茎・茎・芋までのすべてを使い尽くした先人の知恵の一端を体験するという当初の計画に従って、九品目の芋料理を調理した。やはり人気のあったのはンムクジテンプレーで、揚げ立てを参加者でいただいた。

同じ芋料理でも呼び名に地域差が出たり（ンムクジテンプレーをティーパンパンと呼ぶ）、素材利用の面で地域差が見られことの発見等、企画・立案の段階では気づかなかった実りの多い事業であった。

今後とも当博物館では、沖縄の食文化についての楽しい講座を企画・提案していきたい。

最後に本講座を側面から支えていただいた博物館ボランティアの皆さん、体験農場の耕耘と芋栽培に協力をいただいたJAサンライズ西原の喜屋武正光さん・新垣明さん、ンムクジ擂り機を提供していただいた宮城徳重さん、ウムクジづくりの協力者の新里洋子さんなど、紙面を借りてお礼を申し上げます。

参考文献

- 「沖縄大百科事典」 沖縄タイムス社編、「沖縄の民具」：上江州均著 未来社
- 民俗文化双書「琉球諸島の民具」：上江州均ほか著 未来社
- 「紅芋の味」 読谷村農業協同組合、「紅芋の味」 ゆいな農業協同組合読谷支所
- 「花作り・庭づくり 沖縄園芸百科」 新報出版
- 「パープルスウィトポテト」 読谷村役場経済振興課
- 「沖縄でつくる楽しい家庭菜園」：喜久山守良著 沖縄出版
- 鹿児島文庫「サツマイモ・伝来と文化」：山田尚二著 春苑堂出版

どうして土器は平底の深鉢型なのか ～子ども体験学習教室「古代人のくらしを体験しよう」の実践より～

仲 底 善 章

(沖縄県立博物館)

Why are the Potteries Deep Pot Type with Flat Bottom Shape?

yoshiaki NAKASOKO

(Okinawa Prefectural Museum)

1. はじめに

このレポートは、沖縄県立博物館が児童・生徒向けに実施している「子ども体験学習教室」の実践報告である。

平成4年度から第2土曜日が学校休業日になり、さらには平成6年度からは第4土曜日も学校休業日となりました。それにともない子どもたちの活動の機会も増えてきた。当館でも「休業日」を利用して子どもたちが郷土の自然・文化を自ら進んで学べるように平成5年度から博物館の新規事業としてスタートさせた。

本講座は、直接的な生活体験の乏しくなりがちな子どもたちに多くの生活体験の場を提供し、郷土の自然・歴史・文化を大切する心豊かな児童・生徒の育成を目指して事業を進めてきた。

今回の「古代人のくらしを体験しよう」は平成10年7月25日（土）～8月30日（日）の間にかけて実施され、宿泊体験は8月22日～23日と8月29日～30日の2回にわたって行われた。主な体験内容としては（1）土器の製作（2）火起こし体験（3）土器を使っての煮炊き体験（4）竪穴式住居での寝泊まり体験の4つの内容から構成されている。

本講座の土器づくりに関しては、當銘由嗣氏（沖縄考古学会会員）の協力得て行われた。

2. 土器の製作

今回製作する土器は、ほとんどの受講者が初めてなので、形が単純で文様のある平底の土器の代表である「伊波・萩堂式土器」をモデルとして作ることにした。

土器の製作はまず先行実践として、博物館ボランティアの皆さんとの協力の元に行った。使用する粘土は与那原町内の宮城陶器より購入し、混和剤としての川砂は（1）恩納村琉球村近くのタレ（垂れ）川の中流から採取した砂と（2）市販されいる川砂（産地不詳）を使用して製作した。採取した川砂はふるいにかけてある程度選別をして使用した。

土器づくりに使用する土は、粘土と砂の割合比を1：2～1：4の間で川砂の産地等区別し、多様な比に混ぜ合わせ、全体重を乗せるようにしてこねた。土は粘土と川砂を充分

に混ぜ合わせ、粘土と砂をなじませる為にビニール袋に入れ、一週間寝かせたのち使用した。

土器はまず初めに底をつくります。直径が3～5cm、厚さが5～10mmの円盤を作ります。回転台としては、10cm角のベニヤ板と博物館にあるディゴやクバデーサーの葉等を使った。

出来上がった土台の上に、厚さ5～7mm、幅3～5mmの板の形をした粘土帯（おび）を積み上げていく。積み上げる際は、下地の粘土がある程度固まるのをまって行なうこと。一段一段の継ぎをしっかりと行うこと。これを怠ると土器が崩れ落ちることがある。

全体の形が出来上がったら表面の仕上げに入ります。貝殻や木片でなでながら行います。この際、水は極力使わないことが原則です。水が入ると土器が軟らかくなったり、ベトついたりします。

仕上げは模様入れとなります。土器の口付近は特に慎重を期して行います。内側に手をあてながら割れたりヒビが入らないように注意深く行います。模様入れは貝殻やワラ繩などを使って行うと良いことがわかった。

土器の乾燥は陰干しで二週間置いて実施した。野焼き直前に2～3日間天日乾しをすると良いとのことでしたが、今回は行なわなかつた。

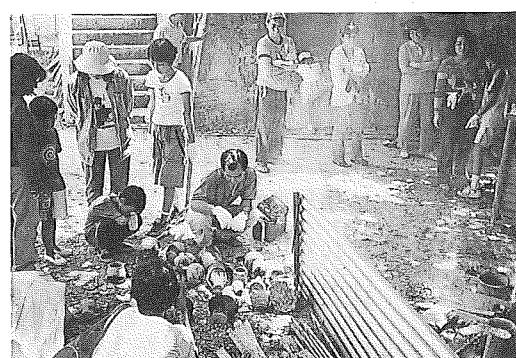
野焼きは博物館裏でトタン板を周囲で囲って行った。最初に薪を積み上げ、薪の周囲に土器を配置して、空炊きを行つた。その後、土器を燃えた薪の中に程良く置き、大量の薪を積み上げ、約2時間半くらいかけて焼きあげた。

先行実践の結果、市販の川砂を使った土器でも、充分に野焼きに耐えうることがわかつたので、受講者を迎えての本番では、市販の川砂を混和剤として使用することにした。出来上がった土器は、大人の受講者の中には円筒状の土器に仕上げた方もいたが、大部分は湯飲みを大きくした形にしか作れなかつた。全体が肉厚の厚い形の土器が大部分であった。

野焼きの成功率は7割程でした。参加者のほとんどの方が初めての体験ということで、粘土帯（おび）の厚さが一定ではない



野焼き前の土器



野焼きを終えた土器

ということもあって、ひび割れがあったり、破損した物もあった。家族単位での受講でしたが、家族で1つは割れずにきちんと焼き上げることができた。

3. 土器を使って煮炊き

土器を使用しての煮炊きは原則的には、各人が製作した土器を使って行った。野焼きの段階ではきちんと出来ていた土器が持ち運びの際に破損した家族には、事前に博物館ボランティアのみなさんと講師の當銘さんが製作した土器を使ってもらいました。

古代食のメニューは夕食を中心に行った。食材は掘り棒を使って収穫したサツマイモ、サンゴ礁の中で採集した貝、事前に調達したサンゴ礁内の小魚や鶏のもも肉、各自で持参したエビやあさり等の魚介類である。火起こしはマイギリ式の火起こし機を製作し、事前に受講者に練習をさせて臨んだ。

主食のサツマイモと副食の小魚（方言名：タマン、ミーバイ、クチナギ、カーエー、カ



火起こしに挑戦する受講生

タカシ、ビタロー等）、鶏のもも肉はアルミホイルで包み石焼きにして食べた。

主食のサツマイモの石焼きは、トタン板の上に硬い石（琉球石灰岩）を敷き詰め、その上に大量の薪を積み上げて燃やし、その残り火と焼けた石の熱を利用して行う方法を取った。小魚と鶏のもも肉の石焼きは、トタンの上に薪を積み揚げて燃やし、残り火を利用して焼き上げる方法を取った。

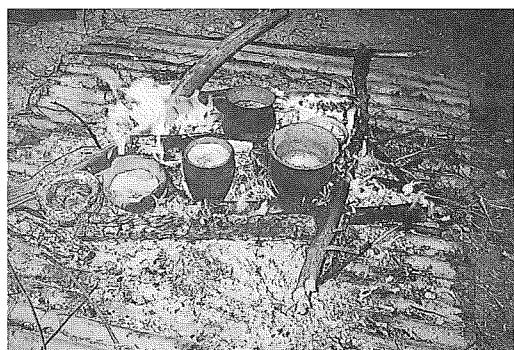
今回のメインである手作りの土器を使っての煮炊きは、受講者によってそれぞれ土器の厚み、大きさなど多様な違いがあることが想定されていたので、食材としては煮炊きのしやすい魚介類に限定をして、受講者に持参をお願いした。

魚介類の煮炊きは、手作りの土器に塩味を使っての水炊きでおこなった。煮炊きの方法は焼き魚に使用した後の火の中に、食材を入れた手作り土器をセットし、その周りに薪をくべながら煮炊きを行った。受講者の関心の的は「手作り土器で煮炊きが出来るか？」ということでした。

手作りの土器による「煮炊き体験」の結果、次のような結果が得られた。

- (1) 肉厚の「湯飲みタイプ」の土器であっても充分沸騰し煮炊きができること。
- (2) 「伊波・萩堂式土器」は、「湯飲みタイプ」に比べて2倍以上の早さで煮炊きがでること
- (3) 肉厚の土器の中には、煮炊きをしている途中で底部が溶け出していくものもあった。
- (4) 「伊波・萩堂式」の土器は、2～3回だけでなく、かなりの頻度の使用にも耐えうることが推測できた。
(今回、同じ土器で通算で5回使用したものもある。)

考察として、(2)の結果は、「伊波・萩堂土器」は「湯飲みタイプ」の土器に比べて肉厚が薄いこと。土器の構造が深鉢形で、熱のあたる表面積がきわめて広いことによるものと思われる。(3)については、初心者の土器づくりは肉厚土器になりがちなので、野焼きはもっと時間をかけて焼く必要があった。(講師の當銘氏の指摘)(4)については、「同一土器が何回の煮炊き耐えうるか?」、今後のさらなる煮炊き検証を続ける必要がある。



自作の土器による煮炊き



煮炊き後の土器

4. 竪穴式住居に関して

今回の講座では二度にわたって宿泊体験ということで、復元された竪穴式住居での「寝泊まり体験」を実践してみた。

宿泊は家族を基本単位として、12家族=32人の参加で行われた。15号棟には2家族（最大8人）を振り分け、他の復元住居は1家族づつ（2人～4人）を配置した。

その結果、夏場の宿泊体験としては、15号棟では大人4人、その他の住居では大人2人が理想的な収容人数と結論づけることができた。その結果23ヶ所の住居跡が見つかってい

る仲原遺跡での、総人口は50人前後で、魚貝類の採集を中心としたくらしぶりが見えてくる。

現在、復元されている住居では、大人は「四つん這い」の状態でしか中に入ることはできない。この構造では、「出入り」が大変不便である。これを解消する為には、「出入り口」の高さは少なくとも、人が腰を降ろした状態で出入りできることが必要である。この為には、

- (1) 住居の石垣の高さをもっと高くする方法。「出入り口」が腰を降ろした状態で出入りできる高さであれば、住居の中で立って行動が可能な高さになり、住まいの条件としてよりベターになると予想される。
- (2) 出入口の手前に掘り込みを入れる方法。この方法だと出入りの不便性は解消できるが中での行動はまだ不便さが残る。復元された住居を使っての宿泊体験の結果からは、住居の石垣の高さは、現在復元されている石垣よりは30cm～50cmほど高くした方が居住条件としてよいと推論できる。

5. おわりに

今回の実践は、昨年度の夏休み「歩く・見る・作る」教室の「古代人の生活を体験しよう」の先行実践を踏まえ計画したものである。先行実践では竪穴式住居での「寝泊まり体験」をメインに位置づけであったが、今回は「土器の製作過程」と自作した土器での「煮炊き体験」をつけ加えて行った。

素朴な疑問として、発見された土器の多くが「平底の深鉢型」であるが、その根拠はどこにあるのか。製作した土器が「何回の煮炊きに耐えうるか」のデータ取りをすることも今回の企画上のポイントでもあった。以下、参加者の感想を掲載して報告を終えます。

古代人のくらしを体験して 新垣有里乃（小5）

今度は、「ふだんやったことないことを、いろいろやってみてとてもいい体験になったなあ。」と思いました。初めに竪穴式住居を見たとき、本当にこんなところで寝れるのかなあ」と思ったけど、実際寝て見ると、風通しもよくて、快適に過ごせることができた。ほかにも魚のうろこ取りや、掘り棒を使っての芋掘り体験、火起こし体験、自分で作った土器を使って煮炊きなども大変だったけれどとてもよい体験にな



竪穴式住居と受講生

ったと思います。「古代人のくらしはとても疲れるものなんだなあ。」と感じました。もう、古代人にはなりたくないと思いました。いつも、クーラーや電気製品を当たり前のように使っているので、「古代人のくらし」の体験は、とても疲れたけど、いい経験になったと思います。

参考文献

- リーフレット「古代イチの里 伊計島仲原遺跡」 与那城町教育委員会編
熊本県立装飾古墳館作成レジュメ 「挑戦！古代のごはん作り」
史料編集室紀要23号「土器製作からみた沖縄先史時代」 :比嘉賀盛:沖縄県教育委員会
「沖縄の古代土器」の作り方 ~失敗しないためのノウハウ~

博物館はボランティアに支えられて

伊波 悅子

(沖縄県立博物館)

Volunteer Support Museum Program

Etsuko IHA

Okinawa Prefectural Museum

はじめに

今年4月に沖縄県立博物館に赴任した。不覚にも博物館にボランティアが置かれているのを知らなかつた。「ボランティア」といえば福祉ボランティアがすぐ頭に浮かぶ。阪神大震災や福井の油流出事故あたりから市民権を得た。沖縄からは遠距離であるが、テレビで目の当たりに知らされる。しかしその日は京都の大学に通う娘が成人式のため帰省をしており、京都に戻るため伊丹空港へ発つ日であった。突然のニュースに仰天し報道にくぎづけであった。また福井のオイル取りボランティアに職場の女子職員が参加した事もあり人ごとではなかつた。

博物館に勤務して1週間目にはボランティアの皆さんに展示室解説会を実施していた。すでに活動しているメンバーなのでスムーズに運んだ。この博物館のボランティアは教育ボランティアである。修学旅行や団体見学の方に展示解説補助をしたり、裏方で資料整理をしたり、子供体験教室のアシスタントをするのである。

1. 展示室解説会

この講座は館内の四つの展示室（考古歴史・自然・美工・民俗）を、担当の学芸員が解説のポイントなどを指導してくれる。そして自分の得意とする分野を見つけるためである。

	受講者	各展示室	講師名
4月10日	20人	歴史室	萩尾俊章
4月17日	21人	自然史室	嵩原建二
4月24日	17人	民俗室	太田健一
5月1日	14人	美工室	輿那嶺一子
計	72人		

各展示室には簡単なリーフレットが置かれており、また個々についてはキャプションに細かく説明されているので、あまり言う必要はない。質問があればそれに答えると良い。また展示室全体の流れをつかみ、その中で自分の好きな物や分野は十分に調べると良いとアドバイスされた。自然史室に植物や蝶が少ないので残念だとの声があった。美術工芸も分野が広く（書画・染織・陶器・漆器・ガラス）受講生はとまどった。おまけに収蔵庫には7万5千点もあると言う。ただ圧倒されるばかりである。

2. ボランティア養成講座

平成10年度教育ボランティア養成講座実施計画

1. 目的

博物館における案内や解説員等のボランティア養成をめざし、ボランティアとして必要な知識や技能を習得するため教育ボランティア養成講座を開講する。

2. 方針

- ① 講師は当館の職員が分担をして当たる。
- ② 博物館の展示内容と普及活動に即した講座内容とする。
- ③ 博物館の事業に関わる内容も考慮する。

3. 期日と時間

- ・期間 7月8日（水）～8月26日（水） 各回とも水曜日に実施する。
- ・時間 午後 2:00～4:00

4. 講演内容と期日

回数	日時	分野	講師名	演題（講座内容）
第1回	7月8日	教育普及	前田真之	「博物館におけるボランティアの役割」
第2回	7月15日	染織	伊波悦子	「沖縄の染織」
第3回	7月22日	自然	神谷厚昭	「沖縄の岩石と化石」
第4回	7月29日	美術工芸	津波古聰	「焼物のつくりかたのはなし」
第5回	8月5日	考古	大城慧	「埋蔵文化って何だろう」
第6回	8月12日	民俗	當間一郎	「組踊の写本を読む」
第7回	8月19日	歴史	萩尾俊章	「琉球王国の歴史」
第8回	8月26日	教育普及	仲底善章	「博物館ってどんなところ？」

3. ボランティア専門講座

平成10年9月8日

10/2	芋を素材にした琉球料理	松本料理学院院長	松本嘉代子	要実費60名
10/9	和紙作りについて	蕉紙庵 手漉琉球紙工房	安慶名清	20名
10/23	視覚障害者と教育の方法 ～認識の広がりを求めて	県立盲学校校長	仲宗根惠蔵	なし
10/30	壺屋焼の歴史について	壺屋博物館館長	渡名喜明	要入館料
11/6	琉球料理の特徴と暮らしの知恵	松本料理学院	松本嘉代子	要実費60名
11/13	七玉そろばんの原理とその使用方法	全珠連顧問	仲西義勝	なし
11/20	沖縄の季節と植物	元県立高校教頭	佐久本敞	なし
11/27	転換期の教育 ～学社連携から学社融合～	元教育長	津留建二	なし
12/4	沖縄のグスクを見る	考古学会会長	嵩元政秀	なし
12/11	伊是名島の文化	元沖縄タイムス	漢那安輝	なし

各分野にわたる講座を例年になく多めに10回も組んだ。延べ人数200人で平均20人の受講者である。

今回の特徴は10回中6回は博物館から外に出ての講座である。それはめったに行かない所、めったに見られない所をたずねた。

10月2日の「料理講習のいも料理」は、子ども体験教室のイモ作りと関連させたプログラムである。いもの裏ごしに男性群の大活躍があった。普段掛け慣れないエプロンもお似合いである。

9日の和紙作りは、王朝時代に芭蕉氏が漉かれていた儀保樋川近くにある蕉紙庵をたずねた。折良く三糺紙を漉いている所であった。翌日天気が良ければ天日干しをするという。

23日の「盲学校訪問」では、低学年の教材作りに、ボランティア活動が大きな役割を果たしていることを知る。そしてコンピューターを上手に扱い、全国とのインターネットの

交換など設備も整っている。廊下を歩く時、校長先生は誰にでも声を掛けてあいさつを交わし、来校者であることを伝えた。とても暖かみを感じた。

30日の「壺屋焼物博物館」見学は、今年2月に開館したばかりで皆始めての訪問である。館長の「壺屋の歴史」の講演を聞き、その後館内・館外・屋上まで案内してくれた。壺屋の民家を再現したり、窯跡をほぼおなじ位置に作ったり、ビデオの上映や展示にも工夫がなされ満足した。また屋上から壺屋の町並みが見渡され、夕日に染まる那覇の空が美しかった。「壺屋の町全体が博物館ですよ。」との館長の言葉が印象的である。皆この場から去りがたく近くのコーヒー店でヤチムン談義に花が咲いた。

11月6日「琉球料理」は沖縄の正月料理である。「ナントゥーンス」「ミヌダル」「ジーマーミ豆腐」「トゥルワカシー」と普段作ることのない、いや素人では作りにくい料理であった。手間のかかるものばかりだが、これで今度の正月は万事オーケーである。

13日の「七玉そろばん」は、民俗室に七玉そろばんが展示されているのに興味を持ちみんなで学習することになった。この講座の前に中国旅行をしたおり、大きなスーパーでもまだ七玉そろばんを使っているのに驚いた。そして写真に納めておいた。講演の中でわり算九九の話が出てめんくらった。

20日の「季節と植物」は「植物季節」についての説明やフェノロジー（生物気候学）の説明など興味深いものであった。それから館外に出て中庭や龍潭の植物を観察した。毎日見ているクワデーサーひとつをとっても、長枝・短枝があり実は海水に浮くと言う耳新しい事ばかりである。足元を見ると実がいっぱい落ちていてその中の一つを拾い上げて「蝙蝠が食べた跡です。」と説明した。椰子・琉球松についても丁寧に解説された。潭の周りにはアコウ・デイゴ・アカギ・シマグワ・シャチノキ・タブノキ・イヌビワ・ワルナス・ツワブキなど樹木があふれておりうす暗くなるまで歩いた。

27日の「転換期の教育について」は、21世紀を展望した教育への模索を最新情報を示しながらの説明であった。学校教育もここまで変わっているのか、我々もグズグズしては居られないという緊張感が走った。学社連携から学社融合へという発想の転換に戸惑いがちであったが、博物館活動がその一端を担っていることは確かである。

12月4日の「グスクを見る」では現在も地域の中に根ざし、村々の御嶽としてまた墓地として大事にされている事を知る。金城・大城・宮城・新城・玉城・山城・城間・安良城や、中城・北中城・豊見城・玉城・与那城など人名・地名に多く使われている。

11日の最終回は「伊是名島の文化」について、尚円王の生誕地の歴史とロマンに満ち島として、丁寧に資料を添えて解説した。これで無事閉講式を終え懇親会にうつった。

4. ボランティア活動状況について

当館の現在の活動状況は多様に及んでいる。解説ボランティア・資料整理ボランティア・点訳ボランティア・音訳（朗読）ボランティア・子供体験補助ボランティア・テープ起こしボランティア・ビデオテープ点検ボランティアがある。日々の活動日誌をまとめると次の一覧表になる。[表1]

(1) 展示室解説会（1を参照・表には解説会とす）

年度も改まり新鮮な気持ちで出発し、各学芸員の解説のポイントを学ぶ。72人が熱心にメモを取っていた。

(2) ボランティア養成講座（2を参照・表にはボ講座とす）

6月に各報道機関を通して養成講座の募集をした。定員50人に92人の申し込みがあった。定員でうち切る予定だが、一人受け二人受けているうちにとうとう百人近くにふくらんだ。資料作りが大変だが受け入れることにした。これも現代の社会現象の一つである。延べ人数523人で平均65人が受けたことになる。嬉しい悲鳴である。皆真剣に聞き質問をして、いつも時間オーバーである。8月に入ると少し減った。その原因は夏休みで旅行に出たり、子や孫が遊びに来たりで欠席がちだと言う。次年度は配慮すべきかも知れない。あるいは講堂の空調が駄目で暑かったせいかもしれない。

(3) ボランティア専門講座（3を参照・表にはボ専講とす）

養成講座を終了した者の中から活動希望者を募り登録をしてもらう。25人登録した。（27%）10月から12月まで10回の講座を組んだ。講師の先生は皆お忙しい方ばかりであったが、そこを前向きに或いは仕方なく引き受けてくれた。ほんとに頭の下がる思いである。館内では体験することの出来ない見学会や実技講習は人気がある。

次年度もこういうプログラムをとの要望がでた。各分野の皆様、講師の出来る皆様宜しくご協力おねがいします。受講者は延べ200人で平均20人である。12月まで欲張って組んだが師走は何となく落ち着かないので入れないで欲しいとの要望があった。

(4) 資料整理ボランティア（表には○印とし人数をあらわす）

毎週水曜日の10時から12時までが活動日である。専用の活動場所は無い。館は古いし狭いし、ボランティアの部屋など無い。結局案内コーナーの狭いテーブルを使ったり、図書室に入り込んだりする。そこも来客があつたり利用者が居たりで邪魔になる。仕方なく講堂のあいている所にテーブルを出して作業をする。紅型の型紙を番号順に箱に納め、外から何が入っているのか一目瞭然わかるように写真を張り付けるのである。本物の古い型紙を目の当たりにするので緊張の中に感動すると言う。そして一枚一枚丁寧に包装していく。真夏の暑い講堂での作業には頭がさがる。おまけに薄暗いのも難点である。

○資料班 (149人) □子供体験 (44人) 養成講座 523人

△解説ボ (28人) * 巡視班 (35人) 専門講座 200人

表1 ボランティア活動状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1		解説会14		○○	□□□ △	○○			**
2				○○	△△△		ボ講座26		○○○○○ ○○
3			○○○○○		* * *		□	△△	*
4			○	□	* * * ○○			□□□□□ □□□	ボ講座18 **
5					ボ講座50			通訳2	
6		○○○○○						ボ講座20	*
7							○○○○○ ○	学習会5	
8		△		○○○○○○ ボ講座76			□		学習会3
9		□□	○ 学習会4		* * *	○○○○○ ○	ボ講座25		○○○○○ ○○○○
10	解説会20	△△△△△ △	○○○○○ ○						**
11		△△	□			学習会4		○○○○○ ○	ボ講座24
12		△△	学習会7		○○○○ ボ講座60			○□□	ボランティ ア会25
13		○○○○○ ○						ボ講座7	
14	運営委7	○○	□□□□□	通訳	学習会5		○○○○○ ○○○	□□□□□ □□	
15	○△			○○○○ ボ講座85	□□□□□				
16				学習会4	□	○○○			
17	解説会21		○○○○	学習会8					
18			○	*		学習会3		○○○○	
19			△ 学習会4	*	ボ講座60				
20		○○○	□□□					○ ボ講座20	
21		○							
22	○○○○○	ボランティ ア会22		ボ講座71			△△		
23				* * *			△△△△△ ボ講座13		
24	解説会17			*					
25	□□							* * *	
26		○			ボ講座60			学習会4	
27		○○○○		* *	○○ 運営委		○	ボ講座27	
28	△△△△			学習会2			○○○○○ ○○○	* *	
29				○○○○ ボ講座61	* * □	□			
30	△△			衛星通6		○○○○○	ボ講座22		
31				* * * *					

合計 80 71 44 343 269 24 122 116 66 (1135)

また、昨年行われたスポレク全国大会の膨大な資料も少しづつ片づけられていった。古い新聞や古い校章など思いがけない物が飛び出して来る。そんな所へ若い会員も入り活気に満ちてきた。延べ人数149人になった。

(5) 解説ボランティア（表には△印とし人数をあらわす）

解説ボランティアは春と秋に集中した。これは遠足や修学旅行があるためと社会科の単元の体験学習のためである。その時は2～3校重なって賑やかである。港川人や進貢船・民俗の触れる体験学習は人気がある。そんな時館長も部屋から出てきて満足そうである。ボランティアはもちろん教育普及課も監視の方も大忙しである。この班は今述べたように団体見学がある時活動している。他館では曜日を決めて常駐で解説をしている例もある。神奈川県歴史博物館での「ふろしき展」では時間を決めて解説がなされていた。当館は総合博物館であるため窓口が広すぎる所以難しい面もある。

延べ人数28人ある。記録もれ或いは記録忘れもあるが多くの協力があった。

(6) 子供体験ボランティア（表には□印とし人数をあらわす）

いもを植え付けて草取り・収穫・イモ料理と一連の体験学習を全面的に支援した。イモ料理の研究・料理学校での講習会・イモすりの道具作り・料理の試作会・シムクジ作り・本番と一大イベントであった。また夏休みの古代人を体験しようでも、土器作りの川砂採取や土器成形・野焼き・伊計島の堅穴式住居での一泊と長期にわたるものであった。これも延べ人数44人あった。貫頭衣を着ての土器作りはロマンに満ちていた。

(7) 巡視ボランティア（表には*印とし人数をあらわす）

これは7月の「ペリーが持ち帰った植物標本展」で、貴重な標本を大事にしようとすることで巡回をしてもらった。狭い企画展示室で肩が触れるほど狭く危険であった。次は特別展の「ふろしき展」で包み方の実演をした。ついでに露出展示の包み方あれこれを巡回してもらった。延べ人数35人あった。

5. ボランティア講座を楽しく（図1～図7参照）

博物館の講座は資料がたくさん出され私が見ても難しそうな資料もある。それを初心者に楽しく続けて聞いてもらうためには、どうすれば良いか考えた。手始めにボランティア活動の様子を描いた表紙を付けることにし、次は講座の内容を一目で判断出来る絵図にした。次は発掘作業など動きのあるものに挑戦した。次はやはり沖縄を強調するものと視点を変えていった。そうすることにより次回はどんな講演かどんな内容か楽しみになる。表紙を見ただけで内容がイメージ出来るので後の資料整理するにも楽である。

平成10年度

ボランティア養成講座



沖縄県立博物館

図1

第2回 ボランティア養成講座
「沖縄の染織」



平成10年7月15日 講師 伊波 悅子

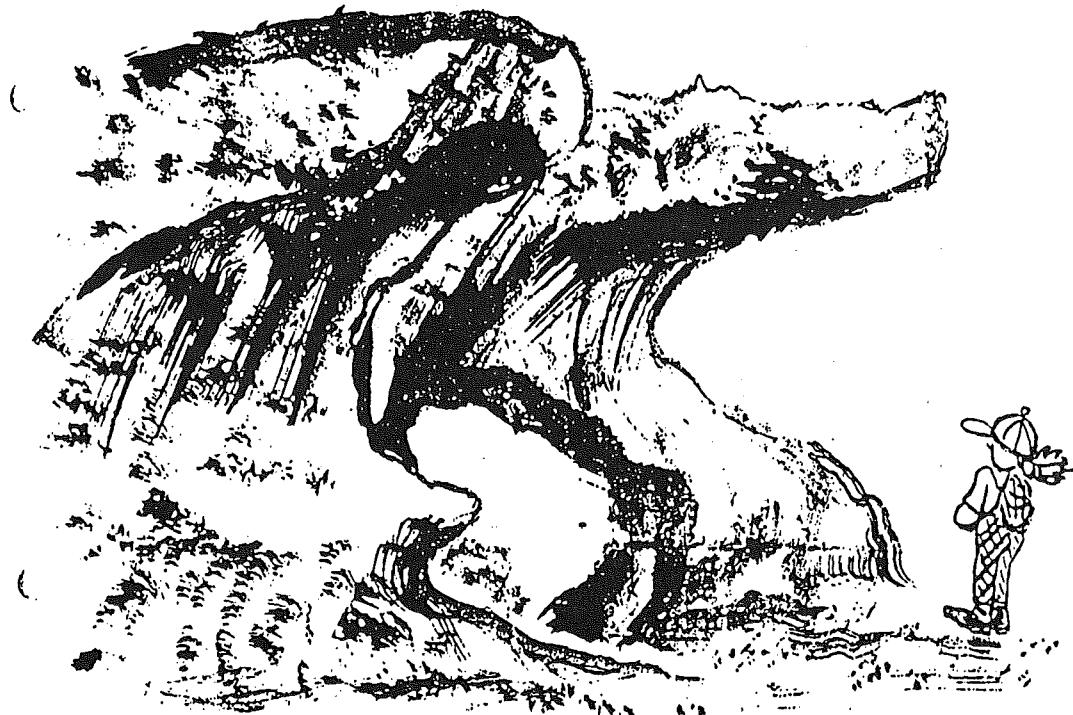
沖縄県立博物館

図2

第3回

ボランティア養成講座

「沖縄の岩石と化石」



平成10年7月22日 講師 神谷 厚昭

沖縄県立博物館

図3

第5回

ボランティア養成講座

「埋蔵文化って何だろう」



平成10年8月5日

講師 大城 慧

沖縄県立博物館

図4

第6回

ボランティア養成講座

「組踊の写本を読む」

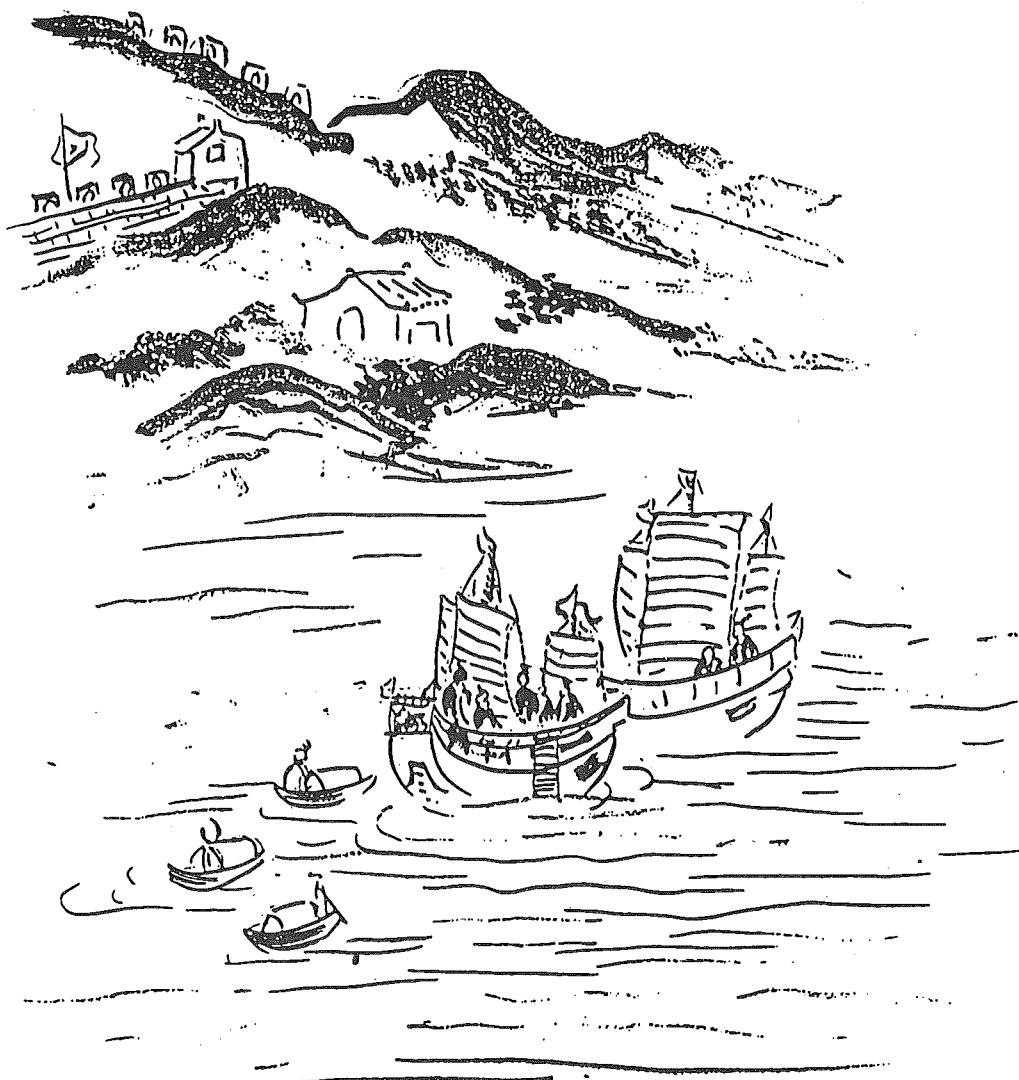


平成10年8月12日 講師 當間 一郎
沖縄県立博物館

図5

第7回 ボランティア養成講座

琉球王国の歴史一大交易時代の琉球を中心に一



平成10年8月19日 講師 萩尾 俊章
沖縄県立博物館

図6

第8回 ボランティア養成講座

博物館ってどんなところ？



ボランティア養成講座閉講式 3：45 司会 伊波悦子

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 開会のあいさつ | 前田真之 普及課長 |
| 2 館長あいさつ | 當間一郎 館長 |
| 3 受講者代表あいさつ | 中村啓子 |
| 4 ボランティア会へのお誘い | 高江洲和男 ボランティア会会长 |
| 5 閉会のあいさつ | 伊波悦子 司会 |

平成10年8月26日 講師 仲底 善章
沖縄県立博物館

図7

6. ボランティアニュース

館とボランティアのコミュニケーションはボランティアニュースでなされ13号がすでに出された。その中からボランティアエッセーをいくつか拾ってみる。

ボランティアエッセー

大掃除

12月28日博物館は御用納めの日である。出勤時からジャージ姿の人もあった。これは大掃除の出立ちである。学芸員に大掃除の指令は無かったので普通通りに出勤した。勤務もいつもと変わらず会議が入った。それでも身の周りだけは整理しなくてはと、古い展示物や私物を片づけた。

ロビーをのぞいてみると監視員の皆さんのが大掃除の最中である。掃除機で守礼門の模型のゴミを取っている。また首里城の屋根の瓦まで丁寧に拭いておりご苦労様である。正午よりオードブルや飲み物が持ち込まれ、御用納めのセレモニーが始まった。館長のあいさつの後一人一人98年の「思い出・反省」を語り、みな真剣で本音を出している。

年末休みに入り我が家も正月の準備に取りかかった。二百坪程の屋敷は雑草の研究所でもある如く、ススキ・タケ・センダングサ・オオイヌイタビ・ムラサキルイラソウなんもある。それらが伸び放題に伸び足の踏み場も無い。おまけに200~300年の大フクギが屋敷を囲み、モモタマナの枯れ葉は池まで埋め尽くしている。モモタマナやフクギの実は蝙蝠に食い荒らされ散らかっている。

その様子を見かねて宿六がやっと腰を上げ、草刈り機のエンジン音も高らかに刈り始めた。雑草はみるみるなぎ倒され、後から息子がかき集めていく。

大晦日、空を見上げると、晴れて風も無いし昨日の草の山を燃やしてしまおうとはりきった。長靴を履き頭はタオルでくるみ準備OK！枯れ草を集め燃やし始めた。その内青い草や近くの板切れ発砲スチロールなどゴミも放り込んだ。モウモウと黒い煙を上げはじめる。しばらく経って「失礼します。」と制服姿の二人が入って来た。「煙が見えましたので、何をしていますか。年末の警戒に当たっています」と言う。消防署の方のようだ。「草を燃やしています」と正直に答える。「何時から燃やしていますか？」「一時間程前からです」「いつまでやりますか？」「あと一時間ほどです」「では12時頃までですね」「はい。」「この草は誰が刈ったの？」「昨日家族でかりました」「すごいですね、この下は何ですか？」「土です」「この地番は何番地ですか、住宅と同じですか？」「はい」「この建物はなんですか？」「物置です」「あそこは何ですか、人はいるんですか？」「台所です」「水は準備して

ありますか？」「はい、このホースです」と長いホースを引っ張ってきた。「住民からの通報があると困るので一応届け出をして下さい。住所・氏名・電話と印鑑をお願いします。」印鑑を押して「すみませんでした。ご苦労さまでした。」と頭をさげた。すぐ入れ替わりガス屋の従業員二人が飛び込んで来て、「どうしたんですか？消防車が止まっていたので、何かあったのですか？」「？？」

夜家族の者が帰ったので先ほどの話をした。皆に嘲笑された。「当たり前だろう、いつへんに燃やすと始末書くらいは取られるさ。」と涙のでるくらい笑い、笑い納めとなった。

レモングラス

今年も博物館の教育普及課では館長と共に学校訪問をした。5月から7月の沖縄は暑い。私自身これまで学校訪問の経験は無く、校長室を訪れるのには緊張した。校長室は学校の顔の一つで応接室を兼ねてちゃんとしている。新しい学校はクーラーも入り心地よい。

袋いっぱいの資料を抱えて行き、一頻り説明をする。そして「博物館を利用して欲しい、必要ならば学芸員を使って下さい。」と館長は声を大にして頭を下げる、いや宣伝をする。このあたりでお茶かコーヒーが出され勧められる。暑い中を來たので丁度良いタイミングでいただく。

ある中学校訪問の折り教頭先生が「手づくりハーブティーです。気分が落ち着きますよ。」と言いレモングラスのティーをだされた。素敵なティーカップに琥珀色の透き通ったティーは美味しそうであった。何と洒落た事をするのかと思いながら飲む。少々疲れぎみの五臓六腑にしみ渡り美味しかった。この教頭先生は実は私の義弟の弟だった。彼は久米三十六姓の末裔で、やはり生まれ育ちが変わっている。その父親も多趣味であり、囲碁もただの囲碁でなく、中国式の囲碁をした。書画はやる、篆刻はする、詩歌は本を上梓するで近ずき難そうな人だった。言わば数奇者といった所だ。

ボランティアの中にもハーブ愛好家がおり活動日に持参する。休憩時にレモングラスやミントをいれ一服している。丁度良いところに通りかかり加えてもらい、しばらくハーブ談義に花がさく。その日は私もローゼルティーを飲んでいたので、皆さんにも飲んでもらつた。ローゼルは数年前ボリビアから取り寄せて栽培しているので、まだ一般的に知られてはいない。ワイン色で酸味が強いがインパクトのあるティーである。

私の庭にもレモングラスの鉢がある。それはやはり愛好家で薬剤師の友人よりもらった。大切に育て時折紅茶を入れその上に浮かべ香りを楽しむ。職場にも持っていき宣伝したりする。夏のある日、いや旧盆の掃除の時高校生の息子が庭の掃除をした。夕方庭に立つと

鉢が無い！ビックリして「どこへやったの？」と聞くと屋敷の隅のゴミ焼き場に「捨てたよ」と言う。見ると無惨にも葉は刈り取られひっくり返って鉢より抜けている。すぐ鉢に戻し水をやる。この際株分けをして増やしておこう、そうすれば一鉢がやられても生き残る事ができる、と大きめの鉢に植えた。息子は「ススキだろう、みっともないよ。」と言う。刈り取られた葉は拾い集めてハーブティーにし、残りは保存しておいた。

喫茶店に入りハーブティーをたのむと、小さな急須にローズマリーとかレモングラスを入れたものが七百円から千円もするのだ。なぜ大事にするかお分かりでしょう。

平成十年も年の瀬を迎えてが慌ただしくなった。娘と息子が草刈りをするのを後目に出勤をした。翌朝まだ夜が明けない内に庭に出た。無い！娘に聞くと「砂場の向こうへ場所変えをしたよ」という。そこには生き生きと若葉が茂っている鉢が見えホッとした。

樹木札

現在の博物館は戦前まで中城御殿（または尚家別邸）と称され、琉球王国時代の世子の御殿があった所だ。屋敷は石垣と福木に囲まれ、赤瓦の屋根門（ヤージョウ）構えはさぞ風格のあるものであったろう。現在はその石牆のみが面影を止め、向かいには龍潭や百浦添の蔓の波が臨まれる。

1966年この場所に建設された博物館はもう32年も経つ。館が古くて手狭で身動きが取れないのもうなづける。一方植物はどんどん根を広げ辺り構わず枝を延ばしている。夜、月を眺めていると蝙蝠がギャーギャー楽しそうに飛び回っている。餌になる榕樹の実やモモタマナの実が沢山あるせいでしょう。11月のボランティア講座・植物観察の中でモモタマナの木下にいっぱい食い荒らされた実が散っているのを見た。

博物館ボランティアの自然史班では、構内にどんな植物があるのか調べた。すると樹木札が無いのに気が付いた。「樹木札を付けましょう」を合い言葉に活動を開始した。活動費は無いので困っていると、職員が廃材があるよと持ち出してすぐペンキを塗ってくれた。次は図鑑より学名を調べマジックペンで書く。吊すのは針金がよいか紐がよいか検討し、テグスが都合良いとわかった。リュウキュウコクタン・ホウオウボク・トックリキワタ・リュウキュウマツ・コバティシ・ガジュマル・ココヤシ・ビロウ・アダン・フクギ・デイゴ・クチナシ・ゲッキツ・バンジロウ・ヒカンザクラ・さとうきびに至るまである。まだまだある。それらは複数あるので名札が足りない。また名札のペンキ塗からはじめた。これで来館者もちゃんと名前がわかる。「木が生き生きして館全体が引き締まりました。」と懇親会で発表があった。館長は「誰が付けたのかとこないだから気になっていましたよ、

皆さんがやったのですか。有り難う」と礼を述べた。金属製の高い札でなくとも、手作りの暖かみのある樹木札が誇らしく見えた。貴方も館を一回りしてみて下さい。

中 国 の 旅 (1) ～中国人気質～

藍花布（らんかふ）または藍印花布（らんいんかふ）の調査のため中国湖南省の旅をした。夜行寝台列車で麻阻という小さな駅に降り立った。2:30である。列車の中で偶然知り合った旅行ガイドの青年二人がこの先案内をしてくれると約束をした。ガタガタのマイクロバスで真夜中の山道を走った。着のみ着のままだったのでだんだん冷えてきた。青年が垢で汚れたブレザーを掛けてくれた。4:30少数民族苗族の農家に案内された。何の連絡もなく突然の侵入者にあわてることなく、奥さんがターバンを巻きながらカヤの中から出て来、ご主人も人民服のボタンを掛けながらでてきた。好々爺といった恰幅の良い人で、この村の世話役といった感じである。言葉がわからないので、藍染工場の写真を見せここへ行きたいと指さした。

そのうち朝食に鶏と家鴨を料理してあげるというので嬉しくなった。隣に鶏を買いに行くと言うので50元（750円）をわたした。庭で放し飼いになってるアヒルは35元（525円）だ。奥さんは竈（シンメーナービの大きさ）に湯をわかす。一人息子の中学生らしきは、目をこすりながら水を汲んで来て冬瓜の皮をむいた。そして真っ赤な唐辛子を石臼でつき始めた。

話を聞くうちに、この村では藍花布はもう染めていない。1994年まではやっていて以前はあの原っぱで布を干していたよと、遠くの方を指さした。隣町に行けば工場があると言うので発つことになった。あの羽をむしり取られた鶏は、アヒルはどうなるのと気になつた。ガイドの青年はちゃっかりビニール袋に押し込んでバスに乗った。我々は啞然とした。そこまでしなくてもいいのに。持ち帰ってもバスの中ではどうしようもないぞー。それより朝食にありつけないのがくやしい。バスはどんどんはしる。鶏には蠅がたかる。

目的の工場を探しあてた。しかしひと月前に閉鎖しましたと言う。途方にくれているとガイドの青年は古い町並みや、丸太橋を案内してくれた。そのうちバスの運転手がおこりだし、賃金をあげろと要求してガイドと喧嘩をはじめた。挙げ句の果て駅で降ろされてしまった。鶏もスーツケースももったまま次の行動を考える。

一台の車を借り七名乗り込んだ。隣町まで2時間かかった。帰りの夜行のキップを買い一安心した。もう3時近い。レストランをさがして席についた。青年は鶏とアヒルを調理

してくれとかけあっている。その真剣さに負けたのか、あるいはこれが常識なのか調理してくれ、スープになってでてきた。鶏は腐っていないか、蠅のばい菌は大丈夫か心配はしたもの、お腹がすいているので食べてしまった。アヒルのスープは残った。これは青年の妻と子のために持ち帰る事にした。

夜行列車の時間まで間があるので町を歩いた。腹いっぱいになった青年はお土産を買えそうな店を案内してくれた。

中國の旅(2) ～上海蟹～

調査隊のうち一人は中国がはじめてであった。にもかかわらずいろんな情報を持っていた。あるエッセーを読んで「上海蟹は世界三大珍味を持ってきても、これ以上のものはないそうだ。」といい、「上海ではぜひ上海蟹を食べようよ。」と決めてしまった。「11月が解禁でとても大きくて美味しいそうよ。」食事の度にこの話題がでた。その晩餐会は上海を発つ前日ときめた。すなわち11月6日の晩である。

11月5日は桂林で半日をすごした。夜行列車を降り、超距離バスに乗り継いでやっと桂林にたどりついた。もう2時もすぎている。朝食抜きの昼食をとりながら「桂林の名物は何か」とウエイトレスに聞いた。「漓江の魚や蟹」だと言う。「では夕食に蟹を予約しよう。大きい物から3キロね。」と通訳の陳女史が念をおした。夕方タクシーで観光地をまわり、土産物をさがしにデパートにいった。微笑堂は日本のニコニコ堂資本なので少し安心して買い物ができそうである。まずシミとりクリームやシワとりクリームを探して買う。お茶・酒・香辛料など買いこむ。

さて、いよいよ夕食の席についた。メインデッシュの蟹が水槽に動いている。見ると小さいのがわずかである。それを見た女史は目の色をかえてウエイトレスを呼びつけて文句を言っている。「大きい物を3キロと言ったのに約束どおりではないじゃないの。どうしてくれるの。」漕女史も大声で「みんな楽しみにしていたのよ。こんな小さいものちっともおいしそうじゃないわ。失礼じゃないの。」と30分近くやり合っている、ウエイトレスもまけてはいなかった。私たちただ見ているだけであっけにとられた。「そこまで喧嘩しなくとも適当に料理したっていいじゃないの。」と思ったが女史達に任せた。やはり沖縄人丸出しの「テーゲー」精神しか持ち合わせていないのだ。それよりはやすく食事にしたい。夕方デパートで買った9元の地元産の安いワインを女史にすすめた。女史は「わたしは60元以上のワインしか飲みません。」と凜と答えた。私たち「あふあー」になった。

蟹は赤く揚げられて出された。皆気を取り戻し明るく振る舞って箸を取った。

6日は5時起きで「璃江下り」を楽しんだ。私はつい8月に遊覧したばかりであったが、今回は地元用の小舟を借りたので、安く船長と料理人の奥さん以外の人はいない。朝が早いので靄がかかり冷えた。ご来光が山の端よりピカッとでた。ゆったり4時間かけて終点の陽朔についた。

夕方上海へ向かう。上海蟹は漕女史の叔父様がレストランの席を予約して待つている。頭の中は蟹で一杯であった。しかし飛行機はいっこうに飛び立つ気配がない。やっと1時間遅れ飛んだ。「蟹はどうなるのか、大丈夫よね。」と心配はかくせない。11時過ぎに到着した。当然蟹は藻屑と消えた。ホテルに着くと予約してあるのが、チェックインが遅いので部屋がないという。嘘のような話である。

中 国 の 旅 (3) ～ ホ テ ル 騒 動 ～

上海のホテルは一日目に泊まったホテルであり、前金も500元置いて出発したのに「部屋がありません。」と平然と言うところに呆れはてた。例の如く二人の女史は又40分近くも喧嘩越しにやりあっている。しかも漕女史の叔父様も加わって三人とホテルマン二人である。叔父様は〇〇電子会社の重役で、二枚目の頭の切れそうな聰明な印象をうけた。その叔父様のコネでこのホテルに宿泊できたのだがこの始末である。謝るどころか他のホテルを紹介する気配もない。どうしろと言うのか不思議な民族である。その間我々はソファーに深くもたれかかり、疲れた体を休めた。

そのうちホテルマンはレシーバーで大声で話しながら階上へ上がって行った。三~四人の男達がしぶしぶ玄関を出て行った。きっと部屋を追い出されたのだろう。すぐ「部屋へどうぞ。」と案内された。しかし「一部屋しかありません。」と言う。「他の人はどうなるの?」と心配したが、「自分たちは後でいいからまず皆さんからさきに。」と女史たちは言い「そうして下さい。」と念をおした。

部屋はきちんとされており、先ほどまで人の居た気配はない。「これはどういう事か?」きっとルームメイキングを無線でしていたのだろう。その時間稼ぎをしていたに違いない。このホテルは観光客専用ではなく三流ホテルといったところだ。「まずは寝られるので良かった。」とホット一息。でも残りの三人はどうなったか気になりフロントへ覗きにおりた。N氏は部屋が取れ、女史達は別のホテルへ行ったと言う。

シャワーを浴びると一時をまわっていた。夕食の豪華上海蟹にもありつけず、「くやし

い。」おまけに腹ペコだ。「そうだ、ラーメンを食べましょうよ。」N氏はカップラーメンをまだまだバッグ一杯持っているのだ。部屋を聞いてもらいに行く。椅子に胡座をかいて食べた。バッグにあるおつまみなど機内食の残りも全部出し食べた。やけ食いである。

そして時折紅型の話になったり、印花布の話になった。「せっかく現地まで行ってるのに、もっといろんな事を聞いてださなかつたのだろう?」と反省し始めた。確かに中国美術全集に載っているその場所、その人に会った。「ひと月前に工場は閉鎖しました。」と言われ、印花布の型紙もクルクル巻かれ埃をかぶって棚の上に放置されていた。「型紙を譲って下さいませんか?」と言うと「いや」と首を横にふった。「注文があれば何時でも仕事をしますよ。」「ほら日本からの着物の注文が以前はありました。」と絞り染めの浴衣の反物を見せた。原色の青や黄色の大きな絞り染めであった。生きる為には金になる仕事をしなければならないのだ。これが現実である。

しかし、上海蟹の事は忘れない。今日がだめなら明日があるさと、また叔父様にはちやつつかりと約束をしておいた。明日も時間が無いので昼食に間に合わせて調理をさせて持ってくるようお願いした。その事を考えながらベットに入った。

中 国 の 旅 (4) ～ 上海を発つ日～

いよいよ中国滞在もあと半日を残すのみとなった。ギリギリまで調査に駆け回る。上海博物館に行く者、私たち二人は上海 藍花布館へ資料を見に、デパートに土産を買いに行く者と三方へ分かれた。と言っても例の叔父様のお抱え運転手と車を借りて送迎してもらうのである。迎えは11時30分と堅く約束した。

藍印花布館の日本人久保マサさん(70歳余)を訪ねた。印花布の話をいろいろ聞き、館内の写真も全部撮らせてもらった。そしてマサさんは「市街地に自分の店があるので安くしてあげる、館は高いから買わないで。」と言うので従った。

約束の時間になった。表に出て待っていても迎えは来ない。マサさんは「明日、日本に帰るので、航空券を買いに旅行社へ12時までに取りに行かなくては。」とあせる。「先にタクシーで旅行社に回ってお店に行きます。」と言って店の名刺を私に渡してY子さんと行ってしまった。私は街路樹の下をうろうろ歩いたりしたがだんだん心細くなった。ジロジロ見られている。なるべく目を合わさないようにした。バッグはしっかりと腋にかかえなおした。30分も遅れて迎えは来た。「もう時間がないのですぐホテルへいく。」と言う。「ではY子さんを店に迎えなくては」と事情を話すと皆顔がひきつっている。「よけいな行動は

して欲しくない。」と言わぬばかりであった。私は名刺を運転手に見せて「このマサさんの店に寄って下さい」とたのんだ。

だいぶ走って店をみつけた。店員以外誰もいはず「店を間違えたかな」と思い、名刺を差し出すと「OK」と頷く。漕女史が駆けつけて聞いてくれ、私に事情を説明した。が彼女は日本語がダメで、私は中国語がダメときた。通訳の陳女史が車から降りてきて「今ここへ向かっています。」と通訳した。みな「もう時間がない」とぶつぶつ言いながら降りてきた。でも待たねばならない。その間私は商品をさっと見て自分に合いそうな物をパッと買った。そこへY子さん達のタクシーがついた。「タイムオーバーですぐ出発よ。」と店ものぞかず出発した。もうホテルで蟹を食べる時間などない。空港での約束の時間も危うくなつた。ホテルに着くまで皆無口で、一分でも早く着くよう祈つた。ホテルには例の叔父様が調理済みの上海蟹を持って待つていた。残念だが挨拶をしてすぐ発つしかない。「蟹は叔父様と一緒に食べて下さい。」といった。「せっかく楽しみにしているし空港で食べて下さい。」と女史たちは拒んだ。ひとまずビニール袋に詰めて出発した。空港までの間「蟹はどこで食べようか?」「レストランで食べよう」「待合いで食べよう」……と。

約束の1時には間に合いホッとした。ここで二人の女史ともお別れである。ロビーはものすごく混んで、大きなスーツケースは預けたものの、手荷物にした上海蟹はパンパンにおいをまき散らし具合わるい。搭乗しても置く場所もなく始末がわるい。どうにか二等分した蟹は帰りのタクシー中でも相変わらず気になる存在であった。

7. さいごに

平成5年7月1日より博物館ボランティア活動が実施されてより満5年を経て、着実な活動をしている。平成6年の第一回登録ボランティアは15名で組織され出発した。平成8年の50周年の時には31名の登録ボランティアがあり、平成10年度は67人にふくれあがつた。今年の新会員の特徴は、

第一に若い方が入会したことである。二十歳の大学生もおり授業のない日に活動している。またイギリスの大学を卒業して大学院に入るまで勉強したいと言って英訳に精を出している方。先輩に負けずと班活動に参加する方、積極的にいろんな事にチャレンジする方。古い方と新人と同じテーブルで作業をしている姿は微笑ましく、どちらもお互いに得るものがあると言う。

第二の特徴は退職した男性の入会も目を見張るものがあり、テープ起こしなど地道な活動をしている。

第三の特徴は本格的な点訳ボランティアが入会し、博物館だより・展示室案内・リーフレットなど点訳したことである。視覚障害者の来館の時自信を持ってさしあげられる。ま

た、点字図書館や盲学校へそれらを寄贈をしたことである。

これから活動として、「ボランティア活動は学習の場である」と全国ボランティア協議会でも提唱されているように、我々も学習に力を入れたい。早速1月には体験学習として紅型の風呂敷製作と焼物に挑戦する計画である。

また、6月には隔年おきの全国ボランティア協会議があるので、当ボランティアも参加していきたいと思う。そして他館のボランティアとの交流を深めたいと思うのである。

最後に新館構想が出て久しいが、図面を広げて見るとボランティアスタッフルームがあるので皆喜んでいる。そこで充分活動出来る日を、また高齢になっても体が動くまで活動できる事を望んでいるのである。

文 献

沖縄県立博物館50年史 1996年

紅型における同一模様と紺屋の関わりについて ～「霞松大函梅模様」を例にした～

與那嶺 一子

(沖縄県立博物館)

Study on Technical Relation Between the Same Design of *Bingata* and the Dye house
～ in Case of Design of Haze, Pine Leaf, Ōbako and Ume Blossom ～

Ichiko YONAMINE

(Okinawa prefectural Museum)

はじめに

紅型は琉球王国時代から続くいわゆる伝統的染め物だが、その詳細についてはよく分かっていない。これまでの研究は、染めの技法と琉球を取りまく周辺国の染織品との関わりを中心にその系譜に関する部分に重きが置かれていた。この課題を解決すべく、今後、新たな未公開の資料が多く出現することは、戦禍という過去の悲惨な出来事から考えると、少ないものと考えられる。今後はこれまで紹介された資料を整理し分析することが、問題解決につながるのではないかと思われる。

沖縄県には、琉球王国時代の末期から大正期頃まで使われていた紅型型紙が、沖縄県立芸術大学（以下県芸）と沖縄県立博物館（以下県博）に合わせて約2,000枚残されている。そこには同一模様の型紙が何組か存在する。製作技法の過程で何枚か重ねて彫られ、それがバラバラになったものがその一例だと思われるが、中には比較して見ると、それぞれに微妙な違いがあり、重ね彫りによるものではないと分かる資料がある。

このような型紙の内、「霞松大函梅模様」の資料をここで取り上げ、同一模様と紺屋の関わりについて考えてみることにした。また、この模様と同一の衣装や布裂が確認されており、考察に加えることにした。

資料について

「霞松大函梅模様」の紅型資料には下記のものがある。この他に、竹富町古見に伝わる祭り衣装の模様がこれに該当するが、詳細について調査できなかったので割愛した。所蔵先が記されていないものは、県博所蔵品である。

- 1 型紙（知念銘）
- 2 型紙（澤岷銘）
- 3 芎麻衣裳
- 4 木綿布（衿部分）
- 5 木綿布（衣装部分）
- 6 木綿布（サントリー美術館蔵）
- 7 衣裳（日本民芸館蔵）

<資料1>

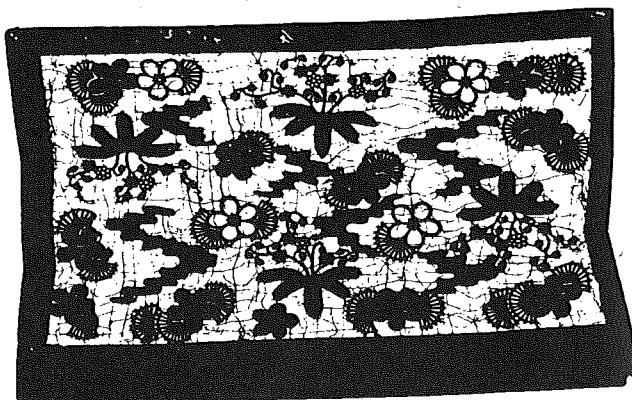
名称：霞松大函梅模様白地型紙

寸法：外寸法（縦26.0cm 横41.3cm）

内寸法（縦20.0cm 横37.3cm）

記銘：むた知念（彫り）

備考：糸掛けあり。



<資料2>

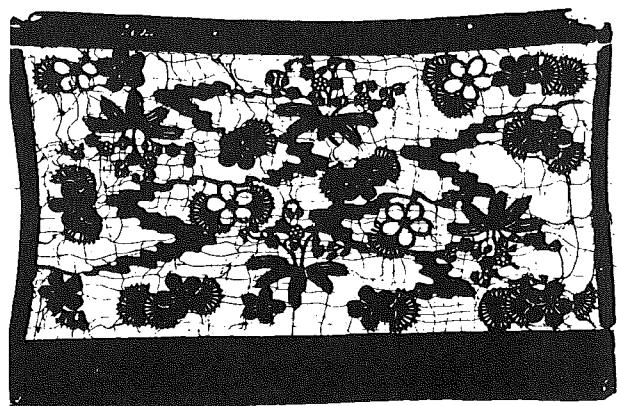
名称：霞松大函梅模様白地型紙

寸法：外寸法（縦27.0cm 横41.3cm）

内寸法（縦20.0cm 横39.0cm）

記銘：沢岷（彫り）

備考：糸掛けあり。



<資料3>

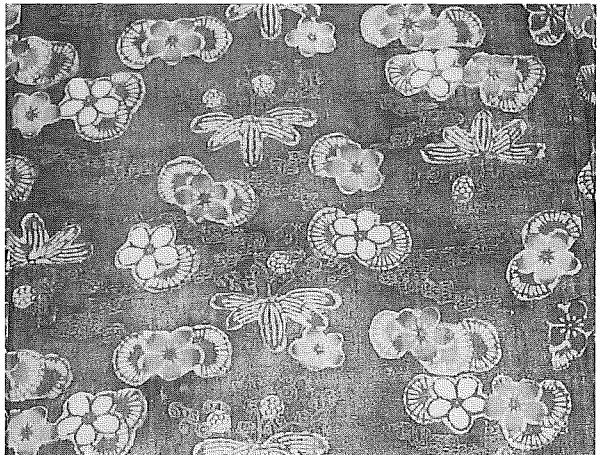
名称：流水に松竹梅模様衣裳

素材：経緯苧麻

寸法：丈126.4cm 術64.8cm

備考：両面染・仕立ては单衣の琉縫い

明治27年以前の仕立て。



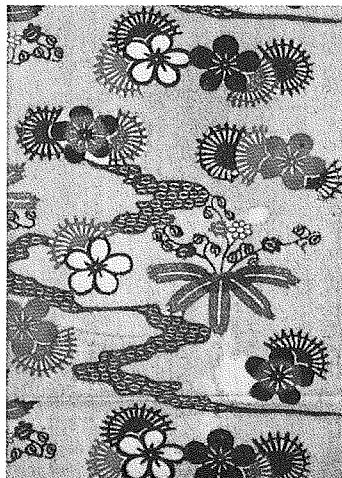
<資料4>

名称：紅型裂

素材：経緯木綿

寸法：長さ59.7cm 幅19.0cm

備考：衿部分・片面染



<資料5>

名称：松竹梅散らし模様

素材：経緯木綿

寸法：縦20.9cm 横17.4cm

備考：「紅型裂 花色地流水桐梅松

散し文」(サントリー美術館蔵)

と同一資料と思われる。



<資料6>

名称：紅型裂 水色地流水桐梅松散し文

素材：木綿

寸法：縦35.9cm 横36.8mm

備考：サントリー美術館蔵

片面染。



<資料7>

名称：松竹梅散らし模様衣裳

素材：経緯苧麻

寸法：丈145cm 衍66.5

備考：日本民芸館蔵

両面染

昭和14～15年頃の蒐集



これらの資料は同一模様でありながら、それぞれ「霞松大函梅模様」（資料1、2）、「流水に松竹梅模様」（資料3）、「松竹梅散らし模様」（資料5、7）、「紅型裂 水色地流水桐梅松散し文」（資料6）の名称が付与されている（以下資料は番号で表記する）。

模様の内、はっきりしているのは「梅」のみで、「松」は松葉が図案化されたものである。「竹」「大函」「桐」と称されている部分は、笹を模した形となっている。厳密に考えるなら、葉の上に花や蕾等が見られるので、笹模様ではなく「大函」が適当だと思われるが、葉の形だけを見ると、「大函」よりむしろ「笹」に近い。また、それぞれに「流水」あるいは「霞」と付与されている部分は、そのどちらとも捉えることができる。ここでは、便宜上、資料1の名称に準ずることにした。また、名称の付与に関係するこのような問題点は、別の機会に考えてみたい。

県芸と県博が所蔵する紅型型紙^(注1)はその記銘から1821年～1908年頃のものであるこ

とが分かっている。この資料1と2には年代が記されていないが、知念家の系譜^(注2)や前述の型紙の製作年から、江戸末期から明治後期までを巾広く製作年代として判断される。

また、資料3の衣裳は寄贈者の祖母が嫁入りの際に持参したもので、明治27年前後と製作年が分かっている^(注3)。

この二つの事例から、資料4～7も王国時代末期（明治中期）から明治末期頃に染められたものであることが大凡推定される。

この資料は紺屋（コンヤ・クーヤ）とばれる紅型を生業とする人達によって生み出されたものある。王国時代末期、紺屋は首里を中心として45軒ほど存在していた^(注4)。

ここで、紺屋について少し述べておく。紅型を完成するまでには大きく図案、型紙の製作、染めに分かれる。現在、これらの作業は一環して一つの工房で行われているが、琉球王国時代においては、図案と他の作業が分離していた例がある^(注5)。実物は今次大戦で焼失しているが、絵師による図案の存在が写真で確認できる^(注6)。家譜資料にも絵師が衣装の下絵を描いた事柄が記述されている^(注5)。しかし、必ずしも染められた衣装の全てが絵師の図案によるものではないことは、多くの型紙や論文等で既に確認済みのことである^(注1、5、7)。また、紺屋には型彫りを得意とし、型紙を売っていた「山戸知念」の話も出てくる^(注8)。

記銘の型紙^(注1)や鎌倉撮影ノート^(注9)、城間栄喜氏自伝^(注10)等から、次のような紺屋が存在したものと思われる（表1）。

表1) 確認できる紺屋（戦前）

出典資料	紺屋名
型紙 ^(注1) (1821年～1908年)	知念、澤祇、友寄、城間、比嘉、新垣、照屋、糸数、崎山 大城、牧志、多加良、古堅、高里、幸地、金城、宇根 下地、岸本
鎌倉ノート ^(注9)	澤祇、知念、城間、古堅、阿嘉、
城間栄喜 「私の戦後史 第4巻」 ^(注10)	城間、知念、澤祇、比嘉、古堅、瀬名波、阿嘉

*型紙の銘に記されていた人物名の内、明らかに発注者と分かる者を除いて記載した。

*城間の回顧録は1981年に出版されているが、紺屋名を述べたのは大正～昭和初期の状況の部分である。

この中でも澤垣、知念、城間は長くこの仕事に携わっていた家で、宗家と呼ばれる。型紙の銘からも、この宗家から多くの分家が存在していたことが分かる^(表2)。

表2) 紺屋の分家

紺屋名	型紙 ^(注1) からわかる分家名
沢垣	大澤垣、大屋之澤垣、鳥小堀村澤垣（次男）、上儀保村澤垣、真和志村澤垣小、當蔵村澤垣小、赤田村澤垣
知念	大屋之知念、下儀保村知念、上儀保村知念、赤平村知念、汀知（汀良村知念）、桃知（桃原村知念）、當蔵村知念



写真8

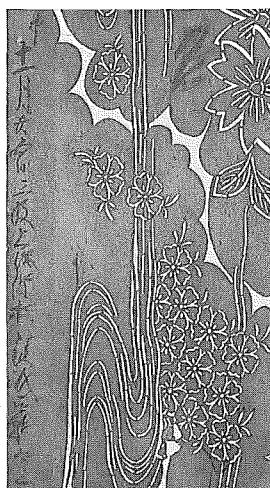


写真9



写真10



写真11

「霞松大函梅模様」資料の分析

資料1～6の模様は、それぞれ、縦20cm、横37.3cm～39.0cmでひと模様を作る。この大きさは紅型では奉書紙の全紙1／2に当たり「中手模様型」と呼ばれ、模様を残して地を彫り落とす「白地型」になる。

資料を比較分析するに当たり、それぞれを同一条件にするために、布に染められた資料については下記の点に留意して型紙を起すことにした。

- 1 資料1、2が記銘により表側が台紙に糊付けされていることが分かったので、これを正位置にもどして考える。
- 2 図柄の中央部の「大函」は上向きに配置する。
- 3 分析のためのものなので、若干のゆがみ等については無視する。
- 4 霞模様の中の鹿子絞りを模した部分は、塗りつぶし、模様の流れを見る。

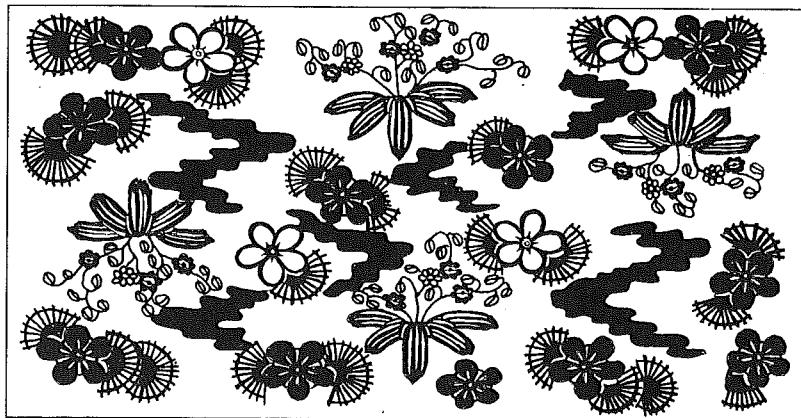


図1) 資料1

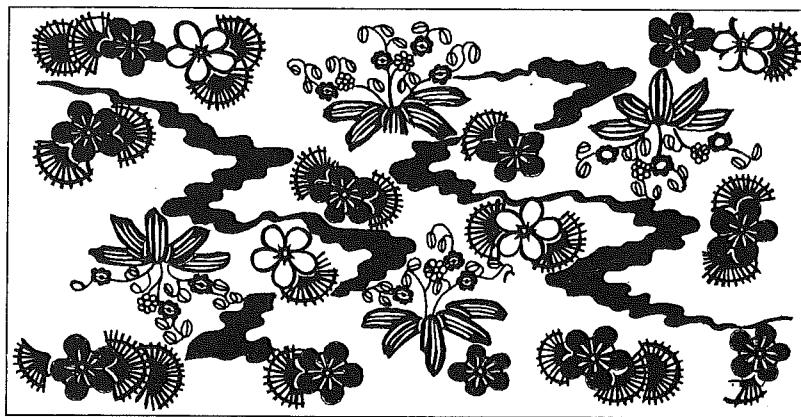


図2) 資料2

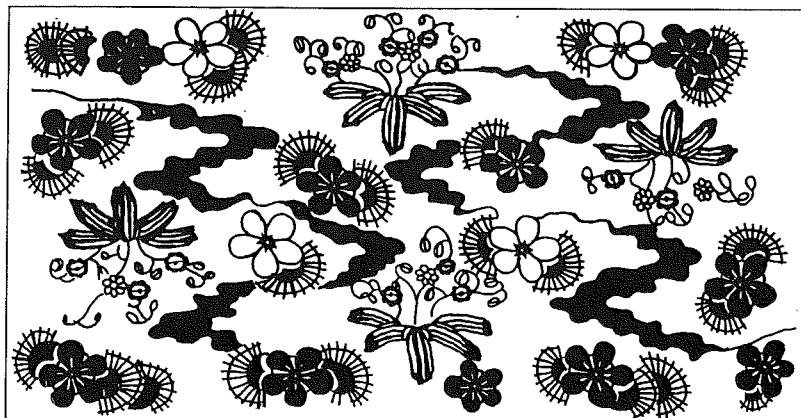


図3) 資料3

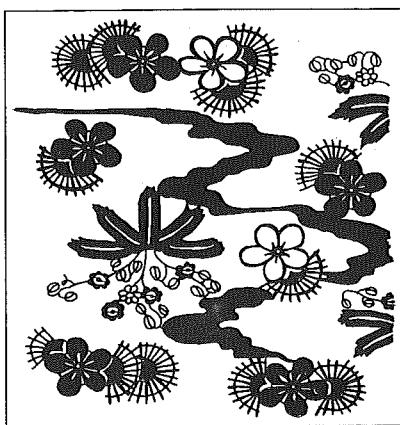


図4) 資料4



図5) 資料5



図6) 資料6



図7) 資料7

《大函模様部分》



図8) 資料1部分



図9) 資料2部分



図10) 資料3部分

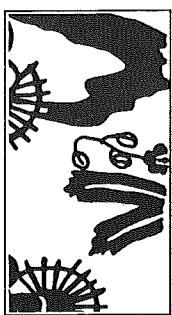


図11) 資料4部分



図12) 資料5部分



図13) 資料6部分

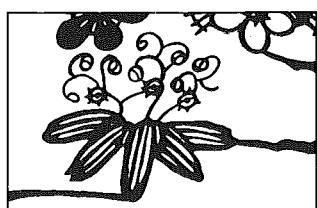


図14) 資料7部分

《松梅模様部分》

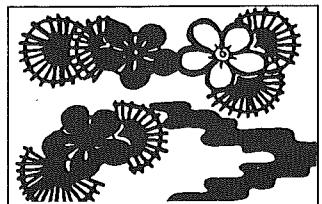


図15) 資料1部分

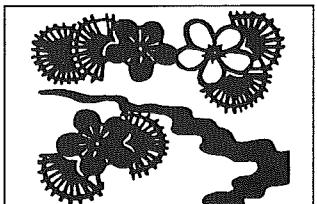


図16) 資料2部分

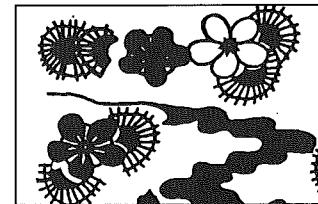


図17) 資料3部分

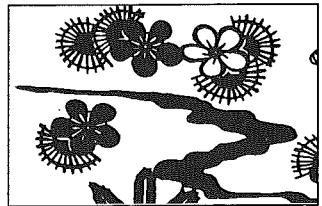


図18) 資料4部分

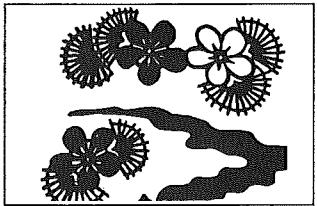


図19) 資料5部分

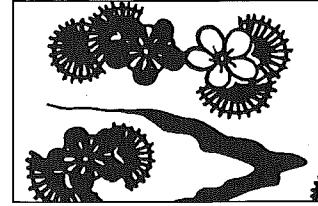


図20) 資料6部分



図21) 資料7部分

資料1を基本型として全体的な模様配置をみてみると、資料2～6は、中央の「大函」が上を向き、両端の「大函」が下向きで、「霞」が二筋左から右に流れ、ほぼ同じである。資料7は中央の「大函」を上向きにすると、左の「大函」は下向きになるのに対して右の「大函」は中央と同じ上向きになり、「霞」が大きく一筋の流れを描き、資料6までと構成が異なる。

全体的な模様の線を見ると、資料2は資料1と殆ど変わらない配置だが、模様の輪郭線がより細い。資料3は資料2とほぼ同じで、線の太さもかなり近い。資料4、5、6も資料1とほぼ同じだが、資料3と比較すると花や蕾の線が細くのびるように描かれている。資料7は、資料2より線が少し細く見える。

「霞」「松と梅」「大函」と模様ごとに見てみると、次ぎのようなことが明らかである。

資料1は「霞」の流れが断続的である。資料2～7は流れが連続している。その内、資料4～6は「霞」がより細く流れ描かれている。資料7が、他の資料と異なる点は、流れの筋が一つであることの他に、「霞」が中央の大函と繋がっていることである。

「松と梅」部分は資料1～6まではほぼ同配置である。その内、資料2の右上の「松と梅」が他の資料と反対に配置されていること、図18の松葉がはぶかれていること。などが若干異なる。資料7では図柄の中央部の「松と梅」の数が他の資料より多く描かれている。

「大函」は、葉脈を三本見せるもの（資料1、2、3、7）と一本（資料4、5、6）のものが見られる。資料1～6では、線の細さや、蔓の伸びる様子などが、霞の配置に合わせたのか違いがみられるが、大函の花と蔓は基本的に同形とみてよい。資料7は花の構成が他の資料とは異なる。

まとめてみると、資料1～6、資料7にタイプが分かれることははっきりした。また、資料1～6は、ほぼ同一模様構成であるが、資料1、2はそれぞれ仕立てた紺屋が異なることは記録から明らかである。資料2～6の内、資料2、3は「大函」の葉脈が三本、資料4～6は葉脈が一本である。

以上のことから、この「霞松大函模様」は資料1、資料2～3、資料4～6、資料7の四つのタイプになることが分かった。資料1と2は同一模様でありながら、重ね彫りされた型紙ではなく、資料3～7も、資料1、2の型紙のいづれかで染めたものではなく、それぞれ微妙に線の太さや模様の配置が異なり、型紙が別のものだったことを示している。つまり、7種類の型紙が存在していたことになる。

おわりに

型起しによる分析作業から、次のようなことが考察される。

紅型の図案を誰が描いたかは、常に多くの関心の的である。琉球王国時代においては、

絵師が図案を描いたことは既に述べた。また、当時、図案の一部は紺屋が描いたことも衆知のことである。ここで取り上げた模様は、資料3の由来から、明治27年前後に染めたり、仕立てられたりしたことが分かってきた。この当時、既に琉球王国は解体されており、絵師の関与は考えにくく、それぞれの紺屋で図案を描いた可能性が高い。また、知念家、澤嶽家といった異なる紺屋が同一模様の型紙を彫り染めていることから、図案の元になる種本の存在も考えられる。

紺屋が型を彫る際、型紙は何枚か重ねられており^(注12)、同じ型紙が存在することはよく知られている。今回例にとった資料は、前述の分析により、同一模様でありながら、それぞれ彫りの異なる型紙であることが示された。しかし、山戸知念^(注8)のように型彫りを専門とした人物の型紙かどうかについては、判断しにくい。

資料1、2はそれぞれに銘があり、仕立てた紺屋が分かるが、資料3～7については手がかりが殆どない。当時、紺屋はたくさんあり^(表1)、知念あるいは沢嶽以外の紺屋の場合も考えられる。

紺屋にはそれぞれ秘伝の技術が継承されており、紺屋同志の交流はなかったと言われている^(注12)が、図案の交流があったことは、資料1、2から明らかである。その際には、寸分違わない同柄ではなく、全体を見ながら配置し、個々の模様に加筆訂正を行っていたことが資料1～7の例から見てとれる^(注13)。現代でも古い図案から作品作りする際には、布幅や布質を考えながら、模様を大きくしたり、省いたり、加えたりの作業が行なわれている。明治中期から後期辺りからは、紺屋のオリジナリティを加味されれば、同一模様の図案も異なる紺屋同志で使うことが可能であり、ある程度の交流があったと考えられてくる。

型紙は何回かの使用が可能であり、鎌倉コレクションの型紙にはこれを示す古い型紙がある。しかし、現代感覚で考えるよう、同じ型紙を使って大量生産的に何度も染められていたとは考えにくい。王国が解体されたとは言え、紅型の衣装は、この当時も一般庶民のものではなかった。また、前述のとおり「霞松大函梅模様」の同一模様は、同じ図柄の写しをそのまま型彫りしたのではない。それぞれの型紙が彫り手のオリジナリティーに富んでいる。このような例が多く見つかれば、紺屋の特徴も今後分析してゆくことで可能になるものと考えられる。

また、彫られた型紙は染めた品と一緒に注文主に納品した^(注8)と言われるが、「霞松大函梅模様」がこのように数多く存在することから、全ての型紙が注文主に納められたのではないことが明らかである。「牡丹模様」なども「霞松大函梅模様」と同様に多くの資料が残されている。これらの模様は共に中手模様型（中柄）である。柄の大きさと、型紙を注文主に納めるかどうかについては、次の課題としている。

今回、日本民芸館、サントリー美術館からは分析にあたって資料のご提供、その他、多

くの皆様からご指導ご助言を賜わり、ここに記してお礼申し上げる。

- 注1 P9～P45 沖縄県文化財調査報告書 第126集『沖縄の染織（II）紅型型紙編』沖縄県教育委員会 平成9年
- 注2 P6～P8 鎌倉芳太郎『古琉球型紙の研究』京都書院 昭和39年
- 注3 衣裳は、天久和子氏（熊本市在住）よりの寄贈品（平成4年度）で、祖母（石垣ウナリ・明治5年生・出生地；八重山）が天久用栄（七代目）氏へ嫁入り（明治27年5月）の際に持参したものと伝えられている（天久匡氏談）。
- 注4 P150 「御財制」那覇市史 資料篇第1巻第10『琉球資料（上）』那覇市 平成元年
- 注5 P10～P11 津波古聰「紅型について」沖縄県文化財調査報告書 第126集『沖縄の染織（I）染織品編』沖縄県教育委員会 平成9年
- 注6 P274～P277 鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝写真』岩波書店 昭和57年
- 注7 P123 岡村吉右衛門『紅型と織物』衣生活研究会 昭和46年
- 注8 P45 沖縄県文化財調査報告書第87集 『沖縄の諸職—県内諸職関係民俗文化財調査』
- 注9 鎌倉芳太郎は大正10年4月、沖縄県師範学校及び第一高等女学校の教諭として2年間赴任し、その間、琉球古美術の調査に着手している。その後、大正13年財団法人明啓会より補助を受け琉球芸術調査のため再び来沖し、3年間、本格的に調査を行っている（参考：祝嶺「鎌倉芳太郎資料について」沖縄県文化財調査報告書 第126集『沖縄の染織（II）紅型型紙編』沖縄県教育委員会 平成9年）。撮影ノートは大正10年～15年までの調査メモである。その原本は、現在沖縄県立芸術大学が所蔵しているが、昭和47年に鎌倉氏から寄贈を受けたコピーが県立博物館に所蔵されている。
- 注10 城間栄喜『私の戦後史 第4巻』沖縄タイムス社 1981年
- 注11 県芸及び県博所蔵の型紙には「～枚切」あるいは「～枚内」と記銘されたものが55件（県芸36件・県博19件）あり、その内「三枚切」が最も多く27件、「二枚切」が12件、「四枚切」が6件となっている。
- 注12 P140 岡村吉右衛門『紅型と織物』衣生活研究会 昭和46年
- 注13 伊佐川洋子氏から資料1、2の型紙について「同じ模様だが、彫りは同じ手ではない」（1997年3月）との助言をいただいた。

<資料紹介>

高倉について

太田 健一・津波 吉聰

(沖縄県立博物館)

<Material Note>

On Takakura of Okinawa Prefectural Museum

Ken-Iti Ota · Satoshi Tsuhako

(Okinawa Prefectural Museum)

はじめに

当館前庭の高倉は、往時の風俗を知る上で貴重な展示資料である。1976年度（昭和51）に寄贈を受けたが、屋外展示であるために風雨等により、損壊の進行が早いという保存上の問題をかかえている。

実際に、1987年（昭和62）の台風により屋根が半壊し、屋根の葺き替えをおこなっている。また、1997年（平成9）夏頃にも同様なことがおこった。そこで、伊計島の大工職人島田朝喜氏の指導の下、この高倉の損傷の激しい屋根内部の構造を記録すると、同時に、茅の整理をおこなった。今回の調査で、南西諸島におけるこの高倉の小屋組構造建築物としての位置づけができ、将来の修理・修復に役立つ記録をとることができた。

同調査の結果を本誌で紹介するにあたり、高倉の写真撮影及び実測図面作成を津波古が担当し、分類及び構造的な検討の作業を太田が担当した。

1. 高倉とは

次の2辞典による高倉の説明を紹介する。

『民俗學辭典』で倉。倉と物置とを區別するようになつたのは、倉が土壁の塗ごめになつた後のことである。塗ごめの倉は都會地などで土蔵として發達した。一方八丈島の足揚倉や、奄美大島群島の高倉など高床で板壁の古い形式のものも今に残つている。床を高くして梯子で上下する倉が上代にもあつたことは、銅鐸や鏡の文様にも見られ、埴輪にもあるので、上代の建物の考證資料になつてゐる。倉には穀類や野菜などをおくので、高温多濕の日本では倉の床を高くして通風をよくし、八丈島では雨の日にこの床下に入つて仕事した。また床を受ける柱の頭に板を挟んで鼠返しにする。

『琉球史辭典』で高倉。高倉とは沖縄、大島地方の農家で穀物を貯蔵するための倉庫のことである。高倉の床下が高くなっているのは、通風をよくし、湿気を防ぎ且つ鼠害から

穀物をまもるために床の壁が丁度梯形を逆にした形になっており、従って床の広さより天井が広く、それに草茅の屋根がかぶさるから当然雨の降り込むのを防ぐことになる。

沖縄のような湿気の多い土地で穀物を貯蔵するには必然そういう形式にならざるを得ないであろうが、しかし高倉は沖縄人の独創になる穀倉ではない。その形式は日本の貝塚から発掘される弥生式土器や銅鐸などの縁に見られる高床式穀倉と同一のものである。ことに面白いのは、穀倉の壁が沖縄の「チヌブ」といわれる網代と全く同様であることである。日本の古墳時代以前の穀倉形式が現在の沖縄地方に見られるということは農耕文化史に関連して興味がある。・・・（後略）・・・

2. 当館所蔵高倉の受入経緯

収蔵品台帳等によると、この資料は、1935年頃（昭和10）に建造されたものである（写真1）。鹿児島県大島郡知名町新城在（沖永良部島）の沖野千代氏が、1975年（昭和50）に死亡した夫の重盛氏の遺志をうけ、吉松軍八氏の仲介により、当館へ寄贈されたものである。当館では、創立30周年事業の一環として受け入れている。受け入れ作業は、2段階で行っていて、解体作業を1976年（昭和51）12月13日から12月16日までに、屋根葺きを含む移築作業は1977年（昭和52）1月10日から1月16日までに行っている。

これは、奄美式の高倉で、普通以上の大きさで、糸俵をおよそ60俵保存することができたということである。

(1) 主な寸法

- ① 柱間隔 : 3.16m × 2.35m
- ② 軒 長 : 6.27m × 5.15m
- ③ 軒 高 : 2.65m
- ④ 棟 高 : 6.45m
- ⑤ 建 坪 : 7.4m²
- ⑥ 全面積 : 32.3m²

(2) 略歴（年報の日誌抄等より）

1976年（昭和51）12月13日 高倉移築開始（館長他職員2人沖永良部島へ）

〃 12月24日 高倉本体沖永良部島より到着

1977年（昭和52）1月10日 高倉の移築組立作業開始（1月17日完了）

1987年（昭和62）8月30日 台風12号のため休館。高倉の屋根半壊

〃 9月17日 高倉屋根葺き替え作業完了（9月13日開始）



写真1：高倉の解体前
(沖永良部島：1976年12月)

1997年（平成9） 夏頃 台風により高倉屋根の棟部分が崩壊

1998年（平成10）2月12日 平成9年度高倉茅屋根整理作業等委託（3月13日完了）

この略歴によると、屋根に葺く茅の耐

用年数は10年である（写真2、3、4）。

3. 当館所蔵高倉の構造

野村孝文氏は、南西諸島の高倉を沖縄式と奄美式とに大別し、奄美大島から徳之島、沖永良部島と南下するに随って沖縄式に近づき、与論島に至っては全く沖縄式となっていると述べている。両系統ともに、屋根は茅葺きの寄棟造りで、平入りである。

このように二系統の高倉ができた理由は、1609年（慶長14）の薩摩藩の琉球征伐がきっかけとなった。その結果、1611年（慶長16）以後、奄美諸島は島津領となり、日本の建築技術が導入されるようになり、現在の奄美式高倉ができ上がったものと推察している。これは、南西諸島を北上するに隨い、構造的に高倉が進歩する傾向にあることを意味する。

当館の高倉は、沖永良部島から移築したものである（図1）。屋根は寄棟造りで、平方向に長辺をなし、妻方向に短辺をなす矩形で、入口は東に面し平入りである。

ここでは、柱を固める基底部及び床組の軸組構造（下部構造）と、束立て矩形架構及び棟木を支える叉首構造等の小屋組構造（上部構造）とに分けて、当館所蔵の高倉の構造を紹介する。

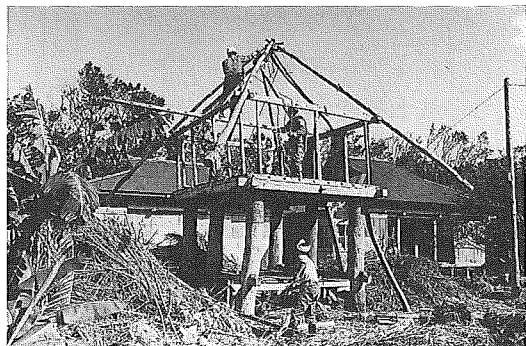


写真2：高倉の解体作業
(沖永良部島：1976年12月)



写真3：高倉の移築組立作業
(博物館敷地内：1977年1月)



写真4：高倉屋根葺き替え作業
(1987年9月)

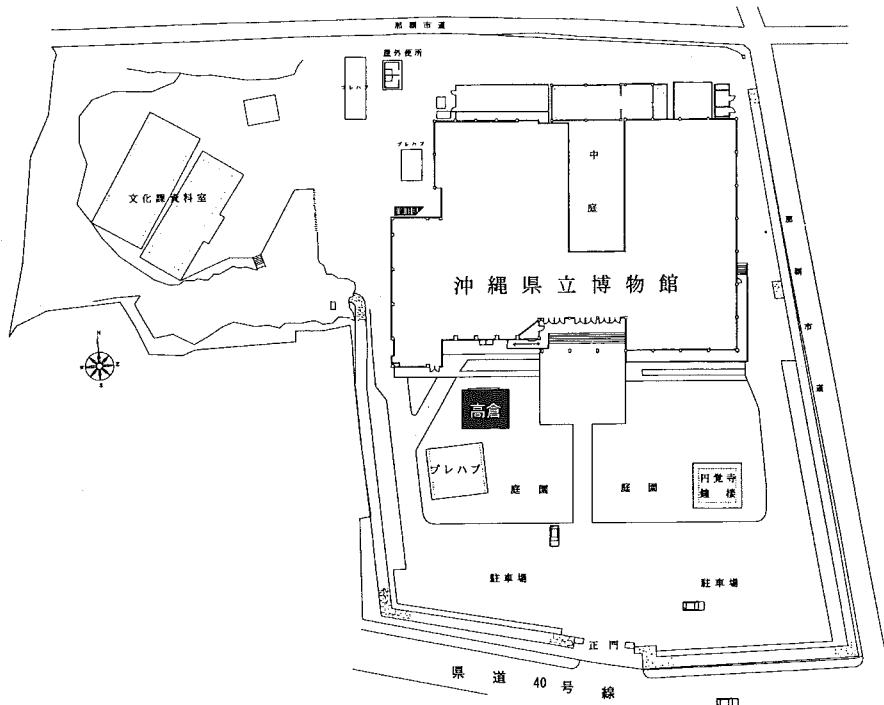


図1：沖縄県立博物館の配置

(1) 軸組構造

a. 基底部

基底部は石場建てで、琉球石灰岩の礎上に径32cm程の丸太柱6本を立てている。柱の配列は、平方向に3本一組で2列、妻方向に2本一組で3列である。柱の上部には鼠返しのためのトタンがまかれ、下部には角材の貫を通し軸部を固定している。貫の位置は、平方向の貫が上にあり2列で、妻方向の貫はその下にあり3列になっている。貫は楔で柱に固定しているが、楔の位置は一定していない。

b. 床組構造

柱頂上部にほぞを作り出し、短辺方向つまり妻方向に渡した桁のほぞ穴にはめる。その桁は、太鼓落とし状に簡単な加工がされ、3本使われている。真中の桁の入口側の端は、梯子を掛けるためにしゃくってある。

桁上には、井桁状の枠が置かれている。この枠は、平方向の横木の上に、妻方向の横木を置いて、矩形をなしている。この横木の接合部は、相欠きという方法でつがれている。また、横木の両端は、その下部を少しけずり取った装飾がなされている。

根太は、妻方向の横木に、その両端をほぞ差しに接合している。根太はココノツギとも

いい、9本設置されているが、5本目の根太だけは横木をつき通して鼻栓でとめている。根太の上には、根太に対して直角に床板が置かれ、釘は打たれていない。

野村孝文氏によると、井桁状の枠に根太をほぞ差しにする構法をサシグラという。さらに、一歩進んだ床組の構法がハナグラである。

c. 南西諸島の蛇腹

同じく、同氏によれば、沖縄式高倉は主に沖縄島と与論島にあり、床構造は素朴で、蛇腹傾斜は50度～70度位で壁の性質を持ち、壁の材料は通風のため竹網代が多い。奄美式高倉は沖永良部以北にあり、蛇腹傾斜は緩く10度～20度位で、時に全く水平となり、床の性質をもち、竹スノコ、または板張りとする。

d. 蛇腹構造

当館の高倉は、蛇腹傾斜が5度をなし、ほとんど水平で床の役割をする。その構造は、井桁状の枠上の台木と広小舞とを、豎棟（たてさん）でつなぎ、蛇腹の床板を支える支持部材をなしている。床板は、豎棟と直角に置き、支持部材上に、釘で打ちつける。蛇腹と屋根が軒先でつながるかたちになる。

広小舞は、平方向の横木を下に、妻方向の横木を上にして相欠きでつなぎ、矩形をなしている。広小舞の4隅は、隅木（または隅垂木：後述）の外側をしゃくった部分に掛けて支えられている。

豎棟は、両端にほぞをつくり台木には差し、広小舞にはつき通してとめる。豎棟は、妻方向にそれぞれ10本ずつ、平方向の入口側に6本、入口反対側に13本ある。

蛇腹の4隅にも豎棟が置かれ、蛇腹の4面をつないでいる。この隅の豎棟端は、一方は井桁状の枠に置き台木の隅ではさみ、他方は隅木の内側にほぞ差しする。さらに、両端にほぞをつくった短い棟3本を、隅の豎棟にはほぞ差しし、他端は広小舞にとめる。隅の豎棟と床板との間には、勾配のある板材を高い方を外側にむけて入れてある。

入口部分には、蛇腹の床がない。これは、入口が台木上の垂直面につくられているからである。入口両側の蛇腹を支えるために、台木から広小舞に横木を架けている。この横木の垂直上にも、杉板で壁をつくっている。

(2) 小屋組構造

a. 束立て矩形架構

井桁状の枠の上、4辺には台木が置かれている。その枠と台木の上には、束を立てて矩形架構を造る。入口部分の台木には溝をほり、引き戸の敷居としている。

束は、軸部の柱よりも外側に立てられていて、入口面に6本、入口対面に4本で、その他の両面にそれぞれ3本ずつ立てられている。束下部の固定は、束の先端を半分ほど欠き

段をつけ、その先端は井桁状の枠に置き、欠き口は台木に掛ける方法が基本形である。束材には、チャーギ（イヌマキ）を使っている。

地回り桁が、束の上に架けられている。長辺（平）方向の横木の上に、短辺（妻）方向の横木がのっており、4隅は相欠きでつないでいる。束の上端は、ほぞ加工され、それぞれ地回り桁をつき通し固定している。

入口の鳴居は、地回り桁に釘で横木を打ちつけ、その横木と壁とで溝を造りだしたものである。

b. 棟木を支える叉首構造

棟木は、角材が使用され、南北方向に設置されている。平叉首（平方向の叉首）と妻叉首（妻方向の叉首）との合計6本の叉首部材で、棟木は支えられている（図2）。

対向した平叉首は2組（計4本）あり、下広がりに放射している特徴を持っている。その下部は地回り桁に差し、上部は交叉して下から棟木を持ち上げている。交叉部分は、一方の叉首（男木）にはほぞをつくり、他方の叉首（女木）の穴につき通して固定している。男木は東側に、女木は西側に位置している。棟木は、叉首の交叉部分に合わせてしゃくられている。

妻叉首は、南面及び北面に、それぞれ1本ずつ取り付けられている。妻叉首の下部は地回り桁に差し、この上部はほぞを加工し、棟木にあけられた穴をつき通して、棟木を持ち上げている。

平叉首、妻叉首ともに、部材はイヌマキを使用している。

c. 軒先の広小舞を支える下垂木

広小舞には、蛇腹や垂木（後述）を受けるために、相当の荷重がかかる。これを支える部材が、下垂木（さげだるき）と釣垂木（つりだるき）である（図3）。

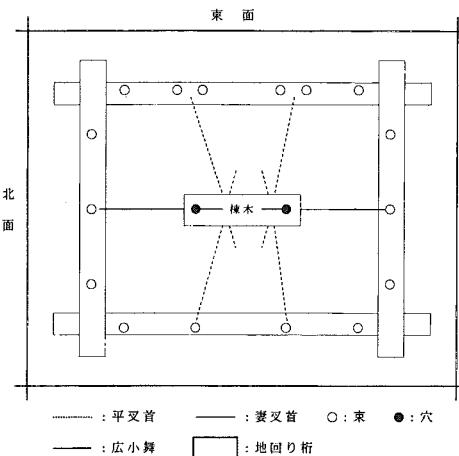


図2：叉首の配置（俯瞰図）

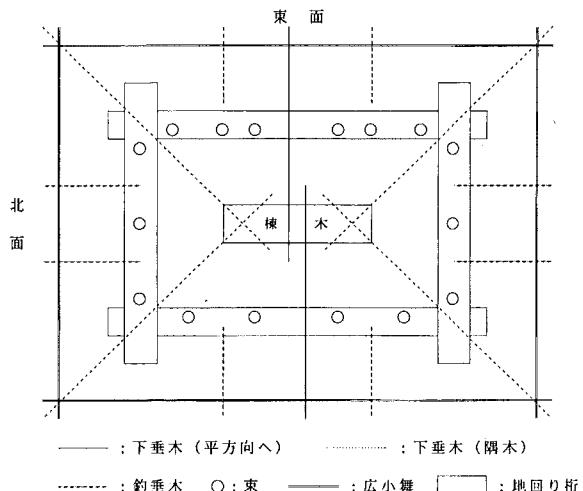


図3：下垂木と釣垂木の配置（俯瞰図）

野村孝文氏によると、下垂木は中柱構造に随伴し、その先端は多く男木女木に組み地回り桁上に垂らす。この時の母屋（後述）は垂木を構造的に支えるものでなく、垂木のバラツキを防ぐために用いられる。下垂木の配置は、元来は隅と平方向だけに用いられる。奄美大島の高倉では特に発展し、妻方向には特殊な下垂木が工夫されている。

当館高倉の下垂木は、その上部を棟木の上にさげ、その下部で広小舞を引き掛け、広小舞を持ち上げる。対向した下垂木は、平方向に1組（計2本）、隅に2組（計4本）で、合計6本ある。隅の下垂木は、隅木または隅垂木ともいう。

隅木は、棟木の両端にさげる。棟木の上では交叉していて、一方の隅木（男木）にはほどをつくり、他方の隅木（女木）の穴につき通し、鼻栓をして固定する。男木は西側に、女木は東側に位置している。その下部は、外側をしゃくり、広小舞を引き掛ける。棟木の両端に栓を取り付けているのは、隅木が棟木からずれ落ちるのを防ぐ工夫である。

平方向の下垂木は、棟木の中央にさげる。棟木の上では交叉していて、イヌマキ材の丸太を枕木にしている。交差部分の固定方法は、隅木と同様である。しかし、男木は東側に、女木は西側に位置しており、隅木の場合とは逆になる。

d. 軒先の広小舞を支える釣垂木

釣垂木は、軒先の垂れるのを防ぐために考案されたものである。基本形は、釣針のように、釣垂木材の上端の内側を地回り桁に掛け、その下端の外側で広小舞を釣り上げる。

当館高倉の釣垂木は、上端の内側をしゃくり、この部分を地回り桁に掛けている。そして、その下端は、内側をしゃくり、広小舞を引き掛け持ち上げる。4面にそれぞれ2本ずつ、合計8本の釣垂木を設置している。部材は、主にイヌマキを使用している。

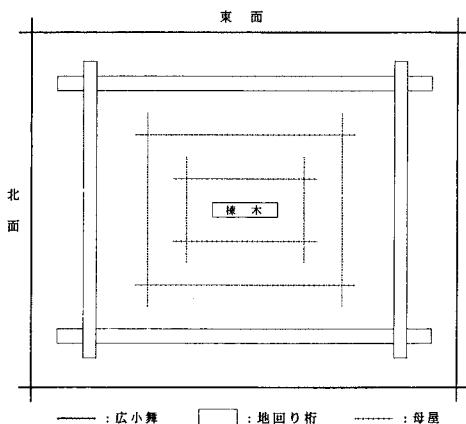
入口側に架けられた釣垂木は、地回り桁に掛ける部分が欠けている。これでは、構造的な役割を果たさない。元々、このような形だったのか、欠損したのか解らない。

平の下垂木と釣垂木の下部には、クバ（ビロウ）の葉を、それぞれの部材10箇所にシユロ繩で縛りつけている。葉柄は上に向か部材に縛り、葉の部分は下に向か、広小舞と最下部の小舞との間に挟みこみ固定している。隅木にも葉柄部分が残っている。

このクバの葉は、信仰的な意味合いのものだろうか。

e. 屋根を支える構造

垂木は、棟木から地回り桁に渡し、軒先 図4：垂木を支える矩形枠の配置（俯瞰図）



で広小舞に差してとめ、屋根を支える。棟木、地回り桁や広小舞とともに垂木を支える横木が、母屋である（図4）。

母屋は、構造上、垂木のバラツキを防ぐために用いられている。地回り桁よりも上に位置し、2段設置されている。その固定方法は、叉首の外側と下垂木の内側とで挟み、下垂木に縛りつける。母屋は、チャーギ（イヌマキ）の丸太を使用している。部材同士の配置は、長辺横木の上に短辺横木を置き、広小舞や地回り桁と同様であるが、つぎ口は相欠きをしていない。

垂木は、イヌマキを使い、尖った根の側を広小舞に差し、母屋と地回り桁とにシユロ繩で縛りつけて固定している。東西面にそれぞれ15本ずつ、北面に12本、南面に13本の垂木が配置されている。

f. 屋根の構造

ここでは、屋根の下地になる小舞と、屋根に葺く茅について紹介する。

小舞は、竹で矩形をつくり、屋根を支える部材の上に10段のせて、茅をのせる下地を作り出している。頂上へいくに隨い各辺は短くなり、小さな矩形になっていく。小舞は、黒色のシユロ繩で、垂木に縛りつけて固定している。

他の部材同士を縛るときは、茶色のシユロ繩を用いており、小舞を固定するときだけ黒色のものを使用している。これには、特別な意味があるのだろうか。

屋根は、ダキガヤつまりヤンバルダキ（リュウキュウチク）で葺かれており、一部にマカヤ（チガヤ）で補修された箇所があった。ダキガヤは、小舞の上にのせ、さらに押さえ竹で挟み、シユロ繩で小屋組に縛りつける。

棟は損傷がはなはだしく、ほとんど形をとどめていなかった。棟や棟押さえの形の変化は、本誌に掲載した写真でみることができる。

(3) 小屋構造における考察

野村孝文氏（1961年：昭和36）は、小屋構造を次表の4つに類別している。叉首構造はII→IVの順に、地理的には南から北に行くに隨いより完全なかたちになる。

- I 先島型式 中柱構造（小屋の中心に立てられた柱で棟木を支える：太田付加）
- II 沖縄型式 叉首構造
- III 奄美型式 ツ
- IV 本土型式 ツ

また、同氏は叉首構造の伝来について次のように推察している。南西諸島一帯に存在していた中柱構造は、沖縄島以北の地域では本土から伝来された叉首構造に北部から次第に入れ変わっていき、下垂木は中柱構造の残渣であることが解る。今のところ、その入れ変

わりの年代を明らかにする資料はないが、実例によれば奄美大島では少なくとも150年位前には既に完全に叉首構造になり終わって居り、与論島では70~80年位前には未だ中柱構造が残存していた。また、沖永良部島の高倉は、叉首の構造上、沖縄型式と奄美型式が混在しているとのことである。

当館高倉は、奄美型式に分類される。しかし、次の3つの点で沖縄型式の要素を残している。1点目は、対向する2組の平叉首同士が、平行に置かれていないこと。2点目は、地廻り桁の上に、平と妻の叉首を受ける叉首受梁を架けていないこと。3点目は妻方向に特殊な下垂木を取りつけていないこと。そこで、完全な奄美型式に近づけるには、平叉首を平行におき、平叉首を受ける叉首受梁を地廻り桁の長辺に直角に、妻叉首を受ける叉首受梁（牛梁）を地廻り桁の短辺に直角になるように渡さなければならない。また、妻方向に特殊な下垂木を用いなければならない。

同氏は、琉球民家に及ぼした民族的信仰による影響について、次のように指摘している。奄美大島の主屋は南北に棟が通るので、叉首は東西面にかかる。また、「アガリ（東）オナグ（女子）」の言葉があり、東は女性の方位とされる。奄美地域では叉首、下垂木は東側すべて女物、西側は男物になっている。

当館高倉の小屋構造の部材には、マジックインクで、東西南北面のそれぞれに「前」・「西」・「南」・「北」と記されている。これは、当館高倉の設置方法と一致する。この文字が、当館の敷地へ移築するときに記されたものだとすると、沖永良部島での設置方法も同じということになる。

そうすると、東側は女物、西側は男物とする信仰的方位観の影響について、1つの疑問ががでてくる。この方位観によると、隅木の部材配置は正しいが、平方向の叉首及び下垂木の配置は誤っていることになる。昭和10年頃の沖永良部島では、この方位観は薄くなっていたのだろうか。移築前の設置状態を調査せず、これを論ずるのは早計だろうか。

4. 損傷箇所の概要

特に、小屋組構造部の損傷が甚だしく、1997年（平成9）夏頃の台風で、棟はほとんど形をとどめていなかった。そこから、小屋内部に雨が吹き込み、カビがはえたり腐食した部材があった。また、補修に使われたマカヤ（チガヤ）が朽ちて、緑色の保護ネットに落ちるものもあった。ここでは、部材の損傷状況と処置方法を中心に述べる。

(1) 屋根茅

状況：全体的に竹茅（ダキガヤ）を使って葺かれていて、軒部の損傷箇所に真茅を入れて補修がされていた。竹茅、真茅（マカヤ）ともに損傷が甚だしかった。

処置：現在、竹茅の原野を探すことは難しく、竹茅の成育状況により茅材として使え

ない場合がある。真茅葺の方が景観もよく、手に入れやすいので、真茅を屋根に葺くほうが良い。真茅は、千坪ほどの分量が必要である。

(2) 小舞及び押さえ竹

状況：部材の竹の種類はわからないが、腐食がみられた。

処置：太くて丈夫な唐竹を部材として用いたほうがよいとのことである。

(3) 下垂木の女木（棟木の中央）

状況：男木との接合部の上から折れていた。

処置：構造上すぐに屋根が倒壊することはないが、将来は取り替える必要がある。

(4) 隅木の男木（棟木の北側）

状況：女木からはずれ、その先端は割けている。

処置：上記(3)と同様。

(5) 蛇腹の隅の堅桟と広小舞に架かる短い桟

状況：一部、欠損している。

処置：高倉の中には、ものをいれないで蛇腹の床に荷重はかかるない。そのため、床が、すぐに倒壊することはない。将来は、景観をととのえるために、取りつけた方が良い。

下垂木は構造上、広小舞を持ち上げ蛇腹を支えている。上記のように下垂木が損傷しているため、西側面の蛇腹が他面より外側に傾いてきている。この部材は、早急の修理が必要であると思う。また、同様な理由で、蛇腹は、奄美式高倉の平均的な傾斜度と違い、傾斜5度をなしているのかもしれない。

おわりに

今回の調査で、当館所蔵の高倉は、その構造から奄美式に分類できるが、沖縄式の要素を残しており、完全形ではないことがわかった。また、構造を明らかにすることにより、修理・修復が必要な箇所を指摘し、高倉の展示及び保存に関する基礎資料とすることができた。

野村孝文氏は、高倉の前身はシラ（稻叢）で、沖縄式から奄美式、本土式へと発展してきた点や、社会が高倉に及ぼす影響についても記述している。しかし、今回は、時間の都合上、これらの点について触れることができなかった。別の機会に、高倉の発生とその発展、高倉にまつわる風俗等については補足したい。

建築用語解説

1. 相欠き（あいがき）：接合する2つの材をそれぞれ欠き取って重ね合わせる継手・仕口の一つ
2. 石場立て（いしばたて）：礎石の上に直接柱を立てること
3. 合掌（がっしょう）：二つの材を山形に組み合わせたもの。小屋組に多く使われている。
4. 鴨居（かもい）：引き戸の上にある溝つきの横木
5. 桁（けた）：柱や束の上にすえつけて垂木を受ける横木
6. 小舞（こまい）：屋根や壁の下地に用いる竹または木のこと
7. 叉首（さす）：棟木を受けるため斜材を合掌に組んだもの
8. 栓（さん）：床下などにわたす横木
9. 地回り（じまわり）：古代の住居は、合掌によって地面に小屋を掛けたが、その際合掌尻をつなぐために地面に接して取り付けた横木。現在では、柱に据え置かれた軒桁の別称となっている。
10. 隅木（すみき）：寄棟などの小屋組で、隅棟部分を支える斜めにのぼる部材
11. 太鼓落とし（たいこおとし）：丸太材の両側面を平行にはつり落とすこと
12. 垂木（たるき）：棟から桁に渡して屋根を支える材
13. 束（つか）：短い垂直材の総称。束柱と称されたこともあり、短い柱のこと。
14. 妻（つま）：建物の棟または棟木に直角な外面
15. 貫（ぬき）：軸組にあって、柱同士をつなぐ横木
16. 根太（ねだ）：床板を受ける横木
17. 鼻栓（はなせん）：梁や差物を平ほぞで抜いたとき突出部分に打って固める栓
18. 梁（はり）：柱頭の位置にあって小屋組を受ける横架材
19. 平（ひら）：建物の棟または棟木に平行な面
20. 平入り（ひらいり）：平に主要な入口がある建物
21. 広小舞（ひろこまい）：軒先において、垂木の先端部に取り付ける幅広の横木。垂木の振れ止めや裏板の納まりのために取り付ける。
22. 棟木（むなぎ）：小屋の頂部に桁と平行に取りつける横木。母屋や桁とともに垂木を受ける。
23. 棟（むね）：二つの傾斜した屋根面が交わる部分
24. 母屋（もや）：棟木および桁に平行にして置き、垂木を支える横木
25. 寄棟造り（よせむねづくり）：屋根面が建物の四面に向かって傾斜した屋根

参考・引用文献一覧

1. 天野鉄男『図鑑・琉球列島有用樹木誌』沖縄出版 1989年
2. 太田静六編『九州のかたち・民家』西日本新聞社 昭和53年（1978）
3. 大堀哲編著『博物館学教程』東京堂出版 1997年
4. 『沖縄県立博物館年報 NO.10（昭和51年度）』沖縄県立博物館 昭和52年（1977）
5. 『沖縄県立博物館年報 NO.21』沖縄県立博物館 昭和63年（1988）
6. 『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社 1983年
7. 柏常秋『沖永良部島民俗誌』昭和50年（1975）
8. 小林一元他『木造建築用語辞典』井上書院 1997年
9. 『知名町誌』知名町役場 昭和57年（1982）
10. 中山盛茂編『琉球史辞典』琉球文教図書 昭和44年（1969）
11. 野村孝文『南西諸島の民家』相模書房 昭和36年（1961）
12. 文化庁監修『民家のみかた調べかた』第一法規出版 昭和57年（1982）
13. 武者英二「久米島民家の空間構成について」『沖縄久米島の総合的研究』弘文堂 昭和59年（1984）
14. 柳田國男監修『民俗學辭典』東京堂 昭和30年（1955）
15. 琉球政府文化財保護委員会監修『沖縄文化史辞典』東京堂出版 昭和57年（1982）

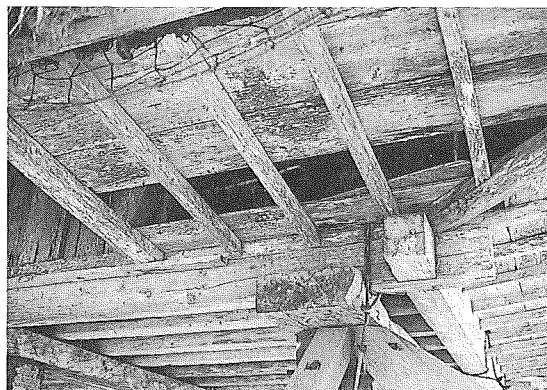


写真5：床組構造（東面及び北面）；東側から撮影

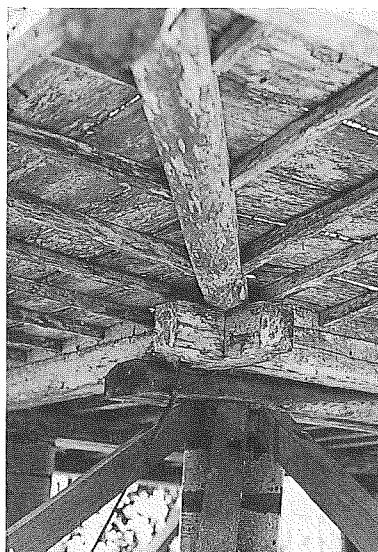


写真6：蛇腹構造（西面及び南面）；南西側から撮影

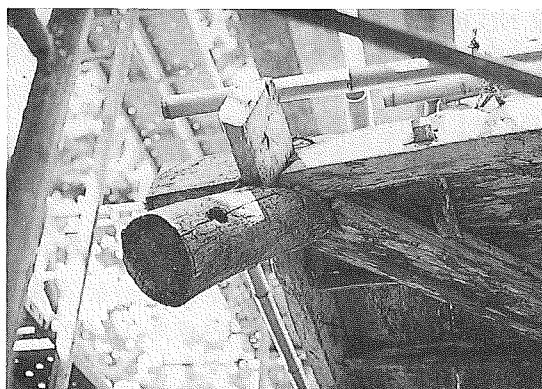


写真7：軒先の隅の接合部（西面及び南面）；南側から撮影

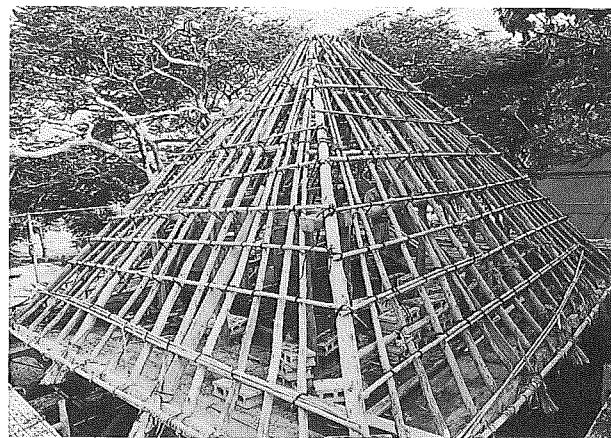


写真8：小屋組構造（北面及び西面）；北西側から撮影

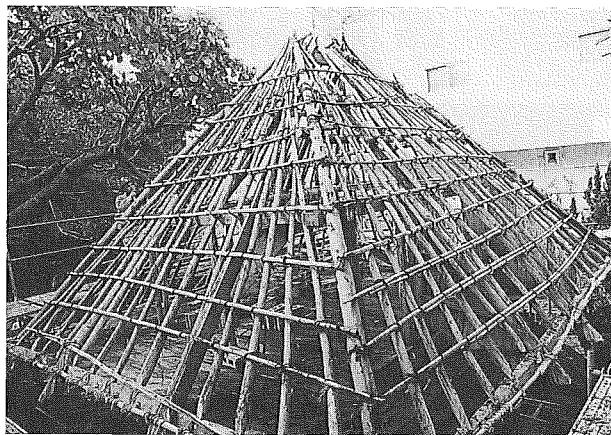


写真9：小屋組構造（南面及び東面）；南東側から撮影



写真10：束立て矩形架構（西面）；東側内から撮影



写真11：束立て矩形架構（西面及び北面）；南東側内から撮影

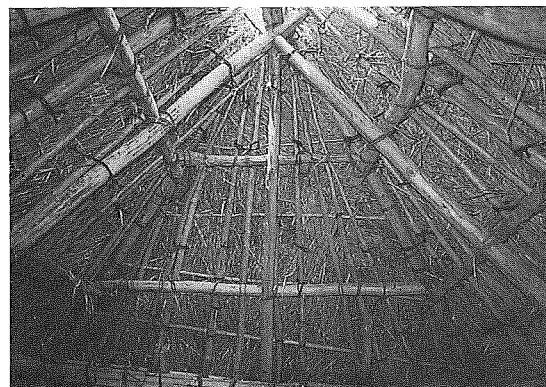


写真12：棟木を支える叉首構造（北面）；南側内から撮影



写真13：地回り桁と平叉首の接合部（西面）；南東側内から撮影

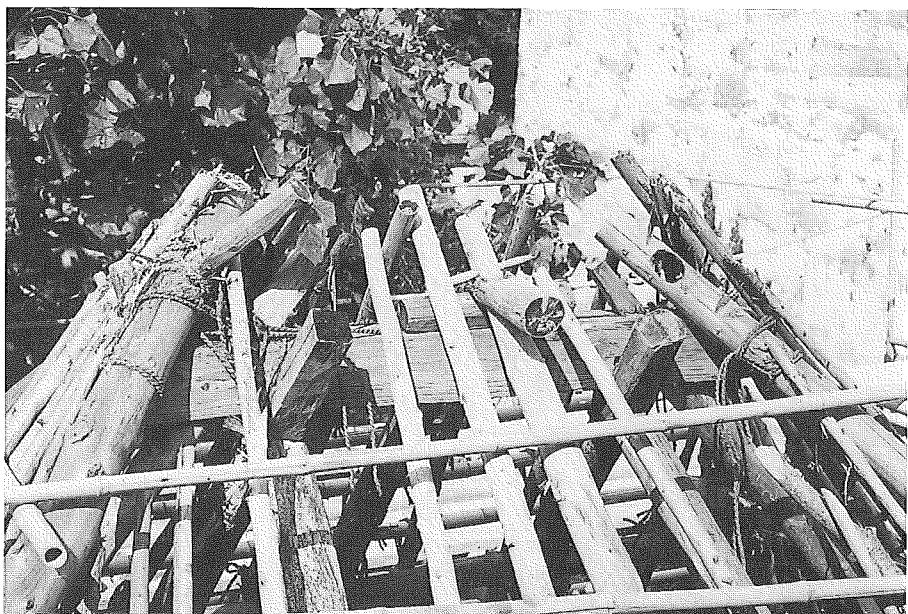


写真14：小屋組の頭頂部（東面）；東南東側から撮影



写真15：現在の高倉；南東側から撮影

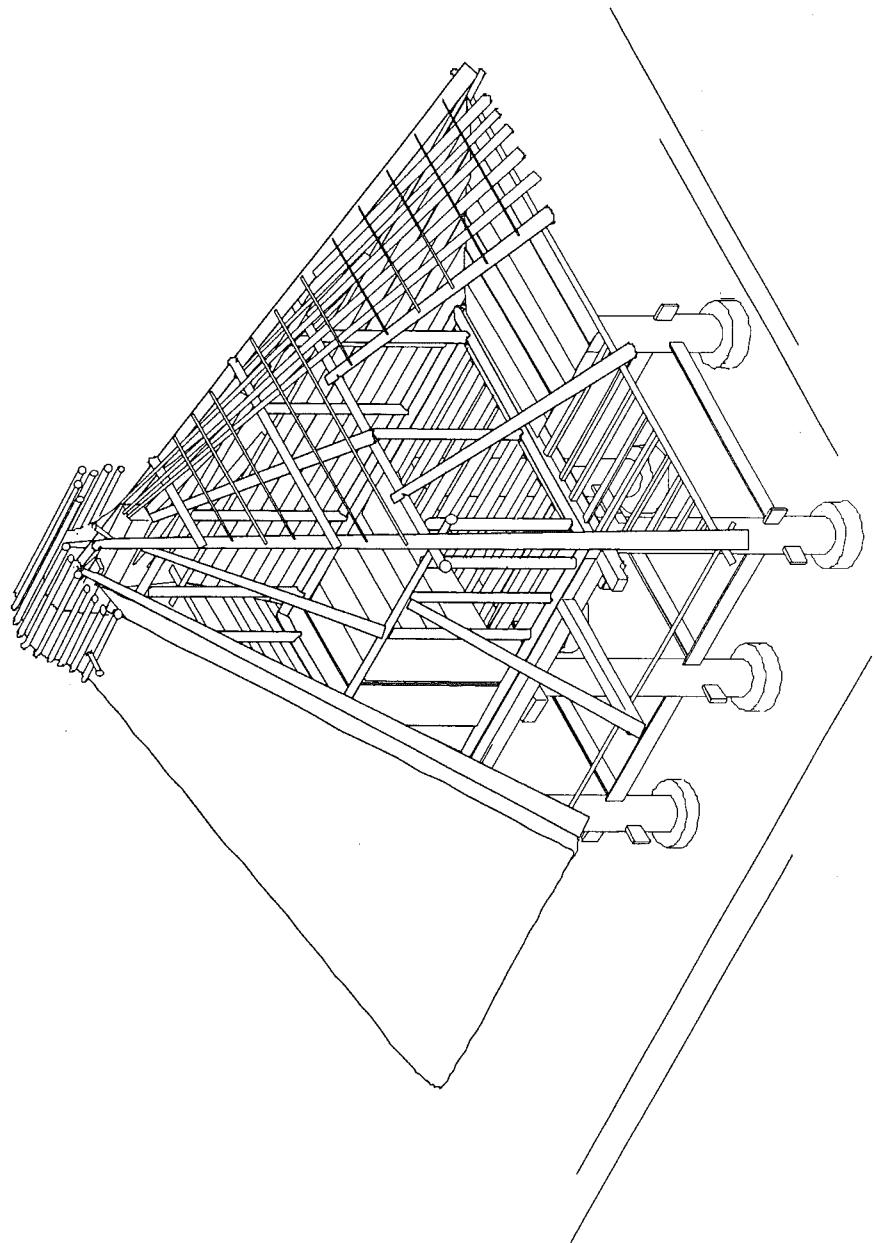


図5：透視図（北東より）

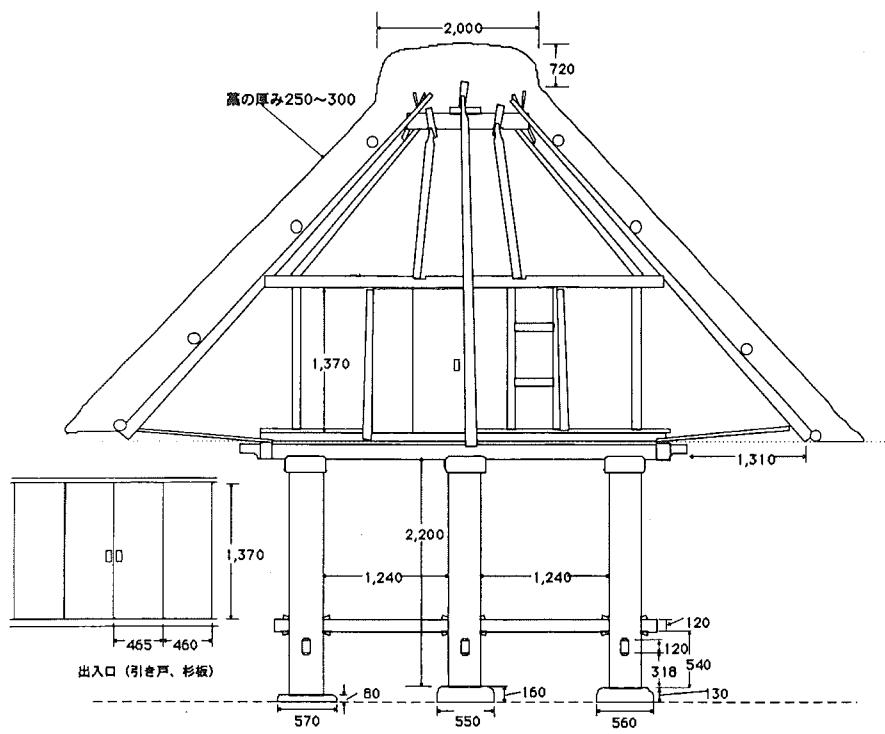
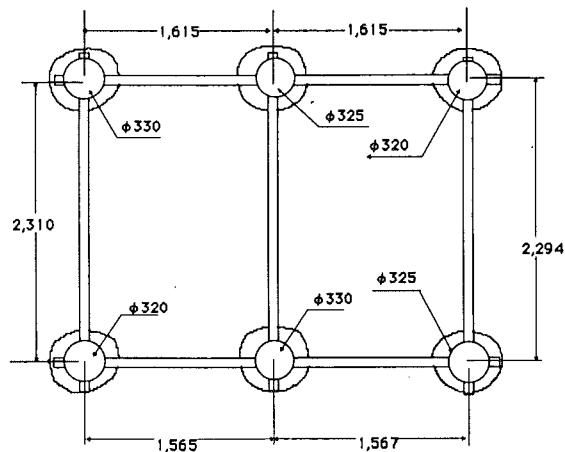


図6：桁行断面（東面）



東（正面）



図7：柱平面図

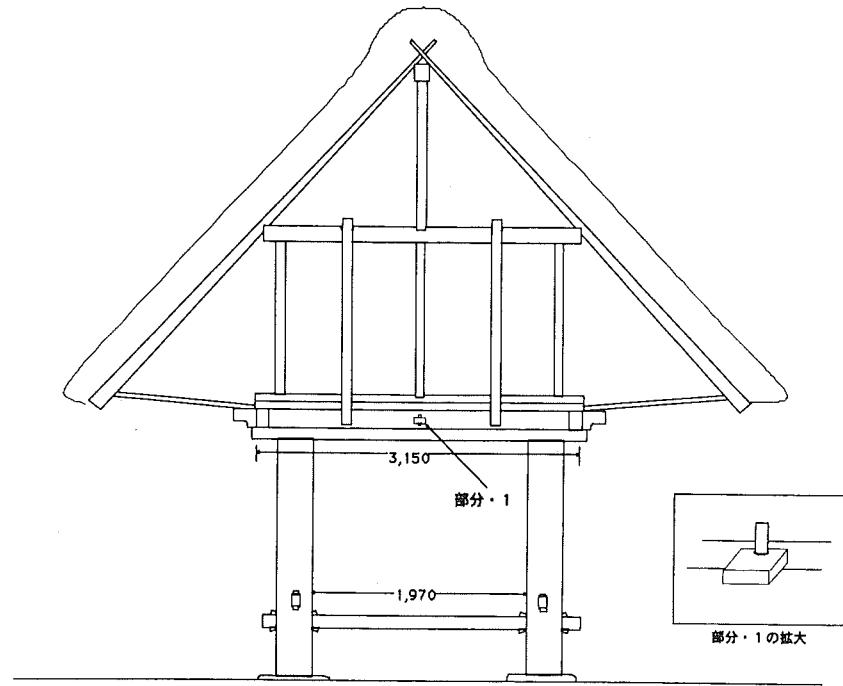


図 8 : 梁行断面（南面及び北面）

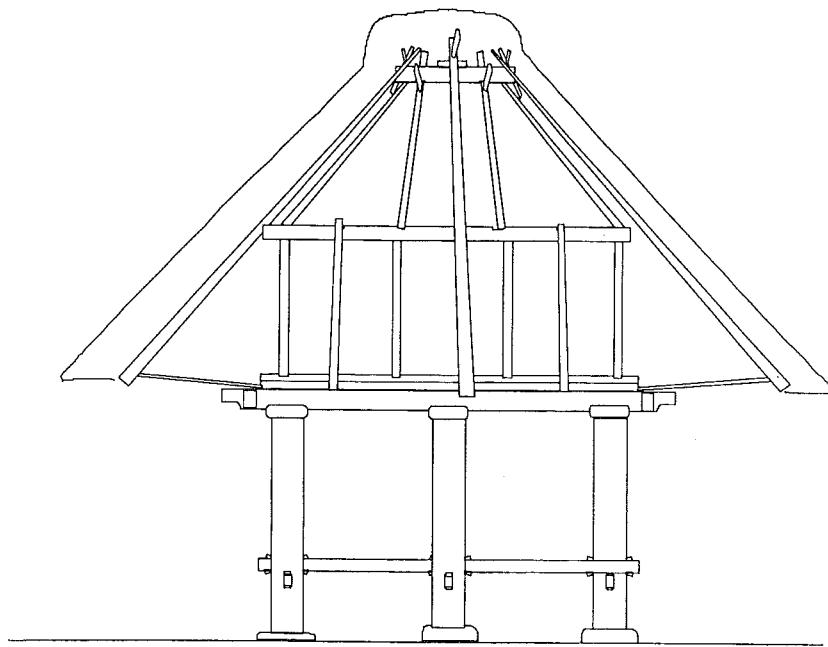


図 9 : 衍行断面（西面）

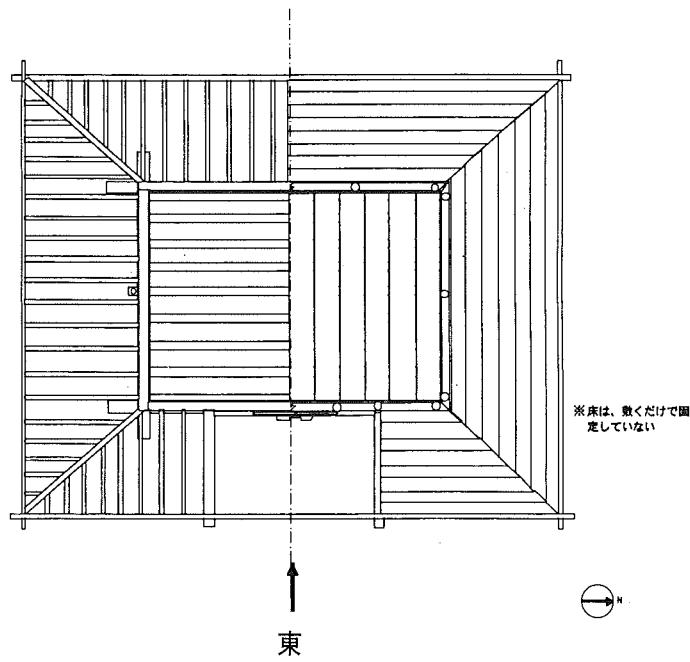


図10：床組平面

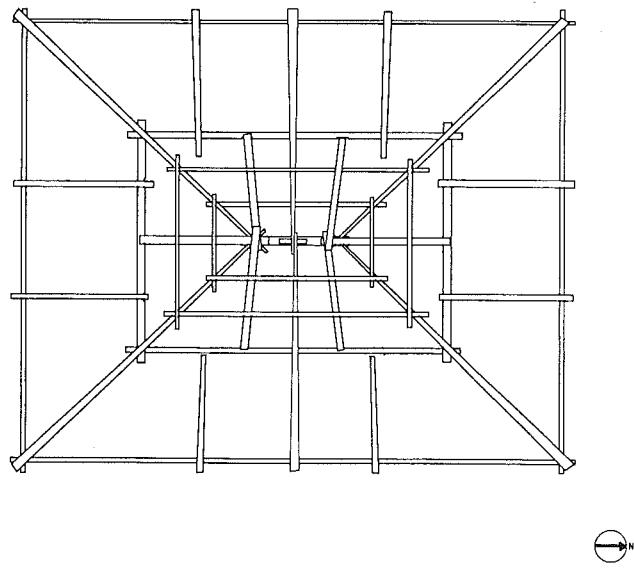


図11：小屋組平面

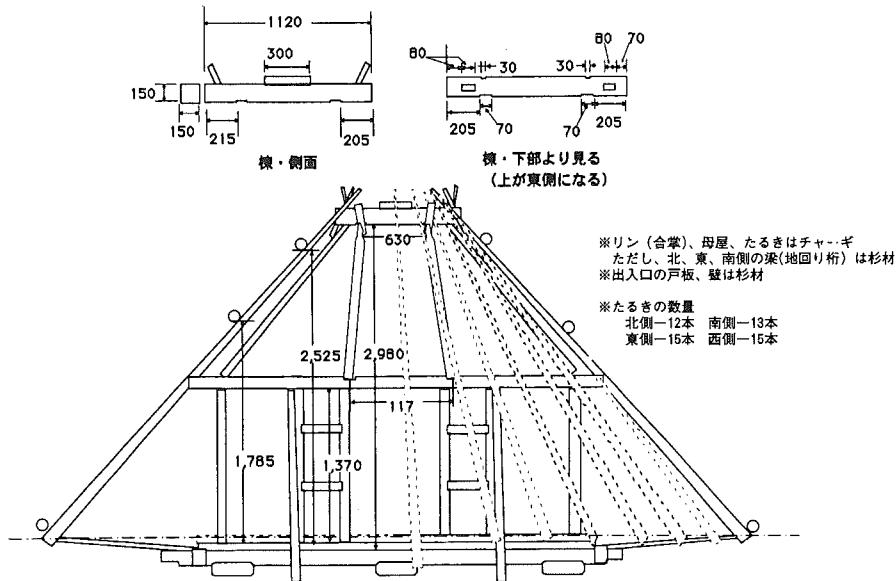


図12：小屋組詳細（東面）

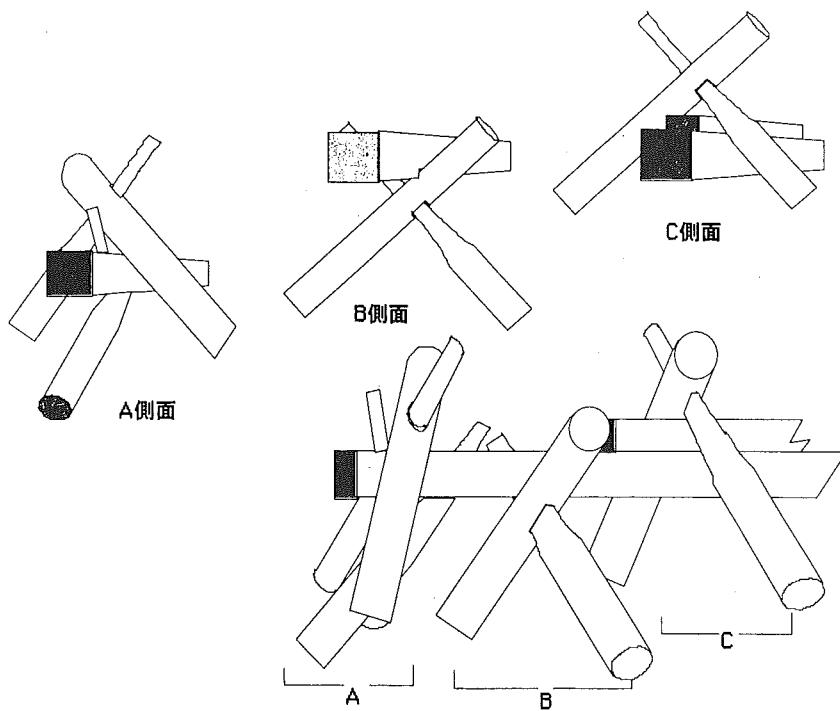


図13：小屋組頭頂の接合部分

博物館文化講座考 —アンケート調査より—

宮 平 真由美

喜久川 智子

(沖縄県立博物館)

Evaluation on Audience Research of Public Lecture.

Mayumi MIYAHIRA and Tomoko KIKUGAWA

(Okinawa Prefectural Museum)

I. はじめに

博物館文化講座は博物館の展示内容と関連する沖縄の自然・歴史・文化などについてわかりやすい内容で、楽しく学習が出来るように企画された教育普及活動の事業である。博物館の展示と関連し、各分野あるいはそれらの分野の総合されたものを内容とし、講演形式、展示の解説、実技指導形式、現地研修形式など、各年齢層が楽しく学び学習できるように企画されている。

1974年（昭和49）から実施しており、今年（1998年）で24年目を迎え、平成10年度3月の講座をもって290回を数える。これまでほぼ毎月1回のペースで開催されており、現在では、当博物館の主な事業の一つとなっている。これまで多くの方々が受講されており、多くのご意見やご感想をいただきしてきた。当館では今後も、より多くの受講者のニーズに応える講座内容にしていきたいと考え、アンケートを実施し、その声を今後の文化講座に反映させていきたい。



文化講座の様子

II. 調査結果

アンケート調査は平成9年7月の講座から実施しており、今回は、平成10年12月の講座までの1年半のアンケートの結果内容を少し検討してみたい。

アンケートは、各文化講座に参加した受講者に配布し、表1の用紙に記入してもらい、

1999年 月 日 ()

沖縄県立博物館文化講座参加者アンケート

今後の文化講座活動の参考にしていきたいと思いますので、皆さんのが“声”を聴かせて下さい。

※当てはまる事柄の番号に○をつけて下さい

在住	性別	年齢	職業
県外	男性	1.10代 2.20代 3.30代 4.40代	1.会社員 2.自営業 3.公務員 4.主婦
県内	女性	5.50代 6.60代 7.70代以上	5.学生(小・中・高・大・専) 6.その他()

I. 今日の文化講座は何で知りましたか?

- 1.テレビ 2.ラジオ 3.新聞 4.雑誌(雑誌名)
5.博物館の看板・チラシ 6.前回の文化講座に参加 7.その他()

II. 文化講座のご利用回数は?

- 1.初めて 2.毎回 3.1年に 回 4.その他()

III. 今日の講座内容について

- 1.満足した 2.やや満足 3.普通 4.つまらなかった
気付いた点があればご記入下さい

IV. 関心がある分野は何ですか?

- 1.考古 2.歴史 3.自然() 4.美術工芸()
5.民俗 6.その他()
・文化講座で聴いてみたい事柄をあげて下さい(複数でも可)

・講演を聴いてみたい講師がいれば、あげて下さい

●差し支えなければ、お名前、ご住所をご記入下さい。

お名前 _____ ご住所 _____

ご協力ありがとうございました

表1 沖縄県立博物館文化講座参加者アンケート

講座終了後、用意しておいた箱に入れてもらう方法で実施した。

この1年半で16講座を開催し、受講者の総数は1,276人であった。アンケート回収率は34.1%であった。第286回の講座に関しては、アンケート調査をおこなっていないため、数値が得られていない。

回収率は高い割合ではないが、大まかに、受講者の年代、興味を持っている分野、講座の開催を何で知ったのか、講座への参加状況、どのような講座を開いて欲しいのかなどを知ることが出来ると思う。尚、平成9年7月から平成10年12月までの文化講座名、受講者数、及び回収率については、表2を見ていただきたい。

回	期日	講座名	参加者	回収数	回収率
272	H 9.7.19	沖縄島の生い立ち(定員あり)	40	21	52.50%
273	H 9.8.30	組踊写本の現状と上演	87	33	37.90%
274	H 9.9.20	近世の学校と試験～科(こう)を中心に～	61	26	42.60%
275	H 9.11.15	野鳥観察会(定員あり)	30	15	50.00%
276	H 9.12.2	遺跡めぐり(定員あり)	45	41	91.10%
277	H 10.1.17	西南中国の酒と泡盛	70	17	24.20%
278	H 10.2.21	古人骨は語る～沖縄人のルーツ～	124	30	24.10%
279	H 10.3.14	収蔵資料解説会～琉球の絵画～	53	6	11.30%
280	H 10.4.18	ハワイビショップ博物館の活動	32	11	34.30%
281	H 10.5.16	世界遺産について	72	26	36.10%
282	H 10.6.20	生物の来た道	63	24	38.00%
283	H 10.7.18	ペリーの日本遠征～前進基地としての琉球王国～	115	7	6.00%
284	H 10.7.25	ペリー艦隊が見た琉球王国時代の作物について～あわせて黒船が収集した琉球王国時代の植物の里帰りについて～	130	17	13.00%
285	H 10.9.19	沖縄の村踊り	80	23	28.70%
286	H 10.11.17	包むこころ ふろしき～特別展・展示解説会～	144	—	—
287	H 10.12.5	ふろしきの文化	130	30	23.00%
合計			1276	327	34.10%

表2 平成9年7月～平成10年12月までの博物館文化講座

1. 受講者の年齢について

- | | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 1. 10代・・1% | 2. 20代・・15% | 3. 30代・・6% |
| 4. 40代・・18% | 5. 50代・・24% | 6. 60代・・25% |
| 7. 70代以上・・11% | | |

今回のアンケートの集計を見てみると、表3でも分かるように40代～60代が多く、全体の67%を占めている。70代以上の割合も11%を占め、博物館文化講座を生涯学習の一環として利用しているのではないかと思われる。

20代、30代の受講者は、21%という数字を示しているが、これは、アンケートに協力した人がこの年代で多かったということであって、受講者全体の中では、少ない印象をうける。これは、関心が薄いということと、講座が土曜日の午後開かれるため、仕事を持っている人には参加しづらいということ等もあるだろう。アンケートの回答の中には、土曜日は仕事が入っているため、日曜日に講座を開いて欲しい、という意見もあった。

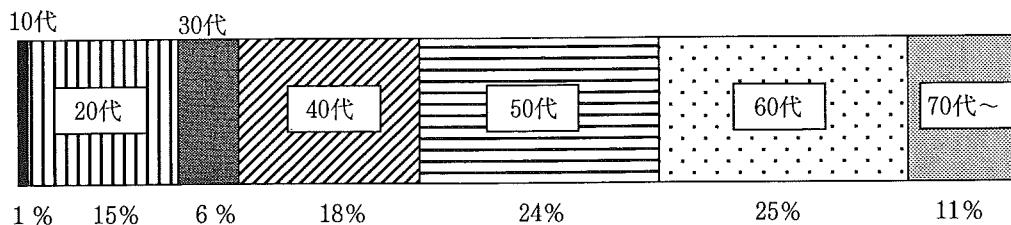


表3 博物館文化講座参加年齢

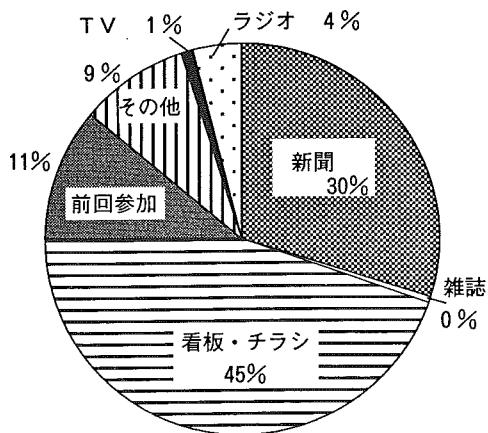


表4 情報入手先

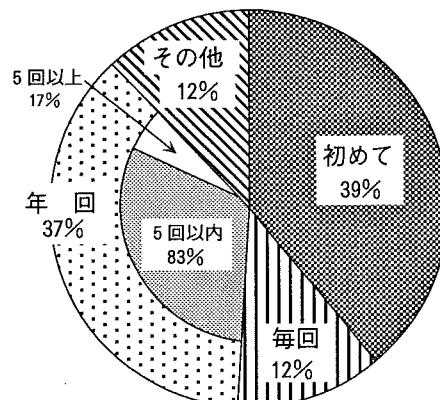


表5 受講回数

2. 情報入手先について

- | | | |
|--------------------|------------------|--------------|
| 1. テレビ・・ 1 % | 2. ラジオ・・ 4 % | 3. 新聞・・ 30 % |
| 4. 雑誌・・ 0 % | 5. 看板・チラシ・・ 45 % | |
| 6. 前回の講座に参加・・ 11 % | | 7. その他・・ 9 % |

文化講座の開催の情報を、何で得たのかを問い合わせ、表4に表している。圧倒的に、「看板・チラシ」(45%)で知ったという方が多く、続いて「新聞」(30%)となっている。(表4参照)

看板は、担当者が作製し講座が開催される約3週間前に、博物館の正門に設置している。各報道機関と近隣公民館へは、毎回文書とチラシを送り、その広報に協力していただいている。この2項目で75%という数値が得られたことは、看板やチラシを作る者にとってうれしい結果となり、今後の励みになる。

3. 参加回数

- | | | |
|-------------------------|--------------|----------------|
| 1. 初めて・・ 39 % | 2. 每回・・ 12 % | 3. 1年に回・・ 37 % |
| (内5回以内・・ 83 %、5回以上17 %) | | 4. その他・・ 12 % |

受講回数(表5)は、「毎回」、「1年回」で49%とほとんど半数を占めており、何度も足を運んでいる受講者が多いことが分かる。表4でも、前回の講座に参加して今回の講座を知り、受講することにした方が11%いる。また、「初めて」という方が39%いるわけだが、予想していたよりも高い割合であった。何度も参加している方は、アンケート用紙に記入しなくなることも考えられるため、アンケートの結果として、「初めて参加」の割合が高くなっているのではないかと思われる。しかし、毎回文化講座の開催を初めて知り、それに関心をよせる受講者もいる。

4. 内容についての満足度

- | | | |
|----------------|----------------|--------------|
| 1. 満足・・ 57 % | 2. やや満足・・ 28 % | 3. 普通・・ 14 % |
| 4. つまらない・・ 1 % | | |

講座内容についての満足度を表6で表してみた。「満足」「やや満足」を合わせると85%という高い数字を示している。受講者の期待に添えた講座が開けたということであり、博物館側からはうれしい結果となっている。

「普通」「つまらない」と答えた理由として、講座の内容が期待にそぐわなかったり、難しすぎてわかりにくかった等が考えられる。

以下に、「講座を受けて気付いた点」に書かれてある受講者の感想をあげてみた。

・①化石採集には最適の場所であった。照間は別として宮城があとどれ位存続するか気になる。②採集前に実物をみせてくれたので探しやすかった。③「生い立ち」についてはもう少し、話してほしかった。(現地で) (60代女性)

・旧コースを設定してゆとりをもった採集時間、地形のおいたちを説明してもらいたかった。(40代男性)
・大発見ですばらしい半日でした。

土曜講座が多いですので、日曜日にも実施して(土曜休み無し)いただきたい。

(50代)

- ・祖父母の住んでいる伊是名で仲村渠真嘉戸が上演されていたのを知っておどろいた。いろいろなところで活発にやられているようすごいと思った。(20代女性)
- ・折角の組踊の講座だったので、広く情報を流して多くの人に集まって欲しかった。古典舞踊や古典音楽家の実演家が少ないのが残念、不思議である。これらの人々にも集まって貰うことを考えて欲しいと思いました。(50代男性)
- ・組踊を全く知らなかったのですが、写本を集めることでのエピソード等面白く聞きました。VTRを見て、なんて優雅なミュージカルだろうと感動しました。琉球文化の奥行きの深さに触れた思いです。ありがとうございました。(40代女性)
- ・ちょっとした机のようなものが肘掛けのところにでもついていればたいへんうれしいです。(20代男性)
- ・同じテーマで4~5回に分けてもっとくわしく講座してくれたら有難い。(60代男性)
- ・質問したいことはたくさんあるので(他の参加者の方も同様だと思う)、答えてくれる講師、あるいはアシスタントの方がもっと居て欲しいです。(20代女性)
- ・時間が短いので、朝からやってほしい。(50代男性)
- ・「貝塚」という場所を初めて見学しました。単に貝塚と云うだけでなく、色々な方面(学問)につながってゆくことがわかりました。(60代女性)
- ・“泡盛ロマン”は読んだが多少不可快な点があったので講座を受講した後あらためて読んでみようと思った。(30代男性)
- ・沖縄の人の成り立ちが、すべて、早く明らかになるようご研究して下さい。ありがとうございました。(県内60代男性)

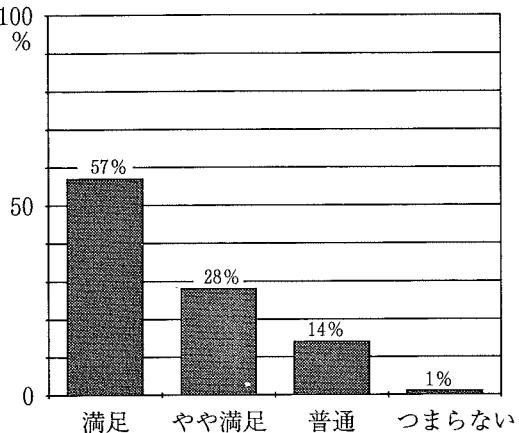


表6 講座内容についての満足度

- ・館内のものをもっと見たかった。(50代)
 - ・博物館ボランティア養成講座のようだった。つまり、文化講座にはならなかった。もつと展示内容に触れて欲しかった。時間配分に工夫を。(50代男性)
 - ・やや難しく、話が単調な気がしました。内容が高級でした。理解できる力をつけて来たいと思います。
 - ・写真やスライドがあれば、もっと満足できたと思います。(20代女性)
 - ・資料があったので、講師講演内容はよく分かりました。(50代女性)
 - ・沖縄にすばらしい伝統文化（芸能）が現存していることを知り、感銘しました。
- (60代女性)
- ・現地で見学したい。1泊してもよい。(70代男性)
 - ・村に伝わる伝統踊りは、それなりに貴重であり、先生の話に満足した。(60代男性)
 - ・楽しくて為になった。(60代男性)
 - ・包みの意味が分かりました。折りにふれ包みの心を…。(50代女性)

5. 関心のある分野

現在、興味を持っている分野を複数回答で答えてもらった。年齢層によって、関心のある分野が異なるかどうかをみるために、年齢層別に表7に示した。

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無記入	合計
考古	1	21	6	22	18	16	10	4	98
歴史		14	10	33	43	51	28	9	188
自然	1	23	6	20	26	22	5	2	105
美術工芸		7	6	15	18	14	2	5	67
民俗		17	7	27	26	21	15	3	116
その他		4		6	3	4	1	1	19
合計	2	86	35	123	134	128	61	24	593

表7 関心を持った各分野の年代別一覧

全体的にみると、「歴史」が一番の人気で、188 (31.7%) を示し、「民俗」116 (19.6%)、「自然」105 (17.7%) と続く。20代では「自然」が一番高い数値を示しているが、他の年齢層では、「歴史」が最も高い値を示した。

「自然」と「美術工芸」は、特にどの分野かを記入できる欄を設けたが、どちらも沖縄独特のものを挙げている場合が多い。「自然」では沖縄の動植物に関する事、「美術工芸」では陶磁器や書、染織などが、多くあげられている。

「その他」の項目に、自由に記入してもらったものを見ると、文学や芸能についての講座を望む声が多い。これは、組踊や村踊り関係の講座を行った際に、沖縄の伝統芸能に興味を持っている方が受講していることの表れだと思われる。

6. 文化講座で聴いてみたい事柄・講師について

自由に記入してもらう方法をとったが、どの分野もかなり熱心な思い入れがあることが伺える。やはり、それぞれの講座に関連した分野が多く記入されており、一つ一つの事象について詳しい情報を持っていて、聴いてみたい講師名もその道の専門家ばかりであった。各分野ごとに、特に要望が多かったものを挙げてみたい。

「考古」では、グスクについてが特に多く、港川人について、海底遺跡について等も挙げられた。「歴史」は、中国との関係や琉球王朝時代についての要望が最も多く、戦後史を挙げた方もいた。「自然」は、沖縄の動植物についての現地研修を望む声が多かった。「美術工芸」は、染織と焼物について、「民俗」は、沖縄の食文化、風水についてがそれれ多く挙げられた。

以下、主な意見を列挙してみたい。

- ・港川人の再調査について。(50代男性)
- ・沖縄の海底遺跡について、インカ文明について、ケルト文化について。(20代女性)
- ・グスクの成立、分布、歴史など。(60代男性)
- ・沖縄の戦後史（占領時も含めて）。(40代)
- ・朝貢品からみた中琉貿易、沖縄の馬や豚はいつ頃どこから琉球に入ったか。
(50代男性)
- ・首里尚家（中城御殿）について。(50代男性)
- ・王朝時代の首里城内での生活について。首里城周辺での御願みについて。(60代男性)
- ・旧王府の機構について。(70代以上男性)
- ・首里における武家、町人等の生活（歴史を追って）様式。(70代以上男性)
- ・ペリーの遠征時の通訳者（板良敷）のことが聞きたい。通訳者から見たペリーの事も聞きたい。(50代女性)
- ・ペリー来島の時の沖縄実態をもっと詳しく知りたい。(50代女性)
- ・終戦直後の沖縄の教育事情（学校はどうしたか。教師はどうしたか。教科書はどうしたか。本土の戦後教育は沖縄にどのように伝わったか）。(50代男性)
- ・天体観測など野外（フィールド）に出て開かれる講座は楽しそうなので受講してみたいです。(20代男性)

- ・やんばるの野鳥観察。やんばるの植物観察。(50代男性)
- ・琉球方言のルーツと九州方言との関係。(40代)
- ・王府時代の漆器制作について。焼き物、窯の発掘調査について。(30代)
- ・紅型の歴史と作り方、これからの発展性。(40代女性)
- ・沖縄の染め、織りに影響を与えた世界の染織の比較。(30代女性)
- ・前回も聴きましたがユタの話。オモロ。(50代女性)
- ・風水についての講座をお願いします。(60代男性)
- ・琉球舞踊の歴史(体系、種類など)、エイサーの歴史、変遷について。(60代男性)
- ・石獅子及び獅子舞について。(70代以上男性)
- ・沖縄の食文化等。(60代主婦)
- ・私立博物館(例えは貝類・電気)のおもしろ話。(40代女性)
- ・このような講座があることを知ったのも初めての事ですので、聴いてみたい講座とか、講師名などについては今回は答えることが出来ません。次回に答えたいと思います。
(50代女性)
- ・特に何に関心があるというのではなく、何でも勉強したい。(70代)

III. まとめ

今回、アンケートを実施するまでは、受講者の年齢層は、ある程度予想はできたものの、講座内容の満足度の集計は、予想がつきにくく不安でもあった。しかし、アンケート回収率が34.1%という低い数字ではあったが、その中でも満足いく内容であったかどうか、どういう講座を受けたいのか等を具体的に知ることが出来、ある程度の成果は得られたと思われる。

毎回、その日の受講者数を気にしながら、レジュメ作りをしているが、テーマによって、受講者数に大きな変化がある。こちらの予想通り、また希望通りいかないのが事実で、あわててレジュメを追加する事も度々ある。定員のない、講演形式の講座では、やはり、歴史に関する講座の人気が高いが、偏った講座を開くことを避け、毎年、講座を企画する際に、各分野が均等になるように配慮している。

アンケートから、色々な意見を聞くことが出来、今後にどう生かしていくべきかと考えさせられた面もあった。例えば、講座を日曜日に開催する、野外観察等、講座内容によつては、時間を延長する、講演形式だけではなく、体験的、実技的なやり方を増やすといったことである。

また、アンケート用紙に「感想」の欄を設けた方が更に色々な意見が聞けるということもあり、今後アンケート用紙の改良も必要ではないかと思われる。

博物館文化講座も徐々に県民に浸透し、毎回足を運ぶ方も増えてきてはいるが、まだまだ広報不足の感は否めない。アンケート回答の中に「博物館でこういう講座などが行われていることを初めて知った」また「広報に力を入れて欲しい」という意見もあり、今後どのように文化講座をアピールしていくかという課題もある。

アンケートの「声」を全て実現させていくのは、諸事情により困難だが、少しづつでも反映させていきたい。博物館としても、これからも楽しく学べて、興味深い講座を開くよう努め、多くの方に講座に参加して頂きたい。

博物館紀要執筆規定

- 1 誌名：沖縄県立博物館紀要 BULLETIN OF OKINAWA PREFECTURAL MUSEUM とする。
- 2 目的：本誌は広く自然、歴史、民族、考古、美術工芸、教育普及等に関する原著、短報、資料紹介、論文紹介等の研究成果を公開する事によって県民の博物館についての関心を高め、理解を深める。また、この紀要を通して国内、国外の博物館職員や研究者との交流を深める。
- 3 執筆者：博物館職員及び博物館職員との共著に限る。
- 4 別印：原著については1論文につき30部の別刷を無料で進呈する。それ以上必要な場合の超過分は著者負担とする。

沖縄県立博物館紀要

第25号

1999年3月31日発行

編集・発行 沖縄県立博物館

〒903-0823 那覇市首里大中町1-1

TEL (098) 884-2243

FAX (098) 886-4353

印 刷 株式会社国際印刷

BULLETIN OF THE OKINAWA PREFECTURAL MUSEUM

No. 25

1999

CONTENTS

Masayuki MAEDA : Die Religionsaktivität in Deutschland und Islam	1
Kosho KAMIYA : Folkloric and Historical Relations between the Stone Materials and the Human Life	53
Yoshiharu YONASHIRO : Notes on the Breeding <i>Cisticola juncidis</i> at the Base of Mountain of the Untama-mori in Boundary of Nishihara Town and Yonabaru Town, Okinawa Prefecture	69
K. TAKEHARA, S. ANEZAKI, M. TAKAGI, H. OKUDO, and M. KANAGAWA : New Record of the Birds in Minami Datou-jima Island, the Nansei-Shoto	75
K. TAKEHARA, H. KADEKARU, M. MAEHARA, T. MATSUDA, I. SAKUDA, and S. MATSUDA : New Record of the Birds in Kumejima Island, the Ryukyus	95
Yosiaki NAKASOKO : From Planting Seeds of Sweet Potatoes to Cooking	117
Yosiaki NAKASOKO : Why are the Potteries Deep Pot Type with Flat Bottom Shape?	129
Etsuko IHA : Volunteer Support Museum Program	135
Ichiko YONAMINE : Study on Technical Relation Between the Same Design of <i>Bingata</i> and the Dye house ~in Case of Design of Haze, Pine Leaf, <i>Obako</i> and <i>Ume</i> Blossom~	159
Ken-Iti OTA and Satoshi TSUHAKO : <Material Note> On Takakura of Okinawa Prefectural Museum	171
Mayumi MIYAHIRA and Tomoko KIKUKAWA : Evaluation on Audience Reserch of Public Lecture	191

OKINAWA PREFECTURAL MUSEUM